

平成 2 4 年 第 2 回

佐伯市議会定例会会議録

自 平成 2 4 年 6 月 4 日
至 平成 2 4 年 6 月 2 6 日

佐 伯 市 議 会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第1号	6月4日
第2号	6月11日
第3号	6月12日
第4号	6月13日
第5号	6月14日
第6号	6月26日

平成24年第 2 回佐伯市議会定例会会議録目次

平成 2 4 年 6 月 4 日（月曜日）（第 1 号）

開会.....	13
1 日程第 1 会期の決定.....	13
1 日程第 2 委員会等の中間報告（質疑）.....	13
1 地域開発調査特別委員長（榊田穂積）の報告.....	14
1 議員政策研究会会長（高司政文）の報告.....	15
1 7 番（河野豊）の質疑（地域開発調査特別委員長の報告）.....	17
1 日程第 3 議案の上程.....	18
1 上程議案一覧表.....	18
1 日程第 4 提案理由の説明.....	20
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	20
散会.....	25

平成 2 4 年 6 月 1 1 日（月曜日）（第 2 号）

開議.....	28
1 日程第 1 議案質疑.....	28
1 日程第 2 議案の委員会付託.....	28
1 議案付託表.....	29
1 日程第 3 議案の上程.....	30
1 市長（西嶋泰義）の説明.....	30
1 追加上程議案一覧表.....	31
1 日程第 4 一般質問.....	31
1 8 番（佐藤元）の一般質問.....	31
1 1 番（後藤幸吉）の一般質問.....	43
1 30 番（清家儀太郎）の一般質問.....	56
1 16 番（三浦渉）の一般質問.....	68
散会.....	81

平成 2 4 年 6 月 1 2 日（火曜日）（第 3 号）

開議.....	84
1 日程第 1 一般質問.....	84
1 28 番（上田徹）の一般質問.....	84
1 14 番（日高嘉己）の一般質問.....	90
1 4 番（清田哲也）の一般質問.....	99
1 2 番（後藤勇人）の一般質問.....	110
1 6 番（江藤茂）の一般質問.....	119

1	17番（井上清三）の一般質問.....	130
	散会.....	140

平成24年6月13日（水曜日）（第4号）

	開議.....	143
1	日程第1 一般質問.....	143
1	22番（玉田茂）の一般質問.....	143
1	13番（矢野哲丸）の一般質問.....	148
1	27番（吉良栄三）の一般質問.....	155
1	25番（清家好文）の一般質問.....	168
1	26番（高司政文）の一般質問.....	180
	散会.....	195

平成24年6月14日（木曜日）（第5号）

	開議.....	198
1	日程第1 一般質問.....	198
1	3番（浅利美知子）の一般質問.....	198
1	19番（芦刈紀生）の一般質問.....	208
1	日程第2 議案質疑.....	214
1	日程第3 議案の委員会付託.....	214
1	議案付託表.....	215
	散会.....	215

平成24年6月26日（火曜日）（第6号）

	開議.....	218
1	日程第1 委員会の中間報告（質疑）.....	218
1	建設常任委員長（井上清三）の報告.....	218
1	経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	220
1	26番（高司政文）の質疑（建設常任委員長の報告）.....	222
1	日程第2 委員会の閉会中継続審査の件.....	224
1	審議結果.....	225
1	日程第3 委員長報告（質疑）.....	225
1	総務常任委員長（後藤幸吉）の報告.....	225
1	建設常任委員長（井上清三）の報告.....	227
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の報告.....	228
1	経済産業常任委員長（井野上準）の報告.....	230
1	日程第4 討論、採決.....	231
1	審議結果.....	235
1	日程第5 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）.....	236
1	教育民生常任委員長（矢野哲丸）の説明（意見書案第30号）.....	236

1	24番（渡邊一晴）の説明（意見書案第31号）.....	238
1	追加上程議案一覧表.....	239
1	審議結果.....	240
1	日程第6 議員政治倫理審査請求に基づく特別委員会設置の件（特別委員会の設置、 閉会中継続調査、採決）.....	240
1	政治倫理調査特別委員会委員表.....	240
1	日程第7 会議録署名議員の指名.....	240
	閉会.....	241

一般質問一覧表
(質問者順)

平成24年6月11日(月)・12日(火)
13日(水)・14日(木)

番号	質問の要旨	答弁者	質問者	頁
1	<p>1. 防災対策について</p> <p>ア. 津波高の想定変更に伴う対応について</p> <p>イ. 避難用の表示案内について</p> <p>ウ. 離島等の施設整備について</p> <p>2. 市役所新庁舎の建設について</p> <p>ア. 現在の進捗状況について</p> <p>イ. 基礎工事部分の工事について</p>	<p>市長</p> <p>副市長</p> <p>総務部長</p> <p>建設部長</p>	佐藤元	31
2	<p>1. 中心市街地活性化基本計画について</p> <p>ア. 計画の作成について</p> <p>イ. 中心市街地活性化協議会と株式会社まちづくり佐伯について</p> <p>ウ. ルートインに売却した土地について</p> <p>エ. 本計画のうち大手前再開発事業以外の事業について</p> <p>2. 大手前再開発について</p> <p>ア. 住民投票条例の制定と再開発事業について</p> <p>イ. 再開発ビルについて</p> <p>ウ. 土地の価格について</p> <p>エ. 事業協力者等について</p> <p>オ. 経費について</p> <p>カ. マンション購入者の駐車場について</p> <p>キ. 再開発事業の責任者について</p> <p>ク. 市有地の扱いについて</p> <p>ケ. 壽屋跡地の資産運用について</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>消防長</p>	後藤幸吉	43

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
3	<p>1. 佐伯市の「まちづくり」について</p> <p>ア. 「中心市街地活性化基本計画」について</p> <p>イ. 大手前市街地再開発事業と大手前土地区画 整理事業について</p> <p>ウ. 13階建てマンションについて</p> <p>エ. 商業施設と駐車場について</p> <p>オ. 大手前再開発について</p> <p>2. 「三余館」の今後の使用方法について</p> <p>3. 「佐伯市歴史資料館」の建設について</p> <p>ア. 「歴史資料館」建設事業について</p> <p>イ. 施設及び収蔵資料の位置づけについて</p> <p>ウ. 「佐伯文庫」について</p> <p>エ. 学芸員について</p> <p>オ. 文化・芸術について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>教 育 部 長</p>	清家儀太郎	56
4	<p>1. 大手前開発事業について</p> <p>ア. 現在の進捗状況について</p> <p>イ. 今後のスケジュールについて</p>	<p>市 長</p> <p>財 務 部 長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建 設 部 長</p> <p>大手前開発推進室長</p>	三浦 渉	68
5	<p>1. 公共交通機関の利用促進について</p> <p>ア. 現状について</p> <p>イ. 今後の取組について</p> <p>2. 霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業について</p> <p>ア. 現状について</p> <p>イ. 今後の対応について</p>	<p>企画商工観光部長</p> <p>農 林 水 産 部 長</p> <p>教 育 部 長</p>	上田 徹	84

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
6	<p>1. 中心市街地活性化事業について</p> <p>ア. 大手前開発事業のスタート時点の住民合意について</p> <p>イ. 主な事業の進捗状況について</p> <p>ウ. 事業効果について</p> <p>エ. 大手前再開発事業の変更理由等について</p> <p>オ. 財政への影響について</p> <p>カ. 今後の周知方法について</p> <p>2. 蒲江地域の小学校統合について</p> <p>ア. 小学校区ごとの説明会の状況について</p> <p>イ. 今後のスケジュールについて</p>	<p>市長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>教育部長</p>	日高嘉己	90
7	<p>1. 給食費の滞納問題について</p> <p>ア. 滞納者対策について</p> <p>イ. 昨年12月定例会での答弁について</p> <p>2. 下水道について</p> <p>ア. 接続率の向上について</p> <p>イ. 供用施設の維持管理について</p> <p>ウ. 鶴岡地区の下水道について</p>	<p>教育長</p> <p>上下水道部長</p> <p>教育部長</p>	清田哲也	99
8	<p>1. 県道604号線について</p> <p>ア. 上灘から東灘間の現状について</p> <p>イ. 大河原付近について</p> <p>ウ. 桑野浦から日野浦間について</p> <p>2. 公共施設のトイレについて</p> <p>ア. 公民館のトイレの現状について</p> <p>イ. JR佐伯駅のトイレについて</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>建設部長</p> <p>教育部長</p>	後藤勇人	110
9	<p>1. 佐伯蒲江間の南インターについて</p> <p>2. 林業対策について</p> <p>ア. 木材価格について</p> <p>イ. 自治体間の協定について</p> <p>ウ. 有害鳥獣の捕獲について</p> <p>3. 農産物の地産地消について</p> <p>ア. 学校給食について</p> <p>イ. ごまだしうどんについて</p>	<p>教育長</p> <p>建設部長</p> <p>農林水産部長</p>	江藤 茂	119

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
10	1. 福祉政策について ア. 介護保険について イ. 介護予防について ウ. 知的障がい者対策について エ. 障がい者の就労支援について	市長 総務部長 福祉保健部長	井上清三	130
11	1. 番匠川河口橋の早期着工について 2. 市営住宅の有効活用について	市長 建設部長	玉田 茂	143
12	1. 自主防災活動について ア. 各区防災会について イ. 防災士について 2. 水道未普及対策事業補助金交付要綱について	総務部長 市民生活部長 防災危機管理課長	矢野哲丸	148
13	1. バイオマスタウンの取組について ア. これまでの取組と成果について イ. 「佐伯バイオコントラクター（仮称）」の 設立について ウ. 今後の取組について 2. 再生可能エネルギーへの取組について ア. 本市の取組について イ. 再生可能エネルギー特別措置法について	市長 企画商工観光部長 市民生活部長 農林水産部長	吉良栄三	155
14	1. 大手前開発事業について ア. 再開発事業変更に至る経過について イ. 再開発事業の変更理由と現実性について ウ. 建設計画の事業主体について エ. 事業主体の役割とその責務について オ. 本建設計画と佐伯市の役割・責任について	市長 財務部長 建設部長 消防長 大手前開発推進室長	清家好文	168

番号	質 問 の 要 旨	答 弁 者	質 問 者	頁
15	<p>1. 農林水産業を基幹にした佐伯市のまちづくりについて</p> <p>ア. 佐伯市全体のまちづくりについて</p> <p>イ. 農林水産業の振興について</p> <p>ウ. 農林水産業の振興と福祉保健行政について</p> <p>エ. 農林水産業の振興と生活環境行政について</p> <p>オ. 農林水産業の振興と消防力の強化について</p> <p>カ. 農林水産業の振興と振興局の地域振興について</p> <p>キ. 農林水産業の振興と企業誘致、商工観光について</p> <p>ク. 農林水産業の振興と財務行政について</p> <p>ケ. 農林水産業の振興と教育行政について</p> <p>コ. 農林水産業の振興と土木建設行政について</p> <p>サ. 農林水産業の振興と大手前開発について</p>	<p>市長</p> <p>教育長</p> <p>総務部長</p> <p>財務部長</p> <p>企画商工観光部長</p> <p>市民生活部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>農林水産部長</p> <p>消防長</p>	高司政文	180
16	<p>1. 防災対策について</p> <p>ア. 学校施設の非構造部材の耐震対策について</p> <p>イ. 避難所運営ゲーム（HUG）について</p> <p>2. 高齢者福祉について</p> <p>ア. 介護支援ボランティア制度の導入について</p> <p>イ. 高齢者肺炎球菌ワクチンについて</p>	<p>市長</p> <p>総務部長</p> <p>福祉保健部長</p> <p>教育部長</p>	浅利美知子	198
17	<p>1. 今後の農業振興について</p> <p>ア. 新規就農総合支援事業について</p> <p>イ. 農業者戸別所得補償制度について</p> <p>ウ. 「にこまる」の普及について</p> <p>エ. 水路の改修について</p>	農林水産部長	芦刈紀生	208

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第1号 6月4日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第1号）

平成24年6月4日（月曜日） 午前10時00分 開 会

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
17番	井上清三	18番	小野宗司
19番	芦刈紀生	20番	下川芳夫
21番	高橋香一郎	22番	玉田茂
23番	榊田穂積	24番	渡邊一晴
25番	清家好文	26番	高司政文
27番	吉良栄三	28番	上田徹
29番	御手洗秀光	30番	清家儀太郎

欠席議員の氏名

16番 三浦 涉

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	塩月厚信
教育長	分藤高嗣	総務部長	内田昇二
財務部長	井上勇	企画商工観光部長	飛高勝則
市民生活部長	岡本英二	福祉保健部長	飛高彌一郎
建設部長	永田亀男	上下水道部長	矢野幸正
農林水産部長	坪根大吉	教育部長	福泉慶一郎
消防長	安部幸一	総務部次長兼上浦興局長	岡崎 税
総務部次長兼弥生振興局長	山野内 眞人	総務部次長兼本匠振興局長	狩生 早己
総務部次長兼宇目振興局長	柴田勝徳	総務部次長兼直川振興局長	山内 一成
総務部次長兼鶴見振興局長	清家文明	総務部次長兼米水津振興局長	箕河原 司
総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊熊義	監査事務局長	笠村由喜

出席した事務局職員の職氏名

局長 矢野悦三

議事日程第1号

平成24年6月4日(月曜日) 午前10時00分 開 会

- 第1 会期の決定
- 第2 委員会等の中間報告(質疑)
- 第3 議案の上程
- 第4 提案理由の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 委員会等の中間報告(質疑)
- 日程第3 議案の上程
- 日程第4 提案理由の説明

午前10時00分 開 会

議長(小野宗司) おはようございます。本日招集の会議は成立いたしました。

ただいまから、平成24年第2回佐伯市議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、この際、御報告申し上げます。

去る、5月23日、東京日比谷公会堂で開催されました第88回全国市議会議長会定期総会におきまして、永年勤続者の表彰が行われ、兒玉輝彦議員並びに清家好文議員が10年以上の勤続表彰を、また河原修仁議員が15年以上勤続表彰をそれぞれ受賞されましたので御報告申し上げます。受賞されました各議員には、心からお祝いを申し上げますとともに、多年にわたり市政の振興に尽くされました御功績に対し、深く敬意を表します。おめでとうございます。

(拍手)

議長(小野宗司) これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定

議長(小野宗司) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から26日までの23日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、会期は23日間と決定いたしました。

日程第2 委員会等の中間報告(質疑)

議長(小野宗司) 日程第2、委員会等の中間報告を行います。

閉会中、継続調査として、地域開発調査特別委員会に付託中の調査1件につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

地域開発調査特別委員長、榊田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榊田穂積） おはようございます。地域開発調査特別委員長の榊田穂積でございます。

本委員会に付託され、閉会中継続調査となっております調査第3号、地域開発に関する件のうち、大手前開発事業について、5月29日、委員全員出席のもと委員会を開催いたしましたので、その概要を簡潔に中間報告いたします。

会議の冒頭、市長から、大手前開発事業の推進の賛否を問う住民投票条例制定を求める署名活動が行われているが、市としては、事業推進に向け、地権者や関係者と協議を重ねている。基本設計では住居部分がふえているが、これはまちなか居住の観点から、十分、中心市街地活性化の理念上にあるものである。また、この大手前開発事業は、地権者のためだけの事業ではなく、佐伯市全体にとって必要な事業である。国の交付金や合併特例債が活用できるこの時期が事業を行う絶好のチャンスであり、第2期行財政改革推進プランも示し、市財政が悪化することのないよう実施できると考えているとのあいさつがありました。

次に、大手前開発推進室から、基本設計が完成したが、以前報告した基本設計（原案）からの大きな変更点はない。現在は、移転補償協議を実施しており、あわせて4回目の同意事項である事業計画変更同意の取得を目指している。これからの予定としては、補償契約を締結し、8月以降に工事に着手したい。今年度の工事予定としては、施行地区北西の部分の交通広場予定周辺と、それに接する道路工事を行う。これは、公共交通機関の導線を確認するもので、雨水路の整備、区画道路及び交通広場整備工事、それと国道217号交差点完了工事を予定しているとの説明がありました。

続いて、都市計画課から、大手前開発事業の変更に伴い、新たに都市計画の変更が必要になる。変更の内容は、「都市計画大手前地区第一種市街地再開発事業」の変更ということで、建物が13階建てになるため、建築物の建築面積及び延べ面積、敷地面積に対する建築面積の割合及び延べ面積の割合、建築敷地面積、おおむねの駐車台数を変更することと、「都市計画大手前地区地区計画」の変更ということで、基本設計に基づき、区画道路等の数値を明確化にし、また、「建築物等の用途の制限」により、再開発事業にふさわしくない施設の制限を行い、「形態・意匠の制限」及び「垣又は柵の構造の制限」により、景観に配慮したものとしたとの説明がありました。

その後質疑に入り、活発な質疑答弁が交わされました。その主なものを報告します。

一委員から、事業の責任者についてただしたのに対し、執行部から、区画整理事業は、全員同意による個人施行で、市が施行者となっているので市に責任がある。再開発事業は、建物は組合施行で建築するので組合に責任があるとの答弁がありました。

また、一委員から、完全な同意をもらい事業を進めるべきと考えるが、現状は、何の確約もないまま事業推進している。事業が途中で頓挫した場合、それまで支出した公金等の返還も含めた責任の所在についてただしたのに対し、執行部から、頓挫した事由によって責任の所在も変わってくると考える。行政の不備や予算否決等の場合は行政の責任になるが、組合員自身が責任を持つ部分もあると考えるとの答弁がありました。

次に、一委員から、床取得意向についてただしたのに対し、執行部から、現在、補償額を提示してのヒアリングを行っており、取りまとめができれば報告するとの答弁がありました。

次に、一委員から、床単価についてただしたのに対し、執行部から、住宅ディベロッパー

へ売却する際、組合としては少しでも高く買ってもらいたい思いもあり、現状での価格の公表は控えているとの答弁がありました。

次に、一委員から、マンションの売却について、住宅ディベロッパーへ売却することだが、担保がないまま推進すべきではない、確実に売却できるのかとただしたのに対し、執行部から、13階建てのマンションについては、住宅ディベロッパーへの売却が確実にできれば建設について認めないとの答弁がありました。

これに対し、委員外議員から、どの時点で、マンションの売却が確実にどうか判断するのかとただしたのに対し、執行部から、準備組合から本組合へ移行する際に、住宅ディベロッパーが参加組合員となり事業参画することが最終的な確認になるとの答弁がありました。

また、委員外議員から、住民投票条例制定を求める署名活動により、事業を休止するのはどの時点かとただしたのに対し、執行部から、仮定の話だが、条例制定の本請求が行われ、議案として上程し、議会の議決により住民投票を実施することになれば、投票までの間は事業を休止するとの答弁がありました。

また、委員から、大手前開発事業について議論している場に、準備組合が出席していないのはおかしいとの意見が出されました。委員会としても、地権者の事業参画意向が大手前開発事業を成功させるためには必要不可欠なものであると考えております。今後の委員会には、必要に応じ準備組合への参考人として出席するよう求めていくことを確認しました。

以上、簡潔ではありますが、地域開発調査特別委員会の中間報告といたします。

なお、不足の場合は補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、次に、議員政策研究会より調査研究事項に関し、会議規則第45条第2項の規定に準じて、中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

議員政策研究会会長、高司政文君。

議員政策研究会会長（高司政文） おはようございます。議員政策研究会会長の高司政文でございます。議員政策委員会の中間報告を行います。

議員政策研究会は、佐伯市議会基本条例に基づき、二元代表制の一翼を担う市議会として、政策提案能力の向上と市民の意見の集約の場として結成されたものであります。現在、議員の一般質問や市民から寄せられた声の中から、「廃屋対策について」と「自然エネルギーについて」の2つのテーマを選定し、昨年6月以降、これまで12回の政策研究会を開催、調査研究を行っているところでございます。

そこで、現在までの活動内容及びこれからの方向性、課題について中間報告を行いたいと思います。

初めに、「廃屋対策について」御報告いたします。このテーマは、市内の空き家、特に管理ができていない廃屋について、現状をつかみ、問題点を明らかにし、その解決のために「空き家等の適正管理に関する条例」を制定するなどして行政として対応することを目的に政策研究を行うものでございます。

取り組みとして、まず、廃屋の現状をつかむことから始めました。昨年9月、市内371区の区長に対して、平成23年10月14日を期限に「廃屋等に係るアンケート調査」を実施しまし

た。このアンケートは、地区内で住民から相談や苦情を受けたものの、所有者の状況、廃屋の破損状況、管理の状況、地区の対応等を問うものでした。その結果、回答のあった238区のうちから延べ114件の廃屋等があるとの回答が寄せられました。

研究会では、このアンケート結果を分類し、内容を分析しました。そして、廃屋になった理由や問題点などを明らかにするために、破損状況や地域の偏りがないように、114件からさらに19件を抽出し、2月13日及び21日に現地調査を実施いたしました。区長を初め地域の皆さんに御協力いただいたことにつきましては、この場をおかりしてお礼申し上げます。

その後、4月16日の第15回政策研究会では、今後の取り組みとして現地調査の結果分析を行い、解決策の検討、法的根拠、他市の条例制定状況及び施行状況の調査等を行うことに決定いたしました。

5月8日には、県内で初めて「空き家等の適正管理に関する条例」を制定した国東市、条例に代執行を規定している福岡県豊前市にその制定過程と問題点等について視察研修を行いました。さらに5月22日、23日には、全国でも「所沢方式」と呼ばれ、市の指導、勧告に従わない場合、氏名の公表など罰則を取り入れている埼玉県所沢市、空き家だけでなく居住家屋にも「老朽家屋」であれば管理を義務づける条例を制定している東京都足立区に視察研修を行い、また、空き家対策の先頭に立っている国土交通省住宅局へは、法的な根拠や全国の事例を学びにまいりました。

視察の結果明らかになった課題としては、第1に、倒壊や火災、ごみなど周辺に被害を及ぼすような危険家屋の除去等については、建築基準法、消防法、廃棄物処理法、道路法など関係法令を活用すれば、現行でも十分対応可能だが、条例を制定すれば、これらの法令がより活用しやすいこと、第2に、担当課、担当者の明確化及び関係ある各部各課との連携が欠かせないこと、第3に、空き家の状況、罰則規定の有無、助成金の有無など各地域にあった条例を制定する必要があることなどが挙げられます。

今後につきましては、これらの課題等を整理するとともに、市長を初め執行部との協議、議会内の調整を経て、佐伯市における条例制定の是非、条例案の作成等を進めていくことにしております。

なお、議員政策研究会としまして現地調査を実施しました19件のうち、行政として早急に対応が必要な物件につきましては、総務課、建築住宅課に要請し、所有者の調査など可能な限り対応していることを御報告いたします。

次に、もう一つのテーマであります「自然エネルギー」についてであります。東日本大震災とそれに起因する原発事故を受けて、佐伯市でも再生可能エネルギー、自然エネルギーへの関心が高まっています。議員政策研究会では、調査研究の方向性として、佐伯市における自然（再生可能）エネルギーの可能性を探り、条例制定又は政策提言等を行っていくことに決定しました。

現在の活動内容は現状をつかむことから始めており、昨年8月5日、大分県商工労働部工業振興課に大分県の自然エネルギーへの取り組みと現状を学び、本年2月13日には、九州電力佐伯営業所池邊所長を講師にお招きし、佐伯市におけるエネルギー需給状況、電力会社の施策等を調査研究いたしましたところであります。

このテーマにつきましては、現状、「空き家・廃屋」についての調査を優先している関係でこの程度の報告にとどめます。

以上で議員政策研究会の中間報告を終わります。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、これより以上2件の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

7番、河野豊議員。

7番（河野豊） 7番議員の河野豊です。地域開発調査特別委員長に先ほどの報告について若干伺いたいことがありますので、質疑を行いたいと思います。

まず、委員長報告の中に基本設計という言葉と基本計画という言葉がたびたび出てきましたけど、これは私の認識では、まだいまだに基本計画案あるいは基本設計案というふうに私は認識しておるんですが、これもう案がとれて、計画あるいは設計という形にいつなったのか、その辺をお伺いしたい。

議長（小野宗司） 地域開発調査特別委員長、榎田穂積君。

地域開発調査特別委員長（榎田穂積） 先日の調査特別委員会で、いつ変更になったとか、そういう議論はこの場ではありませんでした。ただ、執行部の説明を聞いて、それで質疑・討論する中で、その部分を書き抜いて報告したということであります。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） これね、私、委員外議員ですから、というかね、大きな問題になっとるこの佐伯市の大手前開発がね、地域開発調査特別委員会が所管しとるわけですよ。そこにしか説明がないんです、今のところね。我々は、ある意味、委員外議員として出席すればいいことではあるけど、認識として、この大手前開発の件が委員長のもと、どういう形で進められとるんか、若干疑問を持つとる部分があるんですよ。これはたしか計画の中では9月に基本計画が決定するんでしょ、それから資金計画も、9月に決定すると聞いとるんですよ、その辺のところの認識を持って委員会を運営されとるのか。

だから、当然委員長がその報告書を作成したと思うんですけど、その辺の認識の私は問題を言っとるわけです。まだこれは案ですよ、たしか、設計にしてもね。あの下にこの基本設計は案と書いてあるんですね。今後変更する可能性があるというふうに書いとるわけですよ。それがいつの段階で決定していくのか、またそういう決定権は委員会が私は持つとると思うんだけど、その辺の認識はどういうふうになっとるのか、委員会としてね、どういう認識を持って、この調査を進められとるのか、その辺のことを聞きたいんですが。9月に私は決定すると聞いとるんですけど、どうですか。

議長（小野宗司） 榎田委員長。

地域開発調査特別委員長（榎田穂積） この中間報告は、あくまでも会議の中の報告ということで聞いておりますので、自分の私見とかそういうことではないと思いますので、答弁になりませんが。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 一応、私心配して言っとるんですよ。この一番大きな問題が委員長のもとにいろいろ審議されとるといところでね、やっぱりそこら辺はきちきちと我々議員にもわかるように、今のは確かに中間報告ですよ。でも、初めてされたんですよ。そういう形でね、要するに我々はこれに皆関心持つとるわけだから、いつの間にか計画というふう言葉

がひとり歩きするとね、聞いておかしんじゃないかなというような考えにもなりますんで、まあ、これ以上聞いても委員長として答える立場にない部分もあるかと思しますので、きちっと委員会を運営していただきたいなという思いで聞きました。よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 梶田委員長。

地域開発調査特別委員長（梶田穂積） 答弁ということではないんですけども、調査特別委員会としては、変更になったとか、あるいはまた調査の進展ぐあい、それを見ながら今までも説明をしてきました。委員会も開きました。そして、この本日報告した部分の中には、3月1日の報告で、もうかなり詳しくしております。だから、数字の部分については今回は余り詳しくはしてないと思ひます。

そういうことで、これからも委員会にはぜひ皆さんも出席していただき、やっぱりそれぞれの思ひを述べていただきたい。そのことは私のほうからもこの場をおかりしてお願いしておきたいと思ひます。以上です。

議長（小野宗司） 河野議員。

7番（河野豊） 実際にね、お言葉を返すようですけど、委員会はね、私が見とる限り、ただ執行部から報告を受けるだけですよね。それに対してね、やっぱり調査権あるいはそれを持つとるんだから、これはいい、これは悪いと、いい悪いはやっぱり議会で判断していくべきと思うので、その辺のところはやっぱり諮るべきと思うんですよ。その辺のところを私はお願ひしておきたいと、一つ一つね。ということで終わります。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で中間報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

上程議案につきましては、その朗読を省略いたします。

お手元にお配りしております議案書のとおり、議案第72号から第94号まで、諮問第4号、専決処分報告第2号から第18号まで、以上、計41件でございます。

平成24年第2回佐伯市議会定例会 upper程議案一覧表

議 案	番 号	件 名
	第 7 2 号	佐伯市火災予防条例の一部改正について
	第 7 3 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について
	第 7 4 号	佐伯市手数料条例の一部改正について
	第 7 5 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について
	第 7 6 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について
	第 7 7 号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について

第 78 号	佐伯市印鑑条例の一部改正について
第 79 号	佐伯市火葬場条例の一部改正について
第 80 号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第 81 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について
第 82 号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について
第 83 号	佐伯市子宝支援事業条例の一部改正について
第 84 号	佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
第 85 号	佐伯市公民館条例の一部改正について
第 86 号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について
第 87 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について
第 88 号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について
第 89 号	佐伯市スポーツ傷害見舞金支給条例の一部改正について
第 90 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
第 91 号	佐伯市長期総合教育計画の変更について
第 92 号	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例の一部改正について
第 93 号	財産の無償貸付けについて（旧河内小学校校舎の一部）
第 94 号	佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者平山和也）

諮 問

番 号	件 名
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者金田憲子）

専決処分の報告

番 号	件 名
第 2 号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第 4 号）
第 3 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
第 4 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
第 5 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
第 6 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 7 号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 8 号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第 4 号）
第 9 号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 10 号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 11 号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
第 12 号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
第 13 号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 14 号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第 1 号）
第 15 号	佐伯市税条例の一部改正について
第 16 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について

第 17 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について
第 18 号	議決事項の一部変更について（財産の無償貸付け（旧小野市中学校校舎））

報告事項

番 号	件 名
第 4 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市一般会計予算）
第 5 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市介護保険特別会計予算）
第 6 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計予算）
第 7 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計予算）
第 8 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算）
第 9 号	繰越明許費繰越計算書について（平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計予算）
第 10 号	予算の繰越しについて（平成23年度佐伯市水道事業会計予算）
第 11 号	予算の繰越しについて（平成23年度佐伯市公共下水道事業会計予算）
第 12 号	佐伯市土地開発公社の経営状況について
第 13 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 14 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 15 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について
第 16 号	損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

日程第 4 提案理由の説明

議長（小野宗司） 日程第 4、提案理由の説明を求めます。

市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） 皆様、おはようございます。

平成24年第 2 回佐伯市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の報告を申し上げ、あわせて今回提出いたしました諸議案について、その概要を御説明いたします。

第 1 市政諸般の報告

1 山本清一郎副市長の退任について

山本清一郎副市長が去る 3 月 31 日付で退任し、大分県に復帰いたしました。

山本氏につきましては、平成21年 9 月から 2 年 7 カ月間、副市長として、卓越した識見と確かな行政手腕で市政の円滑な運営に多大な貢献をしていただきました。

特に、本市の最重要課題である行財政改革の推進について精力的に取り組んでいただきました。改めて、その功績に感謝するとともに、今後のさらなる活躍を御期待申し上げます。

2 佐伯市新庁舎建設工事について

新庁舎の建設工事につきましては、去る 3 月に開催された第 1 回市議会定例会で工事請負契約を締結することについて議決をいただき、3 月 28 日付で建築主体工事は清水・ヤマト富永特定建設工事共同企業体と、電気設備工事は九電工・匹田電気工事特定建設工事共同企業

体と、機械設備工事は高砂・久保田特定建設工事共同企業体とそれぞれ契約を締結いたしました。

4月11日には、関係者約50人が出席し、建設地である市役所東側駐車場で新庁舎の起工式が行われました。

工事の進捗状況につきましては、既に試験掘りを終了し、現在は杭工事を行っているところです。今後は、建設地の掘削と土砂の搬出を行い、7月から基礎工事に着手する予定です。

3 防災対策について

本市が進めております避難路の整備状況につきましては、5月21日現在で、整備予定の146件のうち121件が完成しているほか、工事発注済みが9件となっております。また、津波避難施設につきましては、5月21日現在で、市内の企業・医療機関など34施設と、「津波時における一時避難施設としての使用に関する協定」を締結しております。

避難訓練につきましては、去る3月9日、米水津地域で津波を想定した訓練を実施いたしました。この訓練は、同区域の各区長と米水津消防団幹部で組織する「米水津総合防災事業実行委員会」が中心となり、防災意識をより一層高めることを目的に、昨年3月に発生した東日本大震災と同じく、平日の午後の時間帯に実施いたしました。

当日の訓練には、地域内の人口の約52%に当たる1,137人の皆様に参加していただきました。特に、今回は水産加工施設の従業員の方々や地域内の小中学校の児童・生徒の皆様にも参加していただきました。

今後も、安心・安全なまちづくりを実現するために自助・共助・公助の考えのもと、災害に対する備えや災害時の迅速な対応に向けた体制づくりを進めてまいります。

4 「安心・安全なまちづくり」シンポジウムの開催について

去る4月14日、「安心・安全なまちづくりシンポジウム（東九州自動車道の災害時の役割について）」を開催し、佐伯市自治委員会連合会を初め、市内3商工会の会員など約200人の参加をいただきました。

今回は、吉崎^{よしざき}収^{あきむ}国土交通省九州地方整備局長の「九州の防災と高速道路」と題した基調講演の後、私がコーディネーターを務め、塚原^{つかはら}浩一^{ひろかず}九州地方整備局企画部長、畔津^{あざつ}義彦^{よしひこ}大分県土木建築部長、谷川^{やがわ}憲一^{けんいち}佐伯商工会議所会頭、兒玉^{こども}輝彦^{てるひこ}佐伯市連合消防団団長の4人をパネリストにパネルディスカッションを行いました。

このシンポジウムを通じて、災害時に高速道路が大きな役割を果たすことを再認識できたと考えております。

5 佐伯南インターチェンジ（仮称）の連結許可について

本市が設置に向け連結許可申請を行ってまいりました東九州自動車道の追加インターチェンジ（佐伯南インターチェンジ（仮称））について、4月20日付で国土交通省から許可がありました。

設置予定地の周辺地域である堅田地区は、これまで豪雨災害などによりたびたび浸水するなど、地域生活や産業に深刻な被害を受けておりましたが、本インターチェンジの設置により、災害に強い道路ネットワークが構築されます。

また、隣接する佐伯市総合運動公園は、大規模災害時の防災拠点として位置づけられており、本インターチェンジの設置により道路アクセスが飛躍的に向上することで、その機能がさらに強化されます。

さらに、水産業、工業団地、観光関係など、地域産業の活性化に寄与するほか、現在建設中の佐伯港女島地区国際物流ターミナルにおける水深14メートル岸壁と高速道路との連絡経路がよりスムーズになるものと期待しているところです。

いよいよ、本年度末には、東九州自動車道、「蒲江・北浦間」の開通も予定されております。今回の連結許可を受け、現在整備を進めております「佐伯・蒲江間」につきましても、早期の供用開始に向け、弾みがつくものと大いに期待しております。

6 イベントの開催について

昨年は、東日本大震災の影響により、その後予定されていた多くのイベントが中止となりましたが、本年は、去る3月3日に開催したS1サミットを初め、恒例のやよい菜の花まつり、さいき春まつり、仙崎公園つつじ祭り、柳瀬チューリップ祭り、佐伯市新茶まつりなどが相次いで開催され、大いににぎわいました。イベント関係者の皆様方や御協力をいただきました皆様方に心より感謝を申し上げます。

第2 提案理由の説明

今回提出いたしました議案は、予算外議案23件、諮問1件及び専決処分の報告17件であります。

以下、その主なものについて概要の御説明をいたします。

1 予算外議案について

議案第72号、「佐伯市火災予防条例の一部改正」につきましては、危険物の規制に関する政令の一部改正により、新たに炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されることに伴い、これを貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準について、その適用に関する所要の経過措置を講じようとするものであります。

議案第73号、「佐伯市都市公園条例の一部改正」につきましては、大手前地区都市再生土地地区画整理事業の実施に伴い、大手前野外劇場を廃止しようとするものであります。

議案第74号、議案第77号から議案第79号まで、議案第81号から議案第84号まで及び議案第89号の各条例の一部改正につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となること等により、関係条文の整備をするほか、所要の条文の整理をしようとするものであります。

議案第76号、「佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正」につきましては、佐伯市上浦浪太地区漁業集落排水処理施設の新設に伴い、その施設の名称、処理場の位置及び処理区域を定めようとするものであります。

議案第80号、「佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」につきましては、県内の他市との均衡を図る観点から、小中学校の学校医、歯科医及び薬剤師並びに幼稚園の幼稚園医及び歯科医並びに保育所の嘱託医及び嘱託歯科医の報酬の額を改めようとするものであります。

議案第85号から議案第88号まで及び議案第92号の各条例の一部改正につきましては、本市の公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間を統一させるため、各公の施設の管理を行う指定管理者の管理指定期間をそれぞれ5年間に改めようとするものであります。

議案第90号、「大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更」につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う条文の整備が必要なため、大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、当該広域連合を組織する市町村と協

議しようとするものであります。

議案第91号、「佐伯市長期総合教育計画の変更」につきましては、佐伯市長期総合教育計画を変更することについて、佐伯市議会基本条例第11条第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第93号、「財産の無償貸付け」につきましては、企業誘致により地域経済の活性化を図るため、旧河内小学校校舎の一部を株式会社エクセルテックに無償で貸し付けしようとするものであります。

議案第94号、「佐伯市固定資産評価員の選任」につきましては、平成24年度の人事異動に伴い、新たな佐伯市固定資産評価員を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

2 諮問について

諮問第4号、「人権擁護委員候補者の推薦」につきましては、平成24年9月30日で任期が満了する人権擁護委員の後任候補者を推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

3 専決処分の報告について

報告第2号、「平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出それぞれ5億9,578万1,000円を減額しております。

今回の補正は、地方交付税、地方譲与税及び各交付金の額の確定に伴う調整、事業費の確定に伴う国・県支出金及び市債の額の調整が主なものであります。

また、第2表繰越明許費につきましても、各事業の進捗に伴い、繰越額についてそれぞれ補正をするとともに、第3表地方債についても事業費の確定に伴い、起債の借入限度額を補正しております。

まず、議会費につきましては、963万5,000円を減額しております。その主なものは、議会活動費等を減額したものであります。

次に、総務費につきましては、11億339万4,000円を増額しております。その主なものは、将来の市債の元利金の償還に必要な財源を確保するために減債基金積立金を増額したものであります。

民生費につきましては、4億1,204万円を減額しております。その主なものは、子ども手当支給事業について制度改正に伴い、1人当たりの支給額が引き下げられたこと等により減額したものであります。そのほか、佐伯保育園施設整備事業については、事業費の確定に伴い減額しております。

衛生費につきましては、1億5,079万4,000円を減額しております。その主なものは、予防接種事業の事業費の確定に伴い減額するほか、エコセンター番匠の定期点検整備業務委託料等の確定に伴い、塵芥中間処理事業費を減額したものであります。

農林水産業費につきましては、2億3,250万2,000円を減額しております。その主なものは、上浦浪太地区等における漁村再生交付金事業について、事業費の確定に伴い減額したものであります。

商工費につきましては、2,462万5,000円を減額しております。その主なものは、工業団地整備費について、事業費の確定に伴い減額したものであります。

土木費につきましては、3億5,421万4,000円を減額しております。その主なものは、大分

県施行事業及び国直轄事業に係る港湾改修事業負担金の額の確定に伴い減額するほか、市営住宅のアスベスト対策事業費の確定に伴い、ストック総合改善事業費を減額したものであります。

消防費につきましては、6,958万9,000円を減額しております。その主なものは、防災情報システム整備事業について、事業費の確定に伴い減額したものであります。

教育費につきましては、2億1,688万6,000円を減額しております。その主なものは、鶴谷中学校施設整備事業費について、事業費の確定に伴い減額したものであります。

災害復旧費につきましては、1億4,524万円を減額しております。これは、事業費の確定に伴い減額したものであります。

公債費につきましては、8,365万円を減額しております。これは、繰上償還の実施並びに平成22年度繰越事業及び平成23年度事業の起債の借入額・借入利率等の確定に伴い減額したものであります。

以上が今回の一般会計補正予算の概要であります。この結果、既決予算と合わせた一般会計予算の総額は、433億7,227万6,000円となります。

次に、報告第3号、「平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」から報告第14号、「平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）」までの12特別会計の補正予算につきましては、それぞれ事業費の確定や決算見込み等を勘案し、予算調整等を行ったものであります。

報告第15号、「佐伯市税条例の一部改正」、報告第16号、「佐伯市都市計画税条例の一部改正」及び報告第17号、「佐伯市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、固定資産税及び都市計画税について、負担調整措置を延長するとともに、一定以上の負担水準の住宅用地について課税標準額を据え置く措置等を段階的に廃止するほか、東日本大震災に係るものとして、市民税及び国民健康保険税について、居住用家屋が滅失した場合、その敷地に係る譲渡期限の延長の特例を設け、また、居住用家屋の再取得等に係る所得税の控除の特例の適用を受けた場合における市民税の住宅借入金等特別税額控除の特例を設ける等、所要の規定の整備を行ったものであります。

報告第18号、「議決事項の一部変更」につきましては、平成21年第7回佐伯市議会臨時会において議決を得た旧小野市中学校校舎の無償貸付け及び転貸の承認に係る議案第134号、「財産の無償貸付け」について、新たに転貸の承認を行うものとして、株式会社東九州ラボラトリーを加えたものであります。

以上、いずれも緊急を要したため、専決処分をいたした次第です。

以上をもちまして、今回提出いたしました諸議案の概要の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御協賛賜りますようお願いいたします。

議長（小野宗司）引き続き、報告事項について、執行部からの概要説明を求めます。

その間、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時53分 開議

議長（小野宗司）休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、11日は午前10時から本会議を開きたいと思いを。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時54分 散会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第2号 6月11日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第2号）

平成24年6月11日（月曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	塩月厚信
教育部長	分藤高嗣	総務部長	内田昇二
財務部長	井上勇	企画商工観光部長	飛高勝則
市民生活部長	岡本英二	福祉保健部長	飛高彌一郎
建設部長	永田亀男	上下水道部長	矢野幸正
農林水産部長	坪根大吉	教育部長	福泉慶一郎
消防部長	安部幸一	監査事務局長	笠村由喜
次長兼総務課長	田村智	防災危機管理課長	久保田与治郎
財政課長	池田邦行	契約検査課長	山田卓司
庁舎建設推進室長	平野賢二	企画課長	武田晴美
建築住宅課長	宮脇洋尚	都市計画課長	杉下利長
大手前開発推進室長	龜山伸太	社会教育課長	福島裕子

出席した事務局職員の職氏名
局長 矢野悦三

議事日程第2号

平成24年6月11日(月曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 議案質疑
- 第2 議案の委員会付託
- 第3 議案の上程
- 第4 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案質疑
- 日程第2 議案の委員会付託
- 日程第3 議案の上程
- 日程第4 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第2回佐伯市議会定例会第8日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

議長(小野宗司) 日程第1、議案質疑を行います。

議案第72号から第94号まで、諮問第4号及び専決処分の報告第2号から第18号まで、以上41件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありませんので、以上41件につきましては、質疑を終わります。

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第94号、佐伯市固定資産評価委員の選任について(候補者平山和也)、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について(候補者金田憲子)、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、議案第94号及び諮問第4号、以上2件につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案の委員会付託

議長(小野宗司) 日程第2、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

付託委員会の朗読を省略いたしまして、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成24年第2回佐伯市議会定例会議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 7 2 号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総 務
第 7 3 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	建 設
第 7 4 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建 設 教育民生
第 7 5 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設
第 7 6 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建 設
第 7 7 号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について	教育民生
第 7 8 号	佐伯市印鑑条例の一部改正について	教育民生
第 7 9 号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教育民生
第 8 0 号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育民生
第 8 1 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教育民生
第 8 2 号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について	教育民生
第 8 3 号	佐伯市子宝支援事業条例の一部改正について	教育民生
第 8 4 号	佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について	教育民生
第 8 5 号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生
第 8 6 号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について	教育民生
第 8 7 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について	教育民生
第 8 8 号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について	教育民生
第 8 9 号	佐伯市スポーツ傷害見舞金支給条例の一部改正について	教育民生
第 9 0 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	教育民生
第 9 1 号	佐伯市長期総合教育計画の変更について	教育民生
第 9 2 号	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例の一部改正について	経 済 産 業
第 9 3 号	財産の無償貸付けについて(旧河内小学校校舎の一部)	経 済 産 業

専決処分の報告

番 号	件 名	付託委員会
第 2 号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)	分 割
第 3 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	教育民生
第 4 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	教育民生

第 5 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第4号）	教育民生
第 6 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	教育民生
第 7 号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設
第 8 号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第4号）	総務
第 9 号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	建設
第 10 号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設
第 11 号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	建設
第 12 号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設
第 13 号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建設
第 14 号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）	建設
第 15 号	佐伯市税条例の一部改正について	総務
第 16 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総務
第 17 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生
第 18 号	議決事項の一部変更について（財産の無償貸付け（旧小野市中学校校舎））	経済産業

請 願

番 号	件 名	付託委員会
第 14 号	佐伯市城山頂上周辺の生態系調査を求める請願	経済産業
第 15 号	青山地区公民館の建替えを求める請願	教育民生
第 16 号	教育予算拡充を求める意見書採択についての請願	教育民生

日程第3 議案の上程

議長（小野宗司） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第95号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議長（小野宗司） 市長、西嶋泰義君。

市長（西嶋泰義） ただいま本定例会に追加上程されました議案について御説明いたします。

議案第95号、工事請負契約の締結につきましては、平成24年度佐伯市防災情報システム整備工事に関し、日本無線株式会社大分営業所と工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上をもちまして、追加上程されました議案の概要の説明を終わらせていただきます。

何とぞ御協賛賜りますようお願いいたします。

平成24年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

議 案

番 号	件 名
第 9 5 号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）

日程第4 一般質問

議長（小野宗司） 日程第4、一般質問を行います。

通告による質問者の順序を発表いたします。

1番、佐藤元君、2番、後藤幸吉君、3番、清家儀太郎君、4番、三浦涉君、5番、上田徹君、6番、日高嘉己君、7番、清田哲也君、8番、後藤勇人君、9番、江藤茂君、10番、井上清三君、11番、玉田茂君、12番、矢野哲丸君、13番、吉良栄三君、14番、清家好文君、15番、高司政文君、16番、浅利美知子さん、17番、芦刈紀生君、以上の順序で順次質問を許します。

なお、本日の質問者は、4番までといたします。

8番、佐藤元君。

8番（佐藤元） おはようございます。平成24年6月の一般質問を一番バッターで行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6月議会一般質問第1日目、自民党会派8番議員の佐藤元でございます。

通告書に基づき、一問一答にて質問いたします。大項目1と2について、一般質問をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、答弁につきましては、端的、明確にお願いをいたしたいと思っております。

早速、大項目1、防災対策について、小項目アとして、津波高の想定変更に伴う対応についてお伺いしたいと思います。

南海トラフで最大級の地震が起きた場合、関東から四国までの太平洋側の6都県、23市町村で、満潮時の津波高が20メートル以上になる可能性があるとの推計を内閣府の有識者会議が平成24年3月31日に公表いたしました。

内閣府の有識者会議でもさまざまなケースを想定した中、大分県内の満潮時の津波高が最も大きくなるとしたのは、南海トラフ西側の室戸岬沖、日向灘で断層が特に大きく崩れた場合で、津波は佐伯市で県内最大の14.4メートルとされておりますが、大分県の地域防災計画検討委員会の有識者会議が発表した高さを3メートル以上上回る結果となっております。このことについて佐伯市は、この変更に伴い、どのような対応、対策をとったのか、まずお聞きをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長、内田です。

佐藤議員の津波高の想定変更に伴う対応についてお答えいたします。

3月の国の公表では「佐伯市で県内最大の津波高14.4メートル」という推計結果になっており、2月の県有識者会議が発表した佐伯市最大波高である米水津浦代浦の11.19メートルと比べましても3メートル以上上回るものでした。しかし、今回の国の発表は、市町村名しか明かされていませんので、それが米水津なのか、蒲江なのか、わかっておりません。

また、発表は、発生頻度が極めて低いもので、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波を推計したものであり、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震・津波を想定したものではありません。また、留意点としまして、広範囲の領域の全体をとらえた防災対策の参考とするために推計したものであり、必ずしも各局所的な地先において、最大となる津波高を示しているものではないとのこと、今回の津波高は50メートルメッシュ単位で計算したものであり、さらに精度の高い推計を行うために、4月以降に行う10メートルメッシュによる推計結果によって、今回の推計結果は変わり得るものであるということの記載もあります。

したがいまして、現段階では、このことへの対応・対策は特段に行っていませんが、佐伯市では昨年5月、従来の津波想定高の3倍以上の高さをもとに、独自で「津波からの避難の目安」を設けまして、避難路の整備など対策を進めてまいりました。

米水津で19メートル以上、旧佐伯市内で11メートル以上という設定であります。国の言います県内最大の14.4メートルが米水津以外であった場合、市の避難目安の想定値をオーバーすることとなりますので、予定する避難地の標高などの状況把握等、現在調査をしているところであります。

いずれにいたしましても、今後発表される10メートルメッシュによる、より精度の高い津波高等の推計結果を受けまして、必要に応じて、地点ごとの避難の目安の見直し等、対策を行っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 見直しをやっていくということでもあります。

これ、部長、地震についても、津波についても、地震や津波は、あす行きますよという言葉はないんですね。海底がいつ揺れておるかということとはわかりませんので、こういう内閣府の有識者会議でね、これだけのものが出ておることに対応していかなければ、今まで地震で想定外だとか、津波は、想定外の津波が来たということになり得ることがわかると思います。これはもう徹底的にそういうふうな考え方で、最高レベルで14.4ということが出ておりますのでね。せめてそれを想定外とならないように、20メートル以上のところに避難させるべく、やはり計画を立てるべきではないかなと私は考えるところであります。

私は何度も防災対策については質問をしておりますけど、毎回毎回同じような答弁で、一向に進んでおるのか、進んでいないのかわからないというのが現状ではなかろうかと思いません。

佐伯市が独断で考えてもいいんじゃないかと。これだけの情報が集まってきておるんですからね。それは、津波が米水津に行くよと言えば、米水津だけやっておきゃいいと思いますよ。だけど、津波には言葉がないんですね。ただ、明確な言葉としては、やはり地震が起こったり、いろんなことが起こっておるところのデータを集めたのが地震の言葉ではないかなあと。

もうやがて東海・東南海に近づくよということを勉強されておる博士が、そういうふうな解説して、こういう危険度があるよということを教えてくれておると思います。こういうことを肝に銘じてね、やっていただきたいなと、こういうことをお願いして、イの避難用の表示案内についてお伺いをいたします。

内閣府の有識者会議で「満潮時の津波の高さ」という表現をしております。現在、佐伯市が設置している「標高・海拔表示板」、これについて「満潮時の津波の高さ」というような

表示の変更は考えていないのか。また、避難場所につながる避難用の表示を、案内板の設置はいつごろに全域になるのか。そのことについてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難用の表示案内についてお答えいたします。

昨年度、大分県地域防災計画再検討委員会におきまして、海拔表示板のデザインを統一いたしました。これは、県下統一様式により、県内どこに行っても同じ基準による表示で、認識性を高め、避難に大きな効果をもたらすことが期待されるもので、県の補助事業の必須事業であったこと等もありまして、県下市町村で設置を進め、佐伯市でも103枚の設置をいたしました。

したがいまして、「満潮時の津波の高さ」というような測定の基準の変更は、佐伯市だけで単独でできるものではなく、現段階では考えておりません。

また、避難場所につながる避難用の表示案内板の設置につきましては、昨年度設置した海拔表示板の中の矢印で、ある程度方向を示すことができるものと思いますので、今年度新たに約900カ所を設定したいと考えています。設置に当たっては、建設業協会佐伯支部の皆さんに黄色い表示板を設置していただいております場所につきましては設置せず、それ以外のところの避難地への方向を示すのに効果的な設置場所に備えていきたいと考えております。

入り口の案内板であります。避難路の入り口に設置するような案内板ということで、昨年度は、まず避難路を優先にして整備をしてきましたので、現段階では設置しておりません。避難地につながる避難路は約600カ所程度あります。すべてにおいて設置することはできませんが、より多くの人の避難が想定されるような避難地に優先をし、地区や地権者と協議しながら設置していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 部長、私があなたに申し上げておるのは、県がこのように決めた、国がこのように決めた、それではね、やっぱりわからないところがあるのではないかとということなんです。避難路はこちら、けども、じゃあ高齢者の方が避難路はこちら、あと幾らあるのか。1キロあるのか、300メートルあるのか、200メートルで着くのか、わからないじゃないですか。一生懸命逃げておるときに、昼だけではないんですよ。夜もあります。ちゃんと避難路の誘導は、街路灯がついておる下に、ここから何メートル先に、どこどこにどれだけの広場ありますよというようなことを案内するのが案内板であって、ただあなた方が役所的に、こっち、こっちへと矢印だけつけるのが、この佐伯市のやり方なのかと。何も県の職員が言うたから、じゃあそうしなさい、そういうことでは市民に対する愛情すら感じられない。市民を守ろうとする職員の意識も考えられないじゃないですか。そういうことを私はお願いをしておるわけでありまして。

これは、標高とか海拔とかは、それは皆さんが意識しておればいいですよ。標高、海拔でも海水面の高さからとしか規定にはなっていないんですよ。だから、国の指針で「満潮時の高さから」というのがね、有識者会議の中で出とるわけです。「満潮時の高さ」から推定して、これですよということになれば、干潮時には大体2メートルぐらいが干潮の潮の引きぐあいです。それは引けばいいことだって、現在の海面から何メートルの津波が行きますよということを想定してね、やっぱりしてやらなければ、ここだけでわかることじゃないんですよ。家で寝とる方もおるし、この情報が入らない人もいますよ。それを佐伯市内の各所

にはって、皆さんに目で見えて覚えてもらうということをするべきではないのかなと、このように考えて、私は意見を述べておるわけでありませう。

避難場所への案内表示板については、佐伯市民の子どもから高齢者まで万人に、わかりやすい表示で早急に設置をしていただきたい。このことについて再度お伺いをいたし、また、防災対策工事で、避難場所、避難路の整備・設置を行っているが、その避難場所の収容人員、これは、その地域地域で全く不足はないのか。

私が長島町の避難路を見ました。上がってみました。せっかくあれだけの金をかけて避難路をつくりました。上に行って、20人か30人、山の中に入ったらね、あとの人はどうするんですか。後につながりますから、そこのところをちょっと答弁願います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 避難表示の案内板につきましては、私のほうも県の防災計画の再検討委員会のほうで、佐伯市のほうは、満潮時の表示で、建設業協会さんのほうから設置いただいている分もあるので、非常に表示が複数になってくるとわかりづらいというようなことで、意見も十分申しましたが、県下統一という形で、それも補助事業に対しての必須項目であるということでありましたので、いたし方なく現在の表示になっております。

それにつきましては、黄色の部分、それと今回新しくした部分というのを自主防災組織あたりに十分周知をしながら、目安ですよということの数字を、こういうところ、はっているところが、やっぱり危険な高さなんですよという表示を理解していただきますように、今後、各自主防災組織等に説明をしてまいりたいと思います。

それと、長島の避難地の件であります、全域の中で、特に場所的に足りないというのは中江から向こう側の番匠川沿いになるうかと思ひます。女島、新女島あたりが一番不足しているというふうに考えています。ただ、今、避難路の整備をやっておりますが、その部分で、地域のほうの了解をいただかないと避難の設置ができないという部分で残っている部分もあります。

先ほど申されました長島山あたりの避難場所、人が避難をしていくのは人数が少ないんじゃないかということですが、一時避難場所として、とにかく11メートル以上のところへ上がっていただこうと。そこで平場を市のほうで設けて今のところありません。それについては、もう山の中であっても、とにかく人が入れるのであれば11メートル以上に上がってくださいということで、今現在対応しております。

また今年度もそれについての備蓄倉庫あたりも考えながら進めていきたいと思ひますし、昼間の人口が多いところの対応をどうするかというのは、今十分調査をしておりますので、時間はありますが、いましばらくお待ちいただきたいと思ひます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この表示板ぐらいね、県から補助金をもらって、その必須の項目でありますよと、これぐらいは佐伯市民のために金を使うのに、建設業界でさえ400万や500万ぐらい出して全部やったんですよ。市民のために、市民の命を救うために、それぐらいのお金を県からもらう、交付金か補助金か知りませんが、それを当てにしてやる。こんな情けない行政であっていいんですかね。これは考え直してください。

それと避難場所については、このウについて、一緒に行きたいと思ひますが、そういうことをお願いして、これ早急にやらんと、あなた今、11メートルぐらいのところと言うけど、

11メートルで来たけど、15メートルあったから想定外ですよということは言われないんですよ、今度は。もう今までであったところは想定外というのは言えますけどね。今後は想定外なんかという言葉は役所は使われませんよ。国から、いろいろな有識者が考えたときに十四、五メートルあるかというところであれば、20メートル以上上がらんとね。それで想定外で来るんだったら、25メートル、30メートル来たら、それは想定外でしょう。十四、五メートル、20メートル近くという予想されることを聞きながら、11メートルの高さに逃げなさいよというね、そういうことは想定外ではありませんのでね。そこらはちゃんと熟知していただきたい。

それでは、ウの離島等の施設整備について。

佐伯市で離島であります大入島、大島、屋形島、深島、ここは避難場所がないと思います。避難場所をつくることはできるのか。それと旧市内、葛から野岡、中江、女島、灘、米水津、鶴見、避難する高いところがないところに早速津波が押し寄せた場合に、津波避難タワーというのがあちこちで設置されておりますが、こういうことを考えて設置する予定はないのか。山がない、低い土地だけであるというところに佐伯市独自で津波避難タワー、これをする考えはないか。部長で答弁できんかったら市長、そういう考えありませんか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 離島等の施設整備についてお答えいたします。

津波避難地につきましては、整備基準の中で、原則として、民有地であることなどの理由から、できる限り地形の変更は行わないことや平場化を行わないこととしていますが、離島であります大入島、大島、屋形島、深島にも、津波からの「避難の目安」をもとに、それぞれ島の高台などに避難地を確保しており、それにつながる避難路も整備をしたところであります。

しかし、一時避難場所については、今の状況で十分なのか、国や県の浸水想定や被害想定が出された段階で、食料、物資の供給や人員の輸送等を考慮し、場所の決定を行いたいと考えています。

次に、避難塔、津波避難タワーを建設する予定はないかとの御質問ですが、米水津や鶴見は、民家、家の裏の山などに避難する高台を比較的有しており、「避難塔や津波避難タワー」の設置を要するような地域は、基本的にはないと思いますが、中江や女島などの旧市内では、山までの距離が長くなるため、構造物を整備することによる避難対策も研究する必要があると認識しております。

しかし、昨年12月議会でも高司議員の御質問があったんですが、避難タワーにつきましては、収容人数の割には非常に高額である。それと地域が液状化によって、タワーが倒壊する危険性もある。津波による漂流物等がタワーの柱を倒壊させる危険性がある。高齢者や幼児が12メートルの高さまで一気に登る必要がある。設置後の管理につきましては、転落等の危険もあり、通常時の立ち入りを制限する必要がある。仮に展望台等ということで利用するにしても、近隣住民へのプライバシー問題が発生する可能性があります。

以上のことから、旧佐伯市内におきましては、まず長島山、女島山の避難収容人数を拡大するということが一番重要であると考えています。いずれにしても、今後の国、県の浸水予測が発表された段階で、十分に検討していきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8 番（佐藤元） このことは、他県では北海道、あなたも御承知でしょう。奥尻町で平成 8 年、それから、平成 13 年には高知県甲浦港海岸、ここは人工地盤をつくってやっております。それから、平成 19 年には徳島県美波町、ここでも避難タワーをつくっております。

今、あなたの話を聞くと、佐伯市民は怒りますよ。金がかかり過ぎるからせん。1,000 平米のものをつくったらね、1 平米に 1 人として、1,000 人収容できるんですよ。だから、考えようによっては、県営、市営の建物を利用して、その上にずっとできるんですよ。だから、何でも考えて、市民の命を救おうと思うのならできるんですよ。あなたたちは型にはまって、これをやったらこうだ、金がかかり過ぎるからと。金がかかり過ぎて、ほかのことに使うんだったら、市民の命を守るための避難タワーをつくるべきじゃないのかということをお私がいよるわけです。

本当に避難タワーとか、そういう避難場所を早く設置しないと手薄で、北海道とか今の東日本、これは予測をしないで来たんだけども、ここの九州は、東海・東南海を予測しながら、人が死んでしまうということになりかねないですよ、でしょう。そのことを強く考えて、もう少し考え方を換え、人命を守る立場でね。要らぬところに税金使うなら、今からもこれ出ますからね。そういうふうに使っていただきたい。これは市長にも私はお願いしておきますから、それは必ずやってください。そういうことで、大項目 1 は終わります。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8 番（佐藤元） 大項目 2、市役所新庁舎の建設について。

アとしまして、現在の進捗状況について。

現在の進捗状況は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） おはようございます。建設部長の永田です。初めての答弁で緊張していますが、よろしく申し上げます。

それでは、現在の進捗状況についてお答えします。

市役所新庁舎建設工事につきましては、建築主体工事を清水・ヤマト富永特定建設工事共同企業体、電気設備工事を九電工・匹田電気工事共同企業体、機械設備工事を高砂・久保田特定建設工事共同企業体と契約しております。契約工事期間は、平成 24 年 3 月 29 日から平成 26 年 3 月 10 日となっております。

現場の状況は、5 月末時点で、建築主体工事は庁舎本館のくい工事施工中であり、工事の進捗は、全体工事の 3% で、くい施工完了本数は、40 本中の 13 本となっております。

電気設備工事、機械設備工事につきましては、建築工事の進捗状況に応じて施工してまいりますが、今は準備期間となっており、それぞれの現場での出来高はゼロ% となっております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8 番（佐藤元） よくわかりました。現在、全体の 3% ということでありますので、工事現場では事故のないように、また、いろんなことについて工事業者に親切丁寧に、遠くから来ておられると思いますので、指導していただきたいのと、そういうことをお願いいたしておきます。

それでは、イに、よろしいですか。イの基礎工事部分の工事について。

工事施工について、発注時に提出資料作成における注意事項の 8 項目「市内企業の下請活

用計画」、9項目「市内企業からの資材調達計画」に記載されている件について、現在どのようになっているかお伺いをいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、基礎工事部分の工事についてお答えします。

初めに、市内企業の下請活用については、5月末時点の建築工事を請け負っている業者から提出された施工体系図より、すき取工事の2次、3次に下請に5社、くい工事の1次下請に1社、4次下請に1社、市内企業が参入している状況です。

次に、市内企業からの資材調達については、5月末時点でくい施工に係る生コンクリート約3,400立方メートルを市内企業から納入する予定となっています。

電気、機械設備工事の市内企業の活用については、5月末時点での実績は報告されておりません。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） この市内企業の下請活用計画からは、佐伯市内企業への下請活用の割合は、全体の約30%と聞き及んでおりますけれども、現在、アの進捗状況を伺って、既に1次下請、2次下請の企業と契約をする運びとなっておりますと思いますが、それはどのような、契約は、もうでき上がっておるのかお伺いをしたい。

それから、ちょっと部長、この工事の積算についてなんですが、これはほかにも当てはまることなんですけど、佐伯市が資材費を積算するに当たっては、各資材業者から見積もり等がいろいろ出ている。その8ないし8.5掛けで積算をされておるということでありますが、それは、そのとおりでよろしいかお聞きいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 下請契約につきましては、先ほど申しましたように、5月末時点で報告を元請業者から受けております。その中で、当然、金額、30%は満たしております。

次の資材単価なんですけれども、特殊な資材につきましては、当然のことながら見積もりをとります。その見積もりを今度設計書の中で反映するわけなんですけれども、これに査定率を掛けていきます。佐藤議員は80%ぐらいとおっしゃったんですけれども、ちょっとこれ設計単価に関することですので、その部分は明確には申し上げられませんが、そういった査定率を乗じて、設計単価に反映するようになります。

また、特殊なものにつきましては見積もりをいただきまして、それと類似品、これを建設物価とかいろいろなものを調査しまして、実績価格と余り差のないような設計費として反映していくというのが通常のやり方でございます。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 正確を期してやっていただきたいと思います。部長、ありがとうございました。

次は、市長、副市長にお伺いをしたいと思いますが、よろしくお伺いをいたします。

佐伯市市長等政治倫理条例の第1条、第2条、第3条、3条の1項、2項、3項までを市長、副市長、把握しておると思います。熟知しておると思います。そのことを熟知しているか、お聞きをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） ただいまの倫理条例の中で、手元に持っておりませんが、これは議会の議

会倫理条例と同じような形で出たときに、私のほうの市長については、親族の入札に関する項目の中に、市長については一親等、または同族会社については、工事入札等については、これを制限するというこの項目だと思っております。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長は余り同族会社とか、そういうことだけではなく、あなたが発注する工事について、また、発注をした後に、いわゆる口きき等をしないということを書いているのは、認識はされていないんですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員に、これはもう議会のほうも私のほうも同じ状態で、口きき等はないという、そういうこの項目だと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 私ここに、市長、副市長、教育長、それから佐伯市市議会議員政治倫理条例というのを持っております。その中に、議員のほうも第3条の3項に、市長が行う許可等々等々いろいろについて、特定の個人または法人、その他の団体のために、有利または不利な取り計らいをするような働きかけはしてはならないというふうになっております。これは市長も議員も私どもも一緒であります。

そこで、お伺いをいたしますが、現在行われております佐伯市庁舎の元請業者の所長に対し、「業者が行くから話を聞いてやってくれ」ということを副市長に命じたか、それとも、あなたが命じたか、お聞きをしたい。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急な発言ですけど、その所長にというのは、いわゆる今の建築のほうの所長ですか。

8番（佐藤元） そうです。

市長（西嶋泰義） 全く私のほうには、そういうことはありません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） それでは、副市長にお聞きをいたします。同じ質問であります。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） そういうことは一切ありません。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） これ私が施工業者からの話でありますし、施工業者がこのように書いてくれています。これを時系列でお話をいたします。

先々月の4月16日の朝ですね。施工業者より私が相談を受けました。その中に、15日の日曜日に業者と議員が来た。それで、所長はいないかということで、不在だということで話をしたら、それでは、翌16日ですね、私が相談を受けた日です。この午後の1時に、13時に来るという約束をとっていかれた。きょうの昼から副市長が紹介された業者と議員が来るんだけど、どう対応したらいいかということで相談がありました。

これは副市長がそういうふうに電話で直接、ここに現在の所長呼んでもいいんですが、言われたそうであります。所長も全く、うそであれば、こういうことは言わないと思います。

そして、その議員いわく、この16日の1時に来て、紹介された業者、初めてでありますので、その会社の概要、どういうことをされておられるのか、内容等の書面を出してくださいとい

うお願いをし、帰っていただくということで話をしましたら、その議員いわく「わしの言うことは、副市長が言うことと同じだ」と言われたので、どうしたらいいだろうかと。こんなことが、この佐伯市はまかり通っておるのかという相談がありました。

それで私は、私一人ではちょっと心もとないなあということで同僚議員、河野議員に、翌4月17日、火曜日の13時にアポとりまして、行っていただきました。この施工業者、所長いわく「副市長や議員の介在に大変困惑しておる。下請業者としては、現時点で、その方を使用する考えはない」、明確に、そう答えております。

そこのところ、市長はどう思いますか。ああ、そうです。こういうことがあっていいのか、市長に聞きよんですよ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうは、そうした意味で、今回の条例ができたと思っておりますので、その条例に基づいて、やはり毅然とした形で、私たちはやっていかなければいけないと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） ということはですね、このことがもう明らかに時系列でも書面でも出ておりますし、この話の内容をもうちゃんとテープにもとっております。

これは、もう司法にお願いするか、こういうことがたびたびありますね、市長。ほかのことも私はやってますけど、その後、現時点では、その連れていかれた業者が下請契約を結んでおりますよ。ということは何らかの圧力に屈して、元請業者は下請を出したということになるうかと思えます。

こういうことは、やはり佐伯市の恥ですね。庁舎をあなたが発注して、あなたたちの三役が業者を紹介して、そこに暗に下請をさせると、こういうことをやるんですか。今までもそういうことを私あなたに質問してきましたね。最低制限価格教えたり、いろいろな文書でも出ております。同じことだと思えます。このことを今、公共工事入札事務問題調査特別委員会が調査しておりますけれどもね。なかなかこのことにも答えが出ないと。出しづらい、こういうことが次々に出てくるのでね。

これ副市長、何もね、言った、言わんとか、そんな問題じゃないんです、もう。もう裏づけがちゃんととれておりますのでね。あなたには大変気の毒やけど、こういうことをしたらいいけませんよ。そういうことが言えることであって、今後あなたたちはどういう責任をとるのか、これを。市長、これね、あなたが発注しておいて、おれの好きな業者にやらせんかというようなね、そういう口ききをしてはならんとなっとるじゃないですか。あなたはそれを堂々とやっ取るのではないですか。あなたですよ。副市長が言うたということは、あなたの言うたことや。この倫理条例に書いとるじゃないですか。

この条例は、市長、副市長及び教育長と書いてあります。それを市長等というと。市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならない。そういうことなんです。不正に行使しとるじゃないですか。

また、そのほかにも市長の名前がちゃんと出ておりますよ。あなたが使っている。この議員が帰りに副市長の言うことだということを言ったということは、副市長は、今一人しかいないんですよ。前は2人おったんですね。ということは、あなたがその議員を副市長として認めたということですか。これ、もうちょっと聞かせてください。

議長（小野宗司） まず、塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 私が言ったのは最初の工事が始まったときに、地元の業者は一社も入ってなかったんですよ。簡単な工事で、一社も入っていないので、総合評価方式の入札、後でありますから、しゃあないかということで、地元の業者の下請がどういうふうになっておるかということ案じて、契約検査課長に指示しまして、15日に下請計画及び資材調達計画について、佐伯市内業者と契約をしている場合は、その内容の説明をしてくださいと、そういうのを強く言いました。佐伯の業者を約束どおり、本当に使ってくれるかどうかということ私を私は、その点は言いました。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私には倫理条例ということですので、私は、倫理条例は、そうした条例の中をやはり自分として毅然と守ることが私の役目だと思っております。

市長という立場、副市長という立場、教育長という立場、それぞれがそれぞれの責任者としてやっていただけるものと思っています。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 今の副市長の答弁の中、市長の答弁はそうであろうと思います。

副市長の答弁の中で、市内の業者を使っているか、いないかということ副市長がこれやるんですか。担当課があるんじゃないんですか。担当課がそれを把握して、あなたに言ったのか。それとも、あなたが直接、所長に電話をしとるじゃないですか。いや、下請はやるから、話を聞いてやってくれということは暗に、この業者に決めなさい。じゃあ、なぜその業者に議員がついていくんですか。それは、あなたともう話ができとるからじゃないですか。

副市長の紹介でということで強く言っとなるわけですよ。これはもう、その受注業者の全員がその事務所で聞いておりますよ。証言もとれておりますよ。それをあなたがどうじゃこうじゃと言うんだったら言ってもいいですが、これは警察にお願いするか、もうごちゃごちゃ逃げるのであれば、こういうことをあなたは、やっちゃいけないことをやっとなるんだからね。その業者が契約しとるんだから。

議長（小野宗司） 塩月副市長。

副市長（塩月厚信） 今、契約しておる業者が云々と言ったことは、私は一切ありません。

ただし、工事の概要について、庁舎建設推進課長を呼んで、現場を見てみると。どのぐらい地元の業者が入っているか、おまえのとこ把握してるのかと言ったのは確かです。その後、契約検査課で、6月15日、10時半からですね。建設主体工事、清水・ヤマト共同企業体、機械設備工事、高砂・久保田共同企業体、電気設備工事、九電工・匹田共同企業体を呼んで、今後の地元の業者の契約をどういうふうにやっていくかと、そこまで厳しく言うつもりになっております。

議長（小野宗司） 静粛に。佐藤議員。

8番（佐藤元） あなたが言ったのは、4月15日の日曜日には、その業者と議員が行っとなるんですよ。その4月11日に起工式しとるでしょ。その前に、あなたは話をしとるじゃないですか。その起工式する前には業者入ってませんよ。そこらから、あなたにもうここで言わせてね、いろいろととっかんといけんから、どうぞ言うてください。私はもう逐一、そのころからの全部、時系列でとっておりますのでね。

だから、そういう話になってきたから、この受注業者が加わって、佐伯市というところは、

どういうところなのか。

17日に、私は河野議員に、副議長にかわりに行ってもらいました。そのときには、その所長さんも誤解をして、また来たんかというような顔して言われたそうですよ。あなたも前の議員と同じじゃないかというような話をされた。違うんですよ、実は、こうこうこういうふうなことが、あなたとのJ Vの関係で相談をされたから、本当か否かということ聞きに来たんですよ。そこで初めて、親の所長が心を許して、全部話をされたんですよ。

じゃあ、その相談された施工業者については、私は4月16日以降にも話をして、まだまだどのように動くかわからないので、1カ月間余裕を見ましょうかと。そして、あなたたちもどういう動きになるのか、経緯を見たらいかがですかと。その中で、今私が聞きました資材の納入問題についてもここに、これは、私が書いたものではありませんよ。その所長が書いたんですよ。

一つに、「市長初め市に対しては、何々」これは言いません。資材でありますけどね。「の価格については、申し入れをし、その単価が今回の工事に反映されている。それであるから、これ以上はまけられない」そして、受注業者は非常に困って、どうしたらいいんだろうかと、再三私のところに相談に見えました。

私も先輩議員である副議長に相談をし、これは、こういうことをやらせておいたら大変なことだと。庁舎の建設は50年か60年に一回しかやらない大イベントですよ。これに市長からみそをつけるようなことがあってはならない。これは、じゃあ今度一般質問でやって、このことは是正させなければいけない。と当時に、あなたたちは深い罪びとであるということ認識していただきたい。

公共工事等いろんなものに交付金、補助金、税金が使われる。この中の税金に食い下がるようなね、寄生虫のようなことをやっちゃだめですよ。そうでしょ。自分が発注しておいて、どこどこにやらせるということは、裏があるからでしょ。この後からちゃんと警察も入って調べてもらいますけど、この業者、契約しておるのが、できる仕事じゃないですか。ピンはねで契約しとるだけでありますよ。

最後に市長、どういう責任とられるか、一言。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員の言われる話、私にとって、先ほど、市長及び市民がということで、これは、もともと佐伯市が発注した工事ですから地元の工事者を優先的に、それを総合評価ということで、その言葉だと思っています。

価格等については、私のほうが指示した覚えはありません。あくまでも、これは契約の中でやると。そうした中で、この工事の発注については建設工事価格、他市に比べて建設の工事価格は上がっていると思っております。そうした把握を十分しながら、今回の工事価格は言っておりますので、私は、そうした工事価格に対して、市の契約額が地元資材を使うということで金額が上がったと認識しておりますが、各工事についての指示、または、そうした入札に関しての指示は一切しておりませんので、どうした弁明をとか、私にしるという意味が全くわかりません。

私も市にとっては、やはり公正な形で入札し、そして、業者がそうした中で下請等を選んでやっていると信じておりますので、そうした介入は私は一切しておりませんので、そのことについて、私がどうあるべきかというよりも、議員が言われました政治倫理条例に基づ

き、私はそうした中で、市長としての考え方を進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 佐藤議員。

8番（佐藤元） 市長は、単価的にも出しておるといふ意味の発言であります。であるなら、なぜこのようなことをね、副市長が現にやっておるといふことは、市長の指示のもとですよ。それでなきゃ、あなたは知らないといふことは言えないんですよ。じゃあ、副市長がやるといふことは、任命責任どうなるんですか。そうでしょ。だから、何についてもね、あなた余り、私が業界出身であるけれども、業界の中に余り、はまり過ぎじゃないですか。不当利益をしておるのか、していないのかわかりませんがね。やっぱりそういうことを疑わざるを得ない、こういう事実です。これは事実なんですよ。現状行われておる事実なんですよ。

私は、このカメラを利用させていただきまして、市民の皆さんにお願いをしたいと思いません。私は今回このようなことが発覚したことについて、市長、副市長及び一議員について、市民の皆さんの正しい判断のもとに基づいて、鉄槌を下していただきたい。このことは市民の皆さんでないとできません。佐伯市は、今の執行部をこのようなことでずっと続けていっておるならば、大変な佐伯市になるのではないかなと危惧するところであります。このことをカメラを通して市民の皆さんへ訴えをし、そして、佐伯市をもっともっとちゃんとした市に持っていけるような執行部を選ぶべきだと、私は考えるところであります。ましてや、執行部と議員が一体となって、こういう悪事を働くといふことは二度とやってほしくない。これをやることについて、市民、ましてや請負業者、どのように考える。これは大変なことなんですよ。そうでしょ。このことをよくよく考えていただいて、今後は市民の皆さんに訴えをしていきたいと同時に、司法にかけ、このことは、あなたの政治姿勢もありますけれども、倫理条例があろうとなかろうと、こういうことをやってはいけない違反行為なんですよ。これは、きつく詰問し、責めていくことであろうかと思っております。このことは、やく承知おきいただきたいと思えます。

時間が1時間、2時間あれば存分な質問をし、答えをいただきたいところであります。これで私の質問終わります。

議長（小野宗司） 佐藤議員、副市長が答弁を求めておりますが。

8番（佐藤元） 今の質問に対しての答弁なら結構です。私的なあなたの考え方を市民に訴えること自体は間違っておるので、私は受けません。今、私が言ったことについて答弁するなら結構で、あなたが理解を求めるようなことは何もない。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 佐藤議員がいろいろなことを言われました。政治倫理条例、今回はできています。私ちょうど手元に持っておりません。この中で、市長はより厳しくということで、自分の一親等ないし、また夫婦に対して、事業をする者については入札を遠慮していただきたい。また同族会社、自分が出資している会社、これについても遠慮していただきたいということになってはいますが、残念ながら、議員のほうは、そういう形になっておりません。よりそうした意味では、自分としては、こうしたことについて十分周知をしながら運営しております。

また、佐藤議員からは議員就任当時、いろんな入札疑惑を言われました。私どもの後援会長に対する疑惑、はっきりと不起訴処分になっております。そうした政治絡みの発言という

のは、やはりそれなりの的確な証拠を持って、この本会議場で議論すべきだと思っております。今言われましたことについては十分議員も、この本会議場で質問いたしましたので、それだけの私は的確な証拠を持って言ったということで受け取っていきたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 佐藤議員、時間です。

8番（佐藤元） ちょっと最後に言うたんやから、市長に申し述べておきます。

議長（小野宗司） 手短に。

8番（佐藤元） 証拠は全部持っております。証人も全部出ます。そういうことを言って、終わりにします。

議長（小野宗司） 以上で佐藤議員の一般質問を終わります。

25番、清家好文議員。

25番（清家好文） ただいま佐藤議員の発言が大変重要な発言をなされておりますので、議運の開催を要求いたします。

議長（小野宗司） ただいま、25番、清家好文議員から、ただいまの佐藤議員の質問に関し、より精査をするために、緊急、至急に議運を開きたい旨の議長に対する申し出がございました。事柄の重要性をかんがみ、これを受けたいというふうに思います。

議運の委員長並びに所属の委員の皆さんには、本日の一般質問終了後、速やかに議運を開催していただくよう要請いたします。

以上、お願いいたします。

次に、1番、後藤幸吉君。

1番（後藤幸吉） おはようございます。市政のいろいろ課題のある中で、同じ質問を繰り返します。中心市街地活性化基本計画と大手前の再開発についてでございます。

中心市街地活性化基本計画というのは、葛港から大手前周辺まで、面積で157ヘクタール、その中で71億円を使い、約80余の事業を行うというのは新聞報道で明らかになっております。そこで、お尋ねいたします。

この内閣府から認定された基本計画の責任者は、どなたでしょうか。

また、作成者についてはお尋ねすることになっておりましたが、余りいい計画でもないようでありますので、責任者だけをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 飛高勝則企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） おはようございます。企画商工観光部長の飛高でございます。私も初めてで緊張しておりますけれど、よろしくお願いいたします。

それでは、後藤議員の御質問に対してお答えいたします。

最高責任者は、だれかということでございます。中心市街地の活性化に関する法律第9条では、市町村が基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができることから、基本計画の最高責任者は、申請者である市長でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） それでは、西嶋佐伯市長が最高の責任者であることを確認して、次の質問に行きますが、イについては、通告書を出した後、当事者である中心市街地活性化協議会の会長並びにまちづくり会社の社長、このお二方に御相談しました。それと協議会の事務局が商工会議所のほうにあるということで、あなたたちに聞くよりは直接聞きました。それで、

これは割愛いたします。

ウのルートインに売却した土地についてということをお尋ねします。これは、佐伯市がルートインという会社に駅の近くの土地を売った、その後の経過、今現在でいいです。今現在を教えてください。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 現在のルートインの状況でございます。

去る3月に、私が東京の本社を訪問しております。再び5月に、市長と私が訪ねております。それで、建設に向けて前向きに取り組んでいるとの回答をいただいております。以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 私は、このルートインの計画については、一度議会に、同じ業界の方から要望書のようなものが出たように思っております。私は業界を代表して質問するわけではありません。ここに中心市街地活性化基本計画は、大分と別府は、うまくいっていないと。ハードルが高かったと。しかも、リーマンショックの影響で、うまくいっていないというような案が載っています。

今度の佐伯市中心市街地活性化基本計画の中で、民間の力というのは、このルートインと、それと大手前の商業者の方たちだけだと思っております。あとは全部、税金を使ってやる中心市街地活性化基本計画であると思いますが、これ、基本計画の中に織り込まれておる計画では、たしかルートインは150室ぐらい、その稼働率が30%、1日に40何人が宿泊すると。そして、そのうちの約1割が駅、港周辺を散策する。1日に5人ぐらいが歩くという計画であります。

ビジネスホテルなどの状態を聞いてみますのに、30%で営業をするということは大変だと思いますが、こんな低い目標、目標が低い。ここは民間の方ですからいいんですが、中心市街地活性化基本計画で出す中では、ほかの目標もかなり低いということで、工の質問に移ります。

本計画のうち、大手前再開発事業以外の事業についてお尋ねします。

今言うたように、新しくできるホテルは、稼働率30%ぐらいだというような基本計画だったんですが、それでは歴史資料館、1万2,000人から1万5,000人来るような話がありました。城下町観光交流館、年間2万5,450人来るようになっておりました。

今回のその活性化の基本は、大手前、仲町、駅前商店街、駅前、港児童公園、これを調査したときに2,000何百人か、平均通りよるんですよと、何にもせんであったときには、こんだけ落ち込みます。今度の事業をすれば、こんだけふえますと言うたときに、私の計算では、今の仲町商店街ぐらいしか、大手前には人間が集まらんのですね。

それは大手前の件で聞きますが、入り込み客というんですか、これを年間1万5,000人ふやすという目標になっております。これは可能でしょうか。努力目標でしょうか。それと、年間、つたや旅館に2万5,450人も来るんでしょうか。そこのところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） それでは、お答えさせていただきたいと思っております。

この基本計画には、大手前再開発事業のほかに、「市街地の整備」、「都市福利施設の整備」、「まちなかの居住環境の向上」、「商業の活性化」、「公共交通の利便性の増進」の

分野に、それぞれ多くの事業が含まれています。

これらの事業を総合的に実施することで、入り込み客数の数値目標の達成を目指します。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 中心市街地約71億円の事業のうち、新聞報道で当時は、大手前が核事業で50億、歴史資料館13億としました。歴史資料館は市民の方がいまだに、そういう資料があるんだろうかというようなことを尋ねる方がありますが、この計画自体がかなりハードルの低い、こんなのに71億円も使うていいんだろうかというような計画であることを指摘して、時間がないので、次の質問に移ります。

大手前ですから、あなた、まだおったほうがいいんじゃない。

それでは、大手前再開発についてお尋ねします。

まず、アとして、今回2度目の住民投票条例の制定を求める動きがあります。このことについて、市長の見解、それをお伺いしたい。市長以外なら要りません。

それと関連して二つ目、大手前地区の区画整理は佐伯市が、再開発は組合だという方法でやっておられますが、私は以前から、再開発も佐伯市がやるべきではないかということをおっしゃっています。それを今のまま、再開発は民間主導でやられるつもりなのでしょうか。

この二つ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員のほうから私のほうにということでございます。

最初の住民投票条例の制定と再開発事業についてということで、今回の住民投票条例の制定を求める署名活動が再び活発に行われているが、これに対する市長の見解を問うということで、このたび大手前再開発事業に関して再び、そうした中の署名活動が始まっております。請求の趣旨を見ますと、「事業内容が市民に十分に理解されていない」、「内容がたびたび変わり、その変更理由も不明確。特に13階建てのマンションが必要なのか、また、景観を無視している」、「事業が計画どおりいかなかったらどうなるのか。市民には、しわ寄せがくる」などといった行政や事業主体である組合の姿勢、事業の行く末に対し、不安定なことから、こうした動きが出ているものと感じております。

同趣旨の議案は、これについては、平成23年第2回佐伯市議会臨時会において一度否決しております。私はそのとき、議会や市民の皆様とともに、よりよいまちづくり、よりよい佐伯市づくりに励まなければいけないと改めて思いまして、そうした中で市長のふれあいトークということで、市内あちらこちらで開いておりますが、そうした中で市民との意見交換をしております。市報やケーブルテレビなどによる広報活動も行い、また、職員による出前講座、中心市街地活性化協議会や自治委員会の会合の場で事業の内容の説明、また各種団体の中でも、いろんな中で事業に対して、いわゆる財政負担の問題とか、そうしたことについては説明をさせていただいております。

しかし、そうした中でもまだまだ多くの市民の皆様には、こうしたことについては十分まだ説明も足りていないということが今回ひとつだと思っておりますし、こうした中で署名運動が展開したということについては、私にとりまして、これは特別委員会の中で申し上げましたが、私にとっては置かれた状況で、今現在やっていると思っております。

他の事業と同様に、大手前開発でも事業効果により高めるための検討が日々行われることで、事業内容が進化をしているというのは当然であろうと思っております。また、生活に便

利な地区に住居を供給できることは市民にとってのメリットと思いますし、また特に、そこに入るマンション等、居住については非常に不安定ということがありましたが、そうしたマンションは、まちなかににぎわいを生み出す有効手段と考えております。そして何よりも、失敗して市民の皆様にご負担をお願いするような事態にならないようにするために、また、事業を確実に成功させて、佐伯市の中心地を魅力あるものとして、市民の皆様にご「やってよかった」と思ってもらえるまちづくりを目指しているからこそ、市は事業に対して全力で取り組んでいるのが現状でございます。

中心市街地活性化事業は佐伯市にとって、この事業は、私は必要な事業と考えております。その核事業である大手前開発事業もまた必要な事業であると認識は変わっておりません。さきの平成24年の第1回市議会定例会では、大手前開発事業関連を含む平成24年度の議会の承認をいただいておりますが、こうした中でも期待に沿いながら、この事業については私のほうで、これに向けては事業の推進を図れるようにやっていきたいと考えております。

次に、再開発事業については、これも再三再四、私はいろいろな中でお答えしとる分があると思いますが、国のまちづくり三法、これが変わったというのは議員も過去、十分承知だと思っております。特に、この再開発事業というのは、今まで行政主体型でして、議員も多くの地域で視察をしているところに、行政がすることによって失敗した事例がたくさんあった。そうした中で国が、やはり民間を主体とした再開発事業をするべきだということで、この中心市街地再開発の中について、特に、まちづくり会社を設立しないと、中心市街地の事業の申請ができないという過程もありました。こうしたまちづくり会社をつくることによって、また組合施行等を行うことによってやるということが私どもの必要性だと思っております。

また、いわゆる佐伯市としては、その事業が、すなわち施行者になるということは、私は考えておりませんし、また、再開発同様、全面的に、これは支援をしていくつもりでございます。

ところで、議員から私のほうに、この住民投票条例について、市長に対する見解を問うということですが、私もこの住民投票に対して先ほど答弁申し上げたわけですが、これについてちょっと、こうした討論会等に出て、こうした話をすることがよかったんだと思うんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、議長、反問をしてよろしいですか。

議長（小野宗司） 反問権の行使をいたします。

市長（西嶋泰義） それで今回、こうした文書を出させていただいたときに見たときに、一つお伺いしたいんですけども、この申請が非常に早い時期で申請をされております。これは市のほうが13階に変更するための市民説明会の前に、市のほうに、これに対する申請をして、その申請がその3日後、5月14日に申請を踏まえて投票に入っております。

市のほうの説明会はたしか11日で、申請が7日ぐらいだったと思いますが、こうした市のほうに説明がということで、13階に対する説明を出しておりますが、これについて、この日付を公聴会やまた、こうした説明を踏まえて、すべきだったと思うんですけども、その点についてどうなんだろうかと。

また、もう一つは、この13階の計画として、これはまだ市としての決定事項でなく、民間の再開発公社の変更手続ということで、都市計画審議会等を経て、市のほうに決定事項として、そうした部分で上がってくるのではないかと。委員は、特に都市計画委員でおられまし

たので、十分そのところは周知をしていると思っております。

また、こうした中で、私のほうも、将来的な借金ということを盛んに言われておりますが、これは平成12年から旧佐伯市で基金を積み立てて、この中心市街地をずっとやってきておりまして、この基金に対して持ち込みが、いわゆる11億円という数字が出ておりますが、これに対して旧佐伯市から持ち込み、将来に負担ないということが過去から言われておりますが、そうした点についてどのような形で、こうした文面になったのか、お伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） これは田村さんが出しとる文書で、私が出しとる文書じゃない。そのところを間違わんように。田村さんがあなたに、ここ5月9日です、出したんです。そして、5月14日に、あなたから判をもらってやり始めたことです。私が、その早えじゃ遅えじゃ言うたって、こういう事業は、なぜこういうことになったかというたら、あなたは昨年の2月10日の臨時会に意見書を出してるのよ。中心市街地活性化協議会を8回開会し、パブリックコメントで十分市民に説明をしとる。そして、今度の住民投票を尊重して、一つでも事業を変更したら、全部の計画が狂うというような、あなた今度内閣府に行って、自分で聞いてみ。あなたはな、佐伯市民をミスリードしよる。間違いなくミスリードしよる。

職員が私たち議員に言うたことも、あなたの言葉として受け取れば、市の職員は変更はできんと言いつたんですよ、中心市街地。ところが、後でやりますが、まず、4階建ての公共棟は、立体駐車場は、じき変更になりました。

次に、小さなことですが、鶴城から217号線に入る道路360メートルは、市民の声を聞いたから90メートルに変更されました。そして大事なのは、大手前の一角、ここを区画整理からのけました。大きな変更です。そして今回、13階建てという案が出ました。市が云々と申しますが、市役所の大手前開発推進室の報告を聞く限りでは、今は基本構想です、基本計画の案ですなんて言いもって、どんどん進んでいきよるから、そういう話です。早くなつとる。今度の対応が、田村さんが早かったのはそういうことで、私は田村何がしではありませんから、そのところは間違わんでください。

ただし、先ほど私が言うたように、市民は中身を知りません。佐伯市の中心市街地をつくるのであれば、地権者だけがやるのではなく、広い佐伯市民から意見を聞いて、本当の意味での中心市街地をつくられたらいいと思う。

それで市長にお尋ねします。今の答えはこれでいいかな。

それともう一つ聞くよ。今回は、有権者の50分の1というのは集まると思います。臨時会が開かれると思います。かなり先になると思います。それよりも、もうどうせ臨時会を開かないけんのであったら、市長がみずから住民投票提案なさったらどうでしょうか。そうしたら議会は全員一致で住民投票になると思います。そのところはどうですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員には、私お伺いしたのは、この最初の説明会のときに、議員自身も車を出して、多くの皆さんに呼びかけたと。私、一心同体の中でやられとるし、また、議員としてもいろいろ御指導をなさっていると。そうした中で、こうした中の考えを問うております。

それで今、私のほうに、それでいいかなということで、11億という問題も出させていた

きました。これについて私どもが旧佐伯市、平成12年時点で基金を全部積み立てたのは議員も御承知のとおりだと思います。

それから、この事業というのは平成12年から始まっておりまして、それ以降、地域に対するいろんな市民運動に対しての会議を開いておりますが、この数年間、現実的に出てきた金額等が出たときに、多くの皆さんが関心持っていただいた。計画前に関心を持っていただいて、いろんな修正、例えば、今、大分でやっているようにですね、計画に入る前に、いろんな方々の有識者の意見も聞いております。

また、こうした大手前のまちづくりの関係ということは12年、また15年、いろんな私の手元にも資料ありますし、多くの方々から、これについての要望、また、事業計画、それも何回も何回も大きな計画をしてきておりますので、そうした全体の計画の中で集大成として、今やっている状況ですが、議員から私のほうが先に質問をさせていただいた基金を持ち込んでいるし、そうした中で住民に対して将来負担が残らないという話はしなかったのか。その点をお伺いしたい。

この中の文章に、11億円という金額が済みますかとか、負担が出ますよということがありますが、こうした負担については、もともと佐伯市の基金条例の中に、この中心市街地のまちづくりで旧佐伯市が持ち込んでおり、将来、住民に対しての負担はないということがあります。

それから、中心市街地活性化事業という大きな事業、いわゆる今回、80億円近い金額のうちに30億円近い事業がこれは大手前以外の事業ですが、これに対して、この事業をすることによって45%の交付金があります。これが約13億円きます。この事業をしなければ、この事業でずにそれぞれの負担でいなかきゃならないと思っていますので、そうした財政不安の問題は、議員が総務常任委員長という立場で一番詳しい議会の立場ですので、そうした分も十分説明をしていただいたのかということをお思います。

それで、議員のほうからは私のほうに質疑がありましたが、この臨時会を市長がすぐ開いたらどうかということですけど、これは私も開くよりも、現在進めている中で、十分皆さんに説明してきたということですので、自分からということはお考えておりません。

議長（小野宗司） 市長、質問の趣旨が違います。

質問は、市長みずから住民投票条例を提案するのかせんのかという話です。

市長（西嶋泰義） 私のほうは、そういう中で、十分御説明しておりますので、私のほうとしては、そういうことを問うことを考えておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あんな、市長、今、私をちょっと持ち上げてくれたとき、総務常任委員長じゃき、役重てえと、この大手前に関する限りは、ほか議員さんもされとるじゃろうけども、自分なりに一生懸命、県にも4回行きました、内閣府にも一人で行きました、勉強しました。ただ、あなたが一番大事なことは、先ほど私がミスリードというたけど、あなたは去年の12月13日でさえも商工会議所に行って、前の計画のまましゃべるとのよ。前の計画のまま。そんなんが説明になんの。今度さ、13階になったというように、それと、地域開発調査特別委員会にもあなたは来られて、13階組合が設立するときに売れる目安がなければ取りやめるといふたのよ。再開発は組合が任せると言いもって、そういう段階になって口を出しちゃうかんの。わかるな。しかもな、組合に移行するときには大方のマンションも含めて、売れる

可能性がねえから資金計画もできな組合に移行できんのじゃから。

ただ、私がそのところで確かめたい。この間、地域開発調査特別委員会でも聞いた。11日に都市計画の説明会でも市民の方が言いよった。あなたが今回の計画を知ったのは1月31日だということは一般質問で、私の質問に答えた。この間、5月29日の委員会にも出席をされて、それは否定しませんでした。1月のあなたが知ったのが、報告を受けたのが31日。それなら当時は土地開発社が地権者として土地を持っておったんじゃが今は佐伯市が持つちよるわ。そのときに市の職員が理事会なりに必ず出席して、ああ、この方向でいきましょうという決議というんか、なっとるはずなんですよ。それでねえから2月9日に私たちが模型を見ることはないの。どの職員がその場におったん。そして、市長には、どの職員が1月31日報告したんですか、そこをお尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） まず、ミスリードしてるのではないかと、総務省に行って計画変更であると。総務省そのものは計画変更は、その都度認めるとしております。

1番（後藤幸吉） 何申しよる。内閣府じゃろうが。

市長（西嶋泰義） 内閣府ですね、大変申しわけございません。内閣府のほうが総合的な事業です。

こうした中で、交付金の問題については、これは私のほうも調査しておりませんが、国交省のほうになってきますので、計画が認めるからその計画については重要な問題であるので、この交付金についての取り消しのある可能性もあると。これは調べておりません。

先ほどいった場合の中心市街地大手前再開発については、もうこれはこの事業についてははっきり出ておりますが、ほかの中心市街地、さっき言った30億円をちょっと超したものになります。

1番（後藤幸吉） 普通は20億円じゃろうが。70億円引く50億円は。

市長（西嶋泰義） それは、よく調べていただければ、30億円あります。

そうした事業をやっていくということ。これは御存じのとおり、歴史資料館13億円、大手前5億円、各道路、また、観光施設いろいろやっても約32億円近くなると思っておりますので、そうした中に対する補助金のカットが出る可能性があるだろうと。これははっきりしたこと言えませんが、そうした中、変更というのが非常にしてもいいけど、交付金については難しい部分があるかもわかりません。

それから、さっき言った1月31日、私どもの市長室で各担当部長、課長、係長、執行部は私と副市長が一緒の中で、副市長ひょっとするとそのときちょっと覚えておりませんが、退席されとったかというのはちょっと覚えませんが、そうした合同会議の中でその報告を受けました。1月31日に、こうした計画であるのでどうだろうかということで相談を受けたように覚えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） あのな、市役所が一番地権者で大きくても再開発組合が主体でやりよる以上は、その決定のほうで、あなたたちは報告を受けたあと同じなのよ。先に断っておかないけん。皆さん見て、5年間で71億円と書いちょるわな、新聞に。だから私は、71億円から50億円引くと20億円と言うたんです。数字には強い。

そこで、そのときに報告を受けたのは受けたでいいが、市長、佐伯市の13階建てのやつや

ったら何メートルになるの。いいかな。みんなで副市長も含めて報告を聞いたというんなら出てきて当たり前なんじゃけど、もうこれは質問じゃないからな。いいかな。大分市消防署に聞いた。大手前の地権者の方が、今度向こうに14階に住まれるから、大分には45メートルのはしご車があるのよ。ところが、佐伯市のはしご車は、今度の13階まではいかんと思うんです。いかんと思いますよ。消防署に確認したんじゃから。そんなことも考えて承諾したんですか。この権限は、理事会に出るような職員じゃだめなんよ。消防署のことまで含めて考えないけん事業じゃ。13階建てという分が、そのこうかと、そのあと私たちのところに模型まできたということは、そのまま進みよる証拠じゃ。

そんなことは市長、あんた、またはしご車また買うんですか。そうせな焼け死ぬということと同じやって。まじめな人もおんど。ただ金太郎あめのような、どこもわけのわからんようになって失礼じゃけど言いますけどもね、そういうコンサルタントのようなのに何千万円も払うて、そんなまちづくりをするよりは市民の意見を聞きなさいって私は言いよるんじゃけど、住民投票もせんというから、今、言いよる。市長、そこらは考えて、あんた、まちづくりしよるの。どうぞ。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 先ほど言いました13階建ての建物、これもその会議のときに、まず消防の問題があるので確認をしなさいと。はしご車等があるので、またこれ、建築基準法の問題、景観等の問題、これについて確認し、それがクリアすればこの方針でということで職員に指示をし、そういう形の中で推移をしております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 今度、13階ができれば現状のはしご車で間に合うという理解でいいですね。職員に確認せえと言うたんじゃろう。それが後から設計はしたわ、はしご車届かんじゃってことはいけんのよ。私たち地域開発の委員会には模型が出とるんよ。そして、2月16日に委員会が開かれたら、マスコミが来て写真を撮った。それで初めて佐伯市民の、それまではな、13階なんていうのは市民の1%も知らんじゃったと。だれもほとんどのし知らんのが、どんどん進みよる。99%、いまだに知らん人もおるじゃろう。大変失礼じゃけど、中心市街地活性化協議会のトップ、谷川会頭も11日の朝の新聞で確認しよる。協議会のトップでもそれよ。一つ一つの事業はあれせんでもいい。全体の157ヘクタールを佐伯市とまちづくり会社と商工会議所でちゃんとやって計画を立てて、佐伯のための事業をしよる。そこのトップが知らんじゃったということを、あんた、おかしいんじゃない。だから、私が今回の昨年2月10日以来、市長もあなたも知らんような大手前ができよるんじゃろう。知ったのは1月31日や。そげなんで、市民が納得すると思う。

それと、もう一つ大事なこと。中心市街地活性化基本計画つくった人間は、責任者は市長であるということは冒頭に確認しております。あなた、10億円伸びるんよ。51億円じゃったんが、大手前。この新聞によると、全部で71億円、核事業大手前が50億円。22億円で区画整理を佐伯市がする。29億円をかけて再開発組合がする。その部分が39億円になって、事業費が10億円ほどふえる。そんなことを、それは1月31日にほかに執行部もおったんなら、それは構わんのじゃけど、大事なことは、私どもは2月16日にもろうた平面図の中には、これをごろんになる方、皆様へ。まだ事業の変更がある可能性がありますので、それを御了承してください。いまだにどげなんができるかわからんのですよ。

それで市長のように、13階が売れんじやったらやめるとかというような話をもってくる人がおるから、どんなものが一体、大手前にできるの。市民の意見を聞いて、そのしゃんとするべきじゃない、同じつくるんなら。時間の無駄というて私は言われたことはある文化会館。それというのが、私は、去年の5月と11月、ことしの5月、私どもは参加した1班なんかは、上浦町なんかは、旧上浦町の振興を佐伯市議会はどげん思うとるんですかと聞かれました。本匠では道路の話がありました。ただ、鶴岡の公民館を含めて、皆、大手前の話じゃ。今まで知らんじやったのよ。ようなることには皆さん反対はせんけど、いきなり13階で10億円なんてことは出るから、市民が知らんから、こういう署名になるんですよ。そのところを市長、どげん思ちよるの。あんたは、でき上がった全部がわかっちょんの。あんたが中心市街地活性化基本計画の責任者です。

議長（小野宗司） 市長、ただいまの後藤議員の質問で、重大な答弁漏れがございます。

今現在ある佐伯市の消防能力で、13階の消防活動は可能かどうか、ここから答えてください。

市長（西嶋泰義） この消防については、私は、さっき消防署といろいろ打ち合わせて建築基準で間違いはないかということで、詳細については、向こうの担当にやらせていただきたいと思います。

それから、先ほど議員から中心市街地活性化基本計画の中で、70億6,000万円というこれを言われておると思います。この中に補助対象額外というのがあります。これは、再開発事業及び区画整理事業が12億5,000万円は入っておりますので合計83億1,000万円というのが基本的に大手前中心市街地活性化事業及び再開発事業の事業費ですので、いわゆる国が認可した交付金対象額が70億6,000万円ということで御理解いただきたいと思ひますし、そして、その時点からもう10億円超しておりますので、最初の認可と、これも国のほうに入っておりますと思ひます。

それと、今、議長から、私のほうに答弁漏れがあるということですが、私も当初質問をした基金問題と11億円の問題、後藤議員から答弁していただいておりませんので、できればよろしくお願ひします。

1番（後藤幸吉） もういいですわ。こっちが確認しておるんじやから。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 大分の消防署にかけて聞いたの。それで、その相談があったかどうか。

議長（小野宗司） 安部消防長。手短に。

消防長（安部幸一） 消防長の安部でございます。よろしくお願ひいたします。

大分では一番高いところで45メートル、これは13階建て以上の建物は大分には数々あります。うちの消防車、はしご車では35メートルですので、そこまで届くはしご車はありません。

1番（後藤幸吉） 13階は届かんな。

消防長（安部幸一） しかしながら、その規格に関しましては、それ以上の階にあってとか、ある規格、それからまた、消防設備ですね、11階以上にありますとスプリンクラー施設を設置しなくてはなりません。そういう消防設備の規格に合ったもので、うちのものが精査しておるところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） そしたらな、消防長、あんたな、大分の消防署に教えてやりよ。45メー

ルも到達するようなやつを4台も用意せんでいいっていうて。屋上のほうにはスプリンクラーを立てさせて言えがいい。建設業協会が言iyor。あんな無責任な人命に関するような計画をするなどというのよ。こんなのは、多分、谷澤総合何とかというところが、去年の10月の時点で居住者空間をふやしてなんて言いよったから、あのころの提案でやりよると思う。いいですか。住民がその仮に100人住んだからというて、同じ常盤区も含めて駅前の人も蒲江の人も大手前には行きやせんぞ。大手前にしかない店ができたり、公共的なもんがあるからこそ行くわけです。だから、ほとんどの市民が我々に言うたのは、商店街の再生は無理じゃろうという意味じゃろうと。地元の人たちが気の毒な。だから私が再開発を市長がトップになってやれって言iyorんですよ。公共的な佐伯に必要なものを佐伯市がつくれればいいから、結局。どうしても自分の財産を何かに転嫁したいという人は、それなりのものをつくれればいいと思うから、私はこういうふうに言iyor。市民の声を聞けと言iyorんですよ。

次の質問にいきます。

それでは、パネルを使用します。何番目かに大事なことですから、時間がなくなりましたので、ちょっと飛ばしてください。これが市有地の扱いについてというやつを先にやらせてくれませんか。

この地域に佐伯市は、今、公社用地となるところを6,998.16が今、佐伯市が買い取った旧壽屋の土地なんです。そして、同じところにある一般宅地が3,632.57です。この民間の人の土地は、減歩率というのがありますが、3,322保護されるんですよ。全部その人たちの減歩率。30持っておったら300平米は自分のものとして評価されるんですよ。

そしたらな、佐伯市のこの土地の場合、財産として、いいんですよ、道路を抜いてあげたりするのは。ところが、大分バスじゃあ交通関係の地権者が転出するもんじゃから、交通広場まで佐伯市の7,000でやるんですよ。だから佐伯市の再開発に持ち込む、建物に持ち込むのは1,612平米しかないの。あとの土地は真ん中に、ここにつくであろうお祭り広場、交通広場、そして、このつくる駐車場に化けるんですよ。こげなことなら、警察が売ってくれと言いよったときに7,000平米まるっと売とったほうが先のもうけよる。だから私が言うように、ここに佐伯市のものをつくるんなら、その土地は生きるんです。何で何軒しか残らん人たちのために、こんだけの佐伯市の土地を5,000ほど用意せないけんのですか。亀山室長、もうよかろう、そろそろ。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、ちょっと数字を追って説明したいと思います。

1番（後藤幸吉） もういい。そんだけでいいんかどうかじゃ。

建設部長（永田亀男） 6,998.16平米を土地開発公社から市は買い求めました。その中で1,963.14平米を公共用地、道路交通広場、水路等にこれは充てます。区画整理の中です。1,663.14を引きますと5,035.02残ります。当然5,035.02に市としても減歩を受けます、約0.9%。これは457.65平米、これを引きますと4,577.37平米残ります。先ほど申されました公共棟の駐車場、これはもう公共棟に付随する駐車場を考えておりましたので、市のほうでそれをあてがうということで2,282.7平米そこに提供します。そうすると残りが2,294.59平米になります。なおかつ、市も区画整理という事業の中で換地を受けます。これは二十八万石の隣にちょっと白地の土地があると思うんですけども、その部分を換地として市が受け取りますので、その部分が681.99平米です。2,294.59からこの部分を引きますと1,612.60平米、

これが開発に持ち込む分としてなっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） いいですか。話があちこちいったらいけんのじゃけど、先ほど言われた人たち、330持つとる人は300平米、もし転出するのであれば、基本計画の段階で予算を平米7万707円に組んでるのよ、転出する人にな。その当時はよ、7件ほどそうです。

そして、ここはもう佐伯市が買います。この中で、面積が2,000平米ぐらい持つとる人が逃げるんですよ。そうすると、あとの人たちの平米数、土地の単価だけでいえば店舗、マンション、そんなに買えんよ、権利者床でいうたら。そこは指摘しておきます。区画整理で建物もそのお金になるからじゃけどな。権利者床としては、あまり売れる可能性がないということを指摘しておきます。

それと、先ほど、じゃあ再開発は組合がするんであれば1,612しか佐伯市はこの建物に持っていかれん。済みません、店舗とマンションの床単価を教えてください。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 床単価につきましては、もう先般から御説明しておりますように、まず概算レベルで商業床が平米当たり28万円、住宅床が約27万円。これは、またこの単価が正式な発表されないということにつきましては、今、地権者との交渉中でありますので、単価自体をまず示すことができないということと、13階建て等々がまだ正式に決まってないということがありますので、まだ正確な数字としては把握しておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 床値段が、土地の値段が決まらなマンションを平米何ぼと言うたって売れんわの。大手間前に来ませんかというて、かなり熱心の説明をして歩きよる。その人らは、たしかアースケイプのあれでは店舗は借りる場合には、坪が8,000ぐらいだったように記憶しておる。それをよその組に聞いてみたら、そげん床で商売をする者はおらんじゃろうというような話やった。それは佐伯市の利害に関することから先に言います。この佐伯市の土地は組合に何ぼで持ち込むん。逃げる人のは7万707円ならいいよ。佐伯市の床に使う1,620平米、道路も佐伯市がするんが当たり前。公園もするんかな。駐車場もするんかな。公共棟に持ち込む1,620平米の土地の単価は何ぼですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 単価につきましては、区画整理が再開発との一体的施行という形をとっております関係から、通常の区画整理ですと従前の土地がありまして、それに対して換地という部分を受けます。そこで精算すれば終わりなんですけども、一体的施行になりますと、まず従前の土地があり、それを特定仮換地という形を設けます。特定仮換地が今度は再開発の中でいえば従前の土地ですね、その特定仮換地をもって再開発に乗り込むということなんですけども、そのときに土地の単価というのが年度ごとに変わっていく可能性がありますから、単価設定じゃなくして従前の宅地の指数、また、特定仮換地の持ち込む指数、この指数計算で成り立ってるものですから、現時点で単価は何ぼという設定はしておりません。これは最終的に精算段階で単価は設定するという仕組みになっております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 自分の財産、佐伯市はそれでいいかしらん。普通そこに民間の人が住んでおったら、自分の土地は何ぼでねから売らんと思うよ。普通の常識なら。それをちゃんとせ

んと床が何ぼですじゃなんじゃという話ではできんじゃろうがな。だから私が言いよる、転出者に対しては再開発事業の中で7万707円という単価を出しちよるから、佐伯市が持ち込むものは何ぼかと言いよるんや。いいですか。この路線価格でなら、ここはどうじゃな。これな、平成16年と比べると、今45%しかないのよ。ここを市長が二、三年前買うたけど、あのときよりも坪五、六万下がっておるのよ、坪で。そして、これらの道路を路線価格でいうたら相当下がとるのよ。そのときに7万707円で転出者の土地は売って、佐伯市が何割もごくわずかな土地しか再開発に持ち込まれん。あとは大きな建物だけつくって、税金で特例債があるけ、買うというようないいかげんなことをしてもろたら困るんや。佐伯市民の財産を守ってください。転出者と同じだけの事業で、1,620掛けることの7万707円ですのと佐伯市が買い取った5万3,000円とでは、えろう違う。そこのところの認識を持ってやってください。

それと、ということは、店舗も見込みはどげなっちよるの。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、7万700円と今、数字のことをおっしゃられたことについて、ちょっと説明させていただきたいと思います。

1番（後藤幸吉） おれが調べておるんやから、いいよ。

建設部長（永田亀男） この7万700円は、恐らく平成20年の1月17日に転出補償として土地の補償費を1億4,000万円というふうに申し上げたと思います。その中で補償対象者が7名おりまして、対象面積が1,980平米というように説明申し上げております。

これを割り戻すと7万700円になるわけでございますけども、これは予算レベルの話でして、当然のことながら7万700円で地権者と交渉というのはいたしません。地権者と交渉するときには、その時点での適正な評価額をもって交渉するという形になりますので、この7万700円につきましても、あくまでも当初予算、概算の枠として確保しておるといふ数字ということであります。

それとあと、幾ら入るのかということなんですけども、店舗と住宅合わせて床の取得者は現在のところ10名というふうに予定しております。

議長（小野宗司） 後藤議員、時間がありません。

1番（後藤幸吉） 10名って、市を含めて11名じゃけん、10名じゃな。

その人たちが権利者床に直して一人で狭い土地しか持っておれへん人もおるわけ。いっぱい持つとる人もおる。その人たちが権利者床でいうたら、マンションは4戸というのはわかちよる。権利者床でいうたら平米数はどんだけ買い取りできるん。その計算はできとるやろう。

議長（小野宗司） 永田建設部長、手短に。

建設部長（永田亀男） 約1,000平米というふうに認識しております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 両方含めてですね。

建設部長（永田亀男） いや、商業床です。

1番（後藤幸吉） 権利者床がそういうことやな。はい、わかりました。

それでは、事業協力者、簡単に言います。アースケイプという会社、平成21年度に1,575万円、平成22年度に1,900万円と500万円。私は、何度も随意契約というのはおかしいという

て言うたけど、その当時の課長は、おかしゅうないというた。今回の絵を見る限り、民間棟はアースケイプに払うた4,100万円のうち何割かはまるきりでたらめや。そういう担当者の責任を問いたい。何を考えて、地区の区長さんたちは避難路であろうと、何十万円の工事でも市と相談しよる。1,900万円、500万円、大手前のことですよ。随意契約して役に立っとらん。そこを選んどるのが準備組合やから言いよる。事業協力者の戸田建設。ここにとっても市庁舎の入札に関する限りは落札27億5,000万円、この会社が31億円、3億5,000万円の差がある。予定価格は28億9,000万円。梓設計にしても1社しか応募がないのがおかしいと言うたら、予算が3,000万円で低いからじゃろうという職員がおった。30億円設計、本設計まですれば1億円ほどの金を持って帰る。そういう準備組合が業者を選んで、そのまま我々の税金をつぎ込んでいいかどうかを回答願います。

議長（小野宗司） 永田建設部長、業者の適正を問われておりますが。

建設部長（永田亀男） アースケイプにつきましては、全体の事業推進ということでありまして、大手前に特化したものではございませんので、ちょっと私のほうから説明はできないんですが。

1番（後藤幸吉） 大手前よ。1,900万円と500万円は。

建設部長（永田亀男） そこは建設部のほうとは契約しておりませんので。

あとですね、戸田建設につきましては、事業協力者という形の中でプロポーザル方式をもって公募しております。

1番（後藤幸吉） ところがや。

建設部長（永田亀男） 戸田建設ですね。梓設計につきましても基本設計をお願いしておるんですけども、これらの方々が高い専門性を発揮して大手前開発の設計に向けて熱心に取り組んでいただいておりますということから問題はないというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

1番（後藤幸吉） 専門社は何百社もおるの。何でその1社ずつしか名乗りをあげんじやったかというような、それがおかしいという。準備組合に任せよると、そんなことになるの。だから佐伯市長が責任をもってこの事業をやれと言いよるんですよ。人任せ、ただ大きな建物をつくりたいだけじゃ。佐伯市の名前でつくるんがいけんから、やめます。ありがとうございました。

議長（小野宗司） 以上で後藤議員の一般質問を終わります。

26番、高司政文議員。

26番（高司政文） 今、市長の質問の反問権があったんですよ。早い時期に、時期の問題ね、申請の説明会の前にということで、それは早い時期に問題じゃないかというような議員の発言をしたのを見まして、これはちょっと市民の自主的な活動、運動に対する威圧ともとれかねない発言だと思うんですよ。

今、市長自身が申請を受理して許可をしてる、さらに今、署名を進めてる中ですからね、終わった後だったらそうでもないですけど、そういう中での発言というのは市長としての発言にふさわしくないと思うんですね。

ですから、ちょっと議運で一度その発言について協議をしてもらって、問題があれば撤回するとか何か対応してもらいたいと思います。

議長（小野宗司） ただいまの高司議員の、議運をこの件についても開いて、先ほどの件と同

時に協議をしていただきたいという旨でございますが、議運の委員長さん、また、委員の皆様には、この件も含めて一般質問終了後の議運において協議をしていただきますよう、議長として要望をいたします。

これより、昼食のため休憩をいたします。

午後は1時より会議を開きます。

午後0時07分 休憩

午後1時00分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、30番、清家儀太郎君。

30番（清家儀太郎） 30番議員、新風会の清家儀太郎です。よろしく申し上げます。

先日の日本経済新聞によりますと、1面のトップで法人税納付、大手銀行が再開という記事があり、また、今期ようやく正常化という記事が力強く報じられていました。

日本の民間金融機関のバブル崩壊での積み上がった不良債権処理額は、累計で100兆円を超すと言われてきました。不良債権処理に伴う赤字で、多額の繰越欠損金を抱え、法人税を長年免除されてきた銀行の経営が、ようやく正常化するということでもあります。2012年3月期決算についても最終利益は大手5行だけでも累計で2兆円をはるかに超したようです。本格的な銀行による法人税の納税が再開されようとしています。

大分県内でも大分銀行の増収で増益、豊和銀行においては、経営危機に陥って公的資金90億円の注入を受けてから3カ年の最終年度計画を達成し、3期連続の増収、増益で、純利益は過去最高記録を達成したと先日の大分合同新聞において報じられていたところであります。こうした報道に接しますと、失われた20年間、長かった不況続きの20年間にもようやく終止符を打つのかなと、よい方向に理解し、また、よい方向へと考えを時代を誘導したいと思えます。

今回は、佐伯市にも閉塞感から脱出し、活性化へ向けた取り組みを期待して、佐伯市将来のまちづくりの一端について質問を行います。わかりやすい答弁をお願いします。

私は、議員活動の主な政策として、佐伯市経済の自主独立、企業誘致、議員年金の廃止、議員定数の削減の実現を目指し、日々努力をしているつもりであります。この中で、議員年金につきましては、平成23年度に廃止となり、議員定数については佐伯市議会では現在の30定数から26定数に昨年の議会で決定しましたが、国会議員の定数については、現在、国会において審議中でございます。地方の声を国会議員を通じ、大幅削減を目指して常に進言いたしています。

また、企業誘致につきましては、ことし3月議会におきまして、企業立地条例の改正と企業用地や条例の整備は着々と進展してきていると確信します。佐伯市における経済の自主独立につきましては、今、国会でも盛んに議論が交わされています地方分権論議とも関係があると思いますが、地方が自力で自分たちのまちを活性化できるのは何かを問われている問題だと思います。

国の大型店立地法の規制緩和により大型店が郊外へと立地したために、日本全国で中心市街地の敗退が進み、取り返しのつかない状態になっています。ですが、これを何もしないで座しているわけにはいきません。佐伯市の活性化、まちづくりを考えたとき、今、市が提案

している中心市街地活性化計画は、絶好のチャンスだと考えます。何としてもなし遂げねばなりません。

そこで質問ですが、佐伯市まちづくりについて、佐伯市中心市街地活性化基本計画を策定するまでの計画、背景、この計画の目的、内容、そして目指すところは何か、また、この計画の中で大手前再開発の位置づけはどのように考えているのかをお尋ねします。明快な御答弁をお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうから答弁させていただきます。

中心市街地の活性化基本計画等についてですが、市におきましては、平成12年に「中心市街地活性化基本計画」を策定をしております。「市街地の整備」と「商業の活性化」に重点を置きながら、中心市街地の活性化に取り組み始めました。このうち、商業の活性化については、関係者による構想を策定できず、十分な取り組みが当時はできませんでした。そのような中、議員がおっしゃるように、郊外大型店の出店、壽屋が撤退により、地域商業を取り巻く環境は、厳しい状況が続きました。

一方、地区住民や市民を巻き込んだ、いわゆる「まちづくり」に関連するソフト的活動は連綿として続き、地域商業者や市民活動団体の活動が活発化してまいりました。

この状況下にあって、平成18年の「まちづくり三法」の改正を契機に、商工会議所と市による新たな「中心市街地活性化基本計画」の策定が始まりました。そして、本日に至っております。これが現在における中心市街地基本化計画の背景となっております。

この計画の目的ということですが、一つは、計画区域内の生活を支える機能とサービスの充実、もう一つは、歴史、文化、物産を生かした魅力を創出することです。具体的な内容は、大手前の再生、駅・港への集客促進、仲町再生、観光による交流促進、食のまちづくり、まちなか居住の促進、公共交通整備と回遊性の強化となります。これらの事業を実施することで、住む人が暮らしやすさとにぎわいを感じられるまちを目指そうとしております。

そうした中、大手前再開発は、中心市街地の活性化基本計画の中で重点な戦略の一つとして位置づけられております。大手前の歴史と果たしてきた役割は、市民意識調査による「壽屋跡地への整備」が期待をされ、その高さから、その必要性は、だれもが認めるものだと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に進みます。

中心市街地活性化基本計画の中に含まれる事業として、市民に大変わかりにくい中核事業である大手前再開発事業と大手前土地区画整理事業についてであります。この二つの事業の事業内容の違いはどうか、この二つの事業の現在までの進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 建設部長の永田です。よろしく申し上げます。

それぞれの事業内容と、その関連についてお答えいたします。

大手前再開発は、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行で行われます。土地区画整理事業で道路・広場・水路などの基盤整備と換地手法による宅地の整序と集約を行い

ます。市街地再開発事業は、区画整理で集約された土地をもとに、宅地の利活用を目的に施設建築物の施工を行います。

次に、現在までの進捗状況と今後のスケジュールにつきましては、土地区画整理事業は個人施行の同意施行で施行しています。これにより地権者からの同意をもとに佐伯市が施行者として施行しています。昨年12月に土地の権利者からの同意をもとに事業認可申請し、事業認可を受け、事業を行っています。本年5月には土地所有者の同意をもとに、施行地区内すべての宅地について仮換地指定を行いました。現在は、建物所有者、借家人等の方と移転補償協議を行っています。ことしの夏から来年の3月までにかけて建物等の除却を行い、順次、道路、水路等の工事に着手する予定です。

一方、市街地再開発事業は、地権者で構成する組合が施行します。市街地再開発事業側の進捗としましては、平成22年4月の準備組合設立以降、随時、総会や理事会の開催をして必要な案件を決定しているほか、毎週のように会合を開いて事業推進の方策、施設配置、商業の組み立てなどの検討作業を進めています。

また、事務局支援や事業活動資金の立てかえなどをする事業協力者の選定、基本設計業者の選定、事業に必要な体制も着々と整えています。特に施設建築物の基本設計を昨年度終えたことは大きな進捗と言えます。

また、今年度の事業スケジュールについてですが、現在の準備組合組織から法定の組合になるために大分県知事に組合設立認可申請をすることが大きな予定として掲げられます。さらに、基本設計をもとにして実施設計に向けた検討も始めており、今年度中に作成される予定です。このほか、平成25年度に予定している権利変換計画作成に向けた作業も順次行うことにしています。市といたしましては、既に定めている市街地再開発事業の都市計画の変更を行う予定にしており、現在その手続中です。

なお、建物の工事着工は、平成25年秋ごろからを予定しており、平成26年度末の竣工を目指しているところでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 再質問させていただきます。

この二つの事業の総額が62億円で佐伯市の実質負担額は、そのうちの11億円と考えて間違いないのか。

それと、佐伯市庁舎の建設計画では、当初予想された事業費は56億円であったのが、今回入札の結果、50億円で6億円の予算が削減されたようであるが、この二つの事業、大手前再開発事業と大手前土地区画整理事業についても、まだまだ佐伯市の負担額は減ると考えてよいのか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、まず、11億円と考えて間違いないかということでございますけれども、大手前再開発事業に係る市の事業費につきましては、合併特例債の活用により一般財源の持ち出しを極力抑えるようにしております。合併特例債は、各年度に借り入れし、借り入れた翌年度から利息及び元金の返済が始まります。ただし、元金は2年間の据え置きがあります。通常は、10年で返済します。

そして、毎年払う元利金の7割は普通交付税の算入されます。仮に10億円を合併特例債で借り入れして、毎年1億円返済する場合、毎年7,000万円が普通交付税に算入されることに

なります。

よって、現在の計画では、合併特例債を約27億円打つことにしていますので、これの7割、約10億円なんですけども、利息の7割が普通交付税に算入されることになりますので、差し引きで8億円が市の一般財源からの持ち出しと言えます。

それに加えて、補助対象や起債対象にならずに市の一般財源で手当する分を約3億円を見込んでいますので、市の実質先ほどの8億円とあわせて合計11億円との試算をしています。

次に、佐伯市の負担額は、今後、減ると考えてよいのかということでございますけども、土地区画整理事業は市が実施しますので、当然ながら市の入札基準に沿って入札が行われますので、市庁舎建設と同様に入札の結果で事業費が抑えられることも考えられます。再開発事業は、組合事業でありますものの、市から補助金も要る事業を執行しますので、適正な業者選定が行われるよう指導、監督していく必要があると思います。

また、事業費につきましては、現在は、基本設計の内容について事業費を算出していますが、今後の実施設計内容によっては、ある程度、事業費が動くこともあろうかと思えます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 部長、私が何でこの11億円が地域開発の委員会では、市の単費が2.9億円となっておったんですよね。表から算出したときに、市の単費では2.9億円で、どうして11億円になるのかなとしたときに、いわゆる合併特例債の3割負担の分ですね、二十何億円の分の3割負担の8億円を加算されて11億円になるということで理解していいわけですね。

次に移ります。

次に、今回、事業変更となった13階建てマンションについてお尋ねします。

4階建てから13階建てに変更を決意した理由と目的、このマンションの管理主体はどうなるのか。また、4階建ての計画であった前計画との施工金額の差は幾らになるのか。このことによって再開発準備組合は、どんな影響があるのかお答えください。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、その目的と管理主体についてお答えします。

今回の事業で建設する住宅は、昨年発表した「大手前再開発基本計画」の中で掲げた「五つの機能」のうちの一つに当たります。国の認定を受けた佐伯市中心市街地活性化基本計画の中にも「まちなか居住の推進」をうたっており、まちなかに質のよい住宅を供給することで地域のにぎわいを創出することを目的としています。管理主体は再開発事業の事業主体である準備組合で検討されることになります。

次に、増床の理由でございます。

昨年作成した大手前再開発基本計画では、14戸の住宅を計画し、準備組合は、この戸数なら売却できると考えていました。しかし、住宅をもっとふやすことができれば、さらにはにぎわいの創出を図ることができることから、基本設計作成に合わせて再度マンションの規模などについて検討しました。

また、幾つかの住宅ディベロッパーと交渉を重ねる中で、床処分先確保の手ごたえを感じ、このマンション規模でも事業を成立させることができると判断し、今回の変更する決断に至ったものです。

次に、施工金額の差についての御質問ですが、事業費のこととしてお答えいたします。

大手前再開発事業のうちの市街地再開発事業の事業費は、今回の基本設計段階では約39億7,000万円と試算しています。1年前の基本計画時点では約29億1,000万円でしたので、その差は約10億6,000万円です

なお、市が施行する土地区画整理事業などの事業費は、約22億4,000万円から変わっていません。

そうしたことから、再開発事業と区画整理事業などを合わせた大手前開発全体の事業費は、全計画に比べて約10億6,000万円の差となっています。

次に、組合の影響についてですが、規模が大きくなっていますので、工事費だけでも大きな支出増になりますが、一方で、補助対象となる共用部分などもふえることから、組合が国と市から受ける補助金がふえます。また、マンション購入先確保は大きな収入源確保につながりますので、事業の実現性をさらに高めるものと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に進みます。再質問をさせていただきます。

マンションが民間である大手前開発準備組合が建設するというのでいいのかということ、管理主体である準備組合はディベロッパーにこのマンション、いわゆるマンションの44戸分を含めて全部売却する予定であるということの間違いないのか。

また、増床、いわゆる床をふやすことによって商業施設の面積を広め、坪単価を下げるという認識でいいのか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） マンションは民間である大手前準備組合が建設することかということでございますけども、議員御指摘のとおり、市街地再開発事業は組合が施行者でありまして、その組合が事業の中でマンションを建設いたします。

次に、ディベロッパーにこのマンションは売却する予定であるということですけども、再開発事業で建設する施設のうち、マンション部分について権利者住宅部分以外はディベロッパーに売却する計画にしています。その後、ディベロッパーが分譲事業を行うことになると思います。

増床、床をふやすことによって坪単価を下げるという認識でいいのかということでございますけども、基本計画から基本設計に至る過程において、商業施設の専有面積は2,000平米から1,800平米になりました。住宅用駐車場を西棟2階に配置したことによるものです。

基本計画時の想定床単価は、平方メートル当たり、先ほど後藤議員にも御説明したんですけども、平均28万円でした。基本設計内容をベースにした床単価は、まだ公表できる段階にありませんが、今後、準備組合に確認しながら報告できるものは皆様に報告していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に、商業施設と駐車場についてお伺いします。

一番重要だと思われまして、まだテナント数など決定していない部分がたくさんありますので、答弁には予定の部分があって結構ですが、市民の声や事業者の声で私が一番耳にするのが、駐車台数がいかにも少ない。少な過ぎるといった声ですが、ふやす方法はないのか。公園部分等を駐車スペースに変更する用意はないのか。少なくとも200台以上は必要ではない

かと私は考えますが、いかがなものでしょうか。

それと次に、商業部分の店舗、テナントは何店の予定か。それに残床、つまり余分にできた床面店舗はだれが販売するのか。販売をするに当たっての総合的な運営、企画やテナント募集はだれがどういった方法で行うのか。募集するテナント数は何件か。募集予定はいつごろになるのか。ちょっと数が多いですが、ゆっくりで結構ですので、お願いします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、駐車台数をふやす方法についてはお答えします。

基本設計では、一般の方がいつでも使える駐車場として西棟横に16台、東棟横に75台、合計91台の駐車場を整備することにしています。この駐車場は、商業施設にやって来るお客さんはもちろんのこと、東棟にいる公共公益施設の利用者も使用します。

そうしたことから、準備組合としてもこの台数が十分な台数であるとは思っていないようです。大手前での再開発事業は、限られた敷地の中で行いますので、駐車場確保にもおのずと限界がありますが、少しでも台数をふやせるような何らかの方策を講じるものと思います。

例えば、イベント実施など駐車場の著しい不足は予想されるときに文化会館と三余館の間にある駐車場を利用する案を模索するなど、市としましても、さらなる駐車場確保に向けて周辺地域も含めて準備組合とともに検討していきたいと考えております。

その次に、店舗数についてお答えします。

現在、準備組合は、将来のテナント誘致に向けて、市内のさまざまなジャンルの商業者に事業説明を行っています。そこでの状況も参考にしながら商業に関する検討を進めてますので、今のところ店舗数について決まっているものではありませんが、想定としては10店舗から20店舗程度を考えているようでございます。

次に、残った保留床の販売や商業施設の企画運営についてです。

市街地再開発事業では、保留床は施行者の所有になりますので、再開発事業で保留床が残った場合は、組合が引き続き販売するのが原則だと考えています。商業施設の企画運営やテナント募集などについても商業床を取得した人たちで協力して行うことが原則だと思います。しかし、大手前でどうやっていくのかということについては、準備組合の中で検討が進められており、先ほど述べた商業者への事業説明など、一部の作業は既に始めています。

また、準備組合は、ことしの8月ごろに施設内容や商業に関する説明会を開催するとの予定とのことですので、募集時期は少なくともそれ以降になるかと思えます。

市といたしましては、商業施設が繁盛し、中心市街地がにぎわいを取り戻すことを目指していますので、準備組合が行う商業に関する検討に積極的にかかわっていききたいと考えています。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） ということは、その募集は8月以降だということですが、部長、商業者、いわゆるテナントの立場として考えると、駐車台数でテナントの入居数は、テナントは駐車台数でテナントの行方が入店するかどうかが決まるのではないかと私は考えますが、この駐車場の問題に関しては、ぜひもう少し考えていただきたいということと、すべて店舗運営は専門家、すなわちディベロッパー、コンサルタントに任せるのか。また、テナント等の募集は公募するのでしょうかです。それ、わかりますかね。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 駐車台数でテナントの行方が入店するかどうかが決まるということなんですけども、佐伯市のまちの形態を考えると、駐車場が多いに越したことはないかもしれませんが、しかし、駐車場をたくさん取らんがために郊外店が発達し、中心市街地が空洞化している面もあろうかと思えます。

その中心市街地を活性化する事業の一つとして大手前再開発事業があるわけです。大手前開発では、商業だけでなく公共公益施設や広場なども一体に整備するところが事業の目玉となっております。こうしたこととしっかり連携できるようなソフト計画を今後つくっていきたいというふうに考えております。

次に、ディベロッパーに任せるんかという件なんですけども、ディベロッパーは住宅部分に係る業者ですので店舗の運営等にはかかわらないものと思っております。運営等は床所有者等で管理組合をつくり、そこが直営でやったり、委託に出したりすることもあるようですが、大手前での運営形態は、今後、検討していくことになるかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） わかりました。いわゆる地権者の判断が必要だということだと思えます。

次に、佐伯市のまちづくりについて、最後の項目になりますが、大手前再開発についてお尋ねします。

平成22年の3月議会において、私は、市長にまちづくり交付金について一般質問いたしました。私は、市長の意思をお伺いするために政権が変わり、まちづくり交付金がなくなっても佐伯市の一般財源でも大手前地区再開発を実施する考えはあるかどうかをお伺いしましたところ、市長は、「総合的に判断をした中で中心市街地を進めるには、まちづくり交付金の補助金がなくても再開発区画整理の補助金があり、この計画は旧佐伯市からずっと念願のことで、新たに合併特例債という特出な起債が合併後にでき、当初の考えよりも財政的には負担が少なくなると思っております。基本的な方針としては、大手前地区の再開発はぜひともやっていきたいと思っております」と平成22年3月議会、おととしの3月議会に御答弁を市長からいただきました。では、現在の大手前再開発にかける市長の思いをお聞かせください。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうから御答弁申し上げたいと思えます。

大手前再開発事業につきましては、議員が言われましたように、合併前からの事業です。当佐伯市にとりましては、昭和54年から大分大学の和田教授が提案し、それ以降、合併するまでさまざまな案が浮上し、消えてきております。

今回は、平成12年度に策定いたしました中心市街地から、また、平成14年には壽屋の閉店ということになり、また、平成20年には火災で追い打ちをかけるような、大変な経験をしてきた地域です。

しかし、その間、皆さんが大手前地区を何とか元気にしよう。その元気を佐伯市全体に広げようという思いを持ち続けてきたことは知っておりますし、私も昔から関心を持って見てきた地区です。歴史的にも佐伯市の中心地は城山・山際・大手前の一体でした。市町村合併して九州一広い佐伯市になった今も、そして、これからもこの地区が中心であり続けるべき

だと思っております。

市の財政状況、いくらか改善しているとはいえ、まだまだ油断できるものではないというも心がけております。

しかし、今の佐伯市にとっては、「最小の費用で最大の効果」を発揮するまちづくりをするためには、中心市街地活性化事業は最もすぐれた事業であると思っております。その核事業である大手前開発事業も絶対必要です。今がまさに絶好のチャンスということで私はとらえております。我がまち佐伯市を、さらに進める好機だととらえております。

市街地再開発事業は県内でこれまで1件しか事例がなく、また、土地区画整理事業との一体的施行となれば九州内でもほとんど例のない事業ですが、そうした中で、ハイリスク、ハイリターンということで非常に補助金は大きいわけですけど、リスクも高いということで、そうした中で取り組んでおるのを議員御存じのとおりだと思っております。

こうした中で、課題もたくさんありますが、これを乗り越え、佐伯市を発展させるためには、この事業は必要な事業だと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） そこで市長、先日市長が地域開発調査特別委員会での発言の中に、13階建てマンションはどちらにしても民間でやってもらうという。市は13階建てマンションに関しては責任を持たない。責任を持たないというか、最終的な確約はないと、この事業をストップするとか、また、準組合が正組合ですかね、今の地権者がつくってる組織する準組合員と正組合員、正組合に認可できないときは、いわゆる組合の破綻なんですけど、事業のストップを考えているということをごらんとこの前、特別委員会でおっしゃられたんですが、こちらの市長の気持ちを、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員にお答えします。

先般、地域開発調査特別委員会で、この事業について議員の皆さんから、今回、住民投票条例等の問題で事業の日程等いろんな形がまた入っているとありますが、私もそうした中では、この事業については一つの年数があります。いわゆる社会資本整備交付金、いわゆるまちづくり交付金ですけど、5カ年という限定された期間での事業の完成を求められておるわけですが、これは佐伯市中心市街地全体的な事業の中としておるわけではなく、やはりこの大手前中心市街地再開発事業及び区画整理事業についてのこれも期間は取られております。

この区画整理事業、非常に住民の御理解がなければ都市計画法に基づいたいろんな手続きがございますので、こうした期間を踏まえながら、この期間がどうしてもオーバーするとか、なかなか地域の理解が得られなくて先に進めないとなった場合は、どうしても考え直さざるを得ないと。

また、もう一つは、再開発事業ということになれば、私もこの13階建て、いわゆる民間でやる事業が公にふってくるということにならないように確認をしなければいけないと。そして、この事業実施のためには、いわゆる準備組合から開発事業の正式組合に移行するということになったときに、そうした中で加入者その他に対してしっかりした形で確認をしていかなければいけないと思っております。

そうしたことを踏まえて、今年度の議会に対するこの区画整理及び再開発に対する予算を通していただいたと思っておりますので、いわゆる民間等に今度補償とかいろいろ入ります

が、手をつけずと、これが抜き差しならないということですので、そこを十分考えながら、そうしたことを確認しながらやっていくと。先ほど言った状況の中で、入ってうまくその事業に期日が乗っていけば私はいいと。どうしてもそれが延び延びとなれば、建設時期その他があれば、やはりそこには思い切った判断をする必要があると思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） やはりこの事業がおくれたり、こういうつまづきがあったりして、今、市長がおっしゃられたように、決断する時が私は来ると思います。いずれこのまま進むか、一応見合わせるか、やめるかですね、そういう市長の決断の場があると思うんですよ。そのタイムリミットですね、市長は、それをいつごろと考えているか。その判断の時期ですね、市長の決断する時期はどの時点と考えているか、もう一度、済みませんが。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 非常にこの判断難しいものがあるわけですけど、先ほど申しあげましたように、都市計画事業ということで都市計画審議会とかいろいろな中で公表して歩き、また、いろんな皆さんの御意見を伺い、これも県等の都市計画に対する承認がいると思えます。

なかなか私もいつということもはっきり出すのも難しい部分があるんですけど、そんなに1年も先とかということもないし、それ以外に決断をしなければと思っておりますが、やはりこうした進捗状態、地域の協力があってこそ、それがどこでなるのかという判断もやはりしなければならぬと。

議員が言われるように、いつかということよりも、今、思ってることが順調に進んでいけば、その決断も必要ないかもわかりませんが、その期限から逆算したときに、私はそここの判断が出ると思っております。

先ほど申しあげましたように、この中心市街地の中のまちづくり交付金、期限があると。前、議員に言いましたときに、再開発事業とか土地区画整理事業というのは、これが中心市街地活性化事業にならなければ割と延命ができるんですけど、これが一体化になった事業ということでハイリスクが非常にあるということがこの事業だと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 市長の決断だと思えますが、この全国でまちなかのにぎわいが問題になり、事業に失敗した市町村があるかとも聞いてますが、何もしなければ発展はあり得ません。全国の市町村から、ぜひこれやり遂げて、佐伯市の大手前、よい意味での行政視察に見えるようになることを期待します。

そこで、次に移ります。よろしいですか。

次に、三余館についてお尋ねします。

それでは、三余館の今後の使用方法について、佐伯市は大手前開発で公共施設の中に現在の三余館機能をすべて移転するという計画ですが、では、空き施設となる今の施設はどのように利用するのか。新築計画中の歴史資料館と一体的な施設と考えてよいのか。また、利用方法については、どのように考えているのか。改装するとすれば、その内容は、また、工事費用はどの程度予定してるのか。三余館の機能を大手前に移転した後の利用方法については、どのような利点があるかと考えているかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 教育部長の福泉です。それでは、清家議員からの質問にお答えいたします。

まず、三余館の利用方法について説明をいたします。

新たに建設する歴史資料館の新館ですね、これと三余館とあわせて歴史資料館として利用する計画でございます。新館には展示を主に特別の保存庫、また収集保存庫と調査機能の基幹機能を持たせたいと思っております。

三余館ですが、学習支援あるいは交流サービス管理運営部門の機能を持つものいたします。研修講座室や体験学習室、資料整理室を設けまして、児童・生徒及び市民の方々の歴史文化に対する関心を引き出すための歴史教室が講演会の開催、郷土の歴史を題材とした体験学習や各種イベントの実施を行うなど、計画をしております。

また、事務室を配備いたしまして、資料館全体の維持管理にあたりたいというふうに考えております。

次に、三余館の改修についてお答えいたします。

三余館の機能は、現在の部屋を基本的にはそのままの利用したいというふうに予定をしております。大規模な改修は行わず、2階へのバリアフリーするためのエレベーター設置、あるいは防火区域をするためにサッシ周りの改修といったものも考えておりますが、まだ実施設計等ができていませんので、今後、変更されることもあるだろうというふうに考えております。

続いて、工事費についてですが、工事費につきましては、実施設計が現在できてませんので、その額については、まだ積算ができておりません。

最後に、メリットとして質問がございました。

新館が全体で建築面積が800平米ということで、新しい館は非常に限られたスペースがございます。それで三余館を利用しまして、いろんな機能を持たせたいということで、そういった意味でのメリットというふうに考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） それじゃあ、もう改修に着手するとかそういうのはまだわからんですわね。それと今度、大手前の公共公益施設に三余館機能を移転したあとは、三余館という名称はなくなるんですかね。そこらはどうですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 名称は歴史資料館というものの一部になりますので、その三余館というものの名称は、多分なくなるだろうなというふうに思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） これは大手前の公共公益施設のほうにいったときに中にできるのが三余館になるのかな。そこらはまあいいかな。それはあんた方が関係ねえわ。わかりました。

次に移ります。

歴史資料館建設に係る基本構想、基本計画についてお伺いします。

これまでの経過、今後のスケジュール、建設に対する目的は何か。そして最後に、事業費は幾らと見積もっているのかをお尋ねします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、これまでの経過と今後のスケジュールから御説明をさせていただきます。

資料館につきましては、平成21年度から平成26年度までを計画期間としております。平成21年度に佐伯市歴史資料館の基本構想・基本計画を策定し、資料館の規模、資料の収集保存方針、展示内容、管理運営計画などについてまとめました。平成22年度に御居間などの保存改修実施設計、用地測量等を行い、展示の基本実施設計を発注したところです。平成23年度には御居間等の保存修理工事、新館基本実施設計を発注し、さらに土地開発基金のほうから土地の取得もいたしました。

今後のスケジュールにつきましては、今年度、新館の実施設計ができ上がりますので、建設工事のほうにかかりたいと思っております。

また、同時に、展示製作の委託も発注を行います。平成25年、平成26年で新館の建設工事、展示製作委託、あるいは外溝工事、三余館の改修を終えまして、現在の計画では平成27年度当初に開館の予定です。

次に、設置目的です。古くから先人が守り、はぐくんできた佐伯市の風土や歴史、伝統文化財を引き継ぎ、次の世代にと受け継いでいくということで、新たな文化活動の拠点として資料館を建設いたします。

資料館は歴史を研究し、市民が学び体感する場として学校教育や生涯学習と連携した事業を展開したいと考えております。さらに郷土の歴史にふれることで地域に対する愛着を深め、未来を創造する力を養いたいと思えます。

また、訪れる観光客にもわかりやすく佐伯を紹介できるガイダンス施設としての機能も持たせたいと考えております。

最後に、事業費についてですが、新館の建設と三余館の改修、あるいは用地取得費、今の御居間等の改修費用、それと展示用のケース作製、外溝工事等を含めまして全体で13億円です。

その主な財源といたしましては、土地が2億3,500万円、それと、建築費が約5億5,000万円、展示製作が1億9,000万円。これは概算ですので、まだ動く可能性があると思えます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） これも実質市の負担が幾らとかがありますけど、まだわからんでしょうから、一つですね、部長、旧佐伯市からの歴史資料館積立基金は幾らあるのか。今回の事業費の佐伯市実質負担分に充当するのかどうかですね。旧佐伯市の時代からある歴史資料館積立基金、それを教えてください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、13億円の内訳を御説明させていただきます。

まず、その事業費の45%になりますが、5億8,500万円、これが社会資本整備事業の交付金で賄われます。残り7億1,500万円になります。これは合併特例債を使うということで、そのうちの95%が合併特例債の対象になります。6億7,900万円で残りの5%ですね、この部分が3,600万円ですが、この部分に先ほど議員がおっしゃいました社会教育資本施設基金というものを充当させていただきます。社会教育の施設の基金につきましては、平成23年の

3月現在、3億2,466万2,000円となっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 議長、次のイの分については、もう時間がありませんので割愛させていただきますと思いますが、そのイの分について、歴史資料館とも関係ありますので部長にちょっとお尋ねしますが、佐々木市長の時代だと思われませんが、佐伯市には美術購入基金が1億2,000万円あると聞いているが、この用途はどのように考えてますか。

議長（小野宗司） 答えられますか。福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 基金につきましては、平成23年3月末で1億1,770万4,000円という額です。この用途については、現在のところはっきりしたことは決まっております。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 次に、佐伯文庫についてお尋ねします。

佐伯文庫は豊後の国、佐伯藩第8代の藩主、毛利高標の創設による藩の文庫であると、元別府大学の教授であり佐伯文庫の研究で有名な梅木幸吉著書に記されています。8万巻に及ぶと言われ、国立公文書館、内閣文庫、宮内庁などにも保管され、中国北京大学図書館に漢籍500冊が里帰りしているそうですが、昭和50年に毛利家より佐伯市に数千点が寄贈されているそうですが、この佐伯文庫とはどういったもので、どんな値打ちがあるのでしょうか。また、この有名な文庫をどのような展示形で佐伯市民、また、全国へ価値を広めようと考えているのか、簡単にひとつお願いします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、佐伯文庫について答弁いたします。

佐伯文庫につきましては、佐伯藩8代藩主、毛利高標が蒐集した漢籍を主体とした文庫のことです。もとは高標が天明元年、1871年ですね、蔵書をおさめるために三の丸に創設した文庫という、いわゆる建物とのことです。

この佐伯文庫につきましては、漢籍のみで3,500部、8万巻といわれる多量の蔵書数がありましたが、先ほど議員がおっしゃいましたように、文政11年、10代高翰のときに2万巻余りを蔵書を幕府に献書しました。そのうち1万721冊が現在でも国立公文書館や宮内庁、あるいは国会図書館のほうで保管されておるといふふうに聞いております。毛利藩で保管しておりました残りの佐伯文庫約3,000冊ですが、これが現在、佐伯市が保存、保管をしております。

さて、その価値ですが、漢籍など深い見識に基づいたものが多く含まれており、また、幕府への献書から外れた小説類などといったことで大変貴重なものは含まれていると考えていますが、その値打ちを図るといふか、そういうことは現在のところできておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

30番（清家儀太郎） 済みません、部長、飛ばしますが、私は、佐伯市のある在住の有名な方から、梅木幸吉さんの著書の佐伯文庫の研究、佐伯文庫の残存本、佐伯文庫の蔵書本という3冊の本を預かって興味を持ったんでありますが、この毛利高標公というのは、非常に毛利藩の藩校である四教堂あまりにも有名ですがね、これに関係した人物像の紹介と一緒に実は広めてもらいたいとそういうことですので、それはようお願いしておきます。

それで、最後に移ります。最後の文化芸術についてお伺いします。

大分県も県立美術館建設に向けて文化芸術の振興を図ろうとしています。県立美術館開館

予定も佐伯市の歴史資料館、新しい三余館のオープン予定と同時期になるのではないかと想定されています。佐伯市が目指しているまちづくり事業にとっても文化、芸術の振興要素が十分含まれていると認識しています。今後の佐伯市にとって、山際通り一帯は歴史資料館、旧毛利家別邸、三余館、文化会館、独歩館、汲心亭、城下町観光交流館、文化芸術の財源が集中しております。今後の教育委員会の能力、知恵を十分に発揮する場所であります。

そこで教育長にお尋ねします。

教育長は、佐伯市での文化芸術がどうあるべきか。教育長の理念をお示してください。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） お答えします。

理念というようなものになるかどうかはわかりませんが、佐伯市には古くから歴史の跡が非常にたくさん残っておりますし、世の中に名を成した多くの偉人も出ております。そのような郷土佐伯のことを知って誇りに思う佐伯市民であってほしいと思いますし、子どもたちも、またそういった佐伯市民に育ってほしいというふうに願っておるところであります。

そのためには、古くから伝わる佐伯の文化遺産と、あるいは歴史的遺産を大切にし、保護することによって市民が親しめるよう整備していく必要があります。歴史資料館は、そのための拠点となる場所であり、毛利家の遺品や、ただいまお話のありました佐伯文庫、藩政資料を中心に市内各地域に残された歴史的、文化的遺産をできるだけ多くの市民に見ていただくというふうに考えたいというふうに思っております。

また、議員御指摘のように、大手前から山際通り一帯は、いわゆる歴史的文化的ゾーンを形成しております。この地は、近世から佐伯の中心地でありましたし、佐伯の顔として発展してきた場所でございます。平成27年開館予定の歴史資料館が新たな顔の一つとなってまちづくりに役立っていくということに期待をしているところでございます。

30番（清家儀太郎） 議長、ちょっといいですか。

議長（小野宗司） いや、清家議員、もう時間です。

30番（清家儀太郎） ありがとうございます。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

次に、16番 三浦渉君。

16番（三浦渉） 皆さん、こんにちは。16番、民主党会派の三浦渉でございます。今回は、大手前開発事業一本に絞ってお尋ねをいたします。

まずは通告どおり、土地区画整理事業及び再開発事業の現在の進捗状況、それと、今後のスケジュールについて、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 建設部長の永田です。よろしく申し上げます。

まず、現在の進捗状況についてお尋ねのことについてお答えします。

土地区画整理事業は、昨年12月に土地の権利者からの同意をもとに事業認可申請し、事業を施行しております。本年5月に土地所有者の同意をもとに、施行地区内すべての宅地について仮換地指定を行いました。現在、建物所有者、借家人等の方と移転補償協議を行っている最中でございます。

市街地再開発事業側は、平成22年4月の準備組合設立以降、随時総会や理事会の開催をし

て必要な案件を決定しているほか、毎週のように会合を開いて事業推進の方策、施設配置の検討、商業の組み立てなどの検討作業を進めています。

また、事務局支援や事業活動資金の立てかえなどをする事業協力者の選定、基本設計業者の選定など、事業に必要な体制も着々と整えています。特に施設建築物の基本設計を昨年度終えたことは大きな進捗ということでございます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） まず、今月の7日の10時に建設常任委員会は大手前の今回の議案もありまして、視察をしました。一部では大手前が大きく揺れておると。全く私たちが行ったときは無風でありました。風ひとつなかったです。大変聞くところは多いんですが、部長に一つ一つ念を押して聞いていきたいと思えます。

まずは、現在、任意組合ができておりますね。この任意組合の設立、現在、設立から今日まで現在どのような作業をしてきておるのか、再度お尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 準備組合が設立されまして、先ほど申しましたように、事業の業務代行を設定しまして、組合設立に向けて、組合設立が大きな目的なんですけども、事業認可を取るための今、準備をしているところでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 組合の作業は大体わかりました。この任意組合は、こういったところで作業をしながら、こういったところから資金が出ておるか。ちょっと耳にしたんですが、大手の戸田建設から8,000万円の資金が出ている。これについては間違いはないか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 事業代行を決める条件として、そこらをうたっておりますので、その件については間違いございません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この8,000万円が現在出て、その任意組合がそれを毎月の給料か事務所経費に使っておると思いますが、この8,000万円の金額は、いつ返済を計画しておるのか。もらったわけじゃないんでしょう。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 事業が完成しまして、準備組合側としては事業収入のもととして余剰床の販売があります。また、そのほかに国や市からの補助金等もでございます。

ですから、精算できるのは、やはり完成し、余剰床の処分先が決まってからだというふうに認識しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） そうじゃないんじゃないですか。本組合は、いつ設立するんですか。本組合が設立時に返済計画を立てて出さなければいけないんじゃないですか。すべて売却が済んだというのは、平成27年の3月のことじゃないんですか。本組合の認可を取るのはいつですか。返済計画とかいうものはないんですか、その中に。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 本組合の認可につきましては、来年1月を予定にしておるわけござ

いますけども、その中で、当然のことながら組合認可を取るためには資金計画等も作成しなければなりません。先ほどああいうふうに申し上げたんですけども、その中で返済時期とかそういったものを当然検討されていくこととなります。

ちょっとその返済時期はいつかという部分が事業完了後ということになれば、もちろんもうそこが一番最終リミットになるわけなんですけども、いつどの時点でというのが、現在のところ、私のほうは申しわけないんですけども、把握しておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） それじゃあ8,000万円というのは、戸田建設から出ていることは間違いないんでしょう。再度聞きますけど。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大手前開発推進室長の亀山です。

三浦議員の言われるとおり、平成22年度に事業協力者として株式会社戸田建設が事業協力に入りました。当然、平成22年度中に戸田建設と協定書、覚書を締結しております。

今現在、準備組合という任意団体です。今後、法定の組合に移行します。その段階で準備組合の当然解散手続に合わせて、その立てかえ金は組合のほうへ返済するものと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） その時点で8,000万円の資金が法定組合をつくっただけで8,000万円の資金が生まれるところが何かありますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今、組合の資金としましては、これまで戸田建設の立てかえ分、それと国・市の補助金があります。今年度ももちろん補助金を予定しております。まだ今年度の組合の予算がどうなるかという部分は6月末の総会を見ないことにはわからないんですけども、当然、来年1月設立と。その時点での立てかえの返済となれば、戸田建設とのその部分の立てかえについての協議が生じるものと思います。

大体ここで返さないけんという話になれば、金融機関の融資だとかそういう部分も検討する必要が出てくるものと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 私は、返せと言いはるわけじゃないんですけど、借りたものは返さないかんです。その戸田建設に間違いないと思うんですね。戸田建設から8,000万円出て、戸田建設に本組合が業務代行を必ず戸田建設にやるってもう決まっておるんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 現段階では、あくまでも事業協力者です。今後、組合は、ことしの下半期からそこも業務代行をどうするかという部分の検討に入ります。それは特定業務代行になるのか、一般業務代行になるのかという選択を下半期に組合は決定するものと思います。

ただ、この事業の成立性を考えた場合には、特定業務代行の方向が非常に強いものと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 特定業務代行を願っておらなければ、一般業務代行では莫大な資金を、資本

金を持たんと、この特定やったら戸田がある程度資金を出してやってくれると思いますけど、まだこれは決まってないんでしょう。特定業務代行は、いつごろきちんとした形で決まるんですか。それをお尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 来年の1月を目指しています。現準備組合が本組合への移行という部分では、組合の資金計画というのは非常に大きい部分を担ってきます。そうしたときに、特定業務代行することによって特定業務代行、工事を受けるとあわせて保留床が売れない場合に、その床の処分も責任負うような形になります。

ですから、組合としては、準備組合の段階で特定業務代行なり業務代行者を決定をして、その部分は本組合に権利承継するということか、特定業務代行なり業務代行として準備組合で決めたものを本組合でも継承していくような形になるものと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと待って。本組合は1月に大分県知事の認可を申請するんでしょう。

しかし、工事は、もうこの秋からかかっていかなければいけないわけでしょう。どういうことですか。9月、10月ぐらいからぼちぼち着手に入るんじゃないですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 工事8月からの予定というのは、これは交通広場の部分で佐伯市が行う区画整理事業の中で行っていきます。再開発事業のほうでの工事そのものは、今の予定では来年の9月以降、来年の下半期から予定をしております。

だから今年度、大手前関連の予算計上していますけども、そこの工事費はすべて区画整理事業等の予算計上であります。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これがですね、もし戸田建設がやらないよと、特定業務代行をうちは受注しないよということになれば、どんな形がありますか。幾つかあれば。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） この事業の進め方として、先ほど言いましたけど、特定業務代行方式も一つであるし、一般業務代行も一つです。実際これ事業を進めるに当たっては、やっぱり組合としては、床処分というところですね、一番気になるところです。そういった部分から考えた場合には、特定業務代行で組合としては一般公募といいますか、今の段階で戸田建設に決まったもので何もありません。組合としては一般公募していくような形になると思います。もしそこで手を挙げる業者がなければ緊急事態だと思います。事業が前にいくのは非常に難しい部分が出てくるものと思います。当然、私たちは、手を挙げる業者があるものとは思いますが。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 一般公募というとちょっとわかりにくいんですが、どういう形があるんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 特定業務代行に移行する場合は、事業提案型方式になります。それはどういうものかといいますと、今の基本設計なりを業者が見て、例えば、これであれば工事費はこのぐらいかかると。それと工事スケジュールはどのぐらいかかると、いろんなこの工事に係る部分の提案を受ける形になります。

だから大手前再開発事業、特例業務代行を一般公募するというのは広く業界紙に載せて、一般公募するというようないろんな事業の大事な部分の提案を受ける形で、そしてまた、審査をするのは組合の役員の方、それと当然、市のほうが入っていくと思いますけども、審査委員会なりを立ち上げて、公平・公正に選ぶような形になると思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） じゃあ、一般公募と特定代行の資金の流れというのは、どういうふうになりますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 組合のほうの資金の流れということでよろしいでしょうか。

現段階では、先ほど言いましたけど、お金の流れは組合の資金としては、現段階では事業協力者の立てかえ、それと国・市の補助金のみです。それで事業運営をやっております。

ですから、仮に特定業務代行となれば、そのときにやっぱり資金提供の部分の事業提案を受けるような形になるかと思えます。そういった部分も含めて6月末の、今月末の組合の理事会なり総会でその部分の今年度の資金計画というのか、予算は提案がなされるものと思っています。まだ私たちも今年度の予算は、まだ見ておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 資金計画は一般の公表されますか。閲覧できますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） よくこれまでも議員さんの質問で、床の単価は幾らだとかいろんな質問受けてますけど、これって床の金額は幾らかというのが、即事業の全体に影響してきます。事業が成立するかどうかという部分があります。ですから、資金計画のもとを広くお見せするといいますか、それは非常に難しい部分があると思えます。ある程度、事業が成立が間違いないという部分であれば可能な部分はあるかと思えますけども、現段階で本組合設立に向けた現在の動きの中で詳細を閲覧可能にする状態というのは、非常に難しいかと思えます。それと、また、これはあくまでも組合事業ということですよ。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 以前いただいた資料ですがね、財源の資料というところに権利者3億4,000万円、民間購入9億4,000万円、この辺がちょっとわかりにくいんですね。この辺は何を指して3億4,000万円だとか9億4,000万円だとかいうのを明記してあるのか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 権利者の3.4億円と民間購入の9.4億円合わせて12.8億円になります。これは民間部分の保留床の床値段と考えていただきたいと。

どういうことかといいますと、ここは商業の床、住宅の床の値段、床の価格と、全体のですね。保留床の床の価格と。ここの権利者購入分というのは、地権者の方が床をこれだけ増し床として買いますよというお金が3.4億円。それと、民間購入の9.4億円というのは商業で

いう地権者が持てない部分の床と住宅部分、ディベロッパーが買うという部分がここの民間購入の9.4億円の中に入っております。そういうことです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） また、次の質問で資金のところは出てきますが、12.8億円を、いくら本組合って今の組合がそのままいく本組合に移行ですから、12.8億円、民間と合わせてですね、これだけの資金能力というのがあるんですか。ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今の三浦議員の質問は、再開発事業が39億円、約40億円です。これが民間事業というか、今の組合にこれだけの力があるものかということなんですかねということですかね。

その部分では理事長以下、これまで平成22年度の基本計画から始まりまして、現段階が基本設計の段階にたどり着いております。そういう部分では、組合として約40億円ということは大変な事業ですから、それだけの理事長の思いといたしますか、大手前にかける思いというのは強いものがあると私は感じます。

それと、先ほど三浦議員のほうから県知事認可の話が出ました。当然、下話といたしますか協議として、これまでも私たちは県とも協議をしております。県のほうも来年1月には佐伯市のほうから、こういった知事認可に当たっての協議が入ると。事前協議は下半期から入っていくとは思いますが、そういったのは十分、県も承知をしております。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 何かわかりにくいんですが、亀山室長、もうちょっとはっきりした資金計画内で、事業認可が1月に本当に知事の認可がおりると思えますか。資金の用途等の明確なものがなくて事業認可がおりるんですかね。さっきの8,000万円の返済等々を含んでね。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 確かに、先般の地域開発調査特別委員会で地権者のヒアリングを今しておると言いました。これ、どういうことかということ、補償協議をしているということなんです。要は、地権者の人は、その補償金をもって再開発に床を買うとなります。それが今言うこの3.4億円になるんですけども、3.4億円のこの額は、地権者の人が床を買おうという額です。その辺のかためる作業を今しております。

だから、現状で例えば転出がどんどんふえますれば、事業の成立は非常に厳しくなってきます。だから、組合として来年の1月に向けてまだまだ相当な作業があります。要するに、地権者に残ってもらうと。それと、地権者が買う以外の床を床処分をどうするかという大きな課題がまだ横たわっております。

ただ、それが住宅ディベの部分については、床取得が手ごたえがあるということで、そこは安心しておりますけども、商業の床の部分、商業の床の地権者が持つ床の部分はどう床処分をするかというのは組合の中で非常に検討しております、そこはですね。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） しっかり検討してください。

それでは、さっきの清家議員の質問とちょっとダブるんですが、私は私なりに聞いておきたいと思いますが、今、市民の中では、11億円の市の負担金ということがひとり歩きをして

おります。11億円というのは間違いないと思いますが、平成27年の3月31日まで11億円を佐伯市が一般財源から出すんだというような考えをもっておる市民が多くおります。どういった資金で、どういった支払いで11億円を払っていくのか。市民にそう負担をかけなくて払っていくか、こっち財務部長でいい。どうぞ説明をお願いします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 財務部長の井上です。よろしくお願ひいたします。

御質問の10億円の件でありますけれども、10億円の内訳は、先ほど永田建設部長が清家議員に答弁いたしましたように、合併特例債の交付税の未参入分、これ30%あります。これが約8億円。それと、市の単独分、これが3億円となっておりますので、合計11億円ということであります。それと、合併特例債の借入額8億円につきましては、市内の金融機関から10年償還、2年据え置きでありますけれども、借りる予定であります。単費分の3億円につきましては、事業当該年度の予算の中で対応するということでもあります。

ですから、11億円は10年間で借入れを起こして11年間で実質返していくということでもありますので、1年間の償還額にすれば1.1億円ほどになるということをお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） それでは、再度聞きますが、ことしの当初予算、たしか430億円だったね、一般会計。430億円の中から10年間1億円ずつ返していくというような考えでいいんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） ことしの予算は439億円ということでもあります。言いましたように、借入れは10年間ありますので、10年間のスパンの中で10年間ずつ予算を組んでいきますので、その中で分割して返していくということでございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） それでは、再度聞きますが、10億円、11億円は10年間の年賦償還で払っていくという考え方でいいんですかね。再度その辺を詳しく。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 厳密にいうと利息分がありますので、その利息の分は金融機関が幾らで貸してくれるか、これは入札で一番低いところから借りるということになっておりますので、元金の部分だけでいえば10年間の予算の中で公債費の償還の分で返していくということになるかと思っております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 大手前開発の部長、室長は、そういう詳しい説明を市民向けにしてないから、平成27年の3月に11億円佐伯市はつまみ出すんだというような考えの方が多いわけです。1年間の1億ずつ10年間払うんだというようなことを聞いとる人は余りない。

次いっていいですか。

ちょっと室長でも部長でもいいんですが、ことしの当初予算で、たしか3億円と思いましたが、大分バスの用地、あの駐車場周辺の買い取りの予算計上が3億円であったが、これは今どいようになつておるか。まだ手つかず3億円が使つてないのか、ちょっとお尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大分バス街区の公園事業は今年度、用地費と建物補償を予算計上しております。まだ手つかずです。予算執行はしておりません。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 来年の3月31日まで、平成25年の3月31日まで執行すればいいんでしょうけど、大体いつごろから、これ手をつけるんですか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 大分バス街区の公園事業については、まず、事業認可を受ける必要があります。ことしの当初では、7月ごろには県の事業認可を受けて調査設計に入ろうと思っています。

その後、今はちょっと土地の境界立ち会いの依頼をしておるところです。それが終わりましたら事業認可の手続に入りたいと思います。県とはこれまでも事業認可協議を継続しております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 室長、大体7月ごろ事業認可を受けるって、来月ですよ。来月受けるんですか。

それと、その地権者の中に一人だけ、ちょっと都合が悪いよと、そういうことには参加できないという地権者がおるんじゃないですか。その辺について。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 7月の事業認可は、恐らくもうちょっとそこは無理です。大変申しわけありません。それは、ことしの当初予算段階で7月は予定をしてました。それは無理だと思います。若干ずれると思います。

1名の方については、どこまで言っていいいかなと思いますけども、今は私との話ではどうか境界立ち会いまではいけると。ただ、それも非常に難しいです。私がそこまで迎えに行くという話の中で話は詰めております。だから、公園事業として完全な今、理解を得ておるかという、まだそこには至っておりません。ただ、私たちは、公園が必要なものだとして事業を今、進めております。

以上です。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 再度この件について、進捗状況の件について一点聞くが、大手前から船頭町に抜ける道路、これについては、どうして当初から予定に入れなかったのか、入れなかったのか、その辺についてちょっと。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） その道路に関しては、平成22年の段階でそういった要望があるという話は聞きました。平成22年度立ち上げの段階で道路云々という予定はあるけども、非常に事業実施は難しいだろうという判断をしておりました。

ただ、事業を進める中で、非常に強い船頭町からの要望があります。それとあわせて、新しい8メートル道路を抜いていきますから、当然、船頭町側の寄りつきを考えた場合、あの道路は必要なものだと考えてます。新設道路として道路改良する方向で今は検討しておるところです。だから、予算計上とかそこにはまだ至ってませんけども、道路改良で新設道路を抜くという方向で今、検討しています。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 進捗状況については、これで終わります。

次、いきます。

今後のスケジュール、ここでちょっときょうは何でこんな質問をするじゃろかって聞きよる人もおるかわかりませんがね、住民投票条例が回っておるからとか、水防訓練でお褒めの街宣をかけられたとかいう問題で私はきょうはこういう質問をしよるんじゃないありません。前段に言うておきますが、昨年の12月定例会で私は、民間資金を導入したPPP、これで企業誘致的なものではできないか。市の負担金を軽くするためにできないのかということをして昨年のこの場所から執行部にただしてあります。できないという答弁をいただいたんですが、そのときから市の負担金を軽くするということは今でも変わってない。やってもいいが持ち分を持ち出し金を少なくすればいいというような考えで賛成をしてきたわけですけど、そういったことで何も反対者がどうだからというようなことで、きょうはこんな質問をしよるわけではございません。

先ほど質問の一部とかぶりますけど、3億円計上しておるその公園、大分バス周辺に公園をつくらうということですが、絶対にそこに公園をつくらなければいけないという国土交通省や大分県の何か指示か要綱か、そういったものがありますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 公園事業に関しては、当初からこの大手前に五つの機能を配置をしようという考え方のもとに私たちは事業を進めています。その一つが公園です。

公園事業に関しては、昨年の都市計画審議会で承認をいただきまして、都市計画公園として整備をする予定です。ですから、私たちとしては必要なものだという考え方のもと、事業を進めております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 私たちが必要なもとでということと事業を進めておる。国が県がこれだけの大手前土地開発、あるいは再開発をするためにここに何百坪の公園、どういった敷地の公園をつくりなさいという要綱があるのかなのかというお尋ねです。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 公園に関しまして、先ほど室長が申しましたように、公園広場というのが五つの機能の中にも含まれておる関係から、これは設置する必要があるかと思えます

ただ、場所につきましては、大手前の付近には今、既に昭和32年に都市計画決定された公園が新道児童公園と西児童公園というのがあります。この新道というのが昔のサンケイ会館のところでありまして、もしかしたら逆かもしれませんけど、西が大日寺のところですね。その中で、大日寺の墓地が都市計画決定された公園の中にかかっておる関係から、そこは将来的に見てもまず公園を整備するのは、もう無理であろうということの中で、今回の大手前の再開発するに当たり、それにかわるべき公園として位置づけて、今の大手前地区街区の公園を将来的な都市計画公園として計画決定したという経緯があります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） その五つの機能とか何とかというのは、佐伯市が決めたものでしょう。国や県がそれを決めなければ認可がおりないというたもんじゃありません。その辺ちょっと。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） あくまでも中活基本計画の核事業としての大手前開発、その役割の中での五つの機能です。

ですから、三浦議員の今の質問は、内閣府の認定のところにかかわると思いますので、ちょっとその部分に関しては、中活の担当部署のほうから答弁のほうがいいかと思います。

議長（小野宗司） 企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 企画商工観光部長の飛高です。うちのほうが今の段階でわかってる範囲でお答えしたいと思います。

一応、中活の事業概要としましては、大手前地区再開発と都市機能の配置、これは回遊性の向上によって便利で暮らしやすく、市民が集うまちを目指すというコンセプトがあります。それと、もう一つが、豊かな自然、歴史的観光資源、食を生かしたまち歩き観光による来街者が集うまちを目指す、この二本立てで行っております。

一番最初に申しあげました大手前地区の再開発事業につきましては、先ほど亀山室長が言いましたように、五つのメニューとなっていると。これは一応この事業を組む中で、主体となるべきものが五つ必要であって、家というものを大手前に置きかえて考えたときに、この先ほど申しあげました五つのメニューがどうしても必要であろうというようなことで、多分、市のほうが計画に当たって策定したものと思われま。

以上でございます。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 今回ね、私ども建設常任委員会に議案第73号で市長より提案があったように、公園条例の一部改正、大手前地区都市再生土地地区画整理事業の実施に伴い、新たに交通広場を設置するために大手前の屋外劇場を廃止するものであると。これを廃止したほうがいいのか、悪いのかという視察を7日の10時から委員会でやったわけです。

この公園について、平成20年に完成してあるが7,000万円かけて、まだ立派な公園です。この公園をこの時期に絶対に廃止して交通広場をつくらなければいけないのか、そこら辺についてつくらなければいけないという条件というのが国や県からあるのか、佐伯市だけで決めたものであればつらくなくてもいいじゃないかなという質問をしよる。わかりました。どうぞ。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、交通広場の必要性につきましては、やはり今の形態が大分バスが歩道橋のところから入ってきまして、潮谷寺のほうにいきまして、そこ方面から出ると。非常にいびつな交差点を利用している関係から、非常に流れがよくないというふうに考えております。

そういったこともありまして、バスの乗り合い場を兼ねた交通広場ですね、これを公園側に配置することによって、そのまま現在ある国道217号に直接出られると。そのためには、やはり大型ですから、それなりの切り回しの広さが要するという中で、あそこに交通広場というのは必要ではなからうかというふうに考えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この大手前の野外劇場については、調べてみると非常にこれから先、夏分は利用する若者が多いということで、それを壊してまでも公園をつくったり、自動車のターミナルをつくったりということはいかなるものかという質問をしよる。

公園なんて幾らかけてつくるのか。3億円の中の2億円は用地費であれば1億円はかかるんだらうと。芝を張って駐車場にしても公園、いろんな金をかけても公園というのは金をかければ幾らでもかかるわけですから、とりあえず今の時期には芝でも張って駐車場のなものを先ほどの清家議員の質問にもありましたが、駐車場が狭いと。安くなるべく軽く、また5年先、10年先には公園化しても、今この時期にそういったものを金かけてバスのターミナルをつくったり、公園を3億円もかけてつくったりということは、国・県の認可の条件になかったら省いたらどうですかという質問しよるんです。

時間がないから、次にいきます。

こういうことは昔から田舎のほうでは大いにある。全部新品ならそれはいいですよ。子どもが中学校に上がるときに、かばんと教科書は新品を買ってあげるが、自転車と制服は兄ちゃんのじゃ悪いかという言葉もよく我々聞いてきた。全部新品なら、それは子どももいいやろう。しかし、中学に入学するときに、教科書とかばんは新品を買ってあげる。しかし、自転車と学生服は兄ちゃんのでよかろうが。辛抱してくれというような言葉をずっと聞いてきよる、田舎のほうでは。市町村議員がおるから、そんな言葉知っちょると思います。

そういうことでね、辛抱できるところは辛抱して、少しでも11億円を7億円か5億円か4億円かに下げるよう工面もそちらの室のほうではやっていただきたいなということで、次いきます。

これはもう絶対に変更はできないのか、そういった方向で変更することはできないのか。どうかすればできるのか。ちょっと答えられなければいいんですが。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 今いろんな課題がある中で事業を進めております。この13階云々のところを三浦議員言ってるんだと思いますが、それは、もう組合で決定をして今やっておると。

もう一つは、市の行政のサイドで都市計画審議会の住民説明会を終えまして、今後、公聴会、審議会ってスケジュールいきます。当然その審議会の中でも今のこの建物規模で審議会のほうに諮るような形で事務は進めております。ということは、この建物規模でもう進めておると。そうでなければ、当然、県協議もあわせてしておりますから、何の県協議かとなりますから、当然これで進めておるといことです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） この大型事業は、室長、平成27年の3月31日に間違いなく完成しますか、すべてが。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 結構スケジュールをこれまで議会に対して平成22年から説明してきました。微妙にやっぱりおくれてます。現段階で、例えば、今回議案にあがっています大手前劇場の廃止、あれをすることによって交通広場を整備していこうと。要は、交通広場の入り口から整備をして、全体の基盤整備をしよう。これを平成25年の前半で仕上げよう。そのあと再開発が施設建築物の建設に入ります。そうなったときに、今、微妙に時間がずれた場合、非常にやっぱり平成26年度というのが厳しい部分が出てくるかと思いません。今そこは詳細のスケジュール検討を再度うちのほうではしておるところです。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） このあなた方からいただいた施設の設計の工程を見よると、今から4回、県の認可を、知事の認可を4回もらわなければいけない。まず、事業計画の認可を一つ。権利変換の計画の認可を一つ。それから、マンションができ上がった時点でマンションの規約、これの認可を取らなければいけない。そして最後すべて、ここがわかりにくい。すべて終わった時点での許可というのか、認可というのか、終わった時点での認可というのは、全部売になったら終わったことになるのか、建築が建て上がった時点が終わったことになるのか、その辺がちょっとわかりにくい。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 最後の部分は、要するに、本組合を立ち上げて、最後事業が終わりますと会社は精算手続に入ります。そこで負債を抱えたままでは県のほうから解散認可はおりないということです。

それと、今、三浦議員が管理規約の話が出ましたけども、私たちもまだ管理規約のことは話をしておりません。そういった県の認可があります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ちょっと時間がないから急ぎますが、ここからちょっと耳を掃除して、よく聞いとってください。

株式会社まちづくり佐伯の件ですが、これにつきましては、どのような作業を現在はおこなっているのか、これからはどのような作業を行っていくのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 商業の床が基本設計で1,800平米あります。1,800平米のうち、地権者が持ちましようというのは、これまで説明で1,000平米の話をしてました。1,000平米も確定じゃないわけで、今、ヒアリングをします。その残りの部分、床をまちづくり会社のほうでもっていただく。要するに、床をもつていただく方向でまちづくり会社は検討しておるといふ段階です。だから、非常に準備組合としては、このまちづくり会社に期待しているところは非常に大きいものがあります。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 先ほどの数字に戻るが、9億4,000万円ほどまちづくり会社と組合とで資金が必要というような12.8億円になるんですが、まちづくり会社がこれだけの資金能力というのが本当にあるんですか。どういう方が代表で、どういう方が株主かわかりませんが、佐伯のために5億円、10億円、12億円の資金をどこから借りてきてやろうというようなそういった資金力とか能力がありますか。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） まちづくり会社が床の取得としたときに、今の三浦議員、民間購入の9.4億円、ここにはこの中には住宅ディベロッパーと当然まちづくり会社も入ってくるわけです。だから、住宅ディベロッパーの金額、非常に大きいものがありますから、まちづくり会社としては商業の床のところですね、商業の床の一部を取得の方向で検討しておるといふ理解でお願いしたいと思うんです。

となれば、当然まちづくり会社も資金力はそんなにあるとは言えないと思います。これまでの検討過程ですけども、経済産業省の戦略補助金というのがあります。それを取りにいくと、戦略補助金というのが床取得費用の3分の2となれば、その下に敷地がありますから、

まちづくり会社が持ったとしても、やっぱり2分の1の補助ぐらいで考えたほうがいいのかと思います。そしたら残りの2分の1は、例えば銀行から融資を受けるだとか、それとも今、最大の株主であります佐伯市とか、今ある株主さんから増資を願うとか、そういった方向が考えられると思います。

ただ、現状は、まちづくり会社持つ方向で検討すると。絶対持つという段階にはまだ至ってないものと思います。ただ、組合としては期待をしています。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） これは、最後一点だけ執行部に聞きたいと思います。

本組合もまちづくり会社もどうですか、今の答弁では余り資金力はない。地域の金融機関から借入れを起こそうといったときに、佐伯市のほうに裏保証してくださいというような話があると思いますけども、裏保証を佐伯市は、まちづくり会社については市長、株主ですから、それかいてもやはり公共ですから、そういったことはできんと私は個人的には思うんですが、何億というそのまちづくり会社、あるいは本組合等々の資金不足により金融機関から借入れをしようと。市のほうで保証などを予定をしておるのか、しておらないのかお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） まちづくり会社の件ということですが、昨年12月に私は民間は民間でというお話をしました。私のほうの考え方は、まちづくり会社から資金不足、または借入保証については市とすればそうした状況をもつことを考えておりません。あくまでもそこはやっていただきたくというぐあいをお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 考えておりませんって、先方のほうには、もうそういった打ち合わせ等は打ち合わせ済みですか。向こうは、相手方は市が保証してくれると思っておるんじゃないかなという私は予測をしておるんですが、その辺について、再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この件については、副市長のほうから相手の社長にはっきりと伝えております。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） 再度一点。市長、裏保証もない、資金もできない、株式会社まちづくり佐伯は、もう手を出しませんというようなことに仮に津波の質問もあったように、けがをせんとき包帯の話をするわけにはいきませんけれども、仮に市が保証の面倒を見てくれないということになれば、副市長がもう伝えたということになれば、後日、月末にある株主総会でやめたと、手を引こうと。おれたちは増資はできんぞということになったときには、それから先はどういうふうな考えを持ってる。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 先ほど組合のほうは、このまちづくり会社に大きな期待をしておると。それは床取得の部分です。そこが外されますと、今度、組合の全体事業概算の39億円、これは補助金と床処分金で構成されています。床処分ができないとなれば非常事態といえますか、その処分計画を組合としては、またゼロから検討する必要があります。持たないとなればゼロからの検討。

ただ、組合としては、まちづくり会社に期待する部分あわせて今、商業者に現況の説明を個別に回ってます。8月の末に、今、部長が答弁しましたけど、全体説明会を予定しています。対外説明会。だから、そこにどういった形で反応を見るような形になると思います。非常に大きい問題です。組合としてはですね。

議長（小野宗司） 三浦議員。

16番（三浦渉） ありがとうございます。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、明日は午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後2時59分 散会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第3号 6月12日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第3号）

平成24年6月12日（火曜日） 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	塩月厚信
教育部長	分藤高嗣	総務部長	内田昇二
財務部長	井上勇	企画商工観光部長	飛高勝則
市民生活部長	岡本英二	福祉保健部長	飛高彌一郎
建設部長	永田亀男	上下水道部長	矢野幸正
農林水産部長	坪根大吉	教育部長	福泉慶一郎
消防部長	安部幸一	監査事務局長	笠村由喜
次長兼総務課長	田村智	財政課長	池田邦行
企画課長	武田晴美	社会福祉課長	江藤聖嗣
高齢者福祉課長	山田わか子	健康増進課長	河村昌江
建設総務課長	下川龍治	建設課長	明石好弘
大手前開発推進室長	亀山伸太	生活排水対策課長	小川哲弘
農林水産工務課長	田原俊秀	教育総務課長	丸山初彦
社会教育課長	福嶋裕子	学校給食室長	青矢敏夫

出席した事務局職員の職氏名

局長 矢野悦三

議事日程第3号

平成24年6月12日(火曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第2回佐伯市議会定例会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、上田徹君、2番、日高嘉己君、3番、清田哲也君、4番、後藤勇人君、5番、江藤茂君、6番、井上清三君、以上の順序で順次、質問を許します。

28番、上田徹君。

28番(上田徹) おはようございます。28番議員、新風会所属の上田徹です。よろしく願いいたします。

今月は、この4日の日曜日から、地区対抗のスポーツ大会が今開催をされています。ぜひ、多くの市民が参加されて、地域のコミュニティの育成と健康維持に役立てていただきたいというふうに思います。ちなみに、私も今度の日曜日、17日の卓球大会にも参加して、皆さん方と一緒に楽しみたいというふうに思っています。

それでは、早速質問に入っていきたいというふうに思います。

今回は、公共交通機関の利用促進と霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業について、2点について質問をしていきたいというふうに思います。

まず初めに、1点目の公共交通機関の利用促進について質問をいたしたいというふうに思います。

皆さん、御承知のように、公共交通機関と言われているものに対しては、バスと電車、そういう部分があるだろうと、この佐伯市においてはそうだろうというふうに思います。今回は、このバスの部分について中心的に質問をいたしたいというふうに思います。

現在のバスの利用状況を見て、皆さん方もほとんどの方がバスを利用している状況ではないというふうに思います。今、この佐伯市においては、車社会という部分で、一家に1台、2台の車があって、車を利用しての利用という部分が大半だというふうに思います。

そういう中で、このバスの、この広い佐伯市を網羅しているような基幹路線が存続してい

くのが非常に厳しくなっている、こういう現状があるだろうというふうに思います。そういう意味で、今のこのバスの現状をまずお聞きをしたいというふうに思います。昨年の23年度分で結構ですから、バスの利用者数と、そして佐伯市が出している補助金額についてお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） おはようございます。企画商工観光部長の飛高でございます。よろしく願いいたします。それでは、上田議員の御質問にお答えいたします。

大分バス株式会社から提供されたデータによりますと、平成23年度の佐伯管内の大分バスの年間利用者数は、総数で38万3,590人でございます。

路線ごとの内訳といたしましては、旧佐伯市管内の中央通り及び坂の浦線が9,286人です。上浦方面の上浦線が8万4,610人、弥生方面の久保線が1万8,367人、本匠方面の上津川線が1万1,144人、直川・宇目方面の小野市・木浦線が4万2,974人、鶴見方面の鶴見線が3万8,378人、米水津方面の小浦・宮の浦線が4万5,986人、蒲江方面の蒲江・波当津・丸市尾線及び畑の浦・蒲江線が13万2,845人となっております。

また、大分バスへの佐伯市からの23年度の補助金額につきましては、3,000万円となっております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） ありがとうございます。

非常に38万人と聞いた時点では、うっと思いましたが、やっぱり年間で考えてみれば、利用者数が減少しているというのは、否めない事実だというふうに感じました。そこで、2点ほど質問をいたします。

今、数字を出していただきましたが、もしわかれば、利用者の年代別、大まかな年代で結構ですけれども、どういう状況で利用者の年代があるのかという部分がわかれば、お答えを願います。

そして、もう1点は、これは教育委員会のほうにちょっとお伺いしたいのですが、今回、高速バスの事故が発生しました。大変な状況であるというふうに思います。そして、この事件に関しては、やっぱり多くのマスコミ等でも言われますけれども、価格競争と安全性、この関係が、今、取りざたされているのではないかなというふうに思っています。

そこで、教育委員会は、特に貸し切りバス等の利用度合いが高いだろうというふうに思っていますけれども、その点、教育委員会としてこの地域のバスの利用促進という部分と今回の事故を踏まえての安全性という部分を考えて、どのような基本的な考えを持っているのか、ありましたら、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 利用者の分類というような御質問でございます。お答えいたします。

これもまた、大分バスのデータによりますと、利用者の分類として、定期券購入の内訳があります。そのデータによりますと、23年度の総利用者数、先ほど申し上げましたけれども、38万3,590人のうち通学定期の利用者が9万272名、通勤手当の利用者が4万9,762名、定期以外の利用者が24万3,556名となっております。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） おはようございます。教育部長の福泉です。どうぞよろしくお願いたします。それでは、上田議員の質問にお答えいたします。

教育委員会関係では、貸し切りバスを利用することといたしまして、小中学校の修学旅行、また課外活動、さらに部活動等が考えられます。

バスの利用としては、市バスの利用をまず第1に考えております。次に、バス会社の利用ということではありますが、利用方法につきましては、学校長にその任務を任せております。学校においては、安全性の確保と費用負担の軽減等を考慮いたしまして、バスの利用を考えている状況です。

また、遠距離の通学に関しましても、公共バスの通っているところでは、そういった支援をしながら利用させていただいているところであります。

いずれにいたしましても、安全性の確保といったものが一番大事でありますので、そういった部分については十分配慮しながら対応していきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 利用者の分類というんですか、具体的な内容については、定期購入というのは、恐らく通学という、高校生を中心にした通学での利用だろうというふうに思います。それで、9,000人ですから、年間9,000人ということは、月にしてもかなりの数字が上がっているだろうというふうに思います。

また、定期券購入ではなくて、24万人の方が利用されているというのは、恐らく交通弱者と言われる高齢者や、そしてまた地域的に非常に交通の便の悪いようなところがそういうバスを利用しているというのがわかるだろうというふうに思います。だからこそ、やっぱり私はこの基幹路線というものを維持していかなければならないんだというふうに思っています。

そして、また教育委員会の答弁のほうで言われましたように、やっぱり基本として持っていたきたいのは、やっぱり安全だというふうに私は思います。ですから、そういう部分を基本に、やっぱりこの貸し切りなんかの利用というのを考えていただきたいなというふうに思います。

ちなみにですが、佐伯に営業所があります大分バスについては、全国のバス協会の中での安全性評価認定というものを取得しているそうです。これは、この大分県下でバス事業をやっている中では唯一だというふうに現在の時点で言われています。

ですから、そういう部分でも、そういう安全性というものを十分重視しているということでもありますから、やっぱりそういう部分も十分考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひそういう部分での利用促進をしていただきたいなというふうに思います。

これで、アの質問を終わります。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 続きまして、イとして、今後の取り組みということで、利用促進、そして一方、この基幹路線を維持していくためにはどうすればいいのか、そういう議論を毎年されているだろうというふうに思います。

そういう意味で、今、ここでこのバスについて運行状態がどういふふうな状況になってい

るのか、そういう部分を知っていただく、市民の皆さん方に知っていただくことも含めて、そういう目的を持って、「ノーマイカーデー」という部分が実施できないのかなというふうに思っています。

佐伯市は九州一広いです。そして交通弱者と言われる住民や対象の地域が多くあるわけですが、そういう中で基幹路線の維持確保というのはますます難しくなっています。先ほどの質問の中でも、利用者数、そして高校生や高齢者が利用しているという部分ですが、この足がなくなるというのは、非常に問題だというふうに思っています。

そして、これを維持するために、これまでいろんな議論をしているだろうというふうに思いますがけれども、実際に議論する皆さん方が「ノーマイカーデー」ということでの、わずか1日ではあるかもしれませんが、バスに乗っていただいて、そして朝、早いバスは恐らく6時過ぎからあるんでしょうけれども、大体8時前後にはこの中心部にすべてのバスが入ってくるというような時刻表になっています。ですから、そういう意味では、仕事の部分では影響ないだろうというふうに私は認識しているんですけども、特にまた市役所だけでやるというのではなくて、多くの企業や市民の皆さん方にも御協力いただく中でこういう部分を実施していったら、そして今、自分たちの地域を走っているバスにどのような方たちが通常乗っているのかとか、そういう部分をやっぱりぜひ認識していく機会にさせていただきたいなというふうに思います。

そして、またこの「ノーマイカーデー」をもしするのであれば、地域活性化という部分で、仲町・新町うまいもん通りや、船頭町や、この周辺のいろんなイベントをそれぞれやっていますけれども、そういうイベントと合体しながらやっていけば、またそういう意味での夕方5時以降のイベントについては利用者数がまたふえるのではないかなというふうに思っています。もちろん、バスの協力もいただく中でやっていかないといけないだろうというふうに思いますけれども、そのような意味を含めて、「ノーマイカーデー」の実施ができないのか、その点、どのように考えているのかという部分で質問をいたしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 「ノーマイカーデー」の取り組みについてお答えいたします。

本市では、平成21年度に生活環境課及び総務課が職員を対象に「ノーマイカーデー」の実施について検討しましたが、マイカー通勤にかわる路線バスの運行ダイヤが確保されるか等の問題もあり、実施には至っておりません。また、大分県地球環境対策課が実施する「大分県ノーマイカーウィーク」の取り組みが年に4回行われ、本市も一事業者として協力は行っております。しかし、いずれも地球温暖化対策を観点とした取り組みであり、直接、公共交通機関の利用促進や現状の周知を目的としたものではありません。

公共交通機関の利用促進や現状の周知を目的とした市を挙げての「ノーマイカーデー」の実施については、市民の皆さんから公共交通機関に関心を持っていただくよききっかけになると思います。マイカーによる通勤・通学にかわる公共交通機関が市民一人一人について確保されるか、強制力のない呼びかけの取り組みで目的が達成されるか等の問題から、現実的でないと考えております。

とはいうものの、公共交通機関の維持は、特に周辺部の市民の皆さんにとってはライフラインの確保という観点から重要な施策の一つと認識しております。今後も、公共交通維持の

ために、市民の一人一人が自主的に公共交通機関を利用していただけるよう、公共交通の利用促進に関する情報提供や啓蒙・啓発活動の取り組みを進めていきたいと思ひます。

以上です。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 大分県において年4回という部分でやられていますけれども、言われているように、確かに環境問題、車での排気ガスの問題を含めての環境問題の部分での実施という部分もあるだろうというふうに思ひますけれども、また大分市内においては、やっぱりかなりのバス路線が確保されていますし、そういう意味では、そういう経営状況から言っても危機的な状況ではないだろうと私は勝手に認識しているわけなんですけれども、やっぱりこの広い佐伯市で、そして路線的にはたくさんの路線があります。そして、その維持をしていくというのは大変な業務であって、そしてまたそこに補助金というものを拠出しているわけですから、やっぱり補助金の削減につながるという部分では、利用促進だというふうに思ひます。

そういう意味で、今、このバスの状況がどうなっているのかという部分が、やっぱり多くの市民の皆さん方にまだまだ理解がされていないのではないか。自分は車社会で車を持っているからという部分でバスの利用がないだろうというふうに思ひますから、そういう意味で、いま一度、市民の皆さん方にこの公共交通機関という部分を見ていただきたい。そういう意味での「ノーマイカーデー」の実施という部分での要望なんですけれども、ぜひ検討をしていただいて、具体的な「ノーマイカーデー」という部分ではなくても結構なんですけど、こういう公共交通機関をいま一度見直してみようじゃないかと、そういう気持ちで、ぜひ一度、バスの利用をしていただきたいなというふうに思ひます。

通勤・通学という部分では、8時前後には、今、ここにバスの時刻表は、恐らく多くの家庭にはないだろうというふうに思ひます。以前はやっぱりカラー刷りで、バスの時刻表というのは各家庭にありました。しかしながら、やっぱり経費削減で、今、白黒になっていますけれども、そして必要な方だけというような形になっていますけれども、このバスの時刻表を見ても、かなりの本数が減ってきています。しかしながら、朝の通勤・通学に使えるような時間帯には設定がされています。大手前中心に8時前後に到着するようになっています。

例えば、市役所の方であれば、勤務は8時半ですから、8時前に着くというのは、車で出るよりもかなり早く出ないといけないだろうというふうに思ひます。それは各事業所の方もそうだというふうに思ひます。そういう中で、ぜひ呼びかけをして、こういう部分で、何とかバスというものが、今の現状をみんなが感じていただいて、そして利用者があるんだということ、そして存続させていかなければならないんだという部分を、ぜひ意見交換の場に出せるような、そしてその場に体験をのっけながら、やっぱりそういう部分での議論をしていただきたいなということをして再度お願いをしながら、この1の部分については終了したいというふうに思ひます。ぜひ、検討のほうをよろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 続きまして、大項目2の質問として、霞ヶ浦漁港海岸保全施設整備事業について伺ひます。

まず初めに、アとして、現在の事業の進捗状況と今年度予算に計上している予算の現段階での状況について伺ひをしたいというふうに思ひますから、よろしくお願ひします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） おはようございます。農林水産部長の坪根でございます。よろしくお願いたします。上田議員の質問にお答えいたします。

事業の進捗状況及び24年度予算状況についてでございますが、本事業は、霞ヶ浦漁港海岸において背後集落への高潮対策として護岸整備工事を平成元年度より行っている事業であります。

事業の進捗状況といたしましては、全体計画延長2,204メートルに対し、平成23年度末現在で2,069メートル、約94%が完成しております。

事業実施箇所3カ所のうち小福良地区につきましては、平成12年度に護岸延長855メートルが完成し、代後地区におきましても、平成18年度に護岸延長558メートルが完成しております。笹良目地区につきましては、計画延長791メートルのうち、昨年度末現在で656メートル、約83%相当が完成しており、護岸延長135メートルの施工を残すだけとなっております。

次に、24年度予算につきましては、今年度での工事完成を目指し、1億6,000万円を国・県へ要求いたしましたところが、国からの内示額が、要求額の43%相当の7,000万円しかついでいない状況にあるため、今年度の事業完成は不透明な状況にあると思われま。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） 事業の進捗状況については、残るところ、あと全体で言えば94%の完了ですから、わずか6%、そういうような状況だというふうに思いますし、今残っている地域にすれば、あと17%頑張れば、650メートルあたりを完了すれば、完了ということになるわけなんです。それで昨年度も予算も、当初予算から8,000万円カットされました。そして、最終的には、3月補正で8,000万円が復活されましたけれど、そして補正されましたけれど、その部分で今年度事業も進められているんだろうというふうに思いますけれど、またここに来て、このまま7,000万円カットというような状況になれば、この事業がまた1年、2年、おくれるわけなんです。それで、非常に今回、この部分では、地域としても非常に不満に思っています。あと、次の今後の対応についての質問の中でもまた触れていきますけれど、ぜひその部分は理解をしていただきたいというふうに思います。

そして、現在、そういうふうに内示の中で7,000万円しかつかなかったという部分になっていますけれど、この件に関して、県への復活補正という部分を求める取り組みについてはどのように行っているのかをお伺いしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 上田議員のほうから、昨年度の補正対応もあったというお話の中で、今年度、また先ほど申しました43%程度の予算づけしかされていないと。私のほうも県のほうに行って、この地区については、今年度完成を目指し1億6,000万円の概算要求をいたしました。県が推奨しております選択と集中という言葉、いつも書かれているんですけど、まさにこの工区がそれに値する事業ではないかというような申し込みをいたしました。県のほうも、先ほども申しました、国からの内示額が非常に厳しいというような回答をいただきましたので、私どもも水産庁のほうにその予算的な件についてちょっと問い合わせをいたしました。

その中で、今回、うちのほうが事業をさせていただいております農山漁村地域整備交付金事業と、この部分については、平成22年度に始まった事業でございますが、当初は1,500

億円の国のほうも予算確保ができた。23年になりまして、この額が318億円ほどに減って、まさに24年度の状態が、国全体の事業費も96億円しか持っていない。その96億円の中の市町村に交付できる部分については、実質には50億円程度しか全国的な市町村に配付できないというような状況も踏まえながら、県も一生懸命努力していただいた中、国のほうの予算取りが非常に厳しいということもあって、今年度の分については、7,000万円の予算確保となった。それについても、今後、そういう地域の要望もあり、早急に完成する必要がある事業だということを認識していただいて、今後も補正に向けて優先順位1番、国のほう、県なりのほうにもお願いしているような状況でございます。

議長（小野宗司） 上田議員。

28番（上田徹） イのほうの今後の対応についてという部分にもう入ってしまいましたけれども、申しわけございません。ぜひ、今後の対応についてなんですけれど、今、答弁いただきましたけれど、やっぱりこの事業というのは、本来、高潮対策の事業であるというふうに当初から言われていました。そして、この残る地域については、もう平成元年からこの事業に取りかかっています。わずか2キロそこそこの間で24年かかっているわけです。

それは、やっぱり地域の中での意見の相違だとか、いろんな苦難がありました。そして、地域も非常に苦しい思いをしました、この間。それはもう事実としてありますけれども、そういう部分で中断した部分というのはあるというのは認識していますけれども、今、ここに来て、わずか200メートルそこそこの区間が残されていて、まだ引き延ばされているという現状には、やっぱり地域は耐えられない状況になってきています。

そして、また県知事の発言の中で、これ、どの部分で聞いたかというのはちょっと記憶にないんですけれども、確かに言ったのは、県下の各事業の中で推進状況を見ながら、最終段階に来ている事業についてはできるだけ早く完成をさせて、そして次の新規のいろんな事業に移っていく方針だというふうな発言を、昨年でしたか、私は聞いています。

ですから、わずかあと数%しか残っていない、この事業について、まだまだこうやって予算カットしながら延ばしていくということについては、ぜひ強力で県・国に対しての要望をかけていただきたいというふうに思います。地域としても、協力できる部分は最大限して、要望にも協力していきたいというふうに思いますから、ぜひその部分を考えていただきたいというふうに思います。

そして、またこの残っている地域というのは、台風時期がもうすぐ来ますけれど、台風時には冠水をする道路なんです。ですから、もうほとんどゼロメートルみたいな、大潮だったらもう完全に道路と水面の境なんていうのはわからない状態です。通常の潮の高い時期に台風なんか来れば、もう完全にいつも水没するというような状態の地域なんです、残っているところが。そして、その関係する地権者についても合意を得ています。ですから、もうあとは予算だけなんです。ですから、その部分も十分踏まえて、県・国に対する要望を強めていただきたいということをお願いをしながら、この質問を終わりたいというふうに思います。

ありがとうございます。

議長（小野宗司） 以上で、上田議員の一般質問を終わります。

次に、14番、日高嘉己君。

14番（日高嘉己） おはようございます。14番議員、平成会の日高です。総括方式にて、2点

お尋ねをいたします。

まず、中心市街地活性化事業についてお伺いいたします。この件につきましては、多くの同僚議員より、これまでも、また今定例会にも大変多くの質問が出されておりますので、端的にお尋ねいたします。

佐伯市の中心市街地が衰退していく中であって、少しでも市民生活が便利でにぎわいが取り戻せるように、また交流人口を増加させ経済の活性化を目指すことは、政治の責務であり、重要な課題でもあると思っております。そういったもとに計画された81事業にわたる佐伯市中心市街地活性化事業は、その区域を大手前から駅前、佐伯港に及び157ヘクタールと定め、平成22年3月23日内閣府の認定を受け、現在もその実現に向け推進されております。

このような中、平成23年2月には、この事業の推進の賛否を問う住民投票条例の制定請求がなされました。また、近いうちに同趣旨の請求が提出されると聞いております。

お伺いしますが、そもそもこの事業の計画策定時点でどのような検討協議がなされ、また市民への周知を図ってきたのか、お尋ねいたします。

スタートの段階でこの部分がしっかりしていなかったがために、こういった住民運動がおこる要因となっているのではないかと考えておりますので、お答えください。

次に、中心市街地活性化事業の核事業でもあります大手前開発事業を初め歴史資料館整備事業、城下町観光交流館整備事業といった主な事業の進捗状況についてですが、昨日も同様の質問がありましたので、通告しておりましたので、答弁がございましたら、お答えいただきたいと思っております。

次に、こういった計画されております主な事業が完成した場合、本市のまちづくりにとってどのような効果が期待できるのか、お尋ねをいたします。

また、再開発ビル1棟は4階建てから13階建てへ、マンション部分も4戸から44戸と変更されましたが、3月議会での高司議員への答弁で、準備組合は、まちのにぎわい創出を目指して、まちなか居住の促進を図りつつ、実現性の高い事業内容を検討した結果、マンション構想案が生まれたとの答弁ですが、市としてこの変更によりどのようにかわってきたのか、お尋ねいたします。

次に、大手前開発を核とした中心市街地活性化事業を行う中で、市民の大きな懸念の一つに、財政的に大丈夫かといったことがあると思います。財政への影響についてお答えください。

1点目の最後に、今後の周知の方法についてお伺いいたします。

通告は、今後のということでお伺いしておりますけれども、昨年2月に投票条例の請求が出されて以降、これまでの間、執行部の市民への説明が不足していたのではないかと、非常に不満に思っております。議会としても、1年に二度、市内15中学校区において、5班に分かれて3日間かけていろいろな事案について議会報告会を行っております。執行部も市長を先頭に、こういった重要な、また市民の関心の高い事業については、議会以上の説明会を持ち、十分な理解を得る努力が必要だと思っております。今後の周知の方法についてお答えください。

次に、2点目の蒲江地域の小学校統合についてお尋ねいたします。

少子化の進行などにより、大幅な児童数の減少といったこともあり、蒲江地域では、平成19年度には尾浦小学校が、平成22年度には波当津小学校、23年度には猪串小学校が閉校とな

りました。残る上入津小学校、楠本小学校、河内小学校、西浦小学校、蒲江小学校、名護屋小学校、さらに森崎分校の6校と1校を1校に統合することがいろいろな角度から議論されてきました。そして、各学校ごとのPTA臨時総会や蒲江地域の自治委員会臨時総会などにおいて、平成23年2月に1校統合についての同意がなされました。

その後、蒲江地域代表区長会などでの協議を経て、各地域の保育所などの保護者会の代表、各小学校のPTA代表、自治委員会、学校関係者、佐伯市の関係課の職員、さらには大分県の佐伯教育事務所、また主任児童委員などで構成する蒲江地域小学校統合推進委員会において、平成23年5月26日に、建設場所は蒲江翔南中学校敷地内とする、また平成28年4月1日を目途に1校統合するといったことが再確認され、今後のスケジュール、施設整備検討部会や学校運営検討部会の設置などが決定されております。その後、4回に及ぶ施設整備検討部会などにおいて、校舎や体育館、プールの計画、基本構想や設計概要などについても既に検討されてきております。小学校統合と言いますと、どこの地域でも大変難しい問題がありますが、地域の課題を乗り越え、これまでは大変順調に推移してきたと思っております。

こういった中、本年3月31日、内閣府の有識者会議により、従来予想の2倍から3.5倍となる津波の予想高が発表され、佐伯市でも最大14.4メートルの津波が来襲するとなっております。

保護者の間でも、現在の建設予定地でのいいのかといった不安な声が大きくなり、その後、教育委員会より各小学校区ごとに説明会を開催することになったかと思えます。その第1回目、去る5月15日に西浦小学校であり、私も出席をしてみました。予定時間を大幅に超える質疑の中で、簡単に言えば、現在の予定地では津波への対応が不十分であり、せっかく今から新しく建設するのだから、ぜひ埋立地の高台に建設してほしい。小中一貫校による教育効果よりも安全が第一だといった非常に厳しい意見だったと思えます。

お尋ねいたしますが、他の小学校区の説明会も既に終わったと思えますが、どのような状況だったのか、お伺いいたします。

次に、今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

平成28年4月1日の開校を目標とした工程表によれば、6月現在の時点では、既に基本設計に入っており、ことしの8月から地質調査や実施設計に取りかかる予定となっております。

また、平成25年度には、プールや体育館、浄化槽などの新築工事が、さらに平成26年度には、校舎の新築工事にも着手する予定となっておりますが、先ほどの説明会での保護者の意見などを踏まえ、教育委員会としても苦慮しているものと思えますが、今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

以上。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長、財政への影響についてもあわせて御答弁願います。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。日高議員さんより私のほうに、総括質問ですので、それぞれの中については分断した形の答えになると思いますが、よろしく願います。

一つは、中心市街地活性化事業ということで、まずアの大手前開発事業のスタート時点の住民合意についてということで、私のほうから答弁させていただきたいと思えます。

まず、この大手前開発事業のスタート時点の住民合意についてお答えしたいと思えます。

この大手前地域につきましては、最初は昭和54年、当時の和田教授、会社のほうから指摘され、この中心市街地という形での取り組みをさせていただきました。そうした時代の中で、今、商店街を取り巻く環境が非常に変化しております。魅力のある商業核の再生を目指すまちづくりの中心に大手前再開発事業があり、地元でもさまざまな検討が行われました。特に、旧佐伯市ですが、平成元年の佐伯市総合計画には大手前再開発事業が主要施策として記載しておりますし、また主要拠点事業の中の対策事業として、市としても記載しています。

そうした中、いろんな事業をしておりましたが、平成12年に策定いたしました「佐伯市中心市街地活性化基本計画」、こうした計画案のいろんな中でも策定し、こうした中で、中心市街地の将来像として、複合的都市機能整備ゾーンとして大手前周辺に位置づけをさせていただいております。

その後、この計画案の中に織り込むということであったんですけども、なかなか地域や周辺、いろんなことがございまして、この12年にありましたまち交の中には、一応、こうした議案を含み、そのままの状況の中で推移をしております。

その後、合併の前、合併時点では、新都市計画の中にもこれを織り込み、持ち越した状態で入っております。

そうした中、新市となり、総合計画等作成時に当たりまして、この問題、またその後、平成19年に佐伯地区自治委員等で構成する中心市街地活性化推進協議会から、大手前再開発を含めコンパクトシティ構想の早期実現の署名簿が地区から出ております。

そうした中で、私どもも中心市街地活性化基本計画案という、こうした案をつくり、この中で、平成19年度から地域、また地権者、そして会議所等を含め、平成19年8月7日にそうした説明を、現状と話をし、まちづくり会社ができなければこの中心市街地の計画と大手前再開発はできないということで申し述べさせていただいております。

そうした中で、特に地権者に大きく影響しますし、また地域の自治会等もそうした中で参画いたしまして、中心市街地活性化協議会というのを設立しております。

また、平成21年に大手前開発権利者会が発足し、平成22年に大手前地区開発事業を含む「佐伯市中心市街地活性化基本計画」が、先ほどそうした段取りの中に皆さんの合意を見て、中心市街地活性化基本計画を内閣府に提出し、認定を受けたということで、私どもにとりましては、そうした地域合意があり、この計画ができたということで、こうした内閣府の認定を受けております。

22年の4月には、大手前地区市街地再開発準備組合も、こうした中で設立をしております。準備組合は、開発用地内の地権者やテナント入居者等で構成されていますし、また準備組合員は、組合加入時に「準備組合加入届」を提出しており、市といたしましては、基本構想を踏まえて出された準備組合加入届をもって、事業への住民合意を得たものと認識をしている次第です。

次に、私のほうで財政についての影響ということで、御答弁させていただきます。

本市では、中期的な財政の健全性を確保するため、平成17年度に「第1期行財政改革推進プラン」を、平成21年度に「第2期行財政改革推進プラン」を策定し、それに基づき行財政改革を準備し、財政の健全化に努めているところでございます。

特に、平成22年度から平成26年度までの5カ年を対象とした「第2期行財政改革推進プラン」では、投資的経費の決算規模を平均80億円以内、国の経済政策を除いた中で、そうした

ことで策定し、市債の新規発行を抑制するとともに、「平成26年度末の普通建設事業に係る市債残高を平成21年度末から100億円削減する。」という基本的方針を示しております。

御質問の財政への影響ですが、中心市街地活性化事業に係る事業費は、この「第2期行財政改革推進プラン」における投資的経費の決算規模「平均80億円以内」に含まれているものであり、本事業を行うことによって市財政に悪影響を及ぼすものではないと考えております。

また、平成23年度に試算した「今後の財政収支の見通し」においても、「平成26年度末の普通建設事業に係る市債残高を平成21年度末から100億円削減する。」とした「第2期行財政改革推進プラン」の基本的方針を達成できる見込みとなっております。

今後も、大手前開発を含む中心市街地活性化事業は、財政の健全化を図りながら推進するとともに、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を有効に活用し、本事業の推進を図っていききたいと考えております。

あと、それぞれ小項目に当たっての御質問いただきました。それぞれ担当のほうから御答弁申し上げたいと思います。また、あれのときには、再質問の中で詳しくさせていただきます。

以上です。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 企画商工観光部長の飛高でございます。日高議員の大手前開発事業、歴史資料館建設事業、観光交流館整備事業の進捗状況についてお答えいたします。

まず、大手前開発事業についてでございます。

本事業は、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行で行います。このうち、土地区画整理事業につきましては、昨年12月に事業認可を受け、区画整理施行区域内の文化財調査、地下構造物調査等を行っています。また、施行地区すべての仮換地指定を完了し、現在、建物等の移転補償協議を行い、あわせて事業計画変更の同意手続きを行っています。今後、補償契約を締結した後、建物等の除却を行い、あわせて区画道路や雨水路の工事に着手する予定でございます。

一方、市街地再開発事業につきましては、昨年度末に資金計画及び建物の基本設計が完成し、今年度中に大手前再開発の本組合を設立、実施設計も完成する予定です。

次に、歴史資料館建設事業について御説明いたします。

本事業の進捗状況は、昨年度に本体施設内の展示工事の基本・実施設計が完成しました。並行して行う建物の基本・実施設計は、今年度6月末に完成予定です。本事業敷地内にある御居間・三府御門等の既存建築物については、今年度中に保存修理工事が完成する予定となっております。本事業の外構実施設計は、9月の完成を目指し、来年1月をめどに本体建設工事と展示製作委託を発注する予定です。

最後に、城下町観光交流館について御説明いたします。

昨年度は、購入予定地の用地測量と不動産鑑定を行いました。現在、所有者と購入の経過を行っているところでございます。

次に、事業効果についてお答えいたします。

中心市街地活性化基本計画に掲げる事業の効果は、都市機能の集積と交通利便性の向上を目指してコンパクトなまちづくりをすることにより、生活を支える機能・サービスの充実が図られ、市民が暮らしやすさを実感することができます。また、地域資源を生かして、人が

集う場を整備することで、まちに魅力が生まれ、交流人口の拡大につながり、結果的にまちににぎわいをつくり出すことが期待できます。

以上です。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、13階建てに変更した理由及び市のかかわり合いについてお答えします。

昨年度作成した「大手前開発基本計画」では、14戸の住宅を計画していました。準備組合は、この戸数なら売却できると考えていました。しかし、住宅をもっとふやすことができれば、さらににぎわいの創出を図ることができます。市の大手前開発推進室職員は、準備組合役員や設計業者とともに毎週のように会議を持ち、基本設計作成に向けて住宅の規模などについて検討を重ねてきました。また、幾つかの住宅ディベロッパーと交渉を重ねる中で、床処分先確保の手ごたえを感じ、この住宅規模でも事業を成立させることができると判断し、今回の変更をする決断に至ったものです。

次に、住宅規模を大きくすることによるメリットについてお答えします。

大手前周辺地区には、眼科や整形外科、皮膚科を初め多くの医療機関があり、また小学校、スーパー、市内の全路線が乗り入れるバスターミナル、県南随一の飲食店街が近くにあるなど、歩いて暮らすのにとっても便利なところudur。事業により、快適で上質な住宅を数多く供給できることは、生活に便利なこの地域に住みたいと考える人々にとって大きなメリットと言えます。周辺商店街からすれば、近くに多くの居住者を抱えることになるので、各店の売り上げを伸ばす大きな要因になると思います。市としましては、固定資産税の税収が上がるほか、大手前開発を含めた中心市街地活性化基本計画の着実な達成は何にもかえがたいメリットとなると思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 今後の周知方法について、飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 今後の周知方法についてお答えいたします。

中心市街地活性化事業の周知につきましては、市民に対し、その必要性を広く知っていただき、理解を深めていただくために、これまでも市報の掲載を初め、市長ふれあいトーク、出前講座、まちづくり協議会の開催、そのほかにケーブルテレビによる放送や、佐伯市公式ホームページに「佐伯市中心市街地のまちづくり」の特設コーナーを設け、継続的に更新しながら情報発信を続けてきました。今後も、こうした機会を通じて、市民に正確な情報を提供し、事業効果や財政への影響等を示しながら、わかりやすく周知をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、日高議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、日高議員のほうから大変詳しいこれまでの経過について御説明がございました。若干重複するかもわかりませんが、御容赦をいただきたいというふうに思います。

蒲江地域の小学校統合につきましては、まず一つは、平成28年4月1日をめどに1校統合すると、二つ目といたしまして、統合に際しましては、蒲江翔南中学校敷地内に新たな小学校を建設すると、三つ目が、新しい学校では「小中一貫教育」を推進していくといったような基本方針に基づきまして、蒲江の学区ごとに説明会を開催し、平成23年2月末にPTA

や自治委員会の同意を得て、23年4月以降、統合に向けた作業を進めているところであります。

また、昨年3月11日の東日本大震災発生後、5月26日に開催いたしました「蒲江地域小学校統合推進委員会」で、先ほどの3点に加えまして、新たに津波対策といたしまして、「避難路及び避難場所の整備を万全にしていく」との方針を再度確認をいたしまして、今後この方針で統合を進めたいということで、協議を重ねてまいりました。

しかし、本年3月に開催いたしました、設計業者を選定するプロポーザル選考委員会において、委員のほうから敷地については低地であるということで、災害時に孤立するのではないか、また住民の合意は十分に得られているのかといったことで、意見が出されました。

さらに、内閣府の有識者会議におきまして、佐伯市の最大津波高が11.9メートルから14.4メートルに変更されたといった状況の変化がございまして、本年4月24日に改めて「蒲江地域小学校統合推進委員会」を開催し、これまでの経過と今後の方針を説明をいたしました。

その中で、PTAの会長さんのほうから、今後の方針については、持ち帰って協議をしたいとの意見が出されました。それを受けまして、各学校ごとに説明会を開催して意見を聞くことにいたしました。

この説明会では、統合に係るこれまでの経緯と統合の基本方針、平成28年4月1日開校に向けた1校統合、小中一貫教育をすると、また蒲江翔南中学校校地内に建設すると、それに加えまして防災対策といたしまして、避難路・避難場所の整備、校舎の災害対策といったことで、災害に強い校舎をつくっていかうと、それと防災訓練の徹底にということで説明をし、それぞれ意見を聞いたところであります。

出されました主な意見といたしましては、先ほど議員からお話ございましたように、建設場所が低地であるということで、それに加えて地盤も弱いといったことで、年数がかかっても高台に建設するのがいいのではないかと、また、基本方針の3点、これについてこだわらなくてもよいのではないかと、三つ目が、せつかく建設する校舎が地域の避難場所にならないだといった御意見もありました。また、一方で、複式解消のためにも、早く統合すべきであると。

次に、津波に対しては、今の校舎でも現状としては蒲江地域の小学校は非常に低いところにあります。そういったことで、今の校舎でも危険であるので、避難路とか避難場所の整備された校舎を一日も早く建設するべきである。

また、津波の危険ばかりを考えるとといったことであれば、今すぐにでも峠を越えて佐伯市内の旧市内の安全な学校に統合すべきであると、そういった意見もありました。

各学校ごといろいろそれぞれの思いがあって、なかなかまとめることは非常に難しいかなというふうに考えております。

それと、今後のスケジュールにつきましては、プロポーザルは、本来ですと3月末に業者選定が終わりまして、今年度は地質調査と校舎の基本設計、実施設計というふうに移ってまいります。

それと、26年・27年に、校舎の建築と既存校舎の解体等やっていくような方針で予定をしておりました。しかし、先ほど申しましたように、地域との意見集約をしていく中で、十分、そういった部分を聞く必要があるということ、今後は、蒲江地域小学校統合推進委員会におきまして出された意見を踏まえ協議をしていかうということ考えております。

議長（小野宗司） 日高議員。

14番（日高嘉己） 1点目の大手前開発事業、これを推進していく上で、課題といたしますか、心配される部分もいろいろあるかと思いますが、私なりに考えられる点として、市長に4点ほどどのようにお考えか、お伺いをしたいと思っております。詳しくは通告しておりませんでしたが、よろしくお伺いをしたいと思います。

まず1点目として、住民投票を求める市民運動の問題なんですけれども、以前、市長は答弁の中で、この住民投票イコール事業中止だといったような答弁もなされたことがございますが、この問題、それから2点目として、平成26年度という期限に間に合うのかといった、こういった問題も心配になるわけでありまして。それから、3点目として、すべてで8回必要だと言われております地権者の全員同意、今まで3回はいただいているとかと聞きましたが、これがスムーズにいくのかといった問題、4点目として、組合の資金計画は大丈夫かといった問題についてであります。ほかにあるかと思いますが、こういった解決できていない部分について市長はどのような認識を持っているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、総括ですので、続けて学校統合についてもお尋ねをいたします。

蒲江地区での説明会でも、保護者から現在の翔南中学校内での予定地では不安だといった意見も強かったというふう聞いております。高台の埋立地での建設が理想だとはだれもが思っていることだと思いますが、その高台への建設地への変更となりますと、一番の問題は、50人とも言われる地権者との交渉に数年かかるのではないかということだと思われま。

地元の話としては、学校を建てるという目的であれば、ほとんどの人が協力するのではないかと。現在の翔南中の用地も蒲江高校の用地として購入して造成しておりますけれども、やはりそういったことで、皆さん協力したということでもあります。

また、一案として、高台に隣接する山を一部造成して校舎を建設すれば、地盤もしっかりして、杭も短くて済むし、埋立地を購入する面積や地権者も少なく済むのではないかとといった意見もあります。

それから、埋立地での杭打ちが多額になるのではないかとするのであれば、佐伯産の木材を使って木造校舎でもいいのではないかとといったような意見もございます。

ほかに、埋立地の下の現在使用していない第2グラウンドの奥を買って建設するのであれば、地権者の数も少なく済むし、高台や隣の山への避難も容易にできるのではないかと、こういった意見もございます。

1校統合自体には、皆さん本当に納得して、できるだけ早い時期の開校を望んでおりますが、平成28年の目標より何年かおくれでも、せっかく今から新築する統合小学校であり、安全な場所に建設してほしいという強い意見もあるわけでございます。

先ほど、近いうちに蒲江地域小学校統合推進委員会の中でいろいろと検討していくというふうにお答えになりましたが、いろいろな角度から十分検討されて、保護者との理解が得られるように努力してほしいと思っておりますが、お考えがございましたら、お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 再質問の中で四つの点を御質問いただきました。

一つは、住民投票条例の問題ということで、今現在、皆さん投票条例に対する関係で、多くの皆さんから署名をいただいていると聞いております。

これは、基本的には、私は議会のほうに最終的に投票条例に対する賛否を問う臨時会等が開催されると思います。その臨時会の中でこれが可決するという事になれば、私どもが、これは2にもかかわるわけですけれども、平成26年度までの、いわゆる5カ年事業ということが規定されておりますので、現在でもがつつの状態です。これを可決すれば、工期が完全に延びますので、この時点で、投票にかかわらず破綻の状態になり、これは中止、いわゆる中心市街地全体が破綻になるというように考えております。

これもまだ全体的に私は破綻の計算をしておりませんが、現況でいえば、工事がもう間に合わないという経過が出ています。

それ以外にも、議員から言われましたように、地権者の同意ということで、こうした事業については、組合施行、また個人施行ということで、普通の都市計画事業と違って全体の同意が要るということで、今はその点について一個ずつクリアをしながらやらせていただいているのが現状ですので、これもこの同意がおくれれば、また厳しい状態になるということもやはり考えられます。

現状において、区民への皆さんに理解をいただきながら、同意について、私ども職員もそうした中での区画整理事業、これについては同意をやっていかなければ、区画整理と採択事業の二つに分かれますが、地権者の同意がなければこれも進めないと。

また、こうした中で、全部同意をいただいた場合、今度、再開発、いわゆるこれは組合施行になりますけれども、資金計画についても、これは本組合の意向についてどうあるべきかをやはり確認をしないとイケないと思います。

また、私は昨日の中で、こうしたことをやはりちゃんと見きわめなければ、現在、予算化をいただいておりますが、そうした中で、議員さんについて、いろんな中で私のほうも確認をしていかないと、やはり公金ですので、これを使えないと。特に、区画整理事業というのは、一度入った場合、中途半端な形でそれぞれが実行できませんので、それについては、やはり私ども職員が、今、いろんな中で補償交渉をして、それぞれの全体の中でこういう補償になりますよと、そうしたのを今現在やらせていただいておりますので、それを皆さんが完全に同意できるかというのも確認をしなければならないと思っております。

そうしたいろんな大変な問題はありますけれども、非常にリスクが高い、その割には負担が少ないというのが、この事業でありますので、非常に財政等もそうした中では住民負担がないようにということで、また先ほど財政の中で、合併前から市といたしましても、旧佐伯市としても、この事業費にかかわる部分の基金を全部積み立てて持ち込んでおりますので、新市になってその事業費負担という考え方をしておりませんが、そういうことであっても、やはりこれを公金という形で私は運用すべきだと思っております。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほど答弁のほうで若干説明をさせていただきましたが、これまで推進統合委員会、この中では、基本的には一日でも早くということで、27年の開校を目指そうということで進んでおります。

私どもも震災を受けて、後ろの造成地だとかといったものもどうだろうかといったことで検討したことがございます。

先ほど議員が言われましたように、地権者が約50人といったことで、また相続関係が非常に多いといったことで、この期間については、早くも五、六年は今より延びるだろうなど

というようなことで考えております。これが実際にかかり出したら、そういったことになるかということは、確かにわかりません。

これまでの方針につきまして、改めて地域の意見を聞いていこうと、学校の意見を聞いていこうということで進んでおりますので、今後の、先ほど申しましたように、委員会の中で改めてそういった部分についての協議をさせていただきたいなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 日高議員、再々質問、お願いします。

日高議員。

14番（日高嘉己） 市長に最後にお尋ねをしたいと思えます。

市長は、去年の浅利議員の代表質問の答弁の中で、「大手前開発を含む中心市街地活性化事業は、国の認定を受け、本市にとって千載一遇のチャンスであり、まさに今やらなければ、将来に禍根を残す」と言っており、「不退転の決意で頑張っていく」と答弁しております。今もこういったお気持ちに変わりはないのかどうか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この事業につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に市にとりまして大きなメリットがあります。資金の問題です。そして、こうした大型事業というのは、やはり国から補助金、また合併をした特例債、これを活用することによって、市としてはやはり何倍もの負担をしなくてもいいと。この事業が活用されることによって成功することになれば、多くの市民にとっても負担が少ないということであり、そういう中で私は不退転の決意ということではありますが、これが破綻となれば、多くの問題が残ってくると思っております。

この中で、事業について、地域の理解を得ることが大事だし、また市民の理解を得ることが大事だと思っております。特に、行政からの破綻ということになれば、これから将来的にも国土交通省の関係の事業は、非常に国の財政も厳しい。そうした地域において、いろんな事業に影響が出る可能性もあると思えます。

そういうことをかんがみ、私どももこの5カ年という非常に厳しい中でやるということは、これは避けては通れないと、そうした気持ちを持ち、また昨日、清家議員にも申し上げましたように、この中心市街地というのは、佐伯市にとりましても必要事業であるし、また今回、住民投票をとられた方も、大手前がやるのではないんだと、事業説明であったり、課題であったり、いろんなことをもっと教えてくれというのが基本だと思いますが、これも10年間、20年間、いろんな論議をした中での結果として、予算化をし、こうした経過でいったということは、私は住民に対して理解を得たということで、これを推進させていただいておりますので、そうした意味で、私もこれはぜひともやっていかなければという気持ちは今も変わっておりません。

以上です。

14番（日高嘉己） 終わります。

議長（小野宗司） 以上で、日高議員の一般質問を終わります。

次に、4番、清田哲也君。

4番（清田哲也） おはようございます。4番、平成会の清田哲也です。給食費の滞納問題について、まずお伺いしてまいります。

まず、過年度分の滞納者に対する対策の内容と頻度ということで通告しております。

給食費の滞納問題に関してでありますけれども、まず冒頭申し上げておきたいのは、そもそも教育基本法、学校給食法の観点からしましても、保護者の問題であると、そういう基本的事項を申し上げておきたいと思えます。

しかしながら、なぜ全国的に行政が介入しなければならないような事態になっているか。それは、市民負担の公平性が確保できなくなってきたからと認識しております。

納入世帯も滞納世帯も、子どもには平等に給食が提供されております。健全育成の観点からも、このことに対しての異論はございませんけれども、根本的な解決を先送りしていいということにはなりません。義務と権利の正当な関係を地域に根づかせ、健全な学校経営に資するためにも、早急に解決していくべき課題であると認識していただきたいと思えます。

滞納問題は、いまだ根本的解決を見ておりませんが、教育委員会の取り組みに関しては、少しずつではありますが、前進はしているというふうに認識しております。まずは、現在行われております過年度滞納者への対策の内容とその頻度に関して伺いたします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 清田議員の過年度分の滞納者対策についてお答えいたします。

平成24年度6月1日現在でございますけれども、過年度分の滞納世帯数は90世帯でございます。そのうち、小学校と中学校にダブリがある世帯が17世帯ありますので、実質、73世帯ということになります。その73世帯のうちの19世帯につきましては、戸別訪問を実施しながら給食費を徴収しております。また、学校へ直接持参している世帯も5世帯あります。

戸別訪問等は、毎月1回を基本にしておりますが、各世帯の事情によって、二、三カ月に1回というところもあります。

戸別訪問する日時や金額については、あらかじめ納付誓約書等を取り交わした内容で実施するようにしておりますけれども、訪問する前日に電話をかけて、確認をとった後に実施をしているところでございます。その際、訪問しても留守のとき等もありますし、翌月に延期依頼される場合もございます。また、学校へ持参してもらう場合もあります。

その他の滞納者につきましては、定期的に電話での督促や戸別訪問、滞納明細書を送付するなど、粘り強く納入の働きかけを行っているところであります。

学校給食センターといたしましては、この過年度分の徴収は、学校給食を運営する上で大変重要なものと思っております。

平成23年度単年度の滞納額でございますけれども、176万8,361円です。滞納整理による徴収実績は、23年度分でございますけれども、227万6,177円というふうになっております。単年度の滞納額を50万7,816円上回っております。なお、滞納分が完納した世帯につきましては、小学校、中学校合わせて49世帯でございます。

この後の質問で改めて説明いたしますけれども、現在、悪質な滞納者について法的措置を前提にした取り組みをするということで、顧問弁護士と現在協議中でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 12月のときよりかなり進んでおるなという印象がありますけれども、ちょっと確認なんですけれども、いわゆるその19世帯ですね、毎月訪問されている19世帯という数字が出ましたが、いわゆるこの19世帯が教育委員会としてはちょっと問題のある悪質な世

帯であるなという認識のものの19世帯ということでもいいのかというのが1点と、法的措置の準備にも具体的に弁護士さんとの相談という行動に入っただけだと、それを聞いて安心してありますが、それはちょっと後段のイのほうにもかかわってくるんですけども、その弁護士さんとの相談の内容ですね、もし言える部分があれば、ちょっとまだ言えないなということがあれば結構ですけども、大体こういう方向でという、少しでもちょっとさわりでもここで答弁できる内容があれば、ちょっとその2点をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 法的措置につきましては、まず現在の現状ですね、議員がおっしゃる悪質という部分、その部分の見きわめをするということがまず先決だろうというふうに思います。そういう形で絞り込みをしていって、個々の事例についても弁護士と相談をしていくということになります。

その内容については、ちょっとこの場では控えさせていただきたいと思います。

4番（清田哲也） 19が悪質かどうか、どういう認識でいいか。

議長（小野宗司） 教育長、もう一点質問がございましたが、悪質の件数は、今、清田議員から御指摘ございましたが、そういう認識でよろしいのかという質問です。

4番（清田哲也） 19でいいのかという認識です。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員から質問がございました19世帯、この方については、一応、分納誓約とかといったことでお約束をいただいているという方ですので、その方は一応、誠意を持って当たっていただいているなというふうに考えております。ですから、それ以外の方という中で考えていこうというふうに考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） そうなりますと、弁護士さんとの話の中で絞り込んでいく過程ですから、絞り込んでいないので、どこが悪質かというのもあれなんですけど、19世帯の方は、誓約書をいただいて、毎月訪問していただいている世帯ということで、悪質ではない。いわゆる悪質から卒業したという部分だと思うんですけど、じゃあ実際、その弁護士さんと相談する中で、この辺は悪質じゃないかと思われる世帯は、大方何世帯あるとかというのがわかれば教えてください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今から絞り込もうというところで、一つは、それぞれの家庭の状況、どういったような家庭であるかといったこと等、それぞれ情報収集をしていくというのが必要があるかなと。お金があるなしというものが基本になってくるというふうに考えていますので、そういった部分についての確認をしながら当たっていかうということですので、今の段階では、そこまでの作業はできていない状況にあります。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあ、イの質問にまいります。ちょっと4点ございますので、長くなりますけれども、御容赦願いたいと思います。

公会計移行に関してです。12月議会で御答弁いただきました内容に関して、ちょっと再度質問させていただきたいと思います。

根本的解決方法の一つとしまして、公会計への移行を選択する自治体もふえてきておりま

す。横浜市は、公会計への移行を決定、また周辺の藤沢市等も検討に入っていると聞いております。その中で、昨年12月議会での御答弁に対するデメリットを4点述べられておりましたので、ちょっとその点に関して質問させていただきたいと思います。4点ございます。

まず1点目です。まず、給食費の統一、給食日数の統一が困難であるとの答弁がございました。しかしながら、全小中学校の給食日数の把握は、センター方式であればセンターごと、自校方式であれば、当然、自校の給食日数の把握ということで、現状でも既にできております。それらを総括して公会計した予算化していただくの作業でございますので、そこが困難であるという認識がちょっと私は理解できておりません。また、給食費は原材料費に100%充当されておりますので、もちろんその設定も困難とは言いがたいと思います。

つまり、公会計に移行するに当たり、全市で日数統一の必要性はなく、給食費の統一も困難とは思えませんけれども、なぜデメリットとしてこの点を上げておられるのかというのが、まず1点目の質問でございます。

続きまして、2点目、メニューの統一が困難で、「生き生き献立の日」などの運用に支障があるということでございましたけれども、1点目でも申し上げましたとおり、給食費は原材料費に100%充当されますので、公会計へ移行したとしても、必ずしもメニューを統一する必要はないと思われまます。「生き生き献立の日」も、各調理場、いわゆるセンターであればセンター、自校であれば自校の調理場ごとの裁量で、その予算の給食費の中で実施できるものと考えます。むしろ、現状、調理している人数分の材料費が徴収できていないわけですから、現状のほうがかなり大問題であると考えておりますけれども、いかがでしょうか。

続きまして、3点目、納入意識の低下ということ、公会計に移行した場合、納入意識が低下するという危惧をされておりましたけれども、法的措置を講じた自治体は、一様に納入率がV字回復しております。

また、教育長自身、公会計へ移行のメリットとして、法的措置が講じやすくなると答弁しております。

滞納世帯の意識としまして、納めなくても何ら変わりなく生活できているから、危機感や罪悪感が薄れております。ここが一番の原因でありまして、食い逃げは許されないんだということをしかり法にのっとして示すことが有効な手段であると思えます。

また、新たな滞納者を生む可能性にも言及されておりましたけれども、滞納世帯が法的措置を受けているのを見て、まだ私は滞納しても大丈夫だと、そういうふうにする人は少ないでしょうし、万が一いらっしゃったとしても、いわゆる法的措置をとりやすくなるわけですから、全くデメリットの要素はないと思えますけれども、いわゆるこのメリットの部分否定せずに前向きにとらえていただきたいと、そのように思いますけれども、いかがでしょうか。

最後、4点目です。いわゆる事務量の増加による人的コストの増を述べられておりましたけれども、これはいわゆる学校現場、学校給食室、センターの負担はむしろ軽減されていくわけですから、いわゆる全市的に人的コストの増加はないと私は考えております。むしろ、給食室は給食室、センターの栄養士さん、こういう方々が材料費に苦心せずに本来の業務に専念できるわけですから、何ら問題はないと思えますけれども、その点に関してお伺いいたします。

以上、4点です。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 4点についてお答えいたします。

現在、学校給食は、学校給食センターや単独の調理場ごとに運営を行っている関係で、給食日数や給食費の金額は各学校の事情によってさまざまであります。公会計に移行すれば、公平性の原則によって統一しなければならないものというふうに思います。

しかし、現在の学校給食センター等は、米飯給食を実施する上で、自校炊飯できる給食センターとそうでない給食センターがあるため、公平性の原則から、給食費を統一する難しさがございます。

また、給食日数を統一することによって、現在、各学校ごと、あるいは給食センターごとの裁量の幅が狭くなるということ、あるいは返金業務等の事務執行が現在よりかなり煩雑になってくるといこと、各学校給食センターごとの決算報告が困難になってくると。そのことを保護者や学校に対して、収入・支出の明確さという部分がなされなくなるという弊害も出てくる。昨年12月定例会で答弁しましたように、現在の学校給食センターの体制では、まだ今のところ無理ではないかというふうに考えております。

それから、二つ目のメニュー統一の問題でございますが、「生き生き献立の日」の食材の購入につきまして、私自身認識不足のところがありました。「生き生き献立の日」の食材は、学校給食センター等管内ごとの食材を使うのではなく、佐伯市内でとれた地場産品を使ったメニューを全給食センターで使用するために、メニューの統一は、学校給食センターごとで日にちをずらすなどの工夫をすれば可能であるというふうに考えております。

それから、3点目でございますが、公会計への移行をすべて否定しているわけではなくて、現段階でまだデメリットの部分が多いのではないかというふうに考えているわけでございます。

昨年の12月の定例会で清田議員がおっしゃったように、迅速に法的措置をとってから、ある程度の未納額を回収できたら、公会計への移行を考えるべきだというふうにおっしゃいましたが、そのとおりではないかなというふうに思います。

滞納者の意識が改革できないまま公会計に移行していけば、経済的に払えるのに払わない悪質な滞納者というのは、滞納分が公金で一時補てんされるために、滞納に対する罪の意識というのは、現在よりもさらに薄れていくものというふうに考えております。

実際に、その結果、滞納者の増加にもつながってくるのではなからうかというふうにも思います。

それから、4点目でございますが、人的コストの件でございまして、公会計に移行した場合、その事務を学校給食室がとることを前提にしたものでございましてけれども、学校側としては、事務が削減されるということによって負担軽減というメリットはございます。各センター所長、学校主事の事務は、給食費に関する事務ばかりではないために、現状の人員というものはそのまま必要でございまして。

その分、学校給食室の事務量はふえるために、人的コスト増につながってくるものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） まず、給食日数の件です。

たしか今でも、例えば一つの給食センターが三つ、四つの学校に配ぜんをしておりますが、学校ごとに行事が違いますから、遠足の日があったり、何であったりと、センターごとに学校の1学期は何日と何日が要らないとか、そういう集約はできていると私は認識していますが、その点はどうですか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員おっしゃるように、行事が前もって学校ごとにわかりますので、そういった部分での、いわゆる給食の調理数といったものの調整は現在ではできております。

ただ、先ほど教育長がおっしゃいましたように、今の体制で、それが公会計に移れば、そういった部分での調整が全部学校給食室と、いわゆるそこで行う必要性が出てくるといったこともあって、そういった部分で、非常に現状としては厳しいですよというような答弁の内容ですので、具体的にできるかできないかとといったものではございません。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） おっしゃる意味はわかりましたけれども、じゃあいわゆる日数の統一というか、把握というのは簡単にできるんですけども、一つ、前提でちょっと首をひねるのが、いわゆる公会計になった場合、給食室で日数の調整もという、そこが現状では困難であるという認識ということをお伺いしましたけれども、そういう前提じゃないと悪いんでしょうか。

いわゆる公会計へ移した場合に、給食室で日数の調整までを各校としなければならないのかという、その前提そのものがちょっと私には疑問に感じるんですが、その点をお願いいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 公会計である場合については、当然、その給食費といったものの統一といったものもございまして、それにかかるところで、配食数とかといった、いわゆる何食つくって月額幾らでしようというようなことになるだろうというふうに考えております。

例えば、給食をそのときにつくるだけではないんですけども、それについての、例えば病気で休みましたとか、返金がありましたとかといったような、いろんなこれに係るところの作業ができてくるといったことがあって、そういった部分での事務的な部分に対する対応が非常に厳しいといった状況です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 事務量はふえるでしょうね、当然、ふえます。ただ、日数把握というのは、いわゆるセンターごとに把握してもらって、それをただ給食室で集約すればいいだけの話ですよ。今、既にセンターごとで、例えばA小学校さんは1学期は何食だと年度当初の予定が立っていますから、ただそれをそこで集約するだけなんで、その部分はそう難しいことじゃないと思います。

ただ、アレルギーの子の分とか、若干、各校ごとの特色がありますから、その分の事務量というのは、それは十分わかりますけれども、ただそれがあるからちょっと公会計は困難だなというのは、いまいち納得はできません。

それと、あといわゆるメニュー統一の必要性というのも述べられておりましたけれども、「活き活き献立の日」は、そういうことで、別にそういう必要はないということでしたが、なぜメニュー統一の必要性ということを訴えられておるのかなと。メニュー統一が難しいか

ら公会計はできないという、そこの部分の理由がちょっと理解できないんですけれども、その点、もう少し詳しく御説明願えませんか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 基本的には、滞納がなければ、全然なければ、公会計といったものはスムーズな運用ができるのかなというふうに思っております。いわゆる、公費で負担をして、その分が全部返ってくるといったものになれば、その点についての問題はないかなと。

当然、同じ料金の給食費を払っていただくということになります。個々の調理場は、例えば大根を100円で買いましたと、小さいところは仕入れが変わってきて、大きなところは70円ですり入りますとか、いろんな個々に具材の仕入れ方によって、お金の価値とか物の仕入れの形が変わってきます。それで、保護者の方に負担をしていただいているのかなと、いわゆる給食を与える、そのときにかかる経費というのは全部違って来るんですね、給食ごとに。

ですから、そういったことがあったときには、ある程度のメニューというのを調整して、一括仕入れをして、そこで同じような調理形態を持ってやっていかざるを得ないのかなというふうに考えたところでのメニュー統一というものを考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 済みません、まだ時間がありますから、もう少し言わせてもらいますけれども、いわゆる徴収業務を公会計で行うと、公会計というのはそうですよね。いわゆる給食室なら給食室でいいですよ、そこが集めて管理してやっていくと、そして未納があれば、いわゆる税金と同じように、納めてくださいよと。やりやすくなるでしょう。

メニューというのは、結局、現状、センターごとで一つのセンターから同じ日に出されるメニューは一緒ですね、どの小学校もそのセンターメニュー。だから、公会計にしたからメニューを統一しなければいけないという前提、私はどうも理解できなくて、結局、徴収業務を公会計で請け負って、後、センターごとです。いわゆる材料費ですから、給食費というのは、むしろ、今、例えば100人分調理しなければならない現状で、100人分給食費が入っていないセンターがあるわけですよ。いわゆる、未納者・滞納者がおれば、当然入っていない。

いわゆる、公会計にすると、とりあえずそこは防げるわけですよ。その月に徴収できなくても、公会計ですから、公金でそこは補てんして、平等に100人分の給食費はとりあえずその月は確保できていく、いわゆるそれが公平な給食の提供だろうと思うんですけれども、センターごとのメニューでやっていけば、公会計にしてもセンターごとのメニューでやっていけば、何ら支障はないと思うんですけれども、それはどうなんでしょうかね。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） センターごとに給食費の値段というのは違ってきます。ですから、そこで公費で負担する額がですね、違う額を公費で負担するような形になってくるといったことになったときに、そこが公平性が確保できるかなといったことを考えておりまして、そういった形での公会計の導入というのは難しいのではなかろうかなと。

議員言われるように、一つのセンターで、そこで一つの徴収を賄えると。例えば、佐伯市の給食の調理場が一つになれば、一つのセンターとして皆さんに発信できるような形になれば、それは議員おっしゃるような形で、全市が同じ料金でと、私どももそういったことを想定して、今、公会計というものを考えておりますので、議員の言われるように、各センターごとに料金が違うものを、それぞれの徴収のみを、いわゆる市でやってよというようなこと

での公会計というのは現在のところ考えていない状況です。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあちょっとひとつ聞き方を変えますけれども、いわゆる先ほども認めていただいたんですけれども、100人分つくるのに100人分入っていないでしょう。じゃあ、今、どうしているんですか。毎日100人出さないといけないのに、いわゆる月の徴収で100人分の材料費が入っていないわけですよ。それで、100人分が平等に給食、質も量も私はできるとは思えないんですけれども、それは100%納入率があるセンターとそうじゃないセンターというのは、これはある意味不公平な状態になっていると思うんですけれども、その認識と見解をちょっと教えてください。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 議員言われるように、負担と義務といったものが当然必要だというふうに思います。本来は滞納があってはならない中、実際、給食費の滞納というものがあります。

ですから、各給食センターごとで言えば、いわゆる滞納の少ないところ、滞納の多いところと、いろいろばらばらでございますけれども、このセンターの中でそれぞれの学校でそういった部分についての保護者から負担をいただいているといったような状況が実際起きているのは確かでございます。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） じゃあ、この項は最後にします。

公会計移行のメリットの一つとしまして、教育長自身も材料費の確保ができ、公正な給食の提供ができると述べられておりました。これはメリットの一つとも言えますけれども、いわゆる学校給食の原点であると私は思っております。

青少年の健全な発育に資する学校給食の質を高め、安定的に公平に提供していくことが学校給食室の任務であり、また食育や地産地消など本市が手がける1次産業の活性化にも通じるところであろうかと思えます。

大きな波及効果がある学校給食の弊害となっている、いわゆるこの滞納問題を迅速に解決するために公会計の移行を前回は検討していただくという答弁をいただいておりますけれども、もう少し踏み込んで、いわゆるデメリットとおっしゃっている部分は、結構簡単に消せるデメリットも私はあると思うですよ、工夫すれば。そういうところにも踏み込んだ検討を具体的にもう入っていただきたいなと。

また、冒頭答弁いただきました法的措置ですよ。それはとっていただけるのは非常にありがたい。実際、保護者が徴収に回っていて、滞納世帯に行っているところもありますから、そういう人たちにとって本当にありがたいことなんですけれども、そこはしっかりやっていただきたいです。本当はちょっと言いたいこともありますけれども、本当に今の私会計でどこまでできるのかなという疑問があるんですよ、正直。そのために公会計に移行している自治体もたくさんありますので、もし今の私会計のまま、それでも法的措置のほうでやれるということで、それに取り組んでいただいているということで、それは一定の評価をしますけれども、そこはちょっとまたセットで考えていくべき時期もそう遠くないうちに来るんじゃないかなと思っておりますので、もう少し一歩踏み込んだ具体的な検討をお願いしたいと、そのように思います。

この件は、以上です。

じゃあ、次に行きます。下水道に関しての質問でございます。

まず、接続率の向上に対する取り組みについてお伺いしていきます。

下水道施設は、管路と処理場で構成されており、それらの建設費、維持管理費の一部を使用者から徴収することを前提に建設されます。したがって、施設はつくったが、処理区域内の世帯が加入、つまり下水道管に接続しなかった場合、使用料の徴収ができず、経費負担の前提が崩れてしまいます。つまり、接続率が向上しない限り、一般財源からの持ち出しは減ることはありません。税の公平性の観点からも、看過できる問題ではございませんし、接続率向上の取り組みとして具体的にどのようなことを行っているのか、その内容や頻度、実績に関してお伺いします。

議長（小野宗司） 矢野上下水道部長。

上下水道部長（矢野幸正） 上下水道部長の矢野です。きょうがデビューですので、よろしくお願ひします。

それでは、接続率の向上について、各処理区の取り組み、内容、頻度、実績についてお答えをいたします。

普及促進につきましては、平成23年度は接続率の低い地区を中心に戸別訪問をしまして、接続のお願いをしています。その内訳としましては、公共下水処理区では、池船179戸、城南212戸、その他の旧市内144戸、集落排水では、米水津123戸、上浦183戸、楠本浦59戸、その他の地区142戸の、合計年間1,042戸となっています。

接続実績は、平成23年度、公共下水道122戸、特定環境保全公共下水道16戸、集落排水施設整備事業159戸の合計297戸の接続実績がありました。

その他、ケーブルテレビに年1回、市報に年4回掲載し、接続率の低い4地区、長谷、荒網代、宮野浦、長田につきましては、普及促進のための地区内回覧を行っております。戸別訪問につきましては、年1回から2回訪問し、お願いをしています。

今年度から新規供用開始をします蒲江地区、上浦浪太地区につきましては、自治委員の方々に説明を行った後、住民説明会を開催しまして、周知をしています。住民説明会に参加できなかった方々には、後日、戸別訪問を行い、説明をさせていただいているところです。

公共下水道及び特定環境保全公共下水道の平成23年度末現在の水洗化率は84%となっています。処理区別では、公共佐伯処理区82.4%、特環上浦地区82.7%、特環鶴見地区99.7%となっております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） なかなか大変な作業だろうと思います。接続義務はありますけれども、罰則がないという状態での御依頼をしなければいけないし、個人負担もふえていく中での施設の利用を訴えなければいけないということでございますので、一定の御努力は、今、わかりました。

イの質問にまいります。供用施設の維持管理についてお伺いしていきます。

先般いただいている資料を読み返しますと、昭和62年4月に供用開始された、これは公共下水ですが、ここが本市においては最も古い施設なのかなと、そういうふうに取り組みましたが、管路は当然のことながら老朽化してまいりますので、その補修も必要になってきます。幹線の管路が一部でも破断すれば、破断部分より上流世帯では下水道機能が停滞してしまい

ます。また、老朽化への対応だけでなく、震災への対応、つまり管路及び処理場の耐震化や津波への対策も急務となってきております。

施設の性格上、下水道は震災に弱いことは、阪神・淡路大震災、そしてこのたびの東日本大震災でも明らかになりました。また、復旧にも相当の長い期間と多額の費用が必要です。これは合併浄化槽と比較したらということにとらえていただいて結構ですが、しかしながら供用開始しておりますので、このような施設、耐震化を含めた本市の下水道施設の維持管理方針というものがどうなっておるのか、その点をお伺いいたします。

議長（小野宗司） 矢野上下水道部長。

上下水道部長（矢野幸正） 供用施設の維持管理について、耐震化を含めた現状と今後の方針についてお答えします。

供用施設の維持管理についてですが、公共下水道及び特環下水道の施設につきましては、管理業者に各施設の維持管理を委託し、良好な管理が行われています。

耐震化につきましては、大規模地震等により、下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できない等、住民生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理水の流出による公衆衛生被害の発生等、重大な事態を生じる恐れがあります。

下水道の地震対策として、下水道施設の耐震化を構造面から計画的に実施をしていく必要がありますが、これには大変多くの費用と時間がかかります。現在、見直し中の「佐伯市地域防災計画」とも整合性を保ちながら、津波対策を含めた耐震化対策を考慮する必要があると考えております。

施設の耐震化につきましては、現在、供用開始をしています施設は、ポンプ場を含め5施設あり、うち3施設についてはレベル2の耐震化がなされております。

耐震化対策未実施施設の佐伯終末処理場・鶴見浄化センターについては、今後、耐震診断を行い、計画的に耐震化を図る必要があると考えております。

次に、管路の耐震化につきましては、全延長141.3キロメートルのうち78.4キロメートルが耐震化対策未実施となっております。耐震化率は44.5%であります。

大分県においても耐震化は図られていないのが現状ですが、県とも協議しながら、防災拠点・避難地等の重要施設を考慮した重要路線の見直しを行い、優先順位を定めまして、耐震診断を計画的に実施していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 昨日、三浦議員の御質問の中で出ました、いわゆるPPPですか、パブリック・プライベート・パートナーシップだったと記憶していますが、3年ほど前、加西市のほうに視察に行きまして、いわゆる加西市がPPPの方式で、下水道、上水含めて、民間にすべて委託していると、いわゆる指定管理をイメージしていただけるといいんですけども、補修も全部その業者でやると。そのかわり、その料金も全部、業者が取っていいよということで、ちょっとそのときの記憶をたどりますと、年間にして数百万円の利益が出るであろうと、受けた業者は。なかなか仕事の内容にしてみると利益率は低いんですけども、それは10年間という長いスパンでやっていくので、確実に家賃収入的な収入がその業者は約束できるというような、そういう発想の話を聞きました。

なかなかこの管路というのは長いですから、維持管理が大変だと思いますけれども、そういう新しい手法も先進地等で勉強していただきながら、しっかりこれは市民の大切なインフ

ラですので、特に供用開始している部分に関しては、守っていただきたいなと思います。

続いて、ウの最後の質問にまいりますけれども、いわゆる鶴岡地区の下水道に関してお伺いいたします。

現時点での着工予定や事業の概要等、完成後の、また加入率向上に対する新たな取り組み等、考えているものがございましたら、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 矢野上下水道部長。

上下水道部長（矢野幸正） 鶴岡地区の下水道について、現状と加入促進の取り組みについて、お答えをいたします。

鶴岡地区の公共下水道についてですが、平成21年度に3回目の計画の見直しをしました「佐伯市生活排水処理施設整備構想」により、平成22年度、23年度、自治委員会に対しまして説明を行っております。また、JRから南の地区につきましては、平成24年度から浄化槽補助の対象から外れますので、自治委員へ説明をし、住民の皆様にはチラシの回覧を行ったところであります。また、浄化槽設置登録業者には、その旨の通知を行い、周知をいたしました。

今回の処理構想では、JR日豊線より南側を平成24年度から約7年で下水道整備を行う計画となっております。JR北側については、南側完了後に施工する計画となっております。

現在、鶴岡地区住民約2,600戸、6,000人のし尿は、戸別処理（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみとり）で対応されています。

今後の鶴岡地区の下水道事業の計画ですが、平成24年度は、国道217号の幹線の一部から工事を行う予定にしております。現在、住民説明会を行うための基本計画、総事業費の算定を委託をしているところであります。

今年度から受益者負担金について議員の皆様とも協議をさせていただいて、負担金の額を決定したいと思っております。その上で、自治委員、住民の皆様への説明会を順次開催をしていく計画にしています。

新規供用開始地区につきましては、接続率向上のため、全戸に説明書を配布をして、また戸別訪問も可能な限り実施をしていきたいと考えております。

接続率向上のため、職員一丸となって啓発活動に取り組み、理解を得られるよう最大限の努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（小野宗司） 清田議員。

4番（清田哲也） 若干、当初より計画がおくれてきておりますけれども、もういろいろ言いません。つくる以上は、しっかりいいものをつくっていただきたいし、加入率、即、供用開始以降100%を目指して、また新たな取り組みをやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清田議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩いたします。

1時半より再開いたします。

午後0時01分 休憩

午後1時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番、後藤勇人君。

2番（後藤勇人） 2番議員、公明党の後藤勇人でございます。議長の許可を得て、一問一答方式で質問をさせていただきます。

質問の1、県道604号線、梶寄浦佐伯線についてお伺いをいたします。

アとしまして、上灘から東灘間の現状についてお聞きいたします。

平成17年12月に吹灘ふれあいトンネルが開通して以来、6年半という年月がたちました。いまだ広がらない、また高校生も通いながら、危険な狭いこの道のことをお聞きいたします。現在、上灘から県道の拡張及び護岸の整備を行っているが、現状についてお伺いいたします。

2番目として、市民生活にとってこの重要な道路の完成が望まれています、いつ完成するのかとの通行者の声も聞かれるが、計画についてお伺いいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、後藤議員の上灘から東灘間の現状についてお答えいたします。

一般県道梶寄浦佐伯線上灘東灘間については、計画延長880メートルのうち、佐伯市側の上灘工区390メートルは、平成22年度から社会資本整備総合交付金事業として事業着手しております。鶴見側の上灘東灘工区490メートルは、本年度から社会資本整備総合交付金事業として新規に事業着手しています。

本区間については、国土交通省において番匠川の改修事業を実施しておりますことから、国土交通省と調整を行いながら実施しているところです。

本区間の完成時期につきましては、国有林野を含め未買収地があることから、事業の完成時期は、これらの状況によるものと思われまます。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 平成21年9月に議会で初めてこの番匠河口橋の質問をいたしました。あしたまた玉田議員のほうから、またこの新しい進みぐあいについて、着手について質問があると思いますけれども、その番匠川河口橋の話をしたとき、当時、酒井さん、建設部長さんが答えられたのは、着手するまでに、この吹灘間、道路を拡張する計画はないかと、やはり危ないので、それを進めていっていただけないかというふうに質問したところ、主としての工事はやはり番匠河口橋なので、県の多分答えだと思えるんですけども、広げる計画はないというふうに言われたんですけども、やはりこれ、21年に質問していますので、22年度から社会資本整備総合交付金事業として進められているということは、もうこの22年度から県道を広め始めて完成までやっていくという取り組みでよろしいのでしょうか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず最初に、河口橋とこの県道の拡幅事業につきましては、河口橋があるから拡幅事業があるとかといったものではないというふうに伺っております。

そういった中で、今、番匠川の灘地区におきましては、国交省の、先ほど申しましたように、無堤地区、要するに堤防がない河川となっておりますので、国交省のほうで、この無堤地区解消の河川改修事業を行っております。

それとあわせまして、県道のほうも県道改良をあわせてアロケーション方式にて行っているという状況でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 一つ、この区間に造船関係の鉄工所が、大きなところがありまして、人づてに聞くと、その工場があるので、なかなか道路が通せないんじゃないかというふうに、ちょっと聞いたうわさですけれども、そこら辺はどうなっているでしょうか。

またもう一つ最後に、やっぱりここを通行する人、また特に高校生とかが自転車で通っておりますけれども、やはり一時も早い開通とか、道路の完成が望まれると思うんですけれども、やっぱり一番完成させる早道というのは、先ほど言いました、まだまだ土地として取得していない部分があると。それが早く進めば、工事の早期完成になるのかという、一つ、国有林野があるということなので、国との話もかなり難しいのかなと思うんですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、先ほど工場があるという部分からお答えさせていただきたいと思います。

工場のあるところは、工場が川側に面しておりまして、その川側に工場があり、県道があり、山があるというような形になっております。

先ほど申しました、国土交通省の無堤地区解消の河川工事におきましては、当然のことながら河川沿いに堤防を築きますから、工場のあるところは川側のほうに堤防ができるということになります。その手前までは道路と河川が堤防を共用しております関係から、アロケーション方式にて同時施工してくるんですけれども、工場のあるところから河川は河川側、道路は県道側の拡幅という形になります。したがって、寿工業さんがあると思うんですけれども、その区間においては、河川改修と道路改良は別々に行われるというふうに伺っております。

また、用地買収につきましては、国有林野ということもありますし、その工場のあるところのルートがまだ正式に決まっていないと、測量に着手した段階だというふうに伺っておりますことから、線型的なものがどういった形になるかというのは、現在のところ把握しておりません。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 設計がまだはっきりしていないということは、完成がいつごろになるかというのは、やはりまだまだ言えない。今、道路と一緒にしている部分までは、490メートルの部分でよろしいでしょうか。それはもう完成についてはわかるけれども、道路と一体です。国交省がやるときは道路と堤防のほうを一緒にやれる部分は、大体、工期としてはわかるけれども、まだ土地を収用していない部分については、そこをきちっとわからなければ、何年度までに完成するというのがわからないというふうに思ってよろしいでしょうか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） その件につきましても、関係機関のほうに問い合わせたところなんですけれども、答えとしましては明確な返答をいただいております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） わかりました。

一番ということはないんですけれども、やっぱり今、毎日通っている道路なので、なるべく目に見えてどんどん道路、また海岸部のほうの工事も進んでいる、今図っている状態なので、やはり一刻も早い完成をとというふうに、この質問をするときに、皆様から要望いただきましたので、やはりできる限りの努力をお願いしたいなと思います。

次に、質問イの大河原付近についてお聞きいたします。

きょうも雨が降っておりますけれども、部長、この質問を私が言ったときに、多分、見に行っていたと思うんですけれども、佐伯側からトンネルに向かいますと、一番大型車、またバスが来るときに、やっぱり左によけて行かなければいけない。それが今、私有地でございまして、道路を舗装していない部分です。本当は私有地なんで、車を入らせないように、柵とか、そういうことは可能なんですけれども、やはりそういうことをすると、自分の地元の人間にも迷惑をかけるということで、今、私有地ですので、トラックとか車が通ると、やっぱりそこがへこんで、きょうは多分水たまりができていますと思います。

そういうことで、やはり地元の方々もそれなりに犠牲を払って、この区間、狭いですが、また私も何遍もこの質問をするのに行きましたけれども、さっき灘の方向は高校生が自転車で通っております。特に男子高校生です。この区間は、逆に吹から中学生が通うところになっております。それが、朝、ラッシュのときに、高校生は出る、中学生は松浦に向かう、またその中に通勤する車が通る。そこで、一番狭いトンネルの前後を通学していると、PTAの心配はいかばかりかなと思いますし、地元の方に聞くと、余りにも車が多いときは、裏路とか裏道、私有地を通過して通わせていると、また地元の交通安全委員の人には、黄色の旗を立てて、本当にこの両区間が道が広いもんですから、もしこの状況を知らないよその方が来られたときに、吹のほうから飛ばしてきて、やはり急に狭くなった道の中は大変危険だというふうに心配をされております。このバスも離合できないような狭い区間を佐伯市としては今どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、大河原付近についてお答えいたします。

吹浦地区の大河原付近は、議員御指摘のとおり、両側は2車線で完成しております。大河原地区だけ1車線の未改良区間が残っています。両側が完成しているだけに、大型車などの通行に支障があると考えております。現在、県はこの間の拡幅改良の第1段階であるルートを選定の検討をことしから始めるということで聞いております。現時点では、今後、灘地区の県道改良の完成時期と合わせて事業を進めていきたいとの回答をいただいております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 合併協議のことで、この地区から大河原の前後の道を広げてほしいという要望がずっと上がっていたと思います。また、ずっと何年も要望を上げていますので、県の答えとしては、まずそれまでは河口橋が一番だということで、多分、地元の方も聞きしていると思います。

今の部長の答弁の中で、改良の第1段階であるルートを選定の検討をことしから始めるというふうに言われましたけれども、それは先ほど言った河口橋が一番、この改良はその後だというふうに言われた中で、やはりこの道路の改良が一步進むという、暗い中、明るい光が差したようなお答えというふうに、要するに期待を持っていいかどうか、それをお聞きし

たいと思います。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） じゃあ、まずルートを選定を行うということにつきまして、まず概要のルートが定まりますと、そのルートに沿った測量に入っていくわけですね。その測量をもとに今度設計という段階を踏んでいきますので、ルートを選定に入ったということは、非常に明るい兆しが見えたということになるかと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 一応、ルートを選定はそういう意味だということで、一応、そのルートを選定というのは、今の現道の拡幅というふうに考えたほうがわかりやすいのかなと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） ルートにつきましては、直接、私どももこういったルートを選定というのは伺っておりませんが、現地の状況を見ますと、両側が改良されております、2車線ですね。その区間だけが未改良となっておりますから、当然のことながら、現道をどういうふうにするかというルート選定が行われるのではなかろうかと思われま。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） ここの一番問題点というか、あそこは狭いので、全部が問題点なんですけれども、トンネルのところやっぱり地盤が一番低いので、たしかゴールデンウィーク前の4月の終わりぐらいに大雨が降りましたけれども、水かさが上がって、たしか通行止めになったという話を聞いております。台風とか大雨で通れなくなる、このトンネルのところが一番の問題かなというふうに思っております。

その中、今後、灘地区の完成時期と合わせてという、今、ちょっとお答えをいただいたんですけども、この区間もやはり早期完成が望まれるのかなということを考えれば、向こうが完成して、灘のほうも完成してこっちのほうにかかるというふうなスケジュールなのかなというふうに見えなくもないんですけども、ルートを選定として、これ、私個人の勝手な意見でもありますけれども、結局、道路の改修と言いましても、やっぱり相手がありますので、なかなか前に進まないというのが今までもあったのかなというふうに、改良に関しては、結構お願いをしてきていると思うんですね、過去。その中で、一つの選択肢として、トンネルのずっと手前から直接山側にトンネルを掘って、水産基地まで直につながる、水産基地に向かう車も結構ありますので、そういうルートも考えられないかなというふうに個人的には思っております。

できますれば、灘地区の完成を待たずに、この道路の着手を考えていただけるか、そういう強力な推進をお願いしたいなと思いますけれども、どうでしょう。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 先般、お伺いした話によりまして、灘地区との完成時期と合わせという御回答をいただいておりますので、また後藤議員からの御意見につきましては、その旨を伝えていきたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） それでは、ウの桑野浦から日野浦間についてお伺いいたします。

海に接し、山側の崩落の危険のあるこの区間を、広く安全に走行できるようになるのが住

民の願いであると思いますが、現状に対する市の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、桑野浦から日野浦間についてお答えいたします。

桑野浦から日野浦間の道路の現況は、海岸に面しており、カーブが多く、幅員も狭いため、大型車の離合も困難な状況です。さらに、のり面も一部モルタル吹きつけなどでのり面保護を施している箇所もありますが、落石の危険性もあり、地元から改良工事の要望が出されています。市も、県要望事項の合併支援事業の位置づけで改良事業の促進を図るよう要望しているところでございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） ちょっと聞いた話なんですけれども、5月31日だったと思うんですけれども、羽出浦で県政ふれあいトークということで、県知事が来られて地元の話を聞くという感じの会合があったというふうに聞いております。

この中で、ここの日野浦の区長さんがこの間の道路のことを要望したというふうに聞いております。それで、その要望を聞いて、このごろ大分県の職員がこの区間を見に来てくれたというふうに聞いております。

なかなか、そういう機会が持てないので、しっかりと県のほうにまたこの区間の道路の危険さ、また大変さというのをわかっていただいたのではないかなというふうに思います。

特に、さっきの道路と違って、ここはのり面がやはりもろいのかなというふうに思っておりますし、海側も狭くて、今言われたように、大型車の離合は必ずできない、また普通車とバスと大変狭い中、近くにニッスイの試験場があります上に、区長さんとしては、やはりここまででは道路を広げていただきたいというふうに願っているところでございます。この状況が、今、県のほうに届いたということで、私自身としてはかなり強力な応援体制になったのではないかなと思います。

また、市としても、この部分の区間も、距離は余りありませんけれども、やはり安心・安全な道路になるように御尽力をいただきたいと思っておりますけれども、どうでしょう。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 市のほうのできる協力といたしましては、要望に尽きるわけでございます。先ほど申しましたように、促進を図るよう要望を続けておりますので、今後、引き続き要望をしていきたいというふうに考えております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 済みません、最後に市長に、今、以上の3点にわたって、604号線の道路について、鶴見町時代は結構インフラが進んでいたと私は思っていたんですけれども、下水とか建物だとかは進んでおりましたけれども、この県道に関しては、なかなか現状でも、蒲江、上浦とか米水津に比べてはかなりおくれっているのではないかなというふうに感じております。市長は、この区間に関しても強力な応援体制で早期に実現するようお願いしたいと思うんですけれども、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 後藤議員さんの言われました、この梶寄浦佐伯線ということですが。これについては、私どもも毎年、この要望書を県のほうに行き、ここに図面もあるわけですが、いわゆる議員が言われました2カ所について要望しております。

なぜ2カ所かと言いますと、今言いました灘地区については、これはもともと要望には上がっておりません。これは、基本的には旧佐伯市で高潮対策事業ということで、それまでの灘については、宅地防災事業ということで、国交省と通産省、これに分かれておまして、佐伯港に該当するというので、あの区間は国交省の事業でできないということだったんです。それで、灘地区の途中から高潮対策事業になれば国交省ができるということで、これは平成13年度から調査に入って、今の事業が続いております。

また、今言われる鶴見地区に対しては、合併支援道路として吹浦・大河原地区、また桑野浦・日野浦地区という形で私どもも要望を上げておまして、この中で、先ほどから私どもの部長が言いましたように、本道は東西に細長い地形の鶴見地区、各集落を結ぶ唯一の幹線道路であり、地域住民はもとより、産業・観光等でのアクセスルートとしても大変重要な路線であります。この中で、吹浦・大河原地区は、普通車の離合も狭く、また歩行者及び自転車の通学の学生が非常に危険な通行を余儀されております。平成18年の吹灘ふれあいトンネルの開通による交通量の増加もあって、事故発生のおそれが非常に高まっている状況です。また、同路線の有明地区桑野浦・日野浦間についても、幅員が狭い上、カーブがいびつな線形、車の接触事故等が多く、大変危険な状況です。つきましては、これらの2区間について、危険解消のため早急な事業化をお願いいたしますということで、県に上げております。

こうしたことで、私どもそれぞれ県事業について各路線がありまして、鶴見地区もこうした期成会をつくっていただき、地区、地区での応援もやっていただく、また私たちがこうした中で全体を見て、それぞれ県に対して要望をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） どうもありがとうございました。

それでは、次に質問2の公共施設のトイレについてお伺いいたします。

Aについて、公民館のトイレの現状についてお伺いいたします。

浅利議員は、学校のトイレの洋式化の質問を今までしており、また芦刈議員にありましては、観光施設のトイレの洋式化の質問をしておりますが、私は地区が所有している集会所、地区公民館とか生活改善センターについてのトイレの洋式化についてお聞きしたいと思います。

まず最初に1番、佐伯市が管理している公民館の洋式トイレの現状について、整備が行き届いているのかをお伺いいたします。

2番目としまして、地区の所有の公民館は区の所有でありますけれども、使用頻度や高齢化などの条件で、市が補助して洋式化できないかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） それでは、後藤議員の公民館のトイレの現状についてお答えいたします。

佐伯市には、42カ所の地区公民館があります。議員御存じのように、佐伯市内の小学校区に11校区、このうち東校区がありますので、その10の地区公民館、それと蒲江に五つの各大字ごとの公民館が五つずつあります。本匠の西の一つということで、それも地区公民館、さらには各町村の中に分館というものがございまして、それが18館ありまして、全部で42館ということになっています。

洋式トイレにつきましては、平成22年度のきめ細かな臨時交付金事業ということで、13カ所の公民館に新たに洋式トイレをつくりました。現在では、27カ所の地区公民館が洋式トイレを備えたという状況になっております。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 後藤勇人議員の公民館の洋式化にできないかという質問について、お答えいたします。

地区集会所に対します補助事業といたしましては、「佐伯市地区集会所に対する建設費補助金」及び財団法人自治総合センターが募集する「コミュニティ助成事業」がありますが、いずれも新築または大規模な改築・修繕が対象であり、御質問にある「トイレの洋式化」のみに係る補助は対象となっております。

しかしながら、福祉のほうで事業を持っております「さいきの茶の間運営事業」におきましては、地域での生活の助長、社会的孤立の解消、地域交流、認知症の予防、その他の介護予防を図るため、一月当たり10日以上が運営できれば、その運営に要する光熱水費、物品の購入、使用料等の補助として20万円、また使用する集会施設の改修に要する経費においても、事業の初年度につき50万円を限度として補助する制度があります。

現在、この「さいきの茶の間運営事業」は、18カ所で実施されており、御指摘のトイレの洋式化の改善は、5カ所で実施されております。この制度を活用し、施設の改善を図るとともに、明るく元気な地域社会の形成に役立てていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 最初に、佐伯市が管理している公民館についてお尋ねいたします。

27カ所だけ洋式化しているというふうに言われましたけれども、あと15カ所については、考えているのか、また建てかえとか、今回、青山の公民館のお話も出ていますけれども、そういうことの予定があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 現在、整備をしていないといったような地区公民館につきましては、基本的に非常に利用度が少ないということで、公民館とは言いつつも、地区の集会所というような機能が非常に強いかなというふうに考えています。

それとは別に、それぞれの地区には地区集会というのを持っているというような、いわゆる二つ、言い方はおかしいんですけども、大きな大字の中にそれぞれ小さな部落の集会所を持っているといったことがありまして、そういった中での施設を改めて洋式化しようということについては、現在のところ考えていないところです。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 今、小さいところ、要するに区が管理しておところが大体拠点になっているということで、総務部長にお聞きしたいんですけども、確かに茶の間事業だけだったら数が限られるのかなというふうに思っております。

そういう小さい集会所を、お年寄りとかがいろんなサークルで、そういう茶の間じゃなくて、お茶飲みだとか、そういう地区の作業だとか、そういう形で使う頻度が高いところに、そういうトイレの洋式化を、金額としては10万円から大きいところで50万円ぐらいするかなというふうに思っているんですけども、安い部分も、水洗化していなくても、上からカバ

一すれば洋式化になるというの也有ります。そういう意味で、特にお年寄り、学校の生徒だったら、足首、まだまだ体がやわらかいですから、和式になれるということもありますけれども、お年寄りに関しては、やっぱり足腰の悪い方がおられるし、公民館でみんな集って楽しいことができるのに、ただトイレが悪いだけで、そういう集会に行けないとか、行きたくないとかというふうになるのではないかなと思います。

そういうこれから高齢化を迎えて、どんどん地区の形成が難しくなるというのが各地で起きておりますけれども、その区費とか、数が少なれば区費の徴収も下がるわけでありまして、トイレの洋式化というのはなかなか難しくなるのではないかなというふうに思っております。

その中で、市が補助して、一つは、どれだけ洋式化しているかというのを調べるのが一つ、もう一つは、そういうトイレの洋式化にして、津波は別として、そういう風水害の土砂崩れとか、そういうので公民館に避難しなければいけないというときに、やっぱりそういうトイレの条件も大事じゃないかなと思うんですけども、そういうところから考えると、できる限り、全部を洋式化せよというふうにはならないと思うんですけども、やっぱり数あるトイレの中の一つだけという形でしたらいいのではないかなというふうに思うんですけども、その辺はどうでしょう。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 地区集会所につきまして後藤議員から質問をいただきまして、各振興局、それと自治委員さんの協力を得まして、一応、調査をいたしました。まだ完全にまとまってはいないんですが、地区集会所の中にも生活改善センター的なもの、林業研修所的なもの、それと補助金の適化法が解除されて地域に払い下げを受けたもの、指定管理の途中であるもの、いろんなケースが多種多様ありまして、非常に複雑な組み合わせになっているのがわかりました。

それで、数が、私が今のところ大まかにつかんでおる中でも、300を超える施設が各地域にあります。それを計画的にと言っても、なかなか難しい話だと思います。

さいきの茶の間あたりを利用していただいて、地域の方が常に、さいきの茶の間の場合が1カ月に10日という規定がありますけれども、そういう形で利用を常にさせていただくと、逆にトイレも洋式化にできるということもありますので、できればそういう地域のつながりとか活性化を起こすためにも、そういう形で考えていただければ一番早い対応かなというふうに考えております。

なかなか件数多くて、それと管理の状態がどうなっているのかと、そういう部分もありますので、これからどうするかということが課題になってこようかと思っております。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 地区が371ですか、372でいいですか、ぐらいいあるので、たしか371と聞いたんですけども、それだけあるんで、やっぱり300ぐらいいあるかなというふうに思っていたんですけども、すごい数だなと思います。

今、茶の間事業というふうに言われていましたけれども、一つは、日本が超高齢化社会、特に佐伯も高齢化を迎えるところで、私はこの300のすべてをつけてくれとか、そういう大それたことは思っておりませんが、やはりうちの地区でつけてもらいたいという要望があれば、やっぱりそういうお年寄りが集まっていうふうに審査して、そういう形でつけ

ていただけるのであれば、つけていただけるというよりは、そういう意味で、ひとつは考える基準にもなるのかなというふうに、今はまだまだ高齢化と言っても、もうちょっと先かなというふうに感じるんですけれども、やっぱりもう10年もたてば相当数な数がふえると思いますので、それを考えて市としても手を挙げていただくとか、要望としてとらえていくというような考え方でやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） 次に、イの質問に移りたいと思います。

J R佐伯駅のトイレについてですけれども、佐伯の玄関である駅のトイレが老朽化しております。J Rの所有ではありますが、改修を要望するか、市が全面的に費用を出して新しくする必要があると私は思っております。市としてのお考えをお聞きしたいと思っております。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 議員御質問のJ R佐伯駅トイレの老朽化についてですが、このトイレは、建築からの年数はかなり経過しているように見受けられます。しかしながら、洋式便器も備えられておりますし、水道等についても不備はないように見受けられます。

先般、佐伯駅にお伺いし、聞き取り調査を行っていますが、ふぐあいが生じればその都度修繕は行っているとのことでしたし、衛生美化にも努めておられるとのことでした。しかし、車いす等での対応ができるような施設とはなっていません。

改修の要望をという御意見でございますけれども、要望することはやぶさかではございません。しかし、J R九州の今後の施設整備に係る基本的な考え方としては、改札口から外のトイレは駅本体の整備を行う際には建設しない方針であることと伺っています。また、佐伯駅よりも老朽化している駅は多く、佐伯駅の改修計画は現時点ではないとのことでございます。

佐伯市では、佐伯駅に隣接して観光案内所を設置しており、トイレも備えていますので、車いす等での御利用者はこちらを使用していただければと考えています。

よって、現時点では、公共的交通施設とはいえ、民間の所有である佐伯駅のトイレについて市が全面的に費用を出して改修することは考えておりません。

以上でございます。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） この佐伯駅のトイレのことというのは、5月に9、10、11日の日程で議会報告会を行ったときに、要望の中でお話がありまして、その話は佐伯駅の洋式化についてというふうに要望を受けました。

その中で、見に行ったところ、やっぱり佐伯駅も古いんですけれども、トイレがもっと古いと。特に、男性だけでなく、女性の方からも、やっぱりあのトイレは、佐伯の玄関口のトイレとしてはちょっと似つかわしくないというふうに、特に女性のきれい好きな方からも御意見をいただいております。

そういった意味で、海崎駅はトイレを新築したところ、またこのごろは直見駅も新しくしておりますけれども、そういった意味で、佐伯も食の観光と言いながら、駅に来れば、帰るときに一番の思い出は、佐伯駅のトイレが悪かったというふうになるのかなというふうに考えまして、今回、トイレが本当にきれいになれば佐伯市の印象も違うのかなというふうに考えたので、特に今言われたように、障がい者にとってはなかなか、要するにお年寄りもそう

ですけれども、なかなか使用しにくい、段差も高くて、車いすも行きにくい、非常にバリアフリーではないトイレでありますので、何とか使いやすいようになればいいなと思って質問させていただきました。

また、障がい者もそうなんですけれども、こういう大きい駅のトイレなんですけれども、できれば、今、オストメイト化というのが言われておりますけれども、佐伯市の施設の中で佐伯税務署と佐伯市総合体育館と南海病院の3カ所しかないのではないかなというふうに、これはオストメイトJPというサイトで調べたら、佐伯市に新しくできた施設はちょっとわからないんですけれども、そういうオストメイト化されたトイレが少ないということで、この広い道路沿いに目立った新しいトイレの中に、こういう障がい者のトイレと合わせてこういう施設ができないかなというふうに思っております。

佐伯市の本当に旅の印象として、本当は大分駅がよくなったので佐伯駅もよくなるかなというふうに意見もいただきましたけれども、やはりこのトイレがきれいだ佐伯の印象もよくなるのではないかなというふうに思いますけれども、やはりこれからのことを考えると、本当にトイレをやりかえたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども、どうでしょう。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 議員の御意見、ごもっともと思われま。やはり、佐伯の玄関口でありますJR佐伯駅がきれいであれば、観光客のほうも好印象を与えるというふうには感じております。しかしながら、先ほど私が申し上げましたような状態で、ちょっと難しいかなという状況になっております。

それで、今回、後藤議員の御質問を受けて、直ちに観光課のほうももう既にアクションを起こしております。と申しますのが、案内板・表示板の設置を行うように観光案内所のほうに誘導するための案内板・表示板をもう作成するようにしております。それができた暁には、JR佐伯駅のほうに行って、観光案内所のほうに身障用のトイレもあります。どうぞ御案内してくださいねというようなところでお願いに行くことも考えておりますので、そういった取り組みを行っているということで御理解を賜りたいと思います。

議長（小野宗司） 後藤議員。

2番（後藤勇人） ありがとうございます。

以上で、質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、後藤議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江藤茂君。

6番（江藤茂） 6番議員、平成会所属の江藤茂です。私は今回、3項目について通告をしております。一問一答にて質問を始めていきたいと思ひます。

まず最初に、高速道路の佐伯蒲江間に設置されることが先般4月に発表されました佐伯南インターチェンジ、仮称ではございますけれども、このことについてお尋ねをいたします。

6月4日の今期定例会の開会日に、市長の提案理由の説明の中で、佐伯南インターチェンジの連結許可について説明がございましたが、改めてお尋ねをいたしたいと思ひます。

として、この南インターが供用開始になるとどのような経済効果があると考えているのか、まずお答えをいただきたいと思ひます。

それから、として、このインターは地元の要望にて設置ということでありま。事

業費の負担が発生します。そのことについてお尋ねをいたします。設置にかかわる全体の費用、また市の負担額や土地の買収の進捗状況はどうなっているのか、御質問いたします。

といたしまして、蒲江インターから宮崎県側の北浦インターについては、来年の3月末までに供用が発表されておりますけれども、この佐伯蒲江間の供用開始、時期についてはどのような説明を受けているのかお尋ねをいたしまして、最初の質問を終わります。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 建設部長の永田です。よろしく申し上げます。

それでは、最初に、南インターが供用開始になるとどのような経済効果があるかにつきまして、お答えします。

江藤市議からは、平成18年6月の一般質問において、佐伯市総合運動公園付近に追加インターチェンジの必要性について御質問をいただき、市長がその必要性を整理し、国等関係機関と協議を行い、設置へ向けて進めたいと答弁した経過があります。連結許可につきましては、平成24年4月20日に国土交通省から高速自動車国道法に基づく通知があり、地域活性化インターチェンジとして佐伯南インターチェンジ（仮称）の設置が決定したところでございます。

さて、今回御質問の経済効果についてですが、計画時の費用対効果は8.3となっております。計画交通量につきましても、1日約3,200台と予測されております。本インターチェンジが設置されることにより、道路アクセスが向上し、一次・二次・三次産業の融合した活性化が図られることが期待されます。

中でも、水産業や工業団地、観光関係について、大きな効果が期待され、佐伯南インターチェンジ（仮称）を利用することで、鶴見・米水津地区から大分方面への通行時間が約8分短縮されます。

また、現在、建設中の佐伯港女島地区国際物流ターミナル整備による水深14メートル岸壁と高速道路との連絡通路がスムーズとなり、海と陸との連携による相乗効果が期待されます。

さらに、周辺地域であります堅田地区は、豪雨等の災害により、たびたび浸水するなどの地域生活や産業に深刻な被害を受けており、過去に幹線道路の通行どめが発生し、孤立する集落がありました。本インターチェンジを設置することにより、災害時の迂回路として災害に強い道路ネットワークが構築されます。

なお、本インターチェンジ付近に総合運動公園があることから、大分銀行ドームを初めとする大分スポーツ公園が高速道路で連結することとなるため、今後、スポーツを通じた交流拡大も期待されることとなります。

次に、市の負担額や土地の買収等の状況につきましては、本インターチェンジは、国土交通省の施工する東九州自動車道が4車線の用地買収を行い、暫定2車線で供用開始を行うことから、国土交通省用地内にインターチェンジを設置する予定としておりますので、用地買収はありません。

全体事業費につきましては、概算として、現時点では約9.1億円となります。うち佐伯市の負担額は約4.5億円となっております。現在の進捗状況としましては、工事着手はしておりませんが、今年度工事着手へ向け、各種手続等を進めているところでございます。

次に、供用開始の時期につきましては、平成24年5月10日に国土交通省により発表されました直轄事業の事業計画等におきまして、佐伯蒲江間は平成28年度とされております。以

前は、平成28年度以降とされておりまして、一步踏み込んだ対応と考えています。

しかし、昨年度から市議会や佐伯商工会議所などと官民一体となり要望活動を行っております、大分県北や宮崎県等他区間の大半が供用開始を予定しています平成26年度供用開始へ向け、今年度も強く関係機関へ要望活動等を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ありがとうございます。

早期の供用開始に向かって努力をするということでございますが、1点だけ再質問を行いたいと思います。

先ほど御答弁の中で、全体事業費の中で、土地等はもう4車線の分を使う予定なので、あれなんです、事業費の中で9億円弱、その中、半分市の負担で4.5億円とのことでございましたけれども、これは単費としてなるのか、あるいはその他過疎債やその他の起債が認められて今年度に交付税措置のようなものが使えるのかどうか、その点、1点だけ伺いいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、事業費についてお答え申し上げます。

先ほど申しましたように、全体事業費としては約9.1億円でございます。そのうちの佐伯市の持ち分が4.5億円、国が4.6億円ということになっております。佐伯市負担事業費の4.5億円の中で、さらに60%は交付金となっております。残る40%分、約1.8億円につきましても、過疎債の適用により、70%は後年度地方交付税の算入が想定されており、実質的な佐伯市の負担は、元金ベースで五、六千万円との想定になるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ありがとうございます。

これで、もう南インターのことについては、国、国交省が直轄事業でやることでございますので、私のほうからいろいろは御質問いたしませんけれども、蒲江インターが来年度の供用開始に向けて、地元地区の方々が取りつけ道路に花を植えたり、あるいは近くの山に桜やいろんなものを植えて供用開始を待っておりますけれども、この南インター、特にスポーツ運動公園等、今後、それが供用開始されることによって多くの方が利用するようになると思いますが、そういうふうな運動公園の近くでもありますので、景観等にもこれから配慮して、時期はまだ三、四年先になるかとは思いますが、そういうふうな部分も考えて、地域の皆さん方と協議をしてやっていっていただきたいというふうをお願いをいたしまして、この南インターのことにつきましては、終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 次に、大項目2として、林業対策について御質問をいたします。

まず最初に、木材価格についてであります。今年度になってから、製品、原木丸太ともに下落しております。特に原木丸太価格につきましては、昨年度の立米当たり1万円前後から今日では6,000円から7,000円を切る価格ということで推移をしております。行政側としては、この原因をどのように考えているのか、まず最初にお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 江藤議員の御質問にお答えいたします。

江藤議員の木材価格について、丸太製品等下落しているが、その原因はどう考えるかとの御質問ですが、丸太素材を含め、木材製品価格の下落については、大きく次の三つが原因と考えられます。

第1は、為替相場の円高どまりで、原木価格は製品価格の上下によって決められているのが現実であり、また製品価格の決定は、輸入材の価格相場に大きく影響を受けるとというのが現状でございます。このため、昨今は円高の定着の影響で輸入材が安くなり過ぎ、国産材も輸入材価格に追随せざるを得ない状況にあります。

第2に、全体的な住宅件数の落ち込みによる製品市場の落ち込みがあります。当初、東日本大震災の復興需要や消費税の増税論議もあり、かなりの荷動きが予想されていましたが、今なお停滞した状態となっています。

第3として、丸太原木の供給過多が考えられます。現時点で価格低迷が続いている中であっても、市の原木市場は、入荷制限をせざるを得ないほどの入荷量があるのが現状です。

以上の3点が、大きな下落の原因と考えられると思います。

国においても、国産材利用率の向上を施策としてとнаえていますが、まだまだ多くの問題を抱えており、これといった価格上昇の手段がないのが現状と考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 再質問をちょっとだけしたいと思います。

この木材価格については、一つのこういう自治体としてどうこうできる問題ではないということは重々わかっております。市場経済に任せるにしても、木製品の利用、あるいは普及活動は行政としてもやらなければいけないことだというふうに思っております。

現在も市は木材住宅等について、新築などにおいて地元産木材を使った場合は補助等を行っておりますけれども、こういう制度の少しでも製品の利用拡大に向けて、これだけの木材価格の下落ということは、これまでにない価格なんですね。私もずっと林業を40年にわたってやりましたけれども、立米単価が丸太で市場についてその値段が6,000円なんて、8トンのトラック1台持って行って、6万円ぐらいしかないんですよね。運賃は、当然ながら高くても安くても変わらない、1万五、六千円かかるわけですから、生産者の手取りというもののがどれぐらいのものかというのは、想像は、多分、部長はつくと思います。

そういう中で、やっぱり製品というものを、これだけの佐伯管内で木材に関係している人たちが結構かなりおるわけですから、ぜひ今のこの価格の下がったことを受けて、もう一度制度の拡充とか対策をもうちょっと検討する気はないのか、その点だけお尋ねをしておきたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 木材価格の低下に係る市の支援なり施策という御質問でございますが、昨年度に引き続きリフォーム、新築については、市の補助もことしも行っております。また、県の市長会においても、市長のほうから県に対しまして県産材の需要拡大といったものを提案して、大分県、さらには関係市町村も合わせて、この需要拡大に向けてそういう申し入れもしております。

これは、特に公共事業あたりでそういった木製品を使った指導を県のほうで一丸となって

やってもらえんじやろうかと、そういう提案の中で、佐伯市からも発言をいたしております。まだその結果についてはいただいておりますが、私を感じるのところでは、かなり県のほうも前向きに検討していただけるのではなからうかなという、個人的に感覚を持っておるところでございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 県の中でも検討しておるということでございますので、これは非常に難しい問題でございますので、販路拡大も含めて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次の質問は、自治体間の協定についての質問でございます。

実は私は現在、経済産業常任委員会の委員会に所属しております。先般、委員会として、井野上準委員長のもと、東京都港区に実は視察研修に行つてまいりました。これ、ちょっと話が難しいんですが、東京都港区が実施しております「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」についてであります。

この制度は、港区が港区内で、公共とか、あるいは民間を問わず、建築・建設事業に使用される木材について、その木材の産地である自治体との協定を結んで、その産地の木材の普及を図っていこうというものであります。

これは、港区のみなと森と水ネットワーク会議というものに実は参加をして、港区と間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定を自治体間で、うちで言えば佐伯市ですね、佐伯市と東京都港区が協定を結んで、いわゆる港区内で使われる木材についての木材製品の、いわゆる佐伯材の販路拡大を目指すためにも、この制度を利用して協定を結ぶ考えがないかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 江藤議員の自治体間の協定についてでございますが、東京都港区の「間伐材を初めとした国産材の活用促進に関する協定」を結ぶ考えはないかとの御質問ですが、この制度は、港区が森林管理に積極的に取り組む山側の自治体が森林の適正な管理と伐採後の再植林を保證するという目的を持って始めた「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」ですが、平成23年4月1日から実施されています。しかしながら、制度の効果については現在確認ができていませんので、本市においては、今後、どのような取り組みが他の自治体にも波及していくか、あわせて注視していきたいと考えております。また、その結果次第では、佐伯市も取り組むことを考えていきたいと思つています。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 取り組むことを考えていきたいというふうに言われましたけれども、ちょっと話が余りにも大ざっぱで、聞いただけでわかりにくいのかなというふうなことでございますので、ちょっと再質問をいたします。

この自治体間の協定については、要は佐伯市の木材が製材所で一次加工されますよね、出された木材、丸太が。この一次加工されたものが直接行く場合もございますけれども、あるいは一次加工されたものが二次加工、例えば集成材になる。その集成材を使った、さらにいわゆる例えば学校の備品とかに使われるといった場合に、要はその使われている木材の一番そもそものものと、いわゆる山で木材が切り出されるわけなんです、その山で切り出されたというときの、いわゆる伐採届をとって再造林をするという、そのことを証明する、今、合法木材とよく言われているんですが、これ、私たちも木を切ったときにはその書類を

提出するようになっておりますけれども、その部分を、その証明がついて回れば、いわゆるこの佐伯の中で山から搬出された木がどういうふうな状態で、いわゆる所有者のところにいるかというのは、いろいろ調査してみないとわからない部分が多数あると思います。

それらの追跡調査を一遍していただいて、どういうふうなところに使われているのか。その使われているものが、結局、佐伯の木材であるということが証明できれば、例えば東京都でうちの、いわゆるそういう二次加工、三次加工された商品を扱っているものが港区の公共の施設、あるいは民間の建設現場等に、最後の仕上げ等に使える木材については、売り込みやすくなる。

当然、港区においては、そういう認定された自治体、2月8日現在、全国で47の自治体但实际上に港区と結んでおります。港区は、結局、自分ところの管内で使われる木材については、その47の自治体から出てきた木材を使うことを、別に補助金とかそういう制度があるわけではございませんけれども、推奨しているんですね。

ですから、これが今後、いわゆる都市部の自治体にそういうふうなちゃんとした木材を我々の自治体も使いたいというふうなことで、この港区と同じようなモデルケースが出てきたときに、やはりそういう協定を結ばなければ、そこで製品の販売を担当している問屋さん、あるいはメーカーさん、売り込みが非常に難しくなるということでもありますので、当然、佐伯の木材市場等についても、そういうふうなちゃんと私たちも販売するときのそういう書類を出しておりますので、それが最終的にはついて回ればいいだけのことであって、ただそういう個人の業者とは港区の自治体としては結ばない。あくまでも産出された自治体がそういうふうな適正な管理をした山から出てくる木については、そういうものがついて回ればいいですよということでございますので、そういう面も含めて、再度、調査・研究をして、よければ協定を結ぶ意思があるのかどうかをお尋ねをいたしたいと思っております。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 江藤議員の「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」でございますが、私どももちょっと御質問をいただく中で、インターネット等でちょっと確認をさせていただきました。

その中では、林野庁がモデル事業として地球温暖化対策に伴う二酸化炭素の軽減策ということで、都会でできる分については、二酸化炭素の固定量を確保しましょうと。産地から出る自治体においては、切った後の再造林をすることによって、そこで二酸化炭素の吸収ができるといった制度を全国的に港区のほうが先駆け制度認定をしたということでございますし、今後、こういった自治体が二酸化炭素、地球温暖化に向けての環境整備を図る上で、当然、木材に関しての有効なことがわかりつつあれば、自治体においてもそういった販路拡大に向けては、認証制度等に合わせてトレーサビリティのわかるものを市としては続けていきたいなと考えておりますし、この製品価格につきましても、森林組合、各関係の方々との協議をまずもってさせていただきながら、それぞれの林業事業体のほうにあってそういう要望・希望があれば、市としても当然それは前向きに考えていかんといけんのかなと、そのように考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ありがとうございます。

前向きにぜひちょっと研究していただいて、佐伯の木材が少しでも売れるような方策を考

えていただきたいというふうに思い、この質問は終わりたいと思います。

次に移りたいと思います。有害鳥獣対策についてお尋ねをいたします。

一昨年から狩猟期間にも市単独で補助金を実施し、抜本的な捕獲対策がとれるようになりましたけれども、その実績についてどのようになっているのか、ちょっとお尋ねをまず最初にいたしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 有害鳥獣の捕獲につきましてお答えいたします。

この3年間で、年平均イノシシが973頭、シカが9,030頭、猿が247頭の捕獲実績を上げることができています。その結果として、イノシシ・シカについては減少し、見かけなくなった地域もあらわれております。よって、今後は、状況を見きわめた制度運用を続けていきたいと思っております。

ただ、猿につきましては、捕獲が非常に難しいことから、実績が余り上がっていないのが実情でございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） それでは、ちょっと再質問したいと思います。

年平均でシカについては9,000頭捕獲されていると、猿については、なかなかこれは難しいというお話でございます。

今、そういう有害鳥獣の被害が、シカについては随分と姿を見かけなくなったと、あるいは被害がちょっと少なくなったのかなという声は聞いております。これは、市の独自の対策のおかげかなというふうに思っております。

ちょっとその数が少なくなれば、今度は捕獲が難しくなって、最終的な抜本的な対策にはなかなかならないのかなというふうに思っておりますので、ちょっと御提案なんです、実は犬の話、犬を放して追い払うということについて、ちょっと検討していただきたいなというふうに思っております。

ここにちょっとある資料があるんですが、実は犬の放し飼い、これは国の法律では規定されていないんですね、放し飼いしてはいけないというふうに。この国の法律では、動物愛護管理法と狂犬病の予防法があるだけで、放し飼いをしてはいけないという法律はございません。だけれども、それぞれの県や、あるいは自治体において、飼っている犬については、予防注射を受けて、鑑札を受けて、人に危害を加えないようにくさりとか、あるいは縄によってつなぎなさいよという条例が実はあるんですね。

ですから、放すことがなかなか、狩猟に使う猟犬については別なんです、そういうことの中からあるんですが、犬の放し飼いをしようというふうに提案すると、必ず反対する人が出てくるということの中から、ちょっとここにある哲学者の方が書いておられるんですが、犬の放し飼いをしようとするとも必ず反対する人が出てきます。この問題の議論を通して、村とは何かかわかっていけばよいと思いますということによっております。

自然があり、そこには自然の生き物もいる。いわゆる動物、有害鳥獣も含めてですね。他方で、人間も当然暮らしているわけですが、その人間と自然の生き物との間に、その中間に人間に飼われている動物がいる。要は、犬のことなんですね。牛や馬もいるんですけども、要は犬のことです。そのことで、自然と人間の調和が、これまでずっとそういう犬が放し飼いでよかった時代はそういうふうな自然の調和が保たれておったわけですが、

そういうことがもう伝統的な地域の暮らしということになっていたわけですが、現在ではそういうふうにはいなくなってしまうと、村の人の力だけではできないときは、その周りの人たちの猟師の力を借りるといことなんですが、人間だけでできない部分、いわゆるシカを撲滅してしまうということではできないわけですから、一部の動物の力も借りると、いわゆる豊後大野市の市長さんがオオカミを放し飼いするというような、ちょっとマスコミを騒がせるようなことを言ったんですが、ヨーロッパのほうでは確かにオオカミをふやして、それで害を防いでいるという実績もあるんですが、日本の中でそういうことができるかどうかというのは、これは疑問がございますので、これまでのようにつなぐが十分つながらなくてもいいと、人に危害を加えることが時々あって、つなげなければいけないということになったんでしょうけれども、ちゃんと犬を訓練して、そしてその犬だけを、要は、夜等、放して野山で有害鳥獣を追い払うと。

これ以外に、この方法しか、もう恐らく鳥獣を、いわゆる本来のすみかである山奥に、今はこの里山、こういういつか田の浦にまで猿が出ましたけれども、要は、動物本来がもともと住んでいるところに追い戻すためには、もうそれをする以外に方法がないんじゃないかというふうに思うわけですね。

金網を設置したり、防護柵をしたり電気柵を張ったり、これはもういわゆる対症療法でありますので、そういう部分をいま一度いろいろ調査していただいて検討する気がないかどうか、再度、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 犬を使った有害鳥獣の追い払いということでございますが、私のほうも、津久見市が、これは猿を追うために、モンキードッグか何か、そういう表現が適切かどうかわかりませんが、そういった実験なりを日をかけてやったということも聞いております。そこらについては、飼い主の方、それから先ほど議員さんも申されました特殊な訓練を受けて、それから放って、犬が来た場合、放って、猿を威嚇しながら遠くに遠ざけるといったことも津久見市さんはやっておるようでございますので、効果的には余り上がっていないというの若干聞いておりますし、犬を訓練するのに多額の費用がかかるということも、なかなか普及せんかった一部であろうかなと思っておりますが、今言われましたように、市といたしましては、近隣の調査でそういう実例があるのであれば、再度、その結果検証をさせていただくように今後は考えていって、対応をしたいと思っております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 確かに、効果は疑問する声もございます。しかしながら、対症療法ではもうどうしようもない。これ、手を緩めると、今の佐伯の管内で年間シカを9,000頭近く捕獲していただいているからこそ、被害がおさまっているわけですが、これをちょっと手を抜いてあげると、例えば1,000頭、2,000頭ぐらいいしかとらないというふうなことで、また四、五年もすれば、またもとに戻ってしまうということでもありますので、これはもう里山から追い払う、すべて追い払うということは、言い方はちょっと語弊があるんですが、するためには、やっぱりもう犬を活用する以外にないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ部長、検討するというところでございますので、そういう部分についていろんな方面から検討していただいて、確かに猿を追い払う犬の訓練をするためには、1頭にかなりの金額がかかります。それも事実です。しかしながら、それによってシカと猿と両方に効果があるということであ

れば、里山から本来のすみかである山奥に追い返すだけで被害が出なくなりますので、そういう努力を何らかの形で検討していただければいいのかなというふうに思っておりますので、この問題については、この質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 次に、大項目3といたしまして、農産物の地産地消について御質問をいたします。

まず、学校給食についてでございます。として、給食における食材について、地場産品の利用はどのようになっているのか、また使用している品目数や数量割合、また今後どのような利用拡大を目指すのか、その方策をお尋ねをいたしたいと思います。

それから、として、地元産米を使った米飯給食、これを毎日実施するつもりはないか、そのメリット・デメリットをどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 給食食材における地場産品の利用についてお答えいたします。

現在の主な取り組みとしましては、平成20年10月から学校給食で月に一度「生き生き献立の日」を定め、地場産品を使用した給食を実施しております。

この取り組みにつきましては、各学校の栄養士が中心となって実施しておりますけれども、佐伯市としましては、食材購入費として補助金を出しているところであります。

また、食育推進計画では、学校給食における地場産品の使用割合を平成24年度までに40%にするという推進目標を定め、達成を目指しているところであります。

次に、使用している地場産品の品目数についてでございますが、平成23年度では、平成22年度に比べまして、魚介類が20品目増の41品目に、それから果菜類が5種類増の17種類に、それから葉菜類が14種類増の26種類に、根菜類は2種類増の15種類となっており、果物については、昨年と同じく10種類でございます。その他の食品については、18種類増の30種類と食品全体で、22年度に比べまして60品目増加しております。

地産地消率についても、17.3%から25.1%にアップしておりますけれども、食育推進計画での40%という目標にはまだまだ届いておりませんので、今後も農協、漁協等関係機関の御協力をいただきながら、また農林課及び水産課、ブランド流通課と連携を図りながら、地場産品の生産者の育成であるとか、あるいは給食畑の拡大等に努めていくことで、今まで以上に学校給食に係る地場産品を利用したメニューづくりに努めていきたいというふうに思っております。

それから、2番目の御質問でございますが、地元産米を使った米飯給食についてのメリットとデメリットについて。

学校給食における米飯給食は、食育推進計画で週4回実施するということを目標にしております。平成23年度は3.7回と、目標達成に向けて順調に推移しております。

米飯給食を完全実施した場合のメリットとしましては、地産地消率の向上と農薬の使用を50%以下に抑えた佐伯産特別栽培米を使用し、また生産者の顔が見えることから、より安心・安全な給食を提供することにつながるというふうに思います。

それから、米飯給食を実施した場合にデメリットの面でございますが、パン給食に比べまして単価が高くなっていくということから、保護者の給食費の負担になってくる、値上げにつながってくる可能性があるのかなということが心配されます。

また、学校給食に貢献していただいている市内のパン納入業者を地場産業の育成の観点からも守っていきたいとも考えておりますけれども、それ以上に、パン給食を楽しみにしている子どもたちもいる。そんな子どもたちのためにも、週1回程度はパン給食を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ちょっと再質問をしたいと思います。

今、教育長の答弁の中で、パン給食を楽しみにしておる子どもがいます。私は、現代の家庭の食生活等を見たときに、かつてはパンというものが我々の子ども時代からずっとこの方、朝御飯にしてもなんにしても、パンというものはなかなか買ってまでは食べないというのが、家庭が少ないということで、パンの給食が当たり前だという時代があったんですが、恐らくアンケートをとっていただいているかどうかはわからないんですが、今の家庭において、朝食の食事について、パンを食べる家庭と御飯を使った食事とどれだけの比率があるのかなど。当然、子どもたちは育ちざかりでありますので、休みの日とか3時のおやつだとかというようなものが、お米のおやつではないというふうに私は思っております。そこからパンの提携だろうということで、日本人の本来、私たちの祖先からずっと受け継がれたDNAは、要は小麦の加工したものでの食生活が入ってきたのが終戦後ですよ。私たちの体というものは、欧米人と比べて、教育長も御存じのとおり、腸なんか長いんですね。これは、今までの長い間の食生活によってそれぞれの体がつくられてきているわけですから、もう少しいわゆるメリット・デメリットをちゃんと調査を私はしていただきたいと思うんですね。パンは当然砂糖を入れているんですよ。健康面からいくと、糖の摂取をあれしたときに、すぐ糖が上がる、あるいは糖が急激に落ちていく、そういう部分までちゃんとメリット・デメリットを調べていただいて、本当に子どもたちの体にとってどちらがいいのか。確かに、パン給食であれば、お皿が1枚少なく済んだりとか、それは現場の都合のいい話であって、子どもたちを中心にした考え方ではないわけですから、お米を使った食事というのは、料理、いわゆる副食も、パンの給食と違ってバリエーションが多いというふうに思っております。

私も余り栄養士ではございませんし、要は、そういう部分からいくと、もう少し学校で使われる食材については、地元の生産者、先ほど教育長は農協や、そういうふうな関係団体と協議を深めていきたいということでございましたけれども、そこでなくて、やはり地元の自治会とか、そういうところと協議をしていただいて、年間を通した食材が、いわゆるどのようなものが要するのか、あるいは地元の生産者の皆さん方が、それなら私はつくっていいよという協議の中でやっぱり地産地消を進めていくべきではなからうかなというふうに思っておりますので、栄養士さんを含めて、そういう部分でもうちょっと協議をしてほしいなというふうに思っております。

先ほど港区のほうに、私たち経済産業常任委員会で行ったと言いましたけれども、そのときに実は神奈川県藤沢市にも行きました。ここで地産地消のこの研修を受けてまいりました。

ここは、後でごまだしのところでも出てくるんですが、実はうどんをつくる小麦を学校給食に使うために、休耕地を使って栽培を奨励し、そしてその製粉機械が地元の藤沢市にないがために、確かに児童数は多いですよ、40万人を超える自治体でございますから、中学校の学校給食はございません、小学校だけです。それでも、数万人の対象児童がおります。ここ

の児童全部に地元の小麦を使ったうどんを提供するというので、そこまでやるんです。非常にそういう生産者との協議というものが頻繁に行われております。

そういうものを含めて、もう少し給食の関係、いわゆる調理師も含めた、あるいは管理栄養士、それから献立をつくる、そういう年間を通したスケジュールとかを通したものを含めて協議をする場を、教育長、ぜひ考えていただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 地産地消率を40%に上げるという目標を掲げておいて、現在のところ25%と、まだまだ私も研究し、これを拡大していくための努力を続けていかなければならないというふうに思っております。

今、江藤議員さんからいただいた藤沢市の例であるとか、いろいろ参考になる御意見を聞かせていただきましたので、また参考にさせていただいて、これから研究してまいりたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） ありがとうございます。

では、最後に次に移りたいと思います。

最後でございます。ごまだしうどんについてであります。佐伯の、この地は、B級グルメとしてごまだしうどんを売り出しておりますけれども、そのごまとか、あるいはうどん玉の原料となる小麦粉の完全自給を考えて、ごまや小麦の生産に力を入れる考えはないか、まずお尋ねをいたします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 江藤議員のB級グルメとして県内外に知名度が浸透しつつあるごまだしうどんの原料のごま・小麦を地元生産の完全自給で生産に力を入れる考えはないかとの御質問ですが、平成20年、21年の2カ年にわたり、当時、推進チャンスととらえ、作付の奨励を行った実績がございますが、ごまだしの会の購入額が、いりごまの状態、外国産をキ口当たり800円で購入していたのに対し、地元産の価格は、生ごまの状態でもキ口当たり2,400円での販売額で、価格差が3倍という状況となりました。

また、当時のごまだしの瓶詰製品1本当当たりの販売価格が、試算で1.6倍程度となったことから、収益が出ないという問題が発生し、今なお地元産使用の取り組みが進んでいないのが現状であります。

ただ、小麦については、現在、チクゴイズミという、うどん玉に適した品種を3.1ヘクタール作付を推進しているところでございます。

今後については、購入希望があり、価格面での合意が見込めれば、水田裏作として小麦の作付を大麦と合わせ一層の推進を図ろうと考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 再質問をちょっとしたいと思います。

ごまだしそのものについては、魚を使ったもので、ほかにうどんですら以外に多くの調理方法で使用されて、ごまだしそのものの消費というものはいろいろ宣伝したりすれば伸びていくと思うんですが、実はイベント等で佐伯のごまだしうどんと言ってやるときに、確かにごまだしそのものの原料については、ごまをのけた部分以外は、大部分は地元産。しかしながら、うどん玉等についても、うどん玉は佐伯のものじゃないよと、どこかでつくられたメ

ーカーのうどんを使っていますよとか、佐伯の小麦ではありませんというようなことでは、せめてイベントのときぐらいのうどん玉については、やはり生産をして、佐伯で粉を引いて、それでちゃんと佐伯のごまだしうどんだよと、全部地産でやっていますよという胸を張って売り込めるだけのものにやっぱり部長しないと、なかなか胸を張ってよそに行ったときに、B級グルメの大会等に行ったときに、私はちょっと売り込みに力が欠けるのではなからうかなというふうに思っております。それは、当然、もうある程度補助金を出してでもやっていくべきだろうというふうに思っております。

ですから、その点が1点と、それからごまについても、非常に価格が高いと、キロ当たり2,400円という、それを使えば、地元のごまを使えば、ごまだしそのものが原料が高くなるがゆえに、1瓶500円がさらに高くなって、消費が伸びないと、使えないというような状態になるのかと思えますけれども、このごまについても、近くの清川では、金ごまの栽培が物すごく盛んですよね。これも、やはりある程度補助金を出して、休耕地あたりを開拓してやるべきだというふうに思っておりますけれども、そういう部分も含めて、もう一度だけ答弁をお願いしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 再質問で、小麦の件につきましては、うちのほうも3.1ヘクタール推奨しているということで、価格のほうはちょっと私のほうも確認はしておりませんが、うどんの玉にいいということであれば、ここらは農家の方に推奨していきたいと考えております。

ごまについては、先ほども言いました、かなり価格差がありますので、これはもうごまだしの会のほうとどれぐらいの単価になれば折り合いがつくのか、そこらも再度調査しながら、うちが支援できることがありましたら、積極的に会と調整を図っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 江藤議員。

6番（江藤茂） 終わります。

議長（小野宗司） 以上で、江藤議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではございますが、これより休憩いたします。

3時半より再開いたします。

午後3時13分 休憩

午後3時30分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、17番、井上清三君。

17番（井上清三） 17番議員、民主党会派に属しております井上清三です。一言お礼を申し上げたいと思います。

去る5月31日、東九州自動車道のアクセス道となる国道388号の小蒲江猪串間をつなぐ小蒲江トンネルが完成、供用開始となり、地区住民を初め関係者一同、感謝しております。この場をかりまして、関係者各位に対してお礼を申し上げたいと思います。

さて、今回は、福祉政策を中心に、一問一答にて一般質問を行いたいと思います。

まず、介護保険事業計画等について、今年度から介護保険の制度改変が行われ、地域包括

ケアシステムを含む第5次介護保険事業計画が施行され、介護する人、介護を受ける人がともに65歳以上の老老介護、それより一步進んだ民民介護の家庭が増加していると予測されます。

本市においても、介護者の精神的、あるいは経済的負担を減らす施策の必要性に取り組み、厳しい財政であります。予算書によると、介護給付費が約87億円の12.5%、諸経費合わせて24年度は13億3,000万円余りが一般会計から介護保険特別会計へ拠出されています。

これは、介護給付費が毎年約10億円ふえ続けることに伴い、同様に1億円以上、毎年、市民の貴重な一般会計から繰出金がふえ続けております。そして、これが経常経費となり、本市の厳しい財政需要に覆いかぶさることが予測され、あわせて市民の直接負担として、40歳から義務的に徴収される介護保険料の値上げも追いかけてきます。

弁解として、高齢者がふえるから仕方ない、そのように言われる方もおられますが、私は政策の中で介護給付費を抑制することは可能であり、現にそういった部分に取り組んでいる自治体もあります。

それから、一つだけ申しておきますが、介護給付費を抑制ということは、現在、予防給付、あるいは介護給付を受けているサービスを減らせ、削減せよと言っているのではありません。それを減らしては、その人の生活維持機能ができなくなるので、あえて申し上げます。

そうでなく、介護保険を使わないで済む元気印の高齢者づくり、介護予防策を最重点目標として取り組み、高齢者が元気で暮らしていくための活動支援が必要と思います。高齢者の社会貢献、生きがい、あるいはやりがいへのニーズに対する今後の取り組みをどのようにとらえているのかお聞きし、最初の一般質問といたします。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 福祉保健部長の飛高です。どうぞよろしく願いいたします。

井上議員の介護保険について、高齢者の活動支援が必要であり、高齢者の社会貢献、生きがい、やりがいへのニーズに対する今後の取り組みについてということにお答えいたします。

高齢者の生きがいと健康づくり及び介護予防を目的として老人クラブの活動の支援を行っています。また、地域において家に閉じこもりがちな高齢者等に対し、社会的孤立感の解消や地域的交流を図るため、「ふれあいサロン事業」「さいきの茶の間運営事業」を実施しています。

「ふれあいサロン」は、市内183カ所で年間延べ4万7,000人ほどの参加者があり、それぞれのサロンが運動やレクリエーションのほかに清掃活動など、地域で特色ある活動を行っています。

また、「さいきの茶の間」は、18カ所で開設されており、地域の身近な生活の場に気楽に立ち寄れる「地域の集いの場」として、参加者がそれぞれの興味や関心に合わせて自由な考えで企画・運営を行っています。

今後も、高齢者が主体的に運営に参画することで、高齢者の社会貢献活動の促進や生きがいづくりにつながると考えていますので、今後も事業の推進と活動支援に努めてまいります。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ふれあいサロン事業4万7,000人、年間おられるというふうなことを含め、いろいろそういった生きがい対策ということは理解できます。

介護保険制度が13年目になれば、いわゆる社会活動体験者やパソコンに精通した新しい高

齢者、そういった部分の方々の生きがい対策として、新たなニーズに応じた環境づくりをサポートすることが必要なというふうにも思っております。

こういった高齢者の知識、あるいは技術、そういった部分を一次予防事業の、ある意味では地域活動支援事業、その一角として、さらに地域力として活用し、特に校舎等を活用されていない部分、あるいは空き地住宅等を考えながら、ぜひ集まる場所、そういった部分も踏まえて取り組みを期待しますが、その辺についての考えがあれば、若干、お伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 今、高齢者の非常に集う場というのが少なくなってきております。今、市のほうでは、先ほど答弁いたしましたように、さいきの茶の間事業を進めております。このさいきの茶の間事業につきましては、先般もある議員さんからお尋ねがあったんですが、いろんな事業の中で、一月10日間以上、いろんなことをしていただきたい。それがスポーツであったり、いろんなことの中で、そういう集いの場をつくっていただきたいということで、今、市は進めております。

今までは、やっぱり地域のつながりは深かったのですが、なかなか非常に厳しい面がありますので、そういう中で、さいきの茶の間事業を積極的に進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういった茶の間事業等も結構でございますが、今までの高齢者と、これからいわゆる団塊の世代がなる高齢者、そういった人たちの生きがいというのは若干違ってくるのかなというふうにも感じておりますが、ぜひそういったことを含めながら積極的な取り組みを期待したいなというふうにも思っております。

連動しますが、次の質問に入りたいと思いますが、次に介護予防の取り組みについて。

介護給付費並びに介護保険料、そして市の介護保険への繰出金の減額対策として、介護予防、私はこれしかない、そのようにも考えておりますし、執行部においてもその辺のことは理解されているんじゃないかなというふうにも思っております。

しかし、今までの方法で高齢者を介護予防事業サロン等に参加を促しても、人数の増加というのはそれほど望めないんじゃないかなという部分と、また参加者も固定化する、そういったことが推測されます。

いいですか、今、大手前開発事業に大きな予算をかけることは、将来、佐伯市の負担になると住民の反対運動が取り込まれているように、介護事業は介護保険以外に市民の貴重な一般財源を約13億3,000万円、このまま推移すれば、五、六年後には20億円、毎年、一般会計から繰り出すことになるわけです。こういったことをほとんど市民の方は知らないわけです。保険料で賄っているんじゃないかというふうにも思います。

こういった現状を市民に説明し、家族や市民全体で介護予防に取り組まなければならない、そういったことを意識づける土壌づくりをつくらなければ、高齢化率21%と言われる超高齢化社会、その2倍となる高齢化率42%は目前に迫ってきているわけです。私は、今のような状況ではなかなか乗り切れないんじゃないかなというふうにも危惧しております。

保険者である市の責任として、市民に介護保険の現状、あるいは将来の状況をしっかりと説明すべきじゃないかというふうにも考えております。

税の公平性、そういった部分を考えても、ぜひこの部分に取り組むべきじゃないかなとい

うふうに思いますが、この辺の思いをお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 介護予防につきましてお答えいたします。

第5期介護保険事業計画に沿いまして、24年度も介護予防推進をしていくようにしております。地域福祉計画の中でも、福祉・保健サービスの推進について、市民の取り組みの概要が記されております。

介護予防は、若いときから健康診査、健康教育、相談等を通じ、日ごろから健康づくりに関心を持ってもらうことが介護予防につながると考えております。このことから、広報や地域で開催されるいろいろな集会や教室、サロン等でも周知を行っています。

主な介護予防事業として、健康増進課が実施する一次予防事業、高齢者福祉課が実施する二次予防事業があります。一次予防で住民が事業参画するものとして、「佐伯市食生活改善推進協議会」の活動があります。この活動は、高齢者の方の食生活の改善の推進を行っており、高齢者の健康意識の向上のために一翼を担っております。

また、「WAYWAY教室」や「JABJAB教室」を終了された方が佐伯市健康普及指導員として、高齢者の介護予防である「地区サロン事業」や「運動機能向上教室」の運動支援に積極的に参加していただいております。

今後も、介護予防の重要性について意識の向上を目的に、一次予防・二次予防について各種健康教室や相談、老人クラブ、サロン等、さまざまな機会を活用し、「自助・共助・公助」の概念に基づき普及啓発を行うとともに、地域の方の協力につなげていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういったものの事業をやられるということについては、共感もし、そのとおりだというふうには理解しております。

私が今お聞きしたのは、こういったいわゆる介護保険の状況をぜひ市民に伝えていただきたいと、説明責任というのが生じるのではないかとというふうに考えておりますが、そういった説明責任に対する考えはどのようにお持ちですか。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 第4期につきましては、基準額4,300円ございました。この24年から26年度については、5,300円という基準額を設定しております。1,000円ほどの当然基準額が上がってきております。

当然ながら、やっぱり介護予防の保険料が上がる中で、議員さんおっしゃるように、そういう形の中で、皆さんの払っていただく保険料も上がってきておることの中で、当然うちの中で介護保険の状態、予算のこと、決算のこと、これを知らしめる中で、住民の方に理解していただく中で、予防に努めていただきたい。そして、健康で長生きをしていただくような施策をとっていくということを考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 私は介護事業の内容は、もちろん今言われたことで十分理解はいたします。こういった説明責任というのが当然行政には出てくるわけですし、こういう部分がうまくいかない、責任が果たせないから、こういった事業だけでなく、いろんな事業に対して市民が不安を持っているというふうに推測をいたします。

12年前の制度発足時に市内各地で説明会を開催し、この介護保険制度を市民に理解してもらうため、熱心に努めた初心に振り返り、改めて介護予防について説明責任を果たすべきだと私は思っております。

また、介護予防事業は、現在、社会福祉協議会だけにある意味ではお任せ、そういった部分もありますが、そういった部分に頼ることだけではなく、予算手当を含んだ地域住民の共助、地域活力を育成し、介護予防事業は高齢者だけでなく、全市民の責務として参画する仕組みづくりが喫緊の課題であると私はそのように思いますが、しつこいようでございますが、再度、部長の考えをいただきたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 先ほど議員さんがおっしゃったように、平成42年には約四十分数%、この介護保険計画の中でしているように、超高齢化社会を迎えると、高齢化率がですね。その中で、当然、介護保険料というのは上がってくると思います。

今の中で介護保険料はどのようになっているかと言いますと、第1号被保険者が21%、そして第2号被保険者が29%、50%ですね、その残りを国と県とし、国が25%、県が12.5%、市が12.5%という財源を出しております。

当然、今からこういう形の中でしていけば、超高齢化を迎える中で、やっぱり健康づくり、このことに力を入れていかないと非常に難しい状況が生じてきますので、今言うように、うちの介護保険の状況であるとか、いろんな教室について参加していただくように積極的にアピールをしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） なかなかそういった意味で、今までも参加というものに対しては、いろいろな角度から促しておられると思われま。

しかし、本当に市のお金がこれだけ投入されているんだよということをきちっと明確に伝えながら、これが将来は、この事業に力を入れないと、こういうふうな事態が起こるよというふうな部分も含めながら、ぜひ介護予防に対する取り組みを改めていただきたいというふうにも思います。

それから、いま一点、この介護予防の核となる地域支援事業、これは一応、介護給付費の3%以内ということになっておりますが、総合事業等の取り組みにより4%までいいよというふうな話は、先般、東京でもお聞きしましたが、本市の場合は約2億5,000万円が限度となっております。つまり、本市が1億8,000万円ですから、今現在では65%しか、この地域支援事業が活用されておりません。そして、この予算が毎年減額されるなど、介護予防事業に消極的とうかがえるようにもあります。

この財源は、部長も御存じと思いますが、市の負担は12.5%です。残りの部分は、国・県、あるいは介護保険、そういったふうな状況で、ある意味では、非常に有利な構成と言われておりますが、ぜひこういった部分を精査し、介護予防の政策に本腰で取り組むことを期待しますが、いま一度、考えをお聞きします。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 今、議員がおっしゃるように、介護予防、これは一番、うちの中で高齢者福祉課の中にあります包括支援センター、当然、支援1・2のところを持ってあります。当然、その部分の中で要支援1・2を持たれている方が、当然、いろんなケアを

することで、やっぱり介護のいろんな給付費を受けなくなるような形をつくっていくとか、いろんな面を考えていかないといけないと思っております。

当然、今おっしゃるように、この介護予防の部分について、積極的に今後、私もちょっとこの4月から福祉保健部長ということなんで、いろいろ研究させていただいて、ちょっと積極的に取り組んでいきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ、活躍を期待したいなと思っております。

私は、使いたくても使えない介護保険サービスへの不満、あるいは介護保険制度への不信の声、さらには国民の連帯・連携が介護保険法にうたわれていますが、40歳から義務的に介護保険料を払いながら一度も使うことのない人との平等性も問われております。

そういった意味でも、介護給付費、あるいは介護保険料の抑制となる、部長が言われる介護予防の重要性、こういった部分を出前講座や、あるいは65歳到達月に介護保険証とあわせて介護予防の説明書を同封するなど、介護予防普及活動を活用し、広く市民に周知、あるいは啓発に努めるよう提言と希望をしたいと思います。

次に移りたいと思いますが、障がい者施策として。

さて、3障がいを一元化した自立支援法が施行され、利用者、家族の不满等、いろいろな状況の変化に伴い、新法改正へと閣議決定され、その方向で取り組まれております。特に、重度の知的に障がいを持つ方は、両親など御家族の方が面倒を見ているケースが多く、近づく老後と親なき後のことを考えると、施設サービスを初めとする障がい者施策が充実するかどうか、切実な問題となっております。

知的障がい者の入所施設については、なおみ園がありますが、希望してもすぐに入所することができない。待機者がいるとも伺っております。養護学校の卒業生の進路としても、知的障がい者施設などは、非常に大きなウエートを占めていますが、これらのサービスが利用できるかどうか、将来に対して心配されている方が多いと思います。

そこで、現在、施設の入所者と待機者数はどのくらいおられるのか、また今後、施設の整備を含め、支援策というものはどのように進めるのか、お聞きしたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 知的障がい者対策についてお答えします。

平成24年4月1日現在の佐伯市における療育手帳所持者の状況は、A、重度の方でございます。18歳未満の方が22人、そして18歳以上が190人、計212人でございます。そして、B、中軽度の方が、18歳未満が51人、18歳以上の方が319人、計370人で、合計が582人となっております。

療育手帳を所持している方の施設の待機者数ですが、現在、入所施設の待機者が3人、通所施設につきましては、障害者自立支援法が実施されてから、それまでの事業所に対する報酬が月払いから日払いになったこともあり、定員を超過した利用者の受け入れも可能となったことから、待機者は現在おりません。

待機者の支援につきましては、希望する施設が受け入れ可能になるまで、在宅での居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）等、サービスの支給決定を行いつつ、定期的に個別支援会議を開催し、常に本人の状況把握を行っております。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 本市には、先ほど答弁があったように、療育手帳所持者が582名、精神が約400名ぐらいいるんですかね、全部で900名がおられるように記憶しておりますが、また障がいがある、そういった部分にかかわらず、手帳交付されていない、そういった方も数多いと聞いている中、先ほど部長は待機者3名というふうなお話をいただきましたが、私はその数字よりも多いと、そのようにも聞き及んでいます。

その辺はいいんですが、また施設の整備を含め、支援策等、その辺は理解できますが、生涯を通じて、いわゆる一貫した支援を行うためのシステムづくり、そういった部分の創設が必要じゃないかというふうにも思っております。

特に、地域移行を目指す人が安心して地域生活に移行できる仕組み、さらに既存のアパートや、あるいは民家等を利用したグループホーム等の立ち上げの支援、そういった部分も必要じゃないかと思っております。したがって、時間軸における具体的で現実的な対応を望むわけです。

また、佐伯市の責任として、障がい者がみずから選択した場所に居住し、その有する能力及び適性に応じ、自立した社会生活を営むことができるよう支援をすべきと思いますが、待機者への対応とあわせて考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） この平成24年3月に「佐伯市障がい福祉計画」を策定いたしております。その中で、平成17年10月1日現在の入所者数208人を平成26年度末の時点で192人にし、16人の減少を見込んでおります。そのため、グループホームなどへの地域移行者を26人見込んでおります。障がいのある方々が希望する地域生活への移行を図るためには、グループホームやケアホームなどの施設整備が喫緊の課題だと思っております。

そういう中で、今からこういう地域移行という形を国のほうも示されておりますので、その中で計画を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） ぜひ、そういったいわゆるグループホーム、あるいはケアホーム等の施設の充実というのぜひ取り組んでいただきたいと思います。

私は障がい者政策は、いわゆる生まれたときから老いるまでのライフステージ、そういった部分で考えながら、その施策は多岐にわたる、そういった部分が求められております。ある意味では、障がい者計画は福祉計画ではなく、まちづくりそのものであるという考えを提起しながら、次の質問へ移りたいと思います。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 障がい者の就労支援について。

雇用促進法が2006年4月に施行され、障がい者福祉政策との連携が強化され、ジョブコーチ制度が創設されております。また、障がい者の働く意欲や企業のCSR意識、つまり社会的責任、そういった部分の高まる中、本市の障がい者福祉計画に位置づけされている雇用対策として、地域自立支援協議会を過去に取り組みされていると推察いたします。

しかし、1次産業、公共土木事業等の不振により、市全体が厳しい雇用環境と推測いたしますが、ここ数年、市内の事業所での障がい者の就職者数は増加しているのか、また市役所の雇用率、この辺はどのようになっているのか、お聞きしたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 障がい者の就労支援について、お答えいたします。

佐伯市内の民間企業における障がい者の就職者数は、ハローワーク佐伯の資料によりますと、平成21年度39人、平成22年度38人、平成23年度69人となっており、平成23年度については、前年度比1.8倍と大幅に増加しております。

ハローワークでは、障がい者の雇用に対しまして、事業主に奨励金や助成金を支給する障がい者試行雇用（トライアル雇用）事業等を実施し、企業向けのパンフレットを配布する等、障がい者の雇用促進に向けた取り組みを行っております。

佐伯市といたしましても、障がい福祉計画に「就労の場の確保と就労支援の充実」を基本課題として掲げており、障がいのある人の一般就労に関して、正規雇用に限らず短期雇用などの多様なニーズに応じた支援に努めるため、佐伯市地域自立支援協議会を初め相談支援事業所、就労支援事業所、ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター及び企業等との連携強化を図り、雇用先の確保や働き続けるための支援等に取り組んでいきます。

本市における雇用状況についてですが、平成23年6月1日現在、正職員12名、嘱託職員5名の計17名となっております。

なお、障がい者雇用の促進等に関する法律に基づく法定雇用率は、地方公共団体、市で2.1%となっておりますので、本市の雇用率は現在2.5%でございます。

以上が市の状況でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 障がい者の、今、雇用率は出ましたが、これ、教育委員会の部分も含まれているんですかね。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 全体を含めてのお話でございます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 障がい者の就職者数は、特に民間においては、先ほど部長が言われたような形、つまりトライアル雇用等のハローワークの企業の支援する部分等もありまして、増加傾向ということですが、障がい者の就労・雇用は、社会経済状況、そういった部分の影響を非常に受けやすく、職場への定着が難しい、そういった現実もあると思われまして。引き続き、事業所への啓発、そういった部分に取り組まれるよう期待いたします。

また、市役所の障がい者雇用率、通常2.1%以上という形で、本市は2.5%というふうな先ほどの答弁がありましたが、そういった数字からは、実は職場への定着状況というのがわかりません。定着、つまり継続雇用されている職員は何名いるのか、その辺についてお聞きしたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 17名の先ほど答弁いたしましたように、正規職員が12名、嘱託職員5名でございます。嘱託職員につきましては、1年雇用でございますが、最長3年ということで雇用しております。今現在は、正規職員は12名ということで雇用いたしております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 部長、できればこういったいわゆる雇用率という部分を考えてみたとき、そういった嘱託の部分もカウントするというのも一つの方法かもわかりませんが、1,010

人、私が聞いたところ1,020人というふうな話も聞いたんですが、その中の12名というのが正規職員というふうな位置づけだなと思う中で、ぜひこういった部分についても、いわゆる2.1%以上というふうなことを期待するわけですが、その辺についてはどのようなお考えでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 総務部長の内田です。職員の雇用ということの関係でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

先ほど議員も申しましたように、職員数、24年の4月1日現在1,010人です。これから第2期行革プランの中におきましても、26年度末につきましては、目標920人というふうに設定しております。雇用された職員の中でも、残念なことなんですけれども、途中で手帳を受けたり、そういうケースも発生しております。ただ、この法定の率というのは守るという大前提の中で、適材適所を考えながら、また嘱託職員の雇用ということもありますが、正規職員を雇用することが必要な場合には、十分調整をしながら進めてまいりたいと思います。以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 行革によって将来的には920名だというふうな答弁もございましたが、雇用継続というのが障がい者にとっては非常に厳しい状況と思います。特に、正規で見たときに、1,010人の中の12名というふうな数字になっておりますが、障がいを持っていること、そういうことだけで能力、あるいは働き場所というのは、そんなに認められないのかなというふうな疑問を持ちます。

また、障がい者の就労支援体制の整備というのは、ある意味では福祉政策と労働政策の組み合わせ、つまり福祉から雇用へ移行するなど、障がい者の多様な就労形態を支援する制度の枠組み、そういった部分が必要じゃないかなというふうにも感じております。

いいですか、市として就労支援を専門に行うジョブコーチ、そういった部分によるコーディネーターの配置、あるいは障がい者が働くことのイメージを具体化するための市役所、あるいは企業等、実習制度の創設、あるいは啓発、そういったような取り組みを再度検討すべきだというふうにも考えておりますが、この辺についての考えをお聞きしたい。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 今、ジョブコーチ制度のお話が出ました。これは、今、白杵のほうで確が行われているのを聞きました。うちのほうも調べまして、ジョブコーチにつきましては、今、佐伯市では、大分県社会福祉事業のジャンプにいろんな就労支援をお願いしております。そのいろいろな中で、佐伯市の自立支援協議会、その中で就労支援の部会もございますので、その中でいろんな取り組みをしております。各事業所におきましても、施設長であり、その雇用されておる職員の方がいろいろ回っております。

先般も、6月10日に障がい者の大会が大分県でございました、第7回ですね。そのときに117名ほどの佐伯市の障がい者施設から参加をしております。その人たちの中でも、就労支援の中で、会社の事業主の方が応援に来ていただいて、その方が非常に喜んだということで、やっぱりそういうつながりの中で事業主の方に理解がないと、なかなか雇用ということは、継続というのは、なかなか難しい面もあります。

当然、障がい者の方が社会で働くためには、そのための訓練も必要でございますので、い

ろんな面で、各施設といろんな中で研究しながら取り組む中で、就労支援を支援していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） 先ほど部長のほうから、事業主の理解が必要だという部分が出ました。これも、ずばりそのとおりじゃなかろうかと思えます。

しかし、そういった部分、そういった事業所を支援する、そういった状況もやはり創設しなければならぬというふうに私は考えておるわけですが、市としてそういったいわゆるコーディネーターを含めて、事業主に対する支援体制、逆に言えばハローワークに頼らない市だけの支援体制というのはできないのか、その辺についてお聞きいたします。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 今、来島のほうに各施設から相談センターということで、いろんな相談を受けるところですね、23年度から始めました。そして、ジャンプという中で、就労支援も少しふえたんじゃないかという考え方を持っております。

当然、市の中でどのような形の相談という形は、うちの社会福祉課のほうで、障がい福祉系の職員もいろんな面で、当然、事業所の方、そしてうちの保健師、いろんな中で取り組みをしております。そして、就労部会を月1回する中、いろんなケースを扱う中でいろんな取り組みをしておりますので、当然、今、うちの中では、市の職員の中も、当然、担当職員と一緒に就労支援についても積極的に行っているという考え方の中で進めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） せっかくのこういったいわゆる雇用とか、あるいは就労体系を踏まえて、これからいろんな面でまた障がい者の部分について問題・課題が出ようかと思えますが、せっかくですので、市長の障がい者の雇用に対する考えをお聞きしたいと思えます。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 急遽御指名いただきましたが、私は介護予防のほうに来るのかなと思いついて、一応用心しておりましたが、障がい者の就労支援ということは、やはりいろんな障がいの方々もおられますが、市にとりましてもいろんな業務がたくさんあります。それぞれの業務の中での、これから市に対しては、そうした中で、今、担当部長が申しあげましたように、12名の者がおるということですが、こうした部分については、十分、私たちも考えていかなければいけないと。

また、雇用ということですので、民間企業も非常に厳しい部分もございます。また、当市はこれからいわゆるICT、そうした関連の会社がたくさん今出てきております。このICTについては、議員も御存じのとおり、障がい者の方でも非常にすばらしい能力を持った方がたくさんおられますし、そうした雇用の拡大のチャンスも見ながら、またいろんな角度で、それぞれの障がいに対応した就職の、また企業に対するあっせんもやっていきたいと思っております。

なかなか私たち、いろんな意味で、行政だけではなく、やはり民間との連携が必要だと思っておりますので、今後ともいろんなことで御指摘がありましたら、また言っていただきたいと思えます。

以上です。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういった意味で、なかなか障がいを持たれている方が就労につくという事は、非常にある意味では難しさ、厳しさというのでも出てきます。

そういった中で、やはり授産施設とって、いわゆる障がい者の方が出向いて、いわゆる就労に向けての取り組みというふうな、前準備といいますが、そういった状況もあろうかと思いますが、そういった雇用が難しいのであれば、そういった授産施設を活用して、障がいを持たれている方、そういった部分が就労できる、そういった環境づくりも必要かなと思いますが、そういった部分については部長として考えをお持ちかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 授産施設の今の部分につきましては、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

当然、今、雇用につきましては、事業主の理解と、やっぱり障がい者の方、いろんなハンディを持ちながら一生懸命生活してきております。やっぱり就労については、積極的にいろんな面で支援をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 井上議員。

17番（井上清三） そういったいろんな方面、いわゆる多面的な就労できる環境づくりというものをぜひ取り組んでいただくことを強く希望したいなと思います。

働くこと、あるいは生活すること、そういった部分をぜひ切り離さずに、地域で暮らすために必要な生活支援、そういった部分をとらえながら、就業面では、さまざまな訓練や体験を積み、就労、そしてその後のアフターケア、そういった部分も行いながら、そして生活面については、その人らしくより豊かな生活を送れるように、また障害者基本法の目的である、必要な障がい者福祉サービスにかかわる給付・支援を行い、障がい者が自由に労働を選択し、その持つ能力、あるいは適性を引き出せる労働形態のあり方を提示することを再度申し上げ、一般質問を終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、井上議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日は、この程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後4時15分 散会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第4号 6月13日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第4号）

平成24年6月13日（水曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	芦刈 紀生
20番	下川 芳夫	22番	玉田 茂
23番	梶田 穂積	24番	渡邊 一晴
25番	清家 好文	26番	高司 政文
27番	吉良 栄三	28番	上田 徹
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

欠席議員の氏名

21番 高橋 香一郎

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	塩 月 厚信
教育長	分藤 高嗣	総務部長	内田 昇二
財務部長	井上 勇	企画商工観光部長	飛高 勝則
市民生活部長	岡本 英二	福祉保健部長	飛高 彌一郎
建設部長	永田 亀男	上下水道部長	矢野 幸正
農林水産部長	坪根 大吉	教育部長	福泉 慶一郎
消防長	安部 幸一	監査事務局長	笠村 由喜
次長兼総務課長	田村 智	防災危機管理課長	久保田 与治郎
財政課長	池田 邦行	企画課長	武田 晴美
生活環境課長	河野 謙二	高齢者福祉課長	山田 わか子
建設課長	明石 好弘	建築住宅課長	宮脇 洋尚
大手前開発推進室長	龜山 伸太	学校教育課長	都留 俊之
次長兼消防総務課長	中川 牧義		

出席した事務局職員の職氏名

局長 矢野悦三

議事日程第4号

平成24年6月13日(水曜日) 午前10時00分 開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第2回佐伯市議会定例会第10日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。

1番、玉田茂君、2番、矢野哲丸君、3番、吉良栄三君、4番、清家好文君、5番、高司政文君、以上の順序で順次質問を許します。

22番、玉田茂君。

22番(玉田茂) 皆さん、おはようございます。22番、平成会所属、玉田茂です。通告に基づいて、総括方式により一般質問を行います。

1点目は、番匠川の河口橋の早期着工について。2点目は、市営住宅の有効活用についてお伺いをいたします。執行部の建設的な回答を期待をいたします。

まず1点目として、番匠川河口橋の早期着工について。これまで多くの議員の方々が番匠川河口橋建設に対する質問をしております。再確認の意味で、今回質問をさせていただきます。まず合併以前からの経緯は、吹浦と女島を結ぶ2,280メートルの豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁事業として、国、大分県の認定を受けている事業であり、平成17年12月に、ふれあいトンネルが供用開始して、残すは橋梁の工事が待たれる状況であります。鶴見時代に橋梁部分についても早期の着工を大分県に要望しましたら、すぐに着工できると土木建築部長の回答をいただいております。また、当事業は平成17年3月3日に、1市5町3村が合併して、首長と大分県との調印がされた合併支援事業にも指定されている事業であります。これまでの質問の回答を聞きますと、費用対効果が1以下であり、工事費が70億円から80億円と多額の費用がかかり、緊急性を見きわめて検討していきたいと言っております。また、東九州自動車道や国道217号線、国道388号線、その他、アクセス幹線道路の整備をしており、効果的に工事を進めるには選択と集中を考慮しているので、早期の着工は難しいとの回答でした。昨年11月24日には、西嶋市長、小野議長を初め、各界の代表者の皆様より、再度、大分県に要望しましたが、相変わらずの答弁でありました。そこで質問をいたしますが、番匠

川河口橋の設計は終わって着工するばかりになっていたはずですが、費用対効果など県はいろいろ検討いたしました。これまでの計画であった橋梁の構造及び規模を見直したと思いますが、何年に見直しを行い、その結果はどのようになったのか。また、トンネル部分と橋梁部分を切り離して考えたのはなぜか、答弁を求めます。これまでの回答を考えますと、平成26年度から28年度までには大型事業は終了するというところで、平成28年度ごろには着工できると思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、市長はこれまで新規事業について番匠川河口橋の建設を最優先とし、政治生命をかけてこの事業に取り組むと言っていましたが、合併して7年が経過いたしました。要するに国、県、佐伯市は番匠川河口橋の工事着工はできなかったという結果であります。鶴見地区民が2回も署名活動をして、市長を初め自治会など多くの方々の御同行をいただき、大分県に要望をいたしました。会えたのは部長でした。住民の切実な思いを寄せた要望を、県知事は直接受け取っていない。部長から県知事に話が上がっていないのではないかと考えてなりません。合併支援事業に指定されている番匠川河口橋の建設をしないということは、合併した条件を守らなかったということですが、行政として市民に対して、その責務は問われると思います。市長、あなたが県知事に直接会って、番匠川河口橋の早期事業化について直談判していただきたい。市長のお考えをお聞かせください。

次に、2点目として、市営住宅の有効活用について伺います。

公営住宅法は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。佐伯市の市営住宅は236棟、1,598戸と、特定公共賃貸住宅は65棟、117戸あります。その中で市営住宅の空き家は平成24年4月30日現在146戸で、募集対象戸数は88戸、特公賃住宅の入居募集数は6月1日の市報では6戸となっております。このような空き家の多い住宅情勢の中において、市営住宅の入居条件は、15万8,000円以下の所得制限があります。特に鶴見と米水津地区は水産業、水産加工に関連した人が他の地域から働きにきております。佐伯市に定住し、家族一同が生計を立てるために市営住宅に入居の申し込みをしても、所得制限があり入居できません。入居条件である所得制限を引き上げるか、収入超過者と同じ条件で入居させるか、また市営住宅の空き家を特公賃住宅として15万8,000円から48万7,000円以下の世帯が入居できる緩和策を検討すべきと思いますがいかがでしょうか、お伺いをいたします。1次産業の担い手不足の解消はもちろん、家賃収入、市税、人口増、少子化対策等、総合的に考えてよいことばかりですが、執行部の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 皆さん、おはようございます。今、玉田議員から私のほうに、番匠川河口橋の早期着工という中で、私は今まで新規というよりも、この番匠川河口橋については、佐伯市の新規事業として最優先、こうした形で運動しておりました。特に議員がおっしゃいますとおり、合併前、旧鶴見と旧佐伯の間で番匠川河口に対するいろんな中で協力しながら、ふれあいトンネル橋梁事業という形でトンネルの事業が出てきております。そうした中、トンネルができ上がったら橋の予定が全くなかったということについては、これは私も市長になって驚いたような状態であり、これではだめだということで、まず佐伯市の区長会、自治

委員会の皆さんにお願いして、最優先事業とすることで皆さんどうでしょうかということで、そうした中で県のほうにもお願いをしております。特に私は2期目に入るときに、これはとにかく自分の政治生命をかける、それだけの事業ですということで、これについては私はそのようにお話をさせていただきました。特にこの事業について、知事への直談判する考えということですが、御存じのとおり先ほど、昨年11月24日に、皆さんでこうした要望を知事に届けるために、多くの皆さんも一緒に行っていただきましたが、どうしても県のほうがガードがかたいというのか、部長で何とかということで、県議の皆さんにもお願いして一緒に同行したんですけど、なかなか知事への直接要望は届けられませんでした。

私にとりまして、そうした中では、ぜひともこれについては知事へということで、正式で政治効果というんですか、要望ということがなかなか知事に届けにくいと、そうした中では、その機会をとらえて知事との話もしておりますが、はっきりした返事がなかなか伺えません。先般も知事が直接鶴見に来たときも、この事業が残っているようなお話を聞いておりますが、ちょっと私はその会議には出ておりませんが、市といたしましても鶴見地区について皆さんと一緒に、県の都市計画マスタープランでもこれをぜひ残していただきたいということの要望も、過去一緒になってあげ、県も事業として残しています。私のほうも、過去いろんな話の中で、昨年特に行ったときに、議員にもちょうど同席していただいたときに、217号線の臼坪から駅前の路線については、この計画は後送りにしてもいいから、河口橋を最優先にしてくださいという新たな提案をしております。ところが、217号線については工事に対する予定がそのまま宙に浮いておりますし、私どもがどちらを最優先かということ、このことをしながら、県も大型事業として217のバイパス線を今まで予定しとったんですが、そのことも宙に浮いたというようなことになります。私どもにしてみれば、何か自分から事業を下げたような印象にとられておりますので、それは違うんだと。だから、そこのところを市民が要望する事業、最優先とする事業をやっていただきたいと。そうした考えを持ち、また知事には会うたびに話を出しておりますが、正式な要望という形はとっておりませんで、知事室においてこれをひとつという形のお話をしております。今後、これについては私のほうも再度、県土木にも確認し、そして直接、知事に要望できる機会をうかがっていきたくと、要請したいと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） おはようございます。建設部長の永田でございます。3日目になりましたが、まだ緊張しております。よろしく申し上げます。

それでは、番匠川の早期着工についての答弁をさせていただきます。議員御質問の1点目として、番匠川河口橋の構造及び規模の見直し時期とその結果、またトンネルと橋梁部分を切り離して考えたのはなぜかとの御質問ですが、まず市の方針としまして、議員御承知のとおり、番匠川河口橋は合併支援事業の中で最重点事業として位置づけられており、今年度も大分県議会土木建築委員会に対し、番匠川河口橋、県道梶寄浦佐伯線なんですけれども、早期事業化の要望書を提出しております。次に、県に確認したところ、当区間については事業効果の早期実現を図るため、まず現道に課題の多いトンネル区間に着手し、平成17年に吹灘ふれあいトンネルを供用したところ。その後、番匠川河口橋を含めた梶寄浦佐伯線の検討において、先ほど玉田議員が申されましたように多額の費用を要するため、平成21年度に費

用対効果の面からも構造の見直しを行いました。費用対効果は1.0に及ばなかったと県からは伺っております。さらに28年度ごろには着工できるかとの御質問につきましては、限られた予算の中で道路整備を効率的に進めていくためには、選択と集中に心がけることが重要とし、巨額の費用を要する大規模事業である番匠川河口橋につきましては、早期の着工は難しい状況と聞いております。しかし、引き続き強く県に早期着手を要望してまいります。

最後に、市長は番匠川河口橋の建設を最優先として政治生命をかけて事業に取り組むとの発言に対しまして、先ほど市長がこの件は申し上げましたんですけども、事務局としまして、県佐伯土木事務所を通じまして、直接県に要望できるように事務作業を進めていきたいというふうに考えております。

次に、市営住宅の有効活用についてでございますが、まず1点目の入居資格における所得制限の引き上げについてお答えいたします。

佐伯市は入居収入額を公営住宅法施行令により15万8,000円と定めています。この基準額は平成19年度に行われた公営住宅法施行令の一部改正を受け、平成21年度に従前の20万円から15万8,000円に引き下げられた経緯があります。その理由としまして、公営住宅は「住宅に困窮する低額所得者」に対し供給される住宅であることから、一定水準以下の収入基準を定めたものです。収入基準が高ければ、収入の高い人の入居申し込みが多くなり、公営住宅の本来の趣旨である住宅に困窮する低額所得者による入居希望者の入居が困難になることから、入居収入基準額の引き下げを行ったものです。平成23年度に制定された「地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる第1次地域主権一括法により、公営住宅法施行令の一部改正が行われておりまして、これを受け、佐伯市においても今年度中に入居収入基準額を条例で定める予定としております。ただし、その際、各市町村が条例で定める際に参酌すべき基準となる額として15万8,000円が示されておりますので、これを参考にしながら、県及び他市の動向も勘案し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の収入超過者と同じ条件で入居させることはできないかという質問についてお答えします。入居収入基準額は、入居資格の条件として、その額15万8,000円が定められています。公営住宅は「住宅に困窮する低額所得者」に対して供給される住宅であることから、入居基準である15万8,000円を申し込み時点で超過している入居者を入居させることはできません。ただし、障がい者や高齢世帯及び子育て世帯等の裁量階層の入居の場合は、21万4,000円と入居収入額の緩和措置があります。

最後に、3点目の市営住宅の空き家を特定公共賃貸住宅として15万8,000円から48万7,000円以下の世帯が入居できる緩和策はとれないかという御質問についてお答えします。公営住宅を「特定公共賃貸住宅」として活用することについては、佐伯市市営住宅条例第50条から第53条に規定しております。これは住宅に困窮する低額所得者に対して供給する公営住宅を、公営住宅法第45条第2項の規定に基づいて、事業主体が中堅所得者の住居の要に供する住宅として供給できるものとしているものであります。公営住宅の入居につきましては、厳格な入居資格が条例で定められておりますが、公営住宅の整備後に地域の人口減少などによって公営住宅の需要も、当初の予定より少なくなってしまう場合があります。このような場合にまで入居資格を厳格に維持し、公営住宅を空き家のままにしておくことは、公の施設の有効活用を妨げる結果となるため、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅が不足するなどの事情の

ある場合には、公営住宅の本来の目的を阻害しない範囲で利用することができるかとされています。

本市における特定公共賃貸住宅につきましては、旧郡部に建設されているもので、世帯統計からも新市発足後に世帯が増加傾向にある地域は佐伯地域と弥生地域のみで、他の地域につきましては世帯数が減少傾向にあるため、特定公共賃貸住宅は充足しているものと認識しております。したがって、本市の現状において、特定公共賃貸住宅として公営住宅を使用する行為については、現状からは国の承認基準を満たすことが困難であるということが言えます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 玉田議員。

22番（玉田茂） 再質問を行います。

まず、市長のほうから番匠川河口橋の早期着工について、先ほど217号線、要するに第3工区の話が出ました。これもはっきりしてないというような発言でありました。ぜひとも、そういう状況になれば、河口橋のほうに予算組みを賜りたいなというふうに思っています。そんな中で、市長の今の答弁を聞きますと、今、番匠川河口橋についても余り前進してないというような状況のようになっています。しかしながら、市長は今、これからも先、河口橋について最優先課題として取り組んでいくという回答でありました。というならば、今、番匠川河口橋、これは仮称です。実際の名称は豊後水道交流ふれあいトンネル橋梁事業、これが正式名称でありますけれども、もうトンネルのほうは完成をいたしました。それで、橋の部分、この橋がもう番匠川河口橋と、何となくイメージがわいてきません。それで、こちらから提案をさせていただきますが、橋の名前を市長、考えて、これから陳情していただきたいなという思いがいたします。大分県の中でも九重の夢の大吊橋、これは自然の中で天空の散歩道という名称になっております。それと、宇目のほうには、宇目の唄げんか大橋、すばらしい名前がついております。番匠川河口橋も何か市長、これから心機一転する意味で、ひとつ市長のほうから河口橋の名前をつけていただきたい。夢のある名称にしていきたいなと思いますが、それによって市民もこの件について勢いづくんじゃないかなという思いがいたします。ぜひともその点を考えていただきたいというふうに思います。

次に、住宅の関係ですが、昨年度から大分県の住宅供給公社に市営住宅の管理を任せておりますが、要するに住宅の抜本的な解決策ではありません。ただ管理をお任せするということでもあります。これからの社会情勢がどのように変化するのか、人口が減少し、ひとり暮らしが増加し、働く場所が減少して、低所得者が増加するのか。また、生活保護者の増加など社会全般の動向を考え、住宅不足が起きるのか、それとも空き家が増加するのか、執行部は5年、10年先の将来計画を立てているというふうに私は思います。大分県は、昨年23年9月、地域住宅計画の第1回の変更を行っております。これによりますと、過疎地域や合併市の周辺地域において定住促進と、地域の活性化、中心市街地の活性化を推進する必要があるというふうに記されております。また、特公賃住宅の長期の空き家を用途廃止をして、準公営住宅として活用することができるようです。そこで、先ほども答弁をいただきましたが、市営住宅の空き家対策として、今言う特公賃住宅のように、準公営住宅として家賃はそれぞれの所得に応じて設定すればよいということになります。佐伯市として将来計画を考えて、条例の制定を行って、空き家の解消と定住促進を検討すべきだというふうに思います。再度、答

弁を求めたいと思います。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、玉田議員の再質問、市営住宅の空き家対策として、特定公共賃貸住宅を準公営住宅として家賃は所得に応じて設定すればよいのではということについて、お答えいたします。

3点目の御質問でお答えしましたが、特定公共賃貸住宅の不足は認められない佐伯市の現状におきましては、公営住宅の空き家を特定公共賃貸住宅として使用することは困難だと考えております。現在、大分県及び県下の各市町村におきまして、第1次地域主権一括法の制定に伴う入居収入基準額に係る条例改正を予定しているところです。したがって、本市におきましても、大分県及び県下の各市町村の動向を参考にしながら、先ほど答弁いたしましたように、今年度中に入居収入基準額を条例で定める準備をしまいたいと考えております。その目安といたしましては大体12月議会ぐらいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 西嶋市長、先ほどのネーミングの件ですが。

市長（西嶋泰義） ネーミングにつきましては、今の場合は仮称番匠川河口橋ということですが、いろんな意味ではそうしたアイデアも、またおもしろいと思っております。非常に必要性のあるネーミング、または記憶に残り、1回聞いたら忘れないとか。これについては私のほうもいろいろ内部でも検討してみたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、玉田議員の一般質問を終わります。

次に、13番、矢野哲丸君。

13番（矢野哲丸） 本日2番手になりました13番、平成会の矢野哲丸です。通告に従いまして、2点について質問をいたします。

まず、1点目の自主防災活動についてであります。

平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災では、震災直後に倒壊家屋から消防機関によって救出された生存者の割合はわずか2%にすぎず、近隣住民によって救出された割合は98%に達していたそうで、この震災を検証したところ、行政がなし得た役割はごくわずかであり、防災のために最も機能したのは地域住民だったということが判明し、これを受けて自主防災活動組織の結成が全国に広がったと聞いています。

そこで、質問のアとしての各区の防災会についてであります。地震、津波、洪水等の災害に対する防災会のあり方、また結成地区数と活動状況、その問題点と今後の対応をお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長の内田です。

矢野哲丸議員の自主防災活動についてということの質問に対してお答えいたします。

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害を最小限にとめるため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、災害に対する備えを行い、また実際に災害が発生した際には初期消火活動、被災者の救出、救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

自主防災会ですが、昨年11月末の段階で372行政区のうち277の地区で結成されております。

活動の報告がすべてからあるわけではありませんが、例を言いますと米水津宮野浦や狩生地区では、企業や学校と連携をしまして「津波からの避難訓練」を実施したり、また鶴見吹浦も精力的に防災活動に取り組んでおります。しかしながら、そのような自主防災活動は限られており、活動が低迷していく中で組織自体が形骸化しているのが大きな問題です。組織活性化のためにも防災活動に取り組む機会づくりという意味からも、「地域避難訓練」を定期的に実施したいと思います。また、昨年から新規結成を地区に要請しておりまして、その結成状況と活動状況につきまして現在調査中であります。防災士の育成の取り組み強化を含めまして、今後の自主防災会の結成支援と活性化につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 今、自主防災組織としての活動はこういうものだという答弁をいただいたんですが、その中で、組織の佐伯市内での各区における自治区で結成されているのが372区のうち277地区ということですが、今、部長の答弁では、この277地区でも米水津方面では避難訓練等を実施しているということでありましたが、実際、この277地区のうちでも、防災会そのものはあるけど有名無実のものというような感じで形骸化しているという部分も、今、答弁がありました。この部分をどのようにしていくかということが重要だというふうに思います。いつ発生するかわからない災害でありますので。それで、各区の防災会は平常時にどのような活動をすればよいかかわからないのではないかとこのように思います。災害が発生すれば、それぞれ地区の区長、また防災リーダー等の活躍によって、それぞれ対応ができるかと思いますが、また訓練等も行えば、それでやっていけると思うんですけど、平常時に何か、災害がなければそのままずっと何年もいくというようなことになってくるというようなことになりますので、どのような活動を平常時にすればよいのかというのがわからないのではないかとこのように思います。私の地域でもそういうようなところがあるというようなことで、それで佐伯市として活動マニュアル、各区の防災会の、自主防災組織の活動マニュアルというものがあるのかどうか、その辺のところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 久保田防災危機管理課長。

防災危機管理課長（久保田与治郎） 防災危機管理課長の久保田でございます。

マニュアルがあるかということですが、今、各地区に結成を呼びかけておりますので、そのときに簡単なものではありますけれども、自主防災組織をつくらうと。つくった場合はどういった組織にするとか、あるいは役員体制とかということで、そういったマニュアルは示しております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 組織をつくらうということにはいいかもしれませんが、できてるところですね。できてるところが277あるわけです。その中でどういうふうな活動をすればいいのか。全くわからないで防災会のみできてるといったような状況になっているのではないかとこのように思います。その自主防災組織としての活動マニュアルを作成していただいて、各防災区に配付し、平常時はこういう活動、災害時はこういう活動という、当然マニュアルをつくっているところがあるわけですから、各県、大分市も既にこの活動マニュアルはできております。愛媛県、静岡県、それぞれ県としてもつくっている。大分県にはないようではありますが、その辺のところを、せっかく277からまたふやそうというような状況でありますので、その

活動マニュアルを作成をしていくというようなことを考えているかどうか、その辺を再度お尋ねします。

議長（小野宗司） 久保田防災危機管理課長。

防災危機管理課長（久保田与治郎） 今、277の自主防災会がありますけども、やはり活動がすべて活発かという、そういうことはありません。おっしゃるとおり実際の活動をどういうふうな活動をしていいかというのがわからない団体が多いというふうにも認識しております。活発な活動をしております西上浦の狩生地区では、ただ防災だけの行事であります、なかなか人が集まって来にくいという点もありまして、いろんな行事の中に防災の項目を取り入れていると。例えば、地区運動会のとときのプログラムの中に防災ゲームを取り入れるとか、あるいは子どもたちに防災の標語を考えてもらうとかいう形で取り組んでおりますので、そういう取り組みが長続きする秘訣だと思っております。

そういうことを含めまして、今年度、防災士の育成を考えております。その防災士がやはり地区の自主防災会を指導していくと、活動についてですね、そういった意識も持っておりますので、防災士の育成とあわせまして、そういった地区がより活発な活動ができるようなマニュアルについても、検討していきたいというように考えております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 今、答弁があったように、非常に活発に活動している、今言う狩生のほうもそういうことをしているという例があるんですから、そういう例をそれぞれの今何もしてないんじゃないかと、しようとしてもわからないわけなんです。その辺のところをマニュアル的なものを作成して、こういう例がありますよということになれば、平常時にそういう活動ができるということになって、防災会としての意識づけができるんじゃないかというふうに思いますので、そのような取り組みをしていただきたいというふうに思います。今、防災士の話も出ましたが、自分たちの地域は自分たちで守るという地域防災のための住民活動が、さまざまなコミュニティー活動の核となるべきものだと思います。今後とも活動支援に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。今、言ったとおりであります。

それでは、次に今出ましたこの防災士についてお尋ねします。この防災士も阪神・淡路大震災後に検討され、民間の防災リーダーを可及的速やかに養成する目的で、平成14年7月に、NPO法人日本防災士機構が設立され、平成15年10月に防災士第1号が誕生したということですが、防災士とはどのような資格がまずお尋ねします。それと、として市内の資格取得者数、また資格取得方法。として防災士の役割、活動状況。として自主防災組織での活用はどのようにされているのかというところであります。

以上についてお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） それでは、防災士についてお答えいたします。

防災士とは、自助、共助、協働を原則として社会のさまざまな場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識と一定の知識、技能を有するものとしてNPO法人日本防災士機構が認定する民間資格です。

市内の資格取得者数等ですが、佐伯市内の防災士の人数は平成24年5月末現在で101人です。そのうち佐伯市が助成して防災士になっていただいている方は28人という状況であります。その取得方法ですが、昨年までは県が大分市で開催していましたが「大分県地域防災リー

「リーダー養成講座」を3日間受講して資格試験を受けていましたが、今年度は特に県内各地で講座が実施されております。佐伯市におきましても県と一体になって、それぞれの自主防災会に1人以上の防災士を育成、設置しようと、今年度大々的に取り組んでおります。県内に先駆けまして、早速この7月下旬と来年2月の2回、佐伯文化会館で開催され、日程も2日間に短縮されておりますので、ことしは取得しやすくなっています。5月12日号の市報にも募集記事を掲載いたしました。各地区にも受講者の推薦をお願いいたしまして、1人でも多くの方に地域の防災活動を推進する防災士になっていただきたいと思っております。なお、7月下旬の開催につきましては、既にもう100人を超える応募をいただきまして、大体もう日程的に7月の部分はこれでいっぱいかなと考えております。

次に、防災士は民間資格ですから、特別の権限や義務を持つものではありませんが、地域社会の防災リーダーとして中心的な役割を果たし、事前対策や災害時の応急対応に取り組み、特に平常時における地域での防災啓発活動に大きな役割を担っていると思っております。市の助成を受けまして防災士になった皆さんも、所属する自主防災会の新規結成や運営、消防団などの団体や職場の防災活動に参加し、その知識や経験をそれぞれの訓練等に生かしていただいております。自主防災組織にとりましても、防災士の皆様には知識や経験に基づいた助言や指導が期待できますので、地域の防災リーダーとなる「防災士」の積極的な育成を進めていただき、活用をお願いしたいと考えております。まず、地区や自主防災会での防災士育成を優先に取り組んでいますが、学校や福祉施設など、各種施設でも必要性は高いと思われるので、その育成や活用も考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 今、部長のほうからありましたように、5月15日号の市報で地域防災リーダー養成講座受講者募集ということで、防災士養成講座の募集をしておりまして、6月8日で締め切っております。この中で、今、応募がどのくらいあったのかなということをお尋ねしようと思ったら、100名を超えた応募があったということでもあります。この応募の、今言いましたように、各区防災会に1人ずつでも配置をしたいということで、要請をしたいということで、各自治会のほうにもお願いをしたということでもあります。応募者の内訳がわかれば、各区のほうから推薦とかいう部分が入っておりますので、各自治会代表者の推薦書をつけて出しているということでもあります。それが100名が自治会からの推薦の人かどうか。自治会からの推薦の人がどのくらいあったのかという部分をお尋ねします。それと、100名で締め切るようになっているんですが、100名で打ち切りにするのか、その辺のところは今回、応募があった人はすべて受講できるのかどうか、そのところをお尋ねします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 現在、申し込みの状況ということですが、申し込みの人数は118名が区からの申請であります。区につきましては85区、1名以上ということでもありますので、自主防災組織が既に細かいところで設置されているというようなところもありますので、それで人数も85区で118というふうになっておるのではないかと思います。それ以外の方で出ておりますのは民間の企業の方等を含めまして5名出ております。それで、今回、佐伯文化会館の中ホールを会場として予定をしております。いっぱい入って120ぐらいの人数を考えておりますので、既にもう123人という状況でありますので、7月の実施についてはもう定員

いっぱいというようなことであります。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 100人で締め切ったということじゃなく、123人受け入れるということで、いいことかなというふうに思います。

それで、続いて資格取得者が佐伯市で24年5月末現在で101名おるということでありますが、これからまた123名が受ければ、その資格取得者がふえ、また2月は2月であるということでもありますので、その辺のところではふえてくるかと思いますが、資格取得者が、まず取得しただけで、防災会の活動と一緒に、資格取得はしたが後の活用というか、その辺のところかどのようになっているのかという部分で、やっぱり1年に1回とか2回でも研修会を開くとか、何かその辺のところ、みんな全員一緒ではなくても2年に1回とか3年に1回研修会に出席してもらおうとか、そのようなことは考えているのかどうか。もう資格を取れば取りっぱなしで終わりということなのか、その辺をお伺いします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 防災士の資格取得、既に101名、そして今回120名程度。今年度の予算で大体230名を養成しようというふうに考えておりますので、全体で300名を越す数になる予定です。

防災士の資格というのが認定証を受けまして、もう終身資格でありますので、今までは先ほど議員も言われましたように、平成7年の阪神・淡路大震災から自主防災組織ができ上がり始めて、今回の東日本大震災でより強固なものにしていかねばいけないというような方向が出ていまして、実際、自主防災会のほうも今まで全然活動はありませんでした。一部の地域しかです。それを活発にするためには防災士が資格取得だけにとどまらずに、知識や経験を維持すること、そして積み重ねていくことも非常に重要ですので、今後は防災士の皆さんを対象にしたフォローアップ研修や連絡協議会等も設置できないかということも、あわせて考えてまいりたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） そういうことですね。防災士につきましては、それぞれやっぱり研修とか、そういうもんをしていかねばいけないのではないかなというふうにも思います。資格取得すればそれですべてうまくいくかという、なかなかそうはいかないという部分もありますので、それぞれの対応の仕方とかいろいろあるかと思えます。フォローアップ研修ということで銘打ってやっている市もありますので、その辺のところを参考にさせていただいて、研修会等を進めていただければなというふうに思います。

それと、先般水防訓練があったんですが、今度9月には防災訓練もあるかと思えます。このようなときにそれこそ防災士ですね、防災士の方に水防訓練、防災訓練等にも参加じゃなくて、来て見ていただくとかいうようなことがあれば、水防訓練も毎年、防災訓練も毎年あるわけですから、その辺のところを、ことしは行ってみようかというふうな防災士も出てくるのではないかと思いますので、その辺のところの防災士の資格取得者に案内をするとか、そういうようなことを考えていけば、また防災士としての意識づけができるのではないかと思います。その点はどうでしょうか。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 実際のところ、今まで防災士というところは地域でも活躍をする場が

なかったというのが本当のところではないかと思えます。私のほうも東日本大震災以降、考えを改めまして、今回ちょっと水防訓練の際には、大変申しわけありません、気がつかなかったんですが、この後にいろんな訓練等もありますので、その際にはぜひ参加を呼びかけて進めていきたいと思っております。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） それでは自主防災活動についてはこれで終わります。

続いて、大項目の2番目ですが、水道未普及対策事業補助金交付要綱についてお尋ねします。

この事業につきましては、1施設に1度限りの補助だったんですけど、平成21年度に改正をしていただいて、改修も補助対象になるというようなことになったわけです。それで、その内容についてお尋ねします。補助対象事業のうち、施設設備の修繕、電気系統の修理、このようなことが、要綱に書いている分は導水管、送水管の取りかえとか、施設の整備というように書いてありますが、機械とか電気関係の配線、こういう部分も対象になるのかどうかということと、それと に補助金額、これにつきまして施設の設置については1世帯当たりの事業費が10万円から60万円の補助金、その2分の1ということで5万から30万というようになっております。施設の改修等で、設置するときはいいいんですけど、1世帯でなく3世帯が共同で設置したというようなときには、これの今度改修等が生じたときには、同じく1世帯が10万ですから、3世帯の場合は30万、30万から180万でないと補助対象にならないという要綱になっているわけです。それで、1世帯についても事業費が10万円以上の改修というのはなかなか機械の取りかえというような部分が出てきても、そうなのではないかというふうにも思うわけです。それで、これの引き下げはどのようなことかということで、以前、20年のときに質問したときに、部長答弁では補助要綱だけの引き下げの改正では無理があるので、現在、研究をしているというようなことだったんですけど、その後どうなったのかお尋ねします。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 市民生活部の岡本でございます。よろしく申し上げます。

矢野議員からの御質問のまず1点目にお答えいたします。補助金の対象事業の考え方という部分だと思います。佐伯市の水道未普及対策事業補助金交付要綱の第2条のほうに、補助対象経費を規定しています。施設の設置に要する費用と定めていますが、この中には議員のおっしゃったように導水管の取りかえ並びに取水施設、浄水施設の改修を含むというふうに定めております。御質問の修繕の場合のケースですけども、電気系統の修理の場合なんですけど、1世帯当たりの改修費が10万円、補助金額にして5万円以上であれば補助の対象となるというふうに考えております。

次に、共同施工の際の補助金額につきましてお答えいたします。現行の要綱では、1世帯当たりの事業費が10万円以上の場合に補助の対象となっております。3世帯で共同施工した場合には、事業費が30万以上でないと補助対象にならないことと現行の制度ではなっておりません。御指摘のように改修を行う場合は数世帯で行う場合には改修費がそこまで金額が上がらないといったこともありまして、この補助制度自体を利用しづらい点もございます。共同施工の際の世帯数の考え方も含めまして、要綱の見直しを考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 要綱の見直しを考えるとということでありまして、前、答弁いただいたときには、要綱の改正は無理があるということで、それについては研究していくということだったんですけど、また同じように要綱を考えていくということでもあります。要は、1世帯のときに、設置のときは10万から30万、当然そのくらいかかると思います。2世帯のときは20万から60万、3世帯なら30万から90万の費用がかかる。それはいいんですけど、修理は1世帯であろうと、3世帯であろうと変わらないわけです。雷が落ちて電気系統が壊れたということで、電気をやりかえる。そうしたときに実際12万かかったわけなんです。費用が12万かかった。1世帯なら10万以上の補助ですから補助金が当然6万あるわけなんですけど、たまたま3世帯だったということで、3世帯なら30万以上でないと補助対象になりませんよと、12万ではだめですよということで自己負担ということで補助金はなく、自分たちでしたというような事例があるわけなんです。それで、その辺のところを考えていただきたいというふうに思います。水道のごくわずかな世帯です、その対象になるのが、未普及の世帯が。水道の普及率が昨日聞いたところですが、5月末現在で99.15%、水道の普及率。浄水、簡水を合わせてですね。この未普及対策事業の対象になるのはわずか0.85%。0.85%といますと285世帯、わずか285世帯。この世帯の人たちはへき地に住んで、自分たちで水道施設を設置し、管理をしなければならないということでもあります。市の水道の恩恵を受けている残りの3万3,200世帯の人は、自分とこの宅内の管理をするだけでいいわけです。未普及地の施設修繕には、もう少し、わずか285世帯といますけど、自分たちで水を確保し、自分たちで機械を設置し管理をするというようなことになっているので、もう少し行政としても、わずか285世帯に水道を、市の簡水を設置しようというわけではないので、この未普及地の補助金要綱があるわけですから、これで改正をしていただいて、もう少し温かい行政の配慮をしていただきたいというふうに思いますが、再度どのように研究をし、今後進めていこうと考えているかお尋ねします。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） こちらのほうで水道未普及地区、全市内に19カ所ほどございます。現在、昨年からですか、大分県のほうの単独事業のほうで本匠の山部地区を昨年実施しました。それから、今年度は宇目の西山地区を計画しております。現在、手続中なんですけども、そういった方々が200世帯、196世帯ほどいらっしゃいます。大変御不自由な生活を送られているんだらうなというふうに御推察いたします。

議員おっしゃいましたように、先ほど私が申し上げたのは、そういったこの制度自体が非常に使いづらいと。そういう不自由な生活をされているというふうなこともございますので、世帯数、1件当たりの金額を含めて、1件当たりの金額の引き下げであったり、世帯数の考え方であったりといった部分を含めまして、要綱自体の改正を考えていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（小野宗司） 矢野議員。

13番（矢野哲丸） 今、部長のほうから改正を考えていくということでもありますので、そのようをお願いをして一般質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、矢野議員の一般質問を終わります。

次に、27番、吉良栄三君。

27番（吉良栄三） 27番、吉良でございます。午前中ということで、本日の3番目を務めさせていただきたいと思います。もうお昼も間近になりましたので、省エネで一般質問をしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

今回はバイオスタウンの取り組みについてと、再生可能エネルギーへの取り組みについての大きく二つのテーマで、通告に基づきまして一問一答方式で質問をしたいと思います。

それでは、早速1点目のバイオスタウンの取り組みについての質問に入りたいと思います。佐伯市では、平成21年2月に佐伯市バイオスタウン構想の策定が公表されています。その内容は、自然環境に負荷をかけない再生可能な資源を利活用し、有機性資源をエネルギー化することにより、CO₂の排出削減を通じた地球温暖化の防止や循環型社会を目指す、またバイオマス利活用による新たな産業や雇用の創出、農林水産業の振興、地域活性化などといった副次的効果も期待する中でバイオスタウン構想を策定し、国のバイオマス日本総合戦略推進会議で検討され、農林水産省から公表されたと記されております。

国が推進しているバイオスタウン構想は、平成22年までに300自治体を目標に構築を目指すとしており、平成23年1月時点では全国286市町村となっているようです。バイオスタウン構想が策定されると、国の交付金を受けて事業が展開されるというものであります。現在、大分県では古い順でいきますと、平成17年の日田市から宇佐市、佐伯市、九重町、玖珠町、竹田市、そして平成23年策定の杵築市と、県下7市町村の策定が公表され、独自の取り組みを行っているようであります。このバイオスタウン構想の策定については、平成20年6月と9月に一般質問で、佐伯市も取り組んだらどうかと提案をさせていただきました。策定後どのような展開をしてきたのかと気になるところであります。

少し前の話になりますが、平成20年に一般質問をするに当たり、当時バイオスタウン構想に取り組んでいた鹿児島県志布志市に視察にお伺いいたしました。熱意ある担当係長から話を聞き、現場を拝見することができました。志布志市では長い歴史、家庭ごみを埋め立てによる処分を行ってききましたが、年数を重ねることで埋立地がなくなり、広域による焼却場の建設が議論をされました。建設費や運営するためのランニングコストの将来への負担が懸念され、時の首長は焼却場建設ではなく、分別によるごみゼロを目指す方針を掲げ、分別の推進に取り組まれたそうでありました。担当職員は分別の普及のために地域説明会や推進活動等に大変苦労したと語っていましたが、そのかいあって分別により搬出されるごみが年々増加していったそうで、やり遂げた達成感なのか、分別により自信にあふれた目と姿勢が印象的でした。まちづくりを担う市の人材に感銘を受けたところであります。そして、分別された家庭ごみは再利用され、バイオマス事業として国からの交付金を活用し、堆肥施設を建設。家畜の排せつ物や廃材、しょうちゅうかすなどをまぜて堆肥をつくり販売をしております。こうしたバイオマスの再生品は、販路、販売による採算性が課題となっておりますが、関係者の人脈等で販路の拡充を伸ばしているとのことでした。また、富山県黒部市では、PFI方式を導入し、下水道処理にバイオマス利活用を取り入れ、コストの削減や企業との連携による周辺整備を行った例もあります。つまりは、バイオスタウン構想の取り組みにより、地元の資源、産業を生かして企業立地にも一翼を担ったということでありました。そんな期待、希望を持ちつつ提案に至ったわけでありましたが、佐伯市の構想を見ますと、平成20年から28年までの行程になっております。ことしがちょうど真ん中の年となっておりますので、今回、一般質問で取り上げたところであります。

それでは質問に入りたいと思いますが、これまでの取り組みと成果についてお聞きをしていきたいと思いますので、執行部の答弁をよろしくお願ひし、最初の質問としたいと思ひます。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 市民生活部の岡本でございます。よろしくお願ひします。

それでは、吉良議員の質問にお答へしたいと思ひます。佐伯市のバイオマスタウン構想は、本市に多く賦存する林地残材を収集し、チップ、ペレットなどに変換した後、ボイラー燃料として利活用することや、家畜排せつ物、生ごみ、し尿汚泥、食品加工残渣、廃食用油等の廃棄物系のバイオマスについて、堆肥、バイオガス、液肥及びバイオディーゼル燃料に変換し利活用すること等について記載しています。この構想を策定した主な目的につきましては、市がバイオマスタウン構想を策定することで、民間事業者がバイオマス事業に参入する際に国からの補助の優先順位が高くなるということとございました。佐伯市では平成21年2月にバイオマスタウン構想を公表し、同年6月に佐伯市バイオマス利活用推進協議会条例を制定いたしました。地域のバイオマス利活用の具体的な推進のために、同年8月に「佐伯市バイオマス利活用推進協議会」を設立し、4つのテーマでより具体的かつ専門的な検討を行うようになってきました。

一つ目としまして、家畜排せつ物、生ごみ、汚泥等の利活用と食品廃棄物等の利活用につきましては、収集システム、施設の設置場所、事業者の検討を行う行程になってはいますが、現在までには具体的な検討、取り組みはございません。廃食用油の利活用につきましては、学校給食、レストラン等の民間事業所、自治会の協力による地域や学校回収の実施により、回収量、精製量が増加しており、大島航路の定期船や公用車に利用することで、バイオディーゼル燃料の使用量も増加しています。林地残材の利活用につきましては、これまで高知県梶原町や日田市のペレット工場を視察し、本市におけるペレット化事業の可能性を検討してきたところですが、その実現には議員が先ほどおっしゃいましたように、販路の確保や製造コスト面において課題がございます。今後さらに調査研究を行っていく必要があると考えています。一方で住友林業フォレストサービス株式会社と中山リサイクル産業株式会社の2社が共同し、本匠堂ノ間地区に林地残材のみを原料とした木材チップ工場が進出するなど、企業誘致による民間活力において取り組みが進められています。これまでの成果といたしましては十分とは言えませんが、コスト面などの課題がクリアされることで、今後の企業参入に期待したいと思ひます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） ただいま部長のほうから答弁をいただいたわけですが、答弁の内容を聞くと、20年に策定し、今日まで余り芳しく動きが見えてないなというふうに感じております。その中で、20年から28年までの行程ということで計画表がこの構想の中でも出されておりますが、先ほど部長の答弁の中で、大きく4つの分野に分けて、それぞれの見識の中で取り組みを進めてきているということで、検討をしていく必要があるということで策定をされておりますが、ちょうどことしが一番中間の年ということで、取り組みの中で利活用の目標値を設置をしながら取り組みをされてきたというふうに思ひます。それもこの構想の中にもうたわれておりますが、将来的な目標値ということで記載をされております。その中で、大きく分類をされると廃棄物系のバイオマス、また未利用のバイオマスということで分類を

されているようであります。特にこの未利用のバイオマスについては、非常に現在から、また将来にかけて非常に高い利用率の数値を目標にしているなどということを感じておるわけですが、現在の中間、この時期にどれだけの目標値の達成がなされているのか。その部分は分析等がされているのであれば、ちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 農林水産部長の坪根でございます。

先ほどの吉良議員の中で未利用のバイオマス系でございますが、まず私のほうの所管が農業系、林業系となっております。まず1点目の農業系のほうからちょっとお話をさせていただきたいと思います。農業系の中でも稲わらの利用率、これが現状が28%を50%まで上げたいという目標値でございます。これは平成22年度に実施されました農業者の戸別補償制度、これに乗っかって大分部品が、水田をWC S用の稲をつくるということで企業参入いただいております。この中でございます23年度の結果から申しますと、当初、計画では現状が5,184トンございました。これが率にして28%、これをいかに28年度までに50%に上げるかということで、23年度の実績を見ますと、量にして1,608トンが利用できたということで、率といたしましては31%、1年から3%の増を見ております。また、もみ殻にいたしましても、当初は61.4%計画で上げて、計画ではこれを85%に上げるということでございますが、これも大分部品さんの御協力をいただきながら、年間に40トンの利用ができた。率にして2.8%伸びているような状況でございます。

それから林業系でございますが、木材生産林地残材、これは宇目の加工場のほうが木材乾燥設備に木くずボイラーを設置したために、その熱源として若干利用させていただいておりますとともに、県内業者、加工、森林組合とあわせて宮崎の業者のほうにもうちのほうから、林地残材は極力持ち出してくれというような指導の中で御協力いただいて、現場放置というのはかなり減少しているということ聞いております。

それから、先ほどもちょっと出ました本匠地区の堂ノ間に新しく企業が来られたと。この企業が今後、利活用、供用開始いたしますと、この林地残材についてもかなりの量があるところで実用化されるのかなという期待をしておるところでございます。それから、間伐材の林地につきましても、今年度から国の施策として搬出間伐に重点を置くというようなことから、現在、取り組みについても計画中でございますので、これがまた計画に乗っていくようになれば、林地残材というのも減少し、目標に向けてかなり進捗できるのかなというような状況でございます。現在の取り組み状況はそういうことで御理解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 企業協力によって、そういった伸びも感じられるというようにあります。

なかなかこのバイオマス構想の取り組みというのは、私が感じる中で、なかなか見えないいいですか、どうなっているのかなというふうに非常に感じているわけで、この計画を見ても、現在ではなかなかまだ表に立って見せれる部分ではないのかなというふうなことも感じておるわけですが、その中で、やはりこの構想を進めるために今設置をしておりますバイオマス利活用の推進協議会、これがもう中心となってこの取り組みをということで進められているかと思いますが、先ほど部長の答弁では、具体的な検討、取り組みがないようなことも答弁の中でありました。やはり、推進を担う推進協議会が、じゃあどれだけの活動をしてきたのか、やっぱりここが方針を決めていかなければ、なかなか具体的な部分は見えて

こないのかなというふうに感じておりますが、これまで推進協議会がどういう形で取り組みをされてきたのか、会議等、その辺の状況というのがわかればお伺いをしたいと思います。
議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 推進協議会の活動内容についての御質問でございます。先ほど申し上げましたように、推進協議会条例が21年6月30日に制定ということでございます。それから、同年8月に推進協議会を開催しまして、委員を招集といいますか委嘱して協議会として発足しましたのが8月24日でございます。それから先進事例の研修を梶原町のほうのペレットの工場のほうを、平成22年1月21日、21年度末のほうに研修に伺っております。それから、2回目の研修としまして、これもやっぱり梶原町のほうなんですけれども、視察研修ということで22年4月に伺っております。それから、22年9月ですけれども、NPO法人伊万里はちがめプランの理事長さんをお招きしまして、佐伯市番匠商工会女性部の研修会を開催したところであります。それから23年1月ですけれども、延岡市にございます木質バイオマスチップ工場、新たにできた会社だったものですが、そちらのほうに見学というふうなことで、23年度までは先進事例の視察研修というのを主に行っているところであります。23年度になりまして、同じく延岡市の工場のほうに視察という形で伺っております。現在は推進協議会、23年度につきましては1回、8月に開催しております。そういった形で先ほどバイオマスタウン構想のそもそもの考え方といいますか、民間の参入を期待しての構想というふうなことを申し上げましたけど、企業の参入が今後ふえていただくということで、さらなる利活用のあり方の研究というか、そういった部分に話が及んでいくのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これまで研修をかなり重ねてきたというふうな答弁だったと思いますが、その中で具体的な検討、取り組みはないと言われるのは、ちょっと寂しいかなというふうに思いますので、せっかくそういう研修をされているのであれば、何か生かせるようにきちんと、それで推進協議会自体も、何かあんまり開催されてないなというふうな印象にあります。年1回程度の開催がどうなるかなど。具体的な絵にしていくためには、もっとそういった協議を重ねていく必要があるかと思いますが、その辺はぜひ今後の取り組みとして考えていただきたいと思っております。

また、今、部長のほうから、企業参入という部分の答弁をいただいておりますが、これ冒頭にも言いましたけど、このバイオマスタウン構想の中には、そういった企業参入というのが大きな期待、最近の企業誘致ができるんじゃないかという部分の大きな期待がこの構想の中に私はあるというふうに思い、私も質問等もさせてもらっております。ぜひそういう形で実現すればいいなというふうに非常に願っているところでありますが、これまでの取り組みに企業参入というものに対して、バイオマスタウン構想の中でどのような取り組みをされてきたのか。その辺を企業参入という視点での取り組みというところでお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 急な御指名でできどきいたしておりますけれど、バイオマスと企業誘致についてお答えさせていただきます。

企業誘致においてもバイオマス関連企業の誘致には力を入れております。昨年度、先ほど両部長のほうからもお話が出ましたけれど、昨年度、本匠地区に中山リサイクル産業と住友林業フォレストサービスのチップ工場を誘致いたしました。ここは林地残材を集めて燃料用チップを製造するもので、林地残材は利活用すべき資源としてバイオマスタウン基本構想の重要な柱の一つであるものと思っております。平成24年7月から再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートいたしますので、今後も木質資源のほかにも汚泥や生ごみを活用した企業誘致ができないか検討を進めていきたいと、このように考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 本匠の施設等に誘致したというふうに言われておりますが、厳密に言えば、このバイオマスタウン構想の中で誘致したわけではなく、県のほうから紹介があって、県の紹介で誘致したというふうに私はとらえておりますし、確かにバイオマスという観点では一緒ですが、あそこは電力のほうで、先ほど部長が言っておりましたが、電力の部分の要素が私は強いんじゃないかなというふうに思います。そうは言っても東京事務所等に行っても、佐伯の企業誘致のメリットは何かという部分の話をしたときに、やはり佐伯市はバイオマスタウン構想があるという部分が、一つのメリットだというふうなことも聞いておりますので、やはりそういった取り組みが県の紹介にもつながったんかなというふうに拡大解釈もしておりますが、やはり企業参入、企業立地ができる体制づくり、この後の質問にもつながりますが、進めてきてほしいというふうに思います。

それを踏まえて次の質問に移りたいと思います。続きまして、イの佐伯バイオコントラクター（仮称）の設立についてということですが、この佐伯市のバイオコントラクター、ちょっと聞きなれない言葉であります。佐伯市のバイオマスタウン構想を見ますと、構想の行きつく先、つまり将来像としてバイオマス事業の運用組織体を設立する方針となっております。これが通称、バイオコントラクターの設立となっておりますが、農林水産省が公表しておりますこの内容をちょっと見たんですが、第32回の公表になります。この中に大分県佐伯市ということで、佐伯市に多く賦存する林地残材を収集し、チップ、ペレットに変換した後、ボイラー燃料として利活用する、また家畜排せつ物、生ごみ、し尿汚泥、食品加工残渣、食品用油と廃食用油等の廃棄物系のバイオマスについては、堆肥、バイオガス、液肥及びバイオディーゼル燃料に変換し利活用する、これらのバイオマスの収集、変換、利用を円滑に運営するために、佐伯バイオコントラクターの設立を図るというふうに公表されております。そういう形で出ておりますが、現在の状況についてお伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） バイオコントラクターについてお答えいたします。

コントラクターという言葉自体が耳なれない言葉だと思います。コントラクターと申しますのは、農家などの求めに応じまして堆肥、液肥の散布を請け負う組織のことでございます。佐伯バイオコントラクターの設立につきましては、バイオマス関連事業への参入企業が現在のところ少ないなど、十分な環境が整っておりません。これまで具体的に検討したことがございませんので、現時点でのコントラクターの設立の予定はありませんということでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） そういった目標を掲げておりますが、24年現時点では、そういったところ

がないと。企業参入に関連してということではありますが、その企業参入するためにも、やはりそういった体制づくりがまず先じゃないかなというふうに感じております。取り組み行程を見ても、それぞれ分野に分かれておりますが、この24年度、施設設置場所の検討ということで、もう24年度にはそのバイオコントラクターをやるための施設を、もう設置の検討に入りますよという部分の行程になっているんですよ。今の答弁を聞くと、ちょっとその辺まで行きついてないのかなというふうに感じておるんですが、24年度、こういう場所の設置の検討というふうにはうたっておりますが、この辺の進捗状況はどうなんですか。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） コントラクターの場所の設置の検討ということではございませんで、こちらのほうに書いている、取り組み行程のほうに書かれております場所の検討ということにつきましては、いわゆるバイオマスを活用するための施設を設置する場所について、企業の参入があればというふうなことの前提がありますけども、検討するというふうなことでございますので、そういったいろんなバイオマスというのがございますけれども、そういった生産する側というか、企業が参入してこないことには運用といいますか、利用する側、農家の方の堆肥であったりとかいう部分のコントラクトするわけですから、そういった部分が見えてこないというふうなことで、やはりそういった企業、議員が当初おっしゃいましたように、いろんなメリットもあればデメリットもございます。価格の面で非常にやりづらいといったことで企業参入が少ないのかなといった部分もあるかと思っておりますが、そういった部分で現在のところ、企業の参入がふえておりませんので、設立のめどはないというか、立たないということでございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 構想はしたが、企業参入がなければもう実現しないというふうな内容かなというふうに思いますが、このバイオコントラクターの構想を拝見しまして、非常に夢のようなものができるなど、こういうのが佐伯にできたら、もう全国からも注目されるような施設整備ができるなどというふうに、非常に大きな夢を描いたなどというふうに感じておるんですが、これをつくったのは当時、永田さんがつくったということで、それだけの思いがあってつくったんでしょうけど、本当にこれ、これだけのものが佐伯にできるのかなというふうな部分も、逆に企業参入の部分を言いますが、逆にこれだけの体制が本当に佐伯にできるのかなというふうな思いもしております。

他市の事例を見ると、何か絞った形でやっているんですよ。例えば木質ペレットの工場をするとか、最近でいえば廃食をやっている、廃食油を中心にやるんだというふうな、あとはもう先ほど言ったように下水処理のバイオマス処理をするとか、堆肥場をつくるとか、そういった何か柱を一つ持って、それを実現させるためにやるというふうな印象が私はあったんですけど、佐伯の構想を見る限りは、これもやる、これもやる、何でもやって、総合的によくするよという計画になっております。企業参入云々がありますけど、本当にそれだけの構想がこの佐伯市で実現できるのかなというのは、本当にできればいいんですけど、本当にそこまでのものがつくれるのか、その辺の自信はありますか。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） この構想、当初申し上げましたように作成の過程で、一応最初は林業系のバイオマスを活用しようというのが根底にございました。ただ、先ほど手を広げ

ているというふうな御発言もありましたが、あらゆる企業の参入に対応できる形というふうなことで、確かにおっしゃるように門戸を広げ過ぎている格好になっているのかもしれませんが。当初の設立、構想自体の目的としましては、木質系のバイオマス、林地残材を生かしたようなバイオマス系を目途としておりましたけれども、構想としてはいろんな産業からの参入を受け入れやすくするというふうなことがございまして、門戸を広げている格好になっていると思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 永田部長、そういうことですね。じゃあ、それらを踏まえて今後の取り組みという部分に移りたいと思いますが、28年度までの取り組み行程を示している中で、今これまでの取り組み、そしてバイオコントラクターについての内容について答弁をいただきました。それを踏まえて今後の取り組み、具体的な構想計画、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 平成28年度までの取り組み行程につきましては、バイオマスタウン構想に示しているとおりですけれども、市が独自に取り組めるものと民間企業の参入に期待しなければならないものがございます。市が独自に取り組んでいます廃食用油の利活用につきましては、最終的には市内全域での回収を目指しており、今後、平成27年度までに全域での回収が開始できるよう計画的に地域を拡大し、それに対応できる体制づくりを検討していきます。バイオディーゼル燃料の使用につきましては、離島への定期航路である定期船おおしまの燃料として、さらなる利用拡大につなげていく予定でございます。林地残材の利活用につきましては、民間企業等の参入に期待していますが、その実現には販路の確保や製造コスト面において課題があり、今後さらに調査、研究を行っていく必要があると考えています。家畜排せつ物、生ごみ、汚泥、食品廃棄物等の利活用につきましては、民間企業の活用策も含めまして、現時点では具体的な計画はございません。

以上でございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後の取り組みの中で、民間企業の参入が切っても切れないという部分がありますが、このバイオマスタウン構想を策定すると冒頭にも言いましたが、国からの交付金を受けて、ソフト事業、あるいはハード整備事業という形で、国の交付金が定められています。これは農林水産省の交付金ということで定められておりますが、その辺を踏まえて企業参入すれば、そういう交付金を受けて、補助を受けながらそういった体制づくりが佐伯市でもできるという期待であります。その辺も絡めた部分で、どういう期待が持てるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） また再度の御質問で、本当に苦慮しておりますけれども、バイオマス関連と企業誘致でございますけれども、やはり佐伯市においては、85%程度が山林であるというところを認識しておりまして、やはりこれからも今まで以上に増して、木質系関係の燃料用チップや、それらのものを主とする企業誘致に努めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 私が言いたいのは、国のそういった交付金、このバイオマスタウン構想を

な策定して、部長が言ったように国の交付金が優先的に受けられて、企業参入しやすい体制ができるというふうなことがあります。そういうのを今後活用してやるのかという部分を質問させてもらったんですが、そう言いながらも、農林水産省の交付金というのがなくなったというふうに聞いております。事業仕分けの中で、今後そういうふうに取り組みたいと言っても、この部分の予算というのがない中で取り組むような状況になるのかなというふうに思っています。その辺は踏まえてますか。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） おっしゃるように、平成21年か22年だったかと思います。事業仕分けの中でバイオスタウン系の事業について、各省庁にこういったバイオマス系の補助事業と申しますか、交付金事業が散らばってございました。農林水産省の中の交付金事業は平成23年度から予算上は見当たりません。ただ、ほかの省庁でこういったバイオマスを利活用したような政策というのが残っているやに伺っておりますので、そういった部分ではさらに構想があるということで、企業誘致にとっても強みであるのかなと。ほかの国交省なのかどうかちょっと覚えませんが、そういった部分を活用しながら対応していったらなというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 佐伯市の場合は農林水産省の交付金ということで公表しておりますので、その辺を違う形で、その辺はぜひ研究をしなければ実現性は厳しいかなというふうに感じておりますので、御努力をいただきたいというふうに思います。

その中で、今、企画の部長に、ちょっと戸惑ったような感じをされたんですが、このバイオスタウン構想、もう企業誘致とは表裏一体だなというふうに私は思っております。その中で、今、資料を見たり進める中で、一つ、私、気づいたことがあるんですよ。市長にお願いといひますか、考えていただきたいなと思うんですが、佐伯市のバイオマス利活用推進協議会というのを条例化して設置をしております。これには各関係機関が協議会に入り、15人以内をもって委員を構成というふうになっております。これを見ると、この企業誘致に関する関係の人が1人も入っていないんですよ。ですから、今、部長は企業誘致を言われて、ちょっと困ったというふうに言っておりますが、やはりこのバイオスタウン構想を進める中には、そういう企業誘致の機関も推進協議会の中に入れて、一緒にやっぱり今後のバイオマス利活用を協議してもらおう。企業とどういう形で連携できるのか、その辺をこの協議会の中に熱心に議論をしていただきたいなというふうに思っておりますので、この中にぜひ、企業系の組織、機関を、私は担当部署が一番いいと思いますが、ぜひこの中にやはり、これから入れるべきかなというふうに思いますが、その辺、委嘱するのは市長になっておりますので、任命権は市長となっておりますので、ぜひ市長、その辺を考えていただけないかなというふうに思います。また、このバイオマス、今後の取り組みの中で、市長の期待する部分があれば、ぜひその部分をお聞かせいただければというふうに思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 吉良議員が今言われました推進協議会、時代が大分変わってきております。そして、今、3月11日以降の循環燃料の問題とか、発電の問題とか、そういうことになれば、ちょっと幅の広い考え方をとっていかなければならないと思っておりますので、その点については内部で見直しをやりたいと思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後のバイオマスの期待という部分も含めて答弁をいただいたのかなというふうに思いますが、これ今、実際15名以内となっておりますが、14人なんですよ、委員は。だから、まだ枠がありますので、ぜひその辺、今後に向けて考えてほしいなというふうに思います。その部分をぜひ期待をしまして、この1の質問については終わりたいと思います。

続いて2番、再生可能エネルギーへの取り組みということで、質問をしていきたいというふうに思います。この再生可能エネルギーについては、佐伯市議会のほうでも政策研究会の中でテーマとして挙げております。廃屋対策、そして再生可能エネルギーの利活用ということで、現在は廃屋対策のほうに集中的に取り組んでいるということでもありますので、今後この再生可能エネルギーの取り組みも、議会のほうとしてもやっていくようになるというふうに考えております。

そこで今回の質問として挙げさせてもらっておりますが、佐伯市では地球温暖化防止のためには二酸化炭素等の温室効果ガスを抑制することが重要であるとの観点から、太陽光、風力、バイオマス等の環境に優しい新エネルギーの利活用が必要と考え、平成17年2月に佐伯市地域新エネルギービジョンを策定しております。賦存量の多い木質バイオマスの利活用をテーマにされております。そして、平成20年3月には、佐伯903エコプラン、佐伯市環境基本計画を作成して、市全体で環境問題に取り組もうと明示をしておるところであります。近年では再生可能エネルギーといった新エネルギーの取り組みが世界的にも推進しており、さらには昨年の東日本大震災の発生後において、これらの考えが急速に進んでいると感じているところであります。そこで参考までに、実際の状況についてちょっと私のほうから触れたいと思いますが。

県のほうの資料として参考にしたいというふうに思っておりますが、この2010年の実績として、大分県は再生可能エネルギー供給率と需給率が日本全国で1位ということになっております。ちなみに県下市町村別でいきますと18市町村中1位が九重町、そして我が佐伯市は15位と、18位中15位というふうになっております。さらにはこの順位をバイオマスタウン構想を策定している県下自治体で分析してみますと、先ほどと同じで1位は九重町1,334.11%、続いて3位に玖珠町54.64%、5位に日田市で27.33%、7位が宇佐市で7.88%、9位が竹田市5.89%、そして15位、佐伯市で2.20%というふうになっております。ただ、これはバイオマス燃料としての需給率、供給率というふうにあります。順位にこだわるつもりはないんですが、こういった部分で現在の状況がわかるのかなというふうに思っております。佐伯市は県下で見ても低い位置にあるのかなというふうに感じております。そんな状況を踏まえて、本市の再生エネルギーへの取り組みに対する構想、計画をお伺いをしたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 初めに、構想計画に関する御質問です。佐伯市には再生可能エネルギーの利活用に関するそれぞれの資源に対する具体的な計画というのはございませんが、環境基本計画やバイオマスタウン構想の中で、その方向性をお示ししています。本市が持つ再生可能エネルギーとしましては、太陽光や風力、潮力、また林業廃棄物系のバイオマスなどが考えられます。これらの再生可能エネルギーの活用は、地球の温暖化防止対策に資するほか、地域分散型のエネルギーシステムでもあり、地域経済への活性化への貢献も期待でき

るエネルギー資源であると考えています。再生可能エネルギーの利活用は、環境基本計画やバイオスタウン構想にありますように、学校や消防署など公共施設への太陽光発電の設置、バイオスディーゼル燃料の製造のほか、本匠堂ノ間地区における発電用チップ工場の進出等により、少しずつではありますがその導入が図られつつあります。また、太陽光の活用策としまして、本年度の当初予算にも計上いたしておりますように、住宅用太陽光発電システム設置の補助事業を開始いたしたところでございます。これは、市民一人一人がエネルギー供給に参加する機会をふやしやすくすることで、省エネルギーの意識を高めていただくものであり、今後も国の状況を見ながら引き続き実施してまいりたいと考えております。佐伯市の資源を生かした「地産地消」のエネルギーである風力、小水力、また潮力発電等の導入の可能性についても研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後の取り組みということで答弁をいただきました。佐伯市がわずか2.2という状況でありますので、さらなるそういう環境対策を進めていくと、構想また計画等を策定しておりますので、実のある形になるように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

その中で再生可能エネルギー、いろんな分野があります。その中で太陽光については全国的にも普及が進められておりますし、部長が言いましたように、太陽光設置についての補助等も佐伯市も行っております。設置状況を見ましても、平成17年がたしか300程度だったと思うんですが、22年にはもう倍の600近くの設置箇所になっているというふうに私も把握をしているところでありますが、ますますその部分は進んでいくなというふうに思います。民間、市民に対してそういった設置の波及というのは、当然これからやっていくのかなというふうに思うんですが、この市の施設ですね、行政施設あるいは市有地に対して、そういった太陽光の設置、その辺は今後どのように考えられるのか、考えはないのか、現在、消防署のほうには設置をしているということでもあります。また、新庁舎にも計画があるかと思えます。そして、鶴見の小学校ですか、あちらにも設置をされていると。公の施設等ではそういったところの設置をしているといいますが、それ以上の設置の普及という部分はどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 次の質問のほうに若干及ぶかもしれませんが、申しわけありません。ただいま国のほうでは、電気事業者により再生可能エネルギーの固定買取価格制度というものが現在計画されておまして、近々買い取り価格などが公表される予定と聞いております。そういったことから、今後、その市の施設ですね、学校であったりとか、遊休地であったりといった部分に事業者が参入するというふうなことの話もある可能性がございます。建物の耐震強度だったり、そういった問題がクリアできれば、活用していきたいなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今、特措法に絡んで企業という部分の参入を踏まえた答弁をいただいたと思いますが、もう御存じかと思いますが、先般、新聞のほうに掲載されておりましたが、県が非常用電源に再生エネルギーを活用しようということを出しております。これは新聞に出

ておりますが、今、売電の関係で、その絡みの答弁をいただいたと思うんですが、実際、非常用電源、災害時、地震、津波、大きな災害のときに非常用電源として再生エネルギーを導入というふうにあります。こういった観点ですね、やはり佐伯市も海岸線を有し、また防災体制を今強化している中で、こういう防災という観点で、この非常用電源、再生エネルギーの活用ということで太陽光あたりを整備する、その辺の考えはないか、その分野についてお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 議員のおっしゃるように、6月初旬の新聞のほうに、大分県のほうで非常用電源に再生省エネ活用ということで、補助制度を新たに設けるといふような記事が載っております。佐伯市といたしましても、災害等、いろんなことが考えられます。そういった中で、こういった拠点、拠点、拠点にこういった設備がいいのか。太陽光であれば一つ言われている弱点としまして、夜間の発電が厳しいということがございます。それと、蓄電の能力といった問題もございまして、どの程度いけるのかなど。日が照っている日中であれば問題ないんですけども、そういった弱点の部分もあるかと思いますが、こういった県のほうがせっきくの制度をつくっていただいておりますので、こういったものを活用しながら、これは総務も含めまして、各種施設に及びますので、関係部署と話をしながら、導入できるものは導入すべきかなというふうに考えております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） これは前向きな考えをしていただきたいなというふうに思っておりますが、これに関してこういった記事が出ましたので、私、県の担当課のほうにちょっと確認をとりました。これはどういう制度かなということで。大分県に7億ほど国のほうから基金が配分され、公的施設などに非常用電源という名目で整備をします。これ、今、太陽光の話はしましたが、県としては太陽光だけではない、まだ幅広い範囲で考えているというふうに聞いております。現在としては、まだ要綱等が定まっていない、これからだということで、この基金を今年度から5年間かけて活用するというふうにも聞いておりますので、そうなれば今、市が建設をしております庁舎の太陽光パネルあたりも該当するんじゃないかなというふうな、その辺も考えられるのかなというふうに思いますし、例えば今、佐伯市が避難ビル等指定をしております。そういったところにもやはり設置が可能じゃないかなというふうに思います。その辺は県の要綱と照らし合わせながら進める必要がありますが、やはり市としても、その辺、担当部署、担当課、もうこの制度を使って、なるべく佐伯につけようやというふうなところで、じゃあどこが適しているのか、その部分をぜひこれから研究して、この5年間の間に、なるべく早くがいいんですが、整備ができるような体制づくりをぜひやっていただきたいなというふうに思いますので、その辺は期待をして終わりたいと思います。

そして、今、大分県が全国でも自給率、供給量が1位ということで、これは地熱が大きな要素、大分県は含んでおります。そういう中で、大分県も今普及している太陽光というのは、もう全国的に普及しておりますが、県としては、やはりそういった違う形の資源を活用する施策というの、今行っているそうであります。県も条例を設置して、その取り組みにエコエネルギー導入促進条例というものを県が設置して、取り組みを進めているわけですが、その中で、地熱となればちょっと佐伯は条件が厳しいかなと思うんですけど、それ以外の例えば小水力、風力、海の潮力ですか、いろんな可能性というのが考えられると思います。

その辺も今、県のほうが推進をし、モデル地域も今探しているというふうにお聞きします。そういう形で県のほうが補助要綱を定めて補助金を出しながら、そういった地域に再生可能エネルギーを導入していこうという取り組みがっておりますが、その辺は担当課として把握をされておりますか。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 議員ほど詳細には知っておりませんが、そういった制度ということはあるというふうなことは聞いておりますが、こういった形で佐伯市が参入できるのか、あるいは非常用電源の話とはちょっと話が変わりますが、再生可能なエネルギーとしては、議員おっしゃいましたように小水力であったり、潮位差を利用した潮力であったりといった部分が、可能性としてはあるのかなというふうに思います。ただ、やっぱりどうしても地理的な要件とか、いろんなデメリット部分といいますが、そういう自然条件に左右される部分というのがございますので、佐伯市にとってこれが利用できそうだとか、できそうにないとかいった判断をしながら、活用できるものがあれば、そういった形で参入していきたいというふうに思います。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） モデル地域を県のほうが今探しているということで、補助金要綱等も設置しています。これまでは企業に対してという形が多かったんですが、その辺も県のほうも改正をしてきて、今年度から例えばNPOだとか、あるいは地域、そういうところでそういう再生可能エネルギーをするのであれば、県も補助しますといったふうに幅広く多岐にわたって県のほうも推進しております。これは考えようによっては、私、宇目の木浦地区の水を活用したらどうかといった紹介もしたんですが、探してみれば、佐伯の資源というのは大きな可能性はあるんじゃないかなというふうに思いますし、やはりその辺はきちんとどういう場所がある、やっぱり市としても選定して推進してほしいなと思います。これは地域の活性化にも私はつながる要素があるというふうにも思っておりますので、そういった推進をぜひやっていただきたい。また、県のそういった部分の状況もぜひ研究をしていって、地域の推進を図ってほしいと思います。

それで、なかなか今、生活環境の中で行っておりますが、やはりこれからのことを考えると、そういった部署をですね、部じゃなくても係、担当部署をやはり佐伯の行政機関の中に、私は設けて、これから取り組んでいってもいいんじゃないかなというふうに感じております。これはもう部長の答弁にはいかないかと思いますが、ぜひそういった部分を勘案して、そういった部署を佐伯市で設けていこうという部分を、市長、考えられないかなというふうに思うんですが、その点は、もし考えがあればお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） このバイオの関係は、もともと農林水産で入ってきて、現在こちらのほうに変わってきた。全体的な傾向を見ながら、どの部署が適切かということになってくると思います。現況では今、市民生活のほうに持っていくというのが、菜の花プロジェクト等もありますので、総合的にはこれはもう連携プレーになるしかないかなと思うんです。例えば企業誘致として、先ほど言いました中山、そうしたチップ工場が来れば企業の誘致。同じように林地残材を使うなら農林水産ですね、それを最終的にどこが統括するかということであり、先ほど議員が言われました推進協議会の中で、そういうのを部署が出して、そして最

最終的にどの部が責任を持つかという、そうした部分になってくるのが一番いいんじゃないかと思っています。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） この分野は、今、市長が申されましたように、いろんな部署と多岐にわたっておりますね。やはり統括した部署という部分があれば、もっと話がしやすいから進めやすいのかなというふうに思います。実はこれ、県のほうからそういう情報を佐伯市に下さいよと私は言ったんですが、実は県ももう佐伯市にも伝えているけれども反応がないと言われたんですよ。だから、どこの部署に話を、そんなことはないのになと、どこの部署に話をされたかわかりませんが、そういったふうに現在の体制では言われておりますので、やはりそういった窓口的な部分をもっと明確に今後していく必要があるのかなというふうに思いますので、総合的なそういう窓口及び推進していく部署、係、そういった部分を事務分掌の中で位置づけできないかなというふうに思ってますので、ぜひ今後の検討としていただければというふうに思います。

それでは、もう最後になりますが、再生可能エネルギーの特措法についてであります、もうこれは言わずも御存じだと思いますが、7月からこの制度が始まるということで、見解があればお伺いをして終わりたいと思います。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 再生可能エネルギー特別措置法は、再生可能エネルギーによるビジネスを推進拡大することを目的に制定され、再生可能エネルギーからつくられた電気を国が定めた単価、固定価格で一定の期間、電力事業者が買い取ることを義務づけるものでございます。これにより、例えば太陽光発電所を設置する事業所は、長期に安定的な価格で発電した電気を売却できるようになり、事業の見通しが立てやすくなるといったことがございます。結果として、そうした再生可能エネルギーを利用する事業者がふえるということだと思いますが、買い取りにかかる費用は原則として電気を使う全国民あるいは事業者が、電気の使用量に応じて負担することになっております。本市では、今年度から住宅用太陽光発電システム設置補助事業を実施継続することで、市民がこの制度のメリットを受けられるように努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（小野宗司） 吉良議員。

27番（吉良栄三） 今後、施行された後の経過を注視をするということになるのかなというふうに思っております。そういう部分も踏まえて、今、再生可能エネルギーの重要性というのは非常に高まっているかと思っておりますので、佐伯市もそれに向けてエネルギーシユに進んでほしいなというふうに思います。議会のほうも、今後そういった取り組みがなされてくるようになりますので、執行部と行政と議会と両輪になって実現できる制度になればいいなという部分を期待をして、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 以上で、吉良議員の一般質問を終わります。

これより、昼食のため休憩いたします。

1時半より再開いたします。

午後 0 時 06 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

議長（小野宗司） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に25番、清家好文君。

25番（清家好文） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。25番議員の市民の会の清家好文であります。さて、今回は本年5月9日、10日、11日と3日間にわたり開催いたしました第3回目の議会報告会で、市民の皆様から御意見、お尋ね等が多かった大手前開発、再開発事業について一般質問を行いたいと思います。それでは、通告に従いまして一問一答方式による一般質問を行います。

平成22年3月に認定を受けました佐伯市中心市街地活性化基本計画の中核となります、大手前再開発の事業は、土地区画整理事業と再開発事業との一体施行方式をとっております。土地区画整理事業は個人施行方式、そして再開発事業は組合方式という方式をとっております。そのため大変わかりづらい事業であります。個人施行方式の土地区画整理事業は地権者と利害関係権利者等の全員の同意を必要とする事業であります。したがって、全員の同意があって初めてうまくいく事業であります。私は、地域開発調査特別委員会に属しておりますが、この個人施行方式での土地区画整理事業は、当初からこの権利者全員の同意を得るという一番重要な点があいまいであると心配しておりました。そんな中、ある日突然、土地区画整理区域の範囲が変更になったりしたわけでありまして、具体的には大分バスのターミナル地域が土地区画整理区域から除外され、突然独立した公園エリアになったりしております。また、組合施行方式の再開発事業の計画も、委員会が開催されるたびに変更されているのであります。まず初めに立体駐車場が計画されていたのでありますが、ある日、忽然と消えてなくなったり、あるときは公共棟の5階部分を商工会議所が取得するという説明を委員会にしていたのでありますが、その計画が突然消えてなくなる等々、まことに摩訶不思議な事業計画であります。ところで、私がこの大手前開発で一番驚いたことは、平成24年1月開催の地域開発調査特別委員会での執行部の説明では、13階建てマンションのMの字も議題に上がらなかったものが、1カ月もたたない同年2月9日、地域開発調査特別委員会と大手前地区市街地再開発準備組合との意見交換会の中で、突如として13階建てマンションの模型図が示されたことでもあります。

そこで、大項目1のAといたしまして、大手前開発事業についてといたしまして、再開発事業変更に至る経過について。特に13階建てマンション建設計画に至るまでの経過について、具体的な説明を求めるものであります。以上、お尋ねいたします。

これをもちまして1回目の質問を終わります。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 建設部長の永田でございます。

それでは、清家議員のこれまでの経緯についてお答えいたします。

昨年作成した大手前開発基本計画では、マンションが入る商業棟は4階建てで、そのうち3階と4階にマンションが入るようになっておりました。市はこの計画内容をもとに平成23年9月20日付で都市計画決定の告示を行いました。同じころ準備組合では、基本設計業者の選定作業を進めており、平成23年9月の臨時総会において、株式会社梓設計九州支社を基本

設計業者とすることを実質的に決めました。これによりまして準備組合は施設の配置や構成などについて、毎週のように会議を開くようになり、検討作業はスピードアップしていきました。その作業の中で、マンションの規模についても、マンションをどのくらいまでなら増床しても事業は成立するか、施設規模の変更が事業へ与える効果はどのようなものか、マンション床処分の前提となる住宅ディベロッパーの意向はどうか、施設計画変更によるスケジュール上の変更はないかなど、さまざまな要素を総合的に考えた結果、準備組合はマンションが入る西棟を13階建てに変更することとしました。そして、平成24年1月25日に開催した準備組合の理事会及び組合員向け全体事業説明会において、西棟を13階にすることを含む基本設計原案の内容で、今後検討を進めていくことを準備組合として確認し、現在に至っているところでございます。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、これは確認事項で結構でございます。もう私で5人目ぐらいですかね。この準備組合がマンション計画を決定した日付、これは先ほど言ったのは24年1月25日であるのか、ちょっと確認です。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 総意として決めましたのは、先ほど申しました平成20年1月25日に準備組合の理事会、同日付の組合員向け全体説明会において決定いたしました。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） であれば、市長が計画知ったのは24年1月31日ですか、市長。間違いありませんか。確認で結構です。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） その旨を市長に報告、承認をいただいたのが同年1月31日でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 1月25日に組合で決定いたしました。今言うお話があって、市長は1月31日に知ったということなんですけれど。組合にだれが出て、当然、準備組合に市のほうからも行ってるわけですね。だれが出て、だれが決めたんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 1月25日の組合の理事会及び総会におきましては、当時、理事としては本人が出席したかどうかは私はちょっと記憶してないんですけども、当時の理事としましては企画のほうの部長でございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 企画部長が出席して、こういう大事なことを決められるものなんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 1月25日におきまして、先ほど申しましたように、そういった内容の原案で、今後検討を進めていくということを決めまして、その最終判断を1月31日の市長に報告し、承認をいただいたということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長は当時、部外者なんですね。だから部長を別に責めているわけじゃな

いんですけれど、準備組合の組合員ですね、佐伯市も構成員です。構成員である市長が、この内容をわからない、知らない、あとは事後報告でこれだけのことを市長の了承なしで、行政が決定するんですか、普通は。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 1月25日は決定したわけではございませんで、先ほど申しましたように、13階建てという内容で今後取り組むという内容を決めたということでございまして、最終的には、くどいようですけども、1月31日に報告、承認をいただいたというようになっています。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長は当時の担当やないですから、部長を責めても仕方ないことなんですけれど、本来であれば市長が25日に前もって知っておかなおかしいですね、理屈上は。最高責任者の市長が知らんで、職員が勝手に決めて、事後承認で決まりましたよと市長に対して言うというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。その辺の、市長、御意見があれば。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 準備組合のほうについては、私もほとんど出ておりませんし、担当部長がそれぞれ責任を持って私のほうに報告するということですので、議員が言われました25日のそうした会議の中で、そうした原案があるということも聞いておりませんので、それを含んで私も31日に報告で聞き、その中で協議したということでございます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私は、これだけの大きな事業をやっとるのにトップが知らないで、準備組合が決めてから、後で事後報告するというのが、ちょっと行政の運営上おかしいんじゃないかと思います。少なくとも前もって、このような13階建てに変更しましたよという話を、方向性でいきますよというふうに市長のほうに報告があって、じゃあ市長がゴーサインを出して、それで部長が臨んだというんであれば話はわかるんですけどね。ちょっとこれ、おかしいと思います。もうこれはこれで終わります。何ぼ言っても水かけ論になりましょう。

続きまして、イといたしまして、再開発事業の変更理由と現実性について。13階建てマンションの建設計画に至った理由について問う。また、現実性があると考えているのかということをお聞かせください。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それでは、マンションの変更の理由についてお答えいたします。

さきの清家議員、三浦議員、日高議員への答弁と同じような内容となりますことを、御了承願います。昨年作成しました大手前基本計画では、14戸の住宅を計画していました。準備組合は、この戸数なら売却できると考えていました。しかし、住宅をもっとふやすことができれば、さらににぎわいの創出を図ることができることから、基本設計にあわせて再度マンションの規模などについて検討いたしました。また、幾つかの住宅ディベロッパーと交渉を重ねる中で、床処分先確保の手ごたえを感じ、このマンション規模でも事業を成立させることができると判断し、今回の変更をする決断に至ったものです。

次に、現実性があるかという御質問ですが、今回の変更で施設規模が大きくなり、事業費も約10億円増加しています。しかし、マンション計画の変更にあわせて今回は権利者住宅以外のマンション部分を住宅ディベロッパーへ販売する計画にしています。ディベロッパーが

決まれば、組合は床の売れ残りリスクを回避することができますし、同時に大きな床処分金
が要ることになりますので、床処分計画や事業費の観点から見ても、事業の成立性はかなり
高まったものと思っています。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 中心市街地再開発事業は、大きな変更はできないと我々に説明していたん
ですけれど、その辺は13階建てマンションに変更したということに関しては、どのような解
釈をしていますか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 大きな変更というのは、今までずっと御説明してきておりましたのは、
この再開発事業の持つ大きな特色として5つの機能を持たせるといふ、この機能が5つ失わ
れると再開発が成り立たないといふことで説明してきたと思います。その一つとしまして、
まず商業施設をつくること。二つ目が、住宅、マンションをつくること。三つ目が公共公益
施設をつくること。四つ目が駐車場をつくること。5つ目が公園、広場を設けること。した
がいまして、この5つの項目は守られておまして、その中の住宅部分、この部分の変更が
今回生じたといふことで、変更の対象としてとらえております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 規模が大きくなるというのは、大きな変更やないという解釈なんですね。
我々が公共棟の中に文化会館的な要素を持った施設をつくったらどうだろうかという提案を
したことがあるんですけれど、これはだめだよという話があったんですよ。それはどうい
う解釈をするんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 文化会館を中にといふことでございますけども、文化会館につきまし
ては、私のほうでちょっと今うまく言えないんですけども、当時、文化会館を設けるため
には、やはり今ある再開発区域の広さからして、駐車場等いろいろな面から困難があるとい
ふふうに説明してきたものと思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これも部長、担当になって大変、当時の担当者じゃないんで申しわけな
いんですけど、一応私としては質問せざるを得んのですけれど、13階建てをかえてもおかし
くないのであれば、公共棟を上へ伸ばしてもいいわけでしょう。逆に言えば、立体駐車場を
つくっていいし、地下駐車場をつくっていいわけなんだろう。そういう理屈であるんであ
れば、だから、その辺の解釈は、5つの要件さえあれば変更は関係ないよといふのであれば、
それは当然、理屈は合うんですよ。その辺の解釈はどうなんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 住宅棟を4階から13階に変更しました。当然このことについて工期の
算定を試算しましたところ、18カ月でこのマンション建設が成り立つといふふうに試算して
おります。そういった中で、公共棟は1階当たりの床面積が大変広うございます。それをま
た文化会館等を収容するような建物にすれば、26年度という竣工期間にはちょっといかな
ものかなといふふうに私は思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 工期の件に関しては、関連して説明します。今はやめときます。後の部分に出てきますので、時間的な問題というのは出てきます。これは一応、とめておくということですね。答えは一応それだけということなんですけど。

消防長にちょっとお聞きしたいんですけど、確認事項なんですけど、おとといやったか13階建てマンションに対応したはしご車を、本市として持っているのかということを確認、それをちょっとお願いします。

議長（小野宗司） 安部消防長。

消防長（安部幸一） 消防長の安部でございます。よろしくお願いいたします。

13階建てに届くはしご車はうちには今のところございません。しかしながら、大分においても45メートルのはしご車がございますけれども、そのはしご車においても届かないビルは幾らでもありますので、そこらは御了承していただきたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 消防長、別に大分はどうでもいいんですよ。我が市のことを言いよるんですから。それで、もしこれを購入するとしたら幾らぐらいかかるんですか。13階建てに対応するだけの消防はしご車は。大ざっぱでいいですよ。

議長（小野宗司） 安部消防長。

消防長（安部幸一） 今のところ、この13階建てに届くはしご車はございません。

議長（小野宗司） 購入すると幾らかかるかという話です。

消防長（安部幸一） それは今のところ出せるものでは、ちょっと。今のはしご車で3億ですかね、そのあたりです。それが35メートルですね。ちょっと今はっきりわかりませんので。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 3億ということなんですけど、今は8階ぐらいか、対応できているのは。私も一度聞いたことがあるんですけど。財政部長、これを計画変更したのに3億円の予算を確保しているんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。24年度の当初には、当然これは組み込まれておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 今後3億円、恐らく今、3億円よりもっと高くなるんでしょうけれど、これをやるつもりなんですか。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） これにつきましては、ちょっと今のところ予定はないということであります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 購入の予定がないと。人の命がかかっているものなんです。消防長、人の命がかかっている問題なんです。この近年、蒲江でも2件火事がありました。それで死亡者が出てます。私の血のつながった人も亡くなってます。一番何が大事であるかといったら、市長、安全・安心まちづくりということを挙げてるやないですか、市長の言葉として。その言葉としては、相反するまちづくりになるんじゃないですか。安全・安心なまちづくりって言うてるんですよ。市長、その辺はどう思うんですか。やる以上は、13階やるという決

定をしたのであるのであれば、これは当然、対応せないかんでしょう。その辺はどうお考えですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員にお答えします。

13階建て、これに対応する消防車を入れるかという。入れないと安全・安心ができないかという、そういうことだと思いますが、このビルそのものが現在の耐火、消防に対する貯水槽、そうした安全を確保すれば、現在の消防車でも私は対応できると思っておりますし、またそれに対する訓練等も必要だと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長、8万市民の生命、財産を預かる首長として、そういう言葉を使ったらおかしいんじゃないですか。やっぱり13階建てをやるのであれば、せめて体制づくりというのは、はしご車をつくるのは当たり前やないですか。トップとしての、それはあるべき姿でしょう。それをもう一度お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員が言われるように、全部が安全にそろえるということも大事かも知れませんが、現状においては私のほうでは13階建てに消防車が届かないというのは、担当課と1月31日に消防その他の問題はないかということで許可しております。それに対しての今対応というのは、消防車を入れるというのは、まだ今の私のほうでは考えておりません。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長、やっぱり私が言いよるんです、これ完成するまでには、そういう決断をしてほしいと言いよるんです、トップとしてのね。そこを言いよるんです。その覚悟はどうなんですかと言いよるんです、お願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） これも十分、私も協議をしながら検討したいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、申しわけないんですけど、13階建てマンションの4室は地権者になる。40室は販売するということでしょう。それがどこに保障があるんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） これは、さきの大手前開発の室長が述べましたように、13階に変更するという大きな担保として、ディベロッパーが決まればそこを容認するというふうに答えていると思います。そういったことで、どこに今売めるのかというのは、私のほうでは把握しておりません。ただ、設計段階においてそういったディベロッパーを模索する中で、そういった手ごたえを感じたというのは伺っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長、確認。今言われたとおり担保がなければやめるという発言をしたんですね、委員会でもね。これ確認、間違いはないですか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 清家議員も当時の地域開発調査特別委員会に出てたと思います。私のほうは、そうした13階建ての確実な、昨日の日高議員にも申し上げましたが、資金の問題、いろんな問題、こうしたものを確認しないと、私はこれに対する確認をした後、そうしたことはしっかりしないと、なかなかこれについて手をつけられないというお話をしております。以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長は担保がないと13階建てマンションはゴーサインを出さないということ、今確認したわけですね。私は商売柄、佐伯市で今、2棟のマンションが建ってます。これ、みんなことごとく失敗しています。だから、佐伯には向かないと。先ほど言われたように、業者さんが買い取って云々というけど、これ市長、市長がよく言う民間の経営感覚って言うんですけど、北九州で同じように地域開発してから、あるところを第三セクターの会社に売ったわけですよ。それがうまくいなくて破産したわけですよ。それがいかないために、破産したために、市が追い打ちの金を出しとるんですよ。これ最近なんですよ。後藤議員が言われましたかな、債権放棄が29億。こういうことがあり得るんですよ。担保、担保といっても、いわゆる業者さんにマンションを売ってくださいよと言って、商売する以上はやっぱり利益を追求しますから、もうけようと思って当然入ってくると思います。だけど、実際にお金を先に入れればいいですけども入れない。売った都度入れていくということになると、途中で破産ということもあり得るんです。そうなったときには、最終的にだれが責任をとるのか。後でこれも話になるんですけど、出てくるんかという、こういうことがあるわけですね。その辺を頭に入れてほしいということでございます。

完売保障がなければゴーサインを出しませんということを確認しましたので、次のウの建設計画の事業主体について、土地区画整理事業及び再開発事業の事業主体はどこですかということをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 事業主体についてお答えいたします。

大手前地区都市再生土地区画整理事業は、土地区画整理法で定める個人施行で施行しています。個人施行は、原則土地の地権者が施行者となって事業を施行しますが、土地の権利者から施行同意を受けた者が施行者となって行うことも可能です。当土地区画整理事業は、土地の権利者から施行の同意を受けた佐伯市が、同意施行者となって行っています。

市街地再開発事業は、組合施行で行う予定となっております。組合は施行地区内の土地の所有者または借地権者で構成されることとなります。組合は所定の条件を満たした上で、都道府県知事の認可を受けることで設立されます。大手前地区第一種市街地再開発事業では、現在は任意団体である佐伯市大手前地区市街地再開発準備組合が事業内容の検討を行っています。準備組合は、今年度中に大分県知事の認可を受けて、法定の組合になることを目指しております。認可後はこの組合が再開発事業の事業主体となる予定となっております。

以上です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、私は前から個人施行の、当初からこれに入ったときから、私も一応再開発、個人施行のやつなんか一応私なりに理解しているんですけど、部長はいなかったんですけど、市の方は、市の執行部ですよ、個人施行というのをどういう。二つあるんで

すよ。二つあると思います。思いますか。個人施行の方式として二つ方法があるんですかというので、どちらですかと私は質問してるんですけど、そこがはっきりしないんですよ、いつも。わかりますか、その方式が。わからなかったら、わからなくていいです。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、一つ目が、先ほど申し上げました市が土地の権利者から施行の同意を受けたという部分のやり方が一つあるかと思います。同意施行ですね。それともう一つは、ちょっと詳しい資料を持ってないんですけども。もう一つのやり方というのは、ちょっと勉強不足で申しわけございません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 当時から言ってたんですけど、もともと個人施行というのは、後からも出るんですけど、個人施行というのは、もともと数人のわずかな地権者でやるもんなんですよ。その中で、本来、私が土地を持っています、私が1人再開発しますという、区画整理しますというふうにできるわけなんですよ。それと、個人施行の中のもう一つは、それが同意と共同施行というのがある。どちらでやりよるのかさっぱりわからないんですよ。個人施行の中に二つあるんだけど、個人施行の中で共同施行なのか、あくまでも個人で同意施行なのか。その辺がわからないんですよ。それによって物すごく地権者の負担とかが変わってくるわけですよ、責任問題が。その辺はちょっと、わからなかったらもういいですよ。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 先ほど言いましたように、区画整理の手法としまして個人施行、地方公共団体施行、組合施行という方法がございます。その中で今やっとなのが個人施行です。この個人施行が1人で、または数人共同して施行するという部分のことをおっしゃっているんだと思います。佐伯市の場合は1人でというのが、同意をもらってやっとなる形態でございます。数人共同して施行するというのもあるんですけども、市としては権利者から同意をいただいて1人でやっているという、こういった形式の方法をとっています。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） なぜその方式をとったんですか、個人施行というのを。当時、わからないでしょうけど、わかった範囲でいいですけど。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） それぞれ地方公共団体施行、組合施行、個人施行にもメリット、デメリットというのがございますけども、まず個人施行のメリットとしましては、事業の立ち上げが短縮できるという部分がございます。それと、合意形成に時間がかからずに手続が少なく済むと。これは8回の同意というのをずっと言ってくるんですけども、通常、地方公共団体施行とかそういった場合ですと、審議会等の議決を要する、そういった部分が省略されるということから、限られた時間の中で区画整理を完了するためには、やはり個人施行方式のほうがベストということの中から選択しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） そこが大きな間違いですね。個人施行の場合は、必ず地権者の同意をいただかないといけない。だから、第1につまずいたのは、大分バスのところでつまずいたんでしょう。あけてみたら恐らく担当は全然知らなくて、企画が持って担当が行ってみたら、中をあけてみたら同意がとれてなかったというので、どんどん企画はずれていってるわけで

すね、結局。同意をもらえないから大分バスのところ、本来は最初入っていたでしょう、区画整理に。だから、これは短時間でできますよというのは逆なんです。個人の権利者の同意をもらうということが一番大事なんです。一番今の皆さんが間違えるのは、権利とかいう目に見えないものに物すごく価値観を見出さないんですよ。工事をやるんだったら物理的にできるんですけど、この権利、所有権とか権利に価値観を見ないから、仮にあなたが10万円のテレビを買ったときには、物があるからいいんだけど、見えないもんだったら高い、安いかわからないですよ。だから、こういう問題が出てきてるわけです。事業計画はもうずさんということになる。しかも市長は旧市から計画を立ててたというのであれば、あなたは脇津留をやっているでしょう、区画整理。あれであれば別に同意は要らんわけでしょう。最終的には強制的にできるわけでしょう。だから、時間をかけてやるんだったら、あの方式が一番いいわけです。だから、私はこれは一番最初からきょう言ったとおり、最初の同意というところが間違ったから、すべて間違ってきてると思っているんです。その当時の担当やないから、もうこれ以上のことを言いませんけど。

それで、今度は組合。再開発組合のほうですけど、これは最終的にはいつ設立予定なんですか。当初の計画を見ると24年やったんですね。私の資料の中にありますけれど。24年ぐらい、初めのころのやつは24年に同意をとります、組合設立しますよというふうになってるわけです。組合設立が24年の頭になってます。およそもう1年ほどおくれてきよるね、どんどんおくれてきたというのは、結局は同意がとれなかったということが一番問題です。だから、何が言いたいかということ、計画性がないんですよ。だから、次から次、13階建てになったり、公共棟の商工会議所が入らなくなったりするわけです。そういう見込みでやりよる。そこが大きい問題です。ちょっとそれを、予定はいつですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、同意がとれなかったということに関しましては。

25番（清家好文） 同意はいいです。

建設部長（永田亀男） 同意はいいですか。組合設立の認可の時期としましては、現在のところ平成25年1月を目指しております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それと、最終組合員数は何名になるのか、これも予測でしょう。本来ならば、もう既に25年1月というたら余りないんですよ。これも何名になるのかわからないんですか。およそでいいです。最終組合員数。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 権利者の関係で、借家人とか多少動く可能性がありますけども、現在把握している組合員が、再開発区域内、公園の地権者も含むんですけども、これはちょっと入れていいかどうかわかりませんが、公園の権利者4名を含めまして、再開発の関係者は27名です。それと、区画整理の関係者が19名ということになっています。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 地権者を私は言ってるわけじゃないんですよ。ここが一番大事なんです。設立するでしょう、組合を設立して、最終組合員が何名ですかと言います。これによって組合を設立して1カ月以内に、私、出ていきます、私は残りますって結論を出さないといけないんですよ、この事業は。だから言いますよ、最終組合員は予想としては幾らです

かと言いよるんです。別にあなたを責めておらない、この予測だけ教えてください。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） さきにも答弁したと思うんですけども、床の購入者ですね、商業床と住宅を合わせて今10名いるということで申し上げたと思います。そういった関係から、最終的な権利者としては10名ということになるかと思えます。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、これ10名の方が残ってすれば、この組合の精算可能な組合員数なんですか。恐らく私どもに隠しとる部分があるわけですよ。我々が知ったのは2月9日なんですけど、13階建てはね。そんなんが1カ月足らずででき上がるわけないんだから、前からずっと計画を立てているはずなんですよ。だから、恐らく精算可能な組合員数というのが出とるはずなんだけど、これはわからないんですか。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 精算は組合員数の数によって行うのではなくして、事業費の中の組合の負担分としては、組合が設けた余剰床、要するにマンションとか商業棟の売却する対象となった床ですね、これを売却することによって組合が事業負担をします。そういったことでございますので、ここで人数というのは余り関係ないんじゃないかというふうに思っております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、それはね、考えが間違っているとですよ。これはもともと保留床によって精算するわけでしょう、地権者が大手前開発のもともとはどういう目的なんですか、あそこで商売している方々が持つてる財産を持ち込んで建物を建てましょう、それで余剰床を売って精算しましょうということになるわけでしょう。だったら、地権者がここに10名が5名になったときにはどうなるんですか、組合の負担が大きくなるじゃないですか。その金はいくら出ますか。金は出さなかったら、当然精算できないということなんです。それを言いたいよるんです、私は。だから、人数は関係ないことはないんですよ、基本的には。だから、これが予測ができないなら、もうできないでいいです。次にいきますから。いいですか、できない。

それではエとしまして、事業主体の役割とその責務について。事業主体はどのような役割を果たすのか、またその責務についてどのように考えるのか。時間がございませんのでオモいきます。本建設計画と佐伯市の役割、責任について。土地区画整理事業及び再開発事業について、それぞれの市の役割をどのように考えているのか、また責任の所在はどこにあるのかをお尋ねいたします。

議長（小野宗司） 永田建設部長。

建設部長（永田亀男） まず、事業主体の役割と責務についてお答えします。

土地区画整理事業は、道路等の公共施設の整備、改善と宅地の利用増進を進めることにより、健全な市街地の造成を図る事業手法です。既成市街地においては、既存の公共施設の更新はもとより、換地という手法により土地の入れかえを行い、土地の高度利用を図るための街区の再編を可能とします。市街地再開発事業は、まちなか居住の促進、既存商店街の再興を目的に、既成市街地の再編を行う事業です。当地区では、土地区画整理事業により集約された土地に高度利用を目的とした施設建築物を建築し、土地の有効利用を図ることを目指し

ております。

大手前開発事業は、市の中心市街地活性化基本計画の核事業に位置する事業でありますから、基本計画を達成するためにも大手前開発事業を形づくる市街地再開発事業と土地区画整理事業の事業主体には、それぞれの事業を確実に実施し、まちなかににぎわいを取り戻すことが役割として与えられているものと思います。また、各事業主体がその役割を果たすために、それぞれの役割をきっちりやり遂げることが責務であると考えております。

次に、佐伯市の役割、責任についてという部分でお答えいたします。大手前地区都市再生土地区画整理事業の施行者は佐伯市です。市が地権者の同意をもって行う個人施行で実施しております。市は土地区画整理事業を実施して道路等の公共施設整備を担います。市は施行者でありますので、土地区画整理事業の責任は市にあります。大手前地区第一種市街地再開発事業は、まだ準備組合の段階ではありますが、組合施行で施行する予定です。市は施行予定地区内に土地を持っていますので、組合員としての役割があります。また、市は組合員に対して補助金を出していますので、その管理監督を行う立場にもあります。したがって、再開発事業に関する市の役割は、組合員としての責任及び補助金交付団体への管理監督責任にかかわる部分についてあると考えております。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 部長、答弁がなかったからね、もう部長はいいです。市長、ちょっとお答え。多分、市長じゃないとわからないと思いますので。先ほど言った公共施設の工事の方式で、特定建築者制度と公共施設の管理者による工事方式というのがありますね。これ、知らない、知ってる。知らなかったら知らないでいい。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） その部分については承知しておりません。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） それと、あなたはきのう、民主党の三浦議員が言った、きのう、昨日ですかね、まちづくり会社が床を持つというのに補助金を使うと言ったじゃないですか。あれは何ですか。戦略的中心市街地活性化事業費補助金、これかな。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） 経済産業省の補助金です。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） これが28億8,000万円、民主党。これ廃止になったよ。

議長（小野宗司） 亀山大手前開発推進室長。

大手前開発推進室長（亀山伸太） その部分の事業が、今、事業仕分けの中で廃止というのが、今週の話ですね。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） だから、まちづくり会社がそういう資金計画をできなくなると、またますます計画が狂ってきますよということです。

それと、先ほどの件は、私が言いたいのは、今は組合方式でやるという話やないですか。それで、マンションも組合、公共棟も組合がやるわけでしょう。そこで、今言ってる中で一つあるんですよ。公共施設の管理者等による工事というのが、これが市街地再開発組合で整備する公共施設のうち、公立の小学校とか、私とこの公共の建物は管理者、公共施設の管理

者となれば佐伯市です。佐伯市が発注できるわけです。だから、分離できるわけですよ。これを分離するということも考えてください。先ほどの時間的な余裕がないというのはこれで解決できるわけですよ。マンションはマンション、これはこれでやればできるわけですよ。何も難しい話じゃないですよ。これ分離でできるとなっているんですよ。それを研究してください。

それと、事業がうまくいかなかったら市長、だれが責任とるんですか。今、部長がおるけど、前の部長ですか、前のときもまちづくり会社が絶対要るよと言ったけど、調べてみたらNPOもいなかったと。結果的には議員に対してうそを言っとるんですよ、あなた方はね。今回のこういう情報をしたら必ず出てきますんで、またうそを言ってるということになってきますから。市長、私が心配してるのは、27年度までにやろうかという発想をしてるでしょう、特例債の問題で。井上部長、27年度から以降はどれくらい金が必要かな、予算としては。今言う、あなたはここに23年度の行革のやつを出してるけれど、この中で27年度からは職員の退職者が多いわけですよ。それと二つ聞きますわね、合併したときの地方交付税の合算査定が、だんだん10年で下がっていくわけですよ。私が情報でとってるやつは、最終的には2割くらい減になるだろうと言われてるんです。それと、我が市の場合は、この10年間、27年、支払いをし出したときから329人、これはもう定年退職は決まっとるじゃないですか。これ82億円ですよ。一般会計ですよ。別はうちは金をためとるわけやないですよ。毎年12月に何億も出るのは、皆、退職金でしょう。これは計算しとるんですか、こういうことは。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） お答えいたします。今後の財政収支の見込み、見通し、昨年度の11月につくった試算によりますと、基本的には投資的経費につきましては28年度からは決算ベースで55億円という一応予想をしております。そして、この中には、削減の職員の定数削減、退職者の分も、当然これは人件費の分として入っております。それと、27年度から段階的に普通交付税が下がってきます。この試算的には、私どもの試算では、臨時財政対策債を含めて約40億円程度が削減されるだろうと。今の時点の制度の中ではそういう試算をしております。当然これが制度の変更等があれば、この辺のことは非常に不透明であると認識しております。以上であります。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 私はそんなもんじゃきかんと思っとるんですよ、これは。今、自分らはここ一、二年、地方交付税は確かに多くなっているんですよ。これはいわゆる自民党もそうですけど民主党もです、選挙目当てにここでどンドン出しているでしょう。それを基礎に計算しとったら大変なことになるでしょう。18年のこれから計算したらとんでもないことになりますよ。18年の決算処理から、この当時の交付税の額から計算していったら。そういう金額だったらとんでもない金額になりますよ。私はこれで単純計算しよったら、とてももたないですよ。その辺を今後、課題としていただきたい。

それと、一番大きいのは、自主財源がないでしょう。私とこの自主財源は何ぼですかね、市税が74億1,000万円、人件費が83億円、足らんでしょう。やりくりできないんでしょう。しかも経常収支は88%ぐらいですか、ちょっとことしはよくなって。これは何に頼っているかといったら地方交付税に頼っているんでしょう。そこが崩れたら絶対おかしくなるんですよ。もう27年というたら、部長もいないんやからいいんでしょうけれど、かなり厳しいと私

は思いますよ、簡単に言いよるけれど、そんな状況にいかない。これ、私は当初100億円と職員の退職金を見とるんだけど、隠れ負債と言うとったけど、100億円じゃきかないものね、単純にずっとただけでもそうなんだから。27年から10年で80何ぼだから、どんどん上がっていったらね、20年間で82億、その次は76億。これはもう決まっとる退職金です。払わなくちゃいけない。その辺を十分注意してほしいということでございます。

例の施行は研究してください。もう別にありません。市長、最後に、先ほどだれが責任とるのかなというのを、ひとつ覚悟のほどを。組合がとるんだということなのか、市長がとるということなのか、ちょっと私も責任者の、これからいけば市長がとらなきゃいけないんじゃないかと思うんだけど。

議長（小野宗司） 清家議員、先ほど、建設部長の答弁で修正をしたいという旨の申し出がございまして、まずそれからお願いします。

永田建設部長。

建設部長（永田亀男） 本組合設立時の組合員数です。本組合設立時は土地の所有者プラス借地権者となりますので、今のところ19名の予定です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この事業が失敗したらということで仮定の話ですけど、私のほうもこれを失敗しないように努力していきたいと。また、一昨日、清家議員、また日高議員に申し上げましたように、確認をとりながら、また区画整理事業についてもこれに手を出せば、いろんな意味で大きな責任が発生しますので、そうした部分はチェックしていきたいと。また、いろんな意味での責任のとり方でも、どれをどういう形でとるかということは、今、現状においては、まだ私もそれについて精査をしておりますので、どういうことがあって、どういう形になるかということは、十分、調べてみたいと思います。

議長（小野宗司） 清家議員。

25番（清家好文） 市長、私も佐伯市民だから、別に大手前がにぎわいがあるってほしいと思っているんですよ。でも、市長が言ったんですよ、これ。身の丈に合った開発をしましょうというのが市長の基本があったはずなんです。私はそこでやっていくのが本来の姿じゃないかと思います。これも私の要望でございます。

以上、終わります。

議長（小野宗司） 以上で、清家議員の一般質問を終わります。

次に、26番、高司政文君。

26番（高司政文） 26番議員、日本共産党の高司政文です。

今回、農林水産業を基幹にした佐伯市のまちづくりについて、一問一答で質問していきます。

今回の質問の趣旨は、一言で言うと佐伯市は農林水産業の振興をまちづくりの中心に据え、人もお金も集中して、市民の所得向上につながる施策を打っていけば、市税の増収や福祉、教育、企業誘致、過疎対策、自然環境、災害から市民を守ることなど、あらゆる分野で好循環をつくり出していく、こういうまちづくりを行うこと。先々の地方交付税等が減らされる中、財政基盤が弱くなるのが心配されるからこそ、今のうちにまずは農林水産業に予算をかけ、市民の所得を向上させ、市内で消費させ、市内業者の売り上げを上げ、市税等の増収につなげ、財政基盤を強化し、さらに農林水産業に予算をかけていく。次の経済循環につな

げる、市内で経済循環を果たしていく。こういう弁証法的なまちづくりの発展方向とも言うべきことを、佐伯市のトップである市長に求めていくためであります。

そこで、アとして佐伯市全体のまちづくりについて、2点お聞きします。1点目は、合併後7年が経過しましたが、市長の佐伯市全体のまちづくりについてのビジョンを聞かせていただきたいと思います。2点目として、海、山、川という豊かな自然という佐伯市の特徴を考えたとき、農林水産業の振興に力を入れることが、佐伯市のまちづくりに必要なことだと考えますが、見解をお聞きします。一つ一つの施策がどうかという細かい話ではなくて、マクロ的なことを聞いていますので、よろしくお願いします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうへの質問ということで、高司議員からは、合併後7年が経過した、市長の佐伯市全体のまちづくりについてのビジョンを聞かせてほしいということです。

現在の佐伯市は、平成17年3月に9つの市町村が合併しとるということで、合併当時のまちづくりは手探りの状態だったと。平成20年に策定いたしました第1次佐伯市総合計画によって、その方向性を私は示していると思っております。まず、本市が目指すまちづくりの将来像は、「九州一の広大なやさしさ佐伯市」としております。本市は903平方キロメートルという九州一の面積を誇り、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれています。それがもたらず新鮮で豊富な食材と、これらを使ったおいしい料理、厚い人情、治安のよさなどが人の心を豊かに暮らしていける基礎条件がそろっています。それらが持つ「やさしさ」のイメージを、「九州一の広大なやさしさ佐伯市」と。この中で、いわゆる農林水産業、食材という部分を強調させていただいております。

まちの将来像の実現方法として、「まちのかたち」を示しております。「重点プロジェクト」を設定することで方向性を示しておりますが、これも載っておりますので詳細は略して簡単に説明させていただきます。

「まちのかたち」としては、佐伯地域の中心市街地を核に、それぞれの周辺地域が相互に補完し合う「多重ネットワークのまち」づくりを目指しております。これは1市5町3村が合併したということで、それぞれが連携を持つ、また農山村、漁村、いろんな中での連携をしていきたい。そうした中で中心市街地というのは、各周辺の生活環境の機能が多く集まった、いわゆる「生活拠点」であるという位置づけをしております。各周辺部においても、それぞれの生活の拠点がある。いわゆる旧町村部の中心地については、そうした生活圏を形成して、それらの生活圏が佐伯地域の中心市街地を核として、相互に交通ネットワークや地域おこしのネットワークで連携する必要があると考えております。このようにそれぞれの地域が、地域の個性の光るまちづくりが行われる中、佐伯地域の中心市街地を中心に、それぞれの生活拠点を核とした生活圏が形成され、それらが相互に補完し合いながら、先ほど言った多重に適切なネットワークを保っている姿が、本市の目指す「まちのかたち」と私は思っております。

また、そこに暮らす市民一人一人が責任を持ち、みずから考え、みずから行動することを基本理念に、「自助・共助・公助」の考えのもと、市民の自助努力と相互の助け合いによる市民主体のまちづくりを進めております。その中で、市の果たす役割を責任を持って果たしていく。いわゆる協働ということの、市民との協働したまちづくりをやっていかなければならないと。

そして、本市を活性化させるための地域の資源の活用ということで、ここで議員が言われる農林水産業の活用をもってやってみたらどうかというのが、今回の大きな質問の意味だと思っております。こうした中では、やはり「地域資源の活用」、「産業振興」、「定住促進」、「安心・安全なまちづくり」、「公共交通網の整備」、「子育て分野」、「中心市街地」、「文化振興」、「市民参加のまちづくり」の9つの柱にそれぞれ取り組むことにはしておりますが、これも総合計画の中で詳細等が載っております。また、基本計画の中では、「自然環境」、「生活基盤」、「生活環境」、「保健医療福祉」、「教育文化」、「産業振興」、「まちづくり」、「行財政」の8つの部分で、それぞれの目標を設定しています。特に行財政改革、1期4年はほとんどこれに取り組みさせていただきました。非常に合併後厳しく、経常収支比率も100を超す、また大きな新都市計画を見直さなければ、毎年130億から120億の計画をするということで、これを100億以内に落としながら、先行する投資的な公共事業等を抑えて、まず行財政改革を私はやらせていただきました。

こうした中で、私たちが行うまちの将来像は、やはり行革の中にあって、そしてそれがうまく有効に使えるような形が、今からのまちづくりだということで、そうした中で経過し、これをやっぱりそのまま継続することに一つはあるのです。特に議員が言われる農林業というのは、農業についてはいろんな問題も抱えておりますが、やはり地域の1次産業としての重要性を持っております。ただ、残念なことに、高齢化による離農者が非常にふえてくること。そのためには新しい人への、また企業や団体等による、農地の有効利用の考え方を持たなければならぬと。また、林業については、これは循環型エネルギーで、先ほど吉良議員にもいろんな御質問がございましたが、この林という循環型エネルギーをどう活用するかということで、現在、森林組合の大規模製材をしながら、佐伯市における林業としての位置づけをやっていかなければということ。これをやることによって山間部の雇用も出るわけですが、森林組合が宇目地区に大きく雇用をいたしておりますが、佐伯市内以外に豊後大野市や延岡の人から雇用が出てるということで、せっかく佐伯市にある会社ですので、地元の人就職していただければ、そういう部分もあるということでございます。

漁業については、佐伯市はヒラメ、ブリ等、全国でも有数な養殖の産地であり、また多くの魚介類が揚がっています。こうした中では、やはり大量の養殖をするべきか、それから高付加価値の漁業の構想を考え、地域によってはそれぞれの特性を持った漁業の必要性があることと、それと全体的に大きくまとめますと、この農林水産業の中で6次産業の、いわゆる地産地消を使った大きなこれからの育成が必要だし、これはまた地域における商いをされる方も、農業、漁業をする方も、一体となった方向づけが得られていると思います。

そうした中で、佐伯市の中で、いわゆるB級グルメ、これはごまだしが全国版になりましたので、こういう地域で起きて、地域の物を売るということになれば、通常の流通マージンだけでなく、地域の物が売れると。こうしたアイデア商品、いろんなことを出す必要があるということで、今回、佐伯市のブランド化におきまして、殿伝（でんでん）ということで、佐伯のブランドを指針とし、そうした商品を販売することが必要だと思っております。要するに、地産の活用ということになると思います。また、S1グランプリということでことしの3月にさせていただきましたが、地域におけるおにぎり、スイーツ、いろんな中で地域における産物を発掘し、そうしたものも結びつけていきたいと。

あとはこれからのビジョンについては、地域におけるいろんな中で防災という問題もござ

います。それぞれが抱えた問題を、今まで7年間を振り返り、またこれから新たなまちづくりということも必要になっています。特に、きょうは農林水産の問題ですので、防災については時間的な問題があると思いますので、私のほうは全体的な中で答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 高司議員の 海、山、川という豊かな自然という佐伯市の特徴を考えたとき、農林水産業の振興に力を入れることが佐伯市のまちづくりに必要なことだと考えるがという御質問に対して、お答えいたします。

農林水産業の振興は、総合計画の重点プロジェクトの一つである産業振興の一分野として挙げています。1次産業の波及効果は産業振興分野にとどまらず、自然環境、生活環境、まちづくり分野にもつながると考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 市長、ありがとうございます。何か選挙の演説のような答弁になったような気もしましたが。私の考える農林水産業の中心という意味は、今、市長がいろいろおっしゃいましたが、その一部ということじゃないんですよ。もうトップに持ってくる、まちづくりのトップに持ってくるという意味なんです。例えば、市長は24年度の予算編成のときの提案理由の説明ですね、このときにどうおっしゃっているかということ、安心、元気、飛躍のもとに行財政改革を推進しながら、災害に強いまちづくりを初め、高齢者福祉の充実、子育て支援の充実、環境に優しいまちづくり、教育環境の整備等の施策に取り組んでまいりました。農林水産業は一言もないですよ。それから、予算を見ても、平成20年、2008年ですね、このとき農林水産業費が47億6,100万円、予算全体に占める構成比が10.8%。平成24年度、今年度の予算が30億940万、もう6.8%。これだけどんどん毎年のように下がっているんですね。それから、農業所得や世帯数、いろいろ資料、時間がないから言いませんけど、平成16年を基本にした数を見ると下がっているんです。ですから、市長はこういうときにはそういうふうにおっしゃいますけど、しかし現実には数字が物語っているんです。だから、まちづくりの中心という意味は、そこを展開して行ってほしいということなんです。それで、あとこれから、今から各部長に、農林水産業を振興すれば、各部の事業の中にどのようにいい影響があるのかということ、ちょっと聞いていきたいと思います。

まず、イです。農林水産業の振興についてということで2点、これは直接の事業課であります農林水産部長にお聞きします。佐伯市のまちづくりを農林水産業中心に行うことになった場合、担当部長としてどのようなまちになると考えるのか。また、どのような展望を語れるのかお聞きします。2点目として、農林水産業の振興で佐伯市の目指す目標の一つということですので、佐伯市の食料自給率を100%、つまり市内で生産、市内で販売をして、市内で消費という意味ですが、食料自給率100%を目指したいと考えていますが、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 高司議員の、農林水産業の振興についてお答えいたします。

今年度の農林水産部の組織目標には、農林水産業の振興による経営の安定と基盤強化を図

る人材育成を上げていますが、本市の農業では、1戸当たりの耕地面積が少なく、生産量も低い上、高齢化や後継者不足が課題となっております。米、麦等の土地利用型農業では、集落営農法人への取り組みを強化し、農地の集積と規模拡大により農業振興を図っていきたいと考えております。また、少ない面積での収益性の高い菊やイチゴ等の施設栽培を推進し、新規就農者の確保や既存農家の規模拡大を進めていきたいと考えております。また、水産業につきましては、近年、漁獲高や販売価格の低迷により、漁家の経営は厳しい状況が続いています。こうしたことから、養殖業では加工処理の推進や経営規模の小さい業者が取り組む共同事業を支援し、競争力のある産地づくりを進めていきたいと考えています。種苗放流や藻場の保全活動も積極的に行い、資源の増殖を漁業者と一体となって取り組んでいきたいと考えております。1次産業の振興で農山漁村の活性化が図られ、そのことが中心市街地の活性化につながっていくものと考えております。

次に、展望についてでございますが、農林水産業を中心としたまちづくりが進むと、農業、林業、水産業の各分野で雇用が拡大し、後継者としての若者の定住が促進され、過疎化で活力を失いかけた市周辺部のまちなにぎわいが戻ってくる。また、農林水産業を活性化することにより、食料自給率が向上し、食の安全なまちづくりに貢献することができる。さらに、農林水各分野で所得の向上につながり、消費の拡大により商業の振興にも大いに寄与し、まちの空洞化を防ぎ、循環型社会が構築されることが考えられます。

次に、佐伯市の食料自給率の向上についてですが、戦後の昭和20年代後半においては、国の自給率は100%の確保がされておりましたが、今日においては39%の状況です。よって、国では水田フル活用を掲げ、国内自給率の向上を目的に平成22年より、農業者の戸別補償制度をスタートさせました。本市においても、現在、戸別補償制度を積極的に推進しているところです。そこで、本市の農地をすべて耕作することで自給率が100%に達するかの数値は持ち合わせていませんが、現状下において、一部の農地が荒廃化、休耕化の現状にあることから、自給率の低下が懸念されております。よって、今後についても戦略作物の助成、二毛作助成を推進し、自給率向上に努めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。非常に担当部らしい答弁であります。いいことを言いましたね、今。1次産業が活性化すると中心市街地の活性化にもつながると。非常に今の大手前のことを示唆したことじゃないかと思えます。

次はウですが、農林水産業の振興と福祉保健行政についてお聞きします。

農林水産業の振興で高齢者が、農林水産業が振興すると、それで魚をとったり、作物をつくったりして、高齢者が生きがいを持って元気になってくるという意味ですが、それで医療費の削減、介護保険給付費の削減等につながるとともに、地域の福祉力の向上につながると考えますけど、担当部長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 福祉保健部長の飛高です。

農林水産業の振興と福祉保健行政について、高司議員の御質問にお答えいたします。

高齢者社会を迎えた現在、後継者不足により農業、水産業の就業者は高齢者が多く、高齢者の能力、体力、意欲に見合った農業、水産業に従事できるような体制を検討する必要があると思われまます。高齢者が農林水産業の生産にかかわるだけでなく、みずからの技能、能力

に応じて産地直売、朝市、郷土料理の伝承、販売、加工等、多様な地域社会関連に積極的に参加する場を設けることにより、地域振興につながるとともに、長期的には医療費、介護保険給付費の削減につながるものではないかと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。そのとおりだと思います。

次にいきます、時間がありませんので。エとして、農林水産業の振興と生活環境行政について2点お聞きします。

1点目が、農林水産業の振興が太陽光、小水力ですね、先ほど風力とか潮力と言われてましたけど、自然エネルギーの普及やバイオエネルギー、堆肥化、これも先ほど、吉良議員が言われてましたけど。こういう市内の自然循環につながるというふうに考えますが、担当部長としての見解をお聞きします。

それから2点目で、これもさっき吉良議員が言っていましたけど、佐伯市でエネルギー自給率100%。私は食料の自給率とエネルギー自給率の100%の両方を狙いたいなと思ってますけど、担当部長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 岡本市民生活部長。

市民生活部長（岡本英二） 市民生活部の岡本でございます。よろしく申し上げます。

早速御質問にお答えしたいと思います。太陽光、小水力など自然エネルギーにつきましても、どのエネルギーにおきましても初期の導入コストが高いこと、また天候など自然条件に左右されることなどの課題があり、現状では火力発電など既存のエネルギーと比較して発電コストが高く、発電性能も低いという問題があります。また、出力が不安定で地形等の条件から、設置できる地点も限られるといった課題も抱えております。一方、これらの自然エネルギーは農業生産のための水利施設等の維持管理への利用のみならず、施設園芸等の営農や鳥獣害防止策、防犯灯など、さまざまな活用が考えられます。今後、先進的な技術開発や導入拡大の推進が必要で、初期の導入コストの低減などの課題が克服され、事業者の参入が期待できるようになれば、太陽光、小水力などの自然エネルギーの普及や林地残材等のバイオエネルギーの活用等により、市内資源の自然循環につながると思います。

2点目ですけども、佐伯市でエネルギー自給率100%ということですが、これは佐伯市の現在使っている電力量であったりとか、いろんなエネルギーを使っております、理想ではあると思いますが、こういった今申し上げましたような課題がございますので、現実的には100%の自給率というのは非常に厳しいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。次にいきます。オとして、農林水産業振興と消防力の強化についてお聞きします。

農林水産業で生活が成り立つようになれば、周辺に若者定住が進んでいくということで、地域の消防力が高まるというふうに私は考えますが、消防長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 安部消防長。

消防長（安部幸一） 消防長の安部でございます。よろしくお願いいたします。

オの農林水産業の振興と消防力の強化について、お答えいたします。

地場産業に就職し、若者が定住でき、これによって消防団員、つまり地元消防団員の増員があれば、災害が発生した時点で災害活動、消火活動等に地元から即活動に加わることができるので、そういった観点から考えれば、消防力も高まると思われます。この消防団の確保対策として、平成21年より団のOB、本庁、振興局職員等による機能別団員の養成、また消防団応援隊、あるいは消防団協力事業所表示制度などに取り組んでいるところでございます。

議長（小野宗司） 高司議員。
26番（高司政文） ありがとうございます。次は、力として農林水産業の振興と振興局の地域振興について、これは総務部長にお聞きします。

農林水産業を振興すれば、当然、今の振興局の役割が大きくなるわけです。担当部はもちろん、農林水産業はもちろんですけど。そうすると、やはりその中で地域振興課の役割が大きくなるんじゃないかと思えますけど、担当部長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 総務部長の内田です。

高司議員の農林水産業の振興と振興局の地域振興についてという質問にお答えいたします。

職員の定員管理につきましては、第2期行財政改革推進プランの基本的考え方の一つであります。平成26年度末の職員数を920人以下とするとの目標に向かって、毎年組織、機構の見直しを行いながら、職員数の削減に取り組んでいることは議員御承知のことだと存じます。御提案の農林水産業を基幹としたまちづくりにより、担当部署の業務量が増加する際には、現行の人員数で業務が遂行できないか、業務増加量は経常的なものか、また一時的なものか等を勘案し、適材適所な人員配置が必要であると認識しているところでございます。

いずれにいたしましても市全体の人員配置の中で、本庁担当課への配置が適切なものか、あるいは振興局地域振興課への配置なのか、時々的事案を十分に把握し、適切に判断していきたいと考えています。今後とも住民にわかりやすい簡素で機能的な組織機構の構築が必要であることを常に考え、適正な人員配置を行っていく所存です。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。ここだけちょっと趣が違うのが気がついたかと思いますが、ちょっとここは、実は振興局を回ってましたら、地域振興課は非常に独自予算がないということで、それらの前はパワーアップとかあったでしょうけど、今はないので、それぞれの地域振興課が何かしようとしたときに、予算がないというて困っているというようなことを聞いています。詳しくは、きょうはちょっと話すあれはないですけど、そういうふうなこともありますので、ちょっと一回検討をしてほしいなというふうに思っていますけど。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 予算のそれぞれの配分については、ちょっと私のほうの管轄ではありません。ただ、本庁のほうですべて予算を持ちながらということで動いているというのは承知しております。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。またそれは別に取り上げたいと思いますが、次にいきます。

キとして、農林水産業の振興と企業誘致、商工観光についてお聞きします。これは2点。

まず、農林水産業を中心にした特徴あるまちづくりができれば、地元の関連企業はもちろん、1次産業関連の企業、これは研究所とかもそうですよね、そういうのを含めて進出するようになるというふうに考えますけど、担当部長としての見解をお聞きします。

それから、2点目に、農林水産業の振興で特色あるまちづくりができれば、観光客の増加、地元商工業の発展につながるというふうに考えますけど、見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 農林水産振興と企業誘致について、お答えいたします。

佐伯市には山忠や天然素材、米水津地区に集積する水産加工業を初め、西浜の木材団地、宇目の佐伯広域森林組合の製材加工業など、農林水産物を原材料として加工業を営む企業が多くあります。また、進出企業では日本水産大分海洋研究センター、トマト栽培のサニープレイスファーム、中国木材、住友フォレストサービスと中山リサイクル産業のチップ工場、マグロ養殖の中谷水産などがありますし、大分部品も農業分野へ参入しております。議員がおっしゃるとおり、農林水産業の振興により、佐伯市の豊かな海、山の資源がより多く活用することができれば、地場企業の振興や企業の誘致にもつながるものと考えております。そのため、市では企業の農業参入につきましても、企業立地助成金の対象企業に加え、その誘致に力を入れているところでございます。

次に、農林水産業振興と商工観光についてお答えいたします。議員御承知のとおり、佐伯市は食を重要な観光資源と位置づけて、食観光に取り組んでいます。観光客は地元ならではのものを求めますので、食材の供給源である農林水産業との連携なくして、真の食観光の振興はないものと考えております。コストなど課題は多いですが、やはり生産者の顔が見える地産地消という切り口が、食観光をより高める要素であります。

6次産業化とよく言われておりますが、実際、他地域では農家レストランなどが人気を博しており、農家の収益率も高いと聞いております。昨年観光課と観光協会と、佐伯素材塾「財」の協力を得て、農家民泊の古民家でこだわりの野菜料理を食するツアーを企画いたしました。定員を上回る人気でございました。小さな取り組みですが、このような取り組みをする農林漁業者がふえれば、観光の魅力ともなり、生産者の所得向上につながるのではないかと考えております。また、農林水産業体験、いわゆるグリーンツーリズム、ブルーツーリズムでございますけれど、農家民泊も農林水産業振興の手法として大きな可能性を持っています。都市部では農家民泊を修学旅行に取り入れるところがふえており、子どもたちの満足度も高いと聞いております。昨年、震災の影響もあって、初めて関西から佐伯市に農家民泊での修学旅行が2校訪れ、好評でありました。ポイントは農業、漁業、地域、自然といった中での非日常の生活体験であり、位置的なハンディはありますが、農林水産業すべてであることが佐伯市の強みであり、今後も伸び代のある取り組みであると考えます。1次産業への理解を得る機会として、また副収入対策としても農林水産部門と観光部門の連携がますます重要であり、観光客の増加とともに、道の駅などでの農林水産の生鮮品や加工品の販売を通じて、商工業の振興にもつながるものと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。企業誘致は前から私、よく言いますが、呼び込むものじゃないと思っているんです。どの自治体も呼ぶために土地を造成して、補助金を出

してというやり方じゃ、なかなかできない。やっぱり特色あるまちづくりをして、その地域に見合った企業が進出してくると。みずから来るといふうなことが、私は本当の企業誘致じゃないかと思っています。

次に、クとして農林水産業の振興と財務行政について。農林水産業の振興で市民全体の所得が向上すれば、市民税や法人税などの増収につながるし、それから市税等の滞納の減少にもつながるといふことで、財政基盤の強化にもつながると考えますが、担当部長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 井上財務部長。

財務部長（井上勇） 農林水産業の振興と財務行政について、財務部長としての見解とのことですが、私は、平成24年度の財務部の組織目標の中に、健全で持続可能な財政運営の確保及び税収等の安定的な確保を掲げ、関係課に対し、これらを達成するための個別の目標や具体的な取り組みを定めるように指示してまいりました。また、平成26年度末の普通建設事業に係る市債残高を21年度末から100億円削減するとした第2期行財政改革推進プランの基本的方針に基づき、継続して財政運営の健全化に努めているところであります。

しかしながら、佐伯市の今後の財政収支の見通しを試算してみますと、急速に進む高齢化や人口減少、長引く景気低迷等により、現時点では税収の伸びは期待できず、それに加えて一本算定への移行に伴う普通交付税の減額などにより、厳しい財政運営を迫られることが見込まれており、安定した財政基盤を確立することは、健全な財政運営を維持する上での課題であると認識いたしております。農林水産業の振興を初めとした各種産業の振興は、経済を活性化させ、地域の活力を創出し、雇用機会の拡大につながり、ひいては生産者の所得向上につながり、税収増に結びつきますので、財政基盤を確立するという意味からも、欠くことのできないものと考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。次は、ケとして農林水産業の振興と教育行政について、農林水産業の振興が子どもたちの自然や命を大切にするといい教育、地産地消の学校給食、食育による知力、体力づくりにつながると考えますが、教育行政のトップとしての教育長の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 分藤教育長。

教育長（分藤高嗣） 農林水産業は私たちや次世代の生命を守り、はぐくむ産業であり、その振興を図ることは現代社会に生きる私たちに課せられた重要な使命であると考えています。現在、小中学校では農林水産業を活用したさまざまな教育活動が展開されているところであります。例えば、田植えや稲刈りなどの米づくり、学級園や畑を使った野菜栽培やイモ植え、シイタケの栽培や樹木の伐採などの森林活動、もじゃこのエサやりや養殖ブリの出荷見学、養殖ブリを使った料理教室など、それぞれの地域で地域の方々の御協力を得ながら、食育の推進とともに命や自然を尊重しようとする態度をはぐくむ教育を行っております。また、学校給食においては、「さいき生き生き献立」の月1回の実施、生産者を招聘しての交流活動、農協等と協力して地場産物の学校給食への積極的な活用など、地産地消の取り組みを積極的に行っております。

これらの教育活動は、すべて佐伯の山、川、海などといった自然の恩恵にあずかり、人々

の生業としての営みを根底に置いたものであります。さらに農林水産業が発展することにより、教育素材、教育内容としてあらゆる角度から充実させることができますし、特に本物と出会う職場体験学習を初めとした、子どもたちの勤労観や職業観をはぐくむキャリア教育の充実に必要不可欠なものであります。このように、農林水産業の振興は佐伯の産業の特性を生かした豊かな教育の実現につながるものになると考えております。

以上であります。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。続いてコとして、農林水産業の振興と土木建設行政についてお聞きします。

農林水産業の振興のために道路、港湾などの事業、広大な山林の管理を公共事業として行うということで、建設業などの産業を守り、雇用をふやす、これは防災なんかも含めてですね、ことにつながると考えますけど、担当部長としての見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 飛高企画商工観光部長。

企画商工観光部長（飛高勝則） 農林水産業の振興と土木建設行政についての御質問でございますけれど、通称、マル公と言われております公共事業等実施計画が企画課の担当でございます。よって、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

農林水産業のインフラ整備が結果的に建設業等の雇用促進につながることは申すまでもありません。今後とも費用対効果を勘案しながら、引き続き事業を実施したいと考えています。ただし、森林の管理については、特定目的を除き、いわゆる公共事業で行うことの意義づけが確立されていないことから、今のところ念頭にはございません。

以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。ここまで各部長に、農林水産業の振興と各事業についての関係を聞いてきたんですが、決して私はこういうふうにご答えてくれと頼んだわけではございません。しかし、農林水産業を振興すれば、いろんな分野、いろんな各部署で非常に影響を与えているということ、与えるということがこれでわかっていただけたらと思うんですね。これで今までの皆さんの答弁というのは、あくまで今の現状から発想しているとは思っています。だけど、私の言うまちづくりというのはそんなもんじゃなくて、もっと大きな、それこそ市長部局の下に農林水産部局がつくぐらいの、そういうふうな一体となった、徹底したまちづくりを考えているんです。そうでないと、佐伯市の海、山、川を生かした、自然を生かして、産業というのはそれだけ徹底して私はやるべきだと。それが本当にまちづくりじゃないかというふうに思っています。

最後に、今、問題になっている大手前開発、ここに移りたいと思います。農林水産業の振興と大手前開発についてということで。農林水産業の振興という観点から大手前開発を考えた場合、この大手前開発もやっぱり農林水産業の振興から私は考えるべきだと思っているんです。それで、考えた場合は、13階建てのマンションという発想はありません。出てきません。大手前を佐伯市の特産品、農林水産物の集積場、食の発信の場として佐伯市民の食料供給基地にすることで、佐伯市民全体の所得向上につながるという発想。それから、大手前の歴史的な役割ですね、歴史的に見て大手前がその役割を果たす場所であり、町並みもおのずから歴史と文学の道からつながる歴史風情のある町並みにするという発想、この二つの観点

が必要と考えますけど、市長の見解をお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 各部長のいろんな答弁、それぞれの部長の中での考え方でお話しさせていただきました。特に最後のところということで、この13階建てのマンションの発想はないということですが、農林水産業と大手前開発のかかわりというのは、やはりいろんな意味でも私は関連があると思っております。特に公共施設内においては食育事業を展開するためのキッチン整備とか、生産者、いろんな方々が料理、その団体を迎えて、いわゆる最近の食の事業の一環として、こうした整備をする必要があると思っております。特に中央に整備する広場についても、いろんなイベントを計画しておりますが、また店舗等になるのか、また直接そうした中でのトラック、軽トラ市になるかということも考えておりますが、マルシェというもので、地元産品を使用した、そうした販売、また祭り等について予定をしていかなければならないと思っております。山海フェアや他のイベントと、いろんな意味でも連携を図ることで、ある意味では議員の言われる、大手前というのは佐伯市の特産品、農林水産物が一堂に集まる場になるという方向も、私は必要ではないかと思っております。いわゆる、私ども、食の発信条例という形で、食の発信の場をすることを目指し、それは佐伯市また大分県内に広がっていく大きな位置づけが、大手前の中心地の問題だと思っております。

特に大手前地区、ずっと議員も御存じのとおり、大手前地区の変革というのがあると思えます。大手前は昔城下町から発展して、おのずから大手前から船頭町にかけては商人のまちとして歴史文化がそうした中で伝わってきております。そうした中で、歴史的なたたずまいを残しておりますのが現在の船頭町商店街、いわゆる船頭町地区が残っております。あと、川沿いにあります船頭町地区は、もうその形態がほとんどありませんが、番匠川を通じた中でそれぞれの物流が船頭町にやってきたという、そうした歴史がありますし、また仲町については、基本的にはこれは江戸時代については商人のまちではなくて、武家、また足軽等のまちだと思います。こうした時代の変革の中で、佐伯市の歴史を見ますと、壽屋の繁栄という形で発祥の地でありまして、大きく大手前の繁栄は壽屋の歴史に寄り添う形で入っていると思えます。いわゆる壽屋の繁栄と衰退ということで大手前が現在に至っているのは議員御存じのとおりです。また、現在、元気をなくしているような状況になっておりますので、その町並みも、その時代とともに変わってきたのではないかと。そうした中で、今回はにぎわいの創出のために、商業だけでなく公共公益や住居などの機能を多く盛り込んだ計画となっております。そのボリュームや配置を含め、さまざまな検討を行った結果、基本設計として建物の形態は一定の規模、高さが必要となり、住宅部分にしても高さは以前の壽屋のレベルを少し上回りますが、そうした景観の配慮をして、今回の計画となっております。これまでと同様、周辺の町並みと調和するように、佐伯市の風景をつくってきたいろんなデザインを取り入れながら、そして私たちが一体感となったまちづくりをする必要があるかと思っております。

大手前の開発で、公共、商業、広場の連携を持たせることで、食で生産者と商いをつなぎ、体験や学習で職人と商いをつなく、教室や講演で文化と商いをつなく、子育て支援や市民活動でコミュニティーと商いをつなくといった、地元商店街ならではの大手資本にはできない新業態を開発し、まちの中心地として大手前のにぎやかさを商業地へ一新されることが、私ども、今現在、大手前の中心市街地の考え方だと思っております。そうした中で、周辺地域と

一体となった土地の利用の活性化を求め、こうした中で、大手前の中心市街地を再生をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） ありがとうございます。市長のほうから、大手前の関係で農林水産業から見たときの役割というのが必要ではないかと思っているということで、前半は非常にいい答弁をいただきましたけど、後半になると、にぎわいの創出から、突然、住宅のほうにいて、どうしてそういう発想になるのかなというのは思いますが、それはともかくとして、ちょっと先にきのうの日高議員の答弁に対する私の見解をお聞きしておきたいんですが、3点、ちょっとリスクを市長が言われたようにあるんですよ。

1点目が、住民投票条例が臨時会で可決をするということになったら、工期が完全に延びるので、この時点で投票にかかわらず破綻の状態になる。これはもう中止、いわゆる中心市街地全体の破綻になると考えているんです。これが一つ。それからもう一つは、地権者の同意ということで、区画整理事業というのは一度入った場合、中途半端な形でそれぞれ実行できないということで、完全に同意、確認をしなければならないという、これが二つ目のリスクですね。それから三つ目に、全員が同意をしたとしても、今度、再開発になった場合には資金計画について、これは本組合への移行のときの話ですけど、どうあるべきか、やはり確認をしないと次へ進めないという意味の、つまり3点、これからリスクがあるというふうに言われたんです。

私は、これは順番があると思うんですね。区画整理事業がもちろん先ですが、全員同意をとる、同時並行で区画整理事業が始まっていくし、そういうようなことが今の三つの中でありますから、順序もありますけど、市長はこのどれか一つでも欠けたら、この事業は、一つの事業でも欠けたらと言いますが、今、市長がおっしゃった三つの、きのうおっしゃった三つのリスクの中で、どれか一つでも欠けたら、もうこの事業は中止するというので考えてよるしいんでしょうか。しかも、その中のどれが一番最初に可能性としてあるのか、それをちょっとお聞きします。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 昨日、日高議員の答弁でも申し上げましたように、この再開発と区画整理事業一体という形になっております。それぞれがいろんな問題点を抱えているのは私も承知をしております。特に区画整理、これは個人施行という形で、地権者の全員同意が非常にクリアをしていかなければならないということで、これがどの程度延びるのかと。また、将来的な不安を持つ状態の中で、この同意が長くなれば、やはり期間が、いわゆる逆算してどうしてもできない、この時点を私のほうで計算をしていかなければならないかなと。住民投票条例の場合は、これは可決した場合、これから選挙になれば約1カ月か2カ月延期をするということになりますので、1カ月、2カ月ですね、投票までに。だから、そうするのを待ってやると、2カ月近くこれが遅れるということ、期間的に難しいと。破綻というよりも、もうそうした方向がどうしても最終の期日に間に合わなくなるおそれがあるので、非常に難しいんではないかと思っております。

どれが順番かというよりも、それぞれの可能性を確実にチェックすることが必要だし、きょうも清家議員に言いましたように、13階建ての問題、これは要するに組合の資金計画とか、

そうした同意の内容とかあるわけですけど、いろんな角度を見て、私のほうもこの確認をして、そしてその中で私は進めるか、進めないかというのを決断しなければいけない時点があるかもわからないと。来ないように祈っておるんですけど、やはりこれは公金ですので、そうした意味では私もそこをチェックしていきたいということで、御答弁させていただきます。

以上でございます。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それで、ちょっとわかりにくいところもあるんですけど、私が聞いているのは、どれか一つでもその問題が明らかになったと、わかりますか、市長。その判断をしたときには、もうやめるのかという意味で聞いているんです。その三つが確かに順番にあるにはあるけど、一番最初に来る判断をする、区画整理の全員同意になるのか、どこになるかわからないけど、それがその判断をしたときには、もうやめるのかと聞きよるんです。わかりますか。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） この問題については、私が一方的にそうした判断を即するというよりも、やはり相手であります組合との話の中で方向づけをし、決定しなければと思います。議員がおっしゃいますように、この事業について、これだけの広い範囲、またこれだけの状況の中での判断は、間に合わないことについて事業を展開して公金を突っ込むわけにいきませんので、そうした覚悟を持ってこの事業に当たっていきたいと。そして、その判断についても、そうした中でやめるというよりも、中断をするとかいろんな方向があると思います。無駄な形じゃなく、どうしたらいけるかということも頭の中には入れておきたいと思っております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 非常に、ちょっとこれは大事なところですので、今、事業が進むかどうかというところが非常に大事なところ。特に市長もきのうおっしゃったように、区画整理事業じゃ途中でやめたら困りますからね。だから、やめるんならもう入る前にやめるというのが必要だと思います。

それで、ちょっと話を戻しますけど、実は議会報告会で市民の声ということで、私はちょっと言いたいんですけど。例えばこの間、米水津に私は小浦に行ってきましたけど、そのときに聞かれたのが、私たちの地域に何のメリットがあるのかというようなことを聞かれました。議員はみんな、答え切れない。やっぱりメリットと言われたとき、米水津のメリットと言われたとき。それから、ほかにも一部の地域、一部の地権者のための62億をかけるのは許せない。こういう声がずっと広がっているんですよ。それで、ちょっと私、勘違いしているんじゃないかと思うんですけど、よく質疑するときに、一般財源は幾らとか、こんだけしかないから大丈夫なんですよとか、市民の皆さんはそれもあるかもしれないけど、それだけで反対しているんじゃないということ、やっぱりよく理解しておいてほしいんです。

それで、大手前がなぜなかなかうまく、市長も過去提案されたことがあるでしょう、いろいろあると思いますが、うまくいかないことを言ったら、やっぱり一地域として物を考えている。佐伯市全体のトータルなまちづくりという観点から考えないと、幾ら大手前にこん

なものをつくろう、こんなものをつくろうと思っても、それこそ何万回説明会を開いても解決しないと私は思うんです。だから、大手前の開発を考えるとときには、大手前という地域が、さっき市長もおっしゃったように、歴史的に非常に長い間城下町の中心部だったと。それがやっぱり市民の大手前に対する思いもあるし、そういう歴史的に背景がある。だから、そこでやる開発というのは、全市民が納得するメリットになるものでないといけないんです。一部の地域の人たちだけがとか、そういう観点で開発をしたら絶対うまくいかない。だから、私は農林水産業の振興といったところから考えて、大手前開発を見たほうがいいんじゃないのと。その案はいろいろあるかもしれませんが。私は一つ一つ、小さな建物を建てて、そこで振興局でも店を開いて、農林水産物とかをいっぱい売ったりとか、そういういろいろありますけど、そういう案がありますけど、そういう観点でもう一回考え直すべきじゃないのかと、思っているんです。そうしないと大手前開発で幾ら案を考えてもだめ。そうしたら皆さんがいい知恵を絞って、こうすれば蒲江の人も上浦の人も宇目の人もメリットになるじゃないかという案でないと私はだめだと思っんです。

そこでちょっと質問ですから、その観点からもう一回案を、先ほどから市長が三つのリスクがあるからということでは言いましたが、それはそれとしてもう一度そういう観点から見直しをすると。市のほうから準備組合に提案すると。この案をやめて、こういう案で一回みんな考えてみませんかということではできないのかどうか、それをお聞きします。コンサルタントに任せるんじゃない。市がみずから考えて出すということ、ちょっと聞きたいんですけど。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 議員のほうから大手前再開発について、これは議員も在任中、平成15年からですか議員になられましたのは、その2年間は旧佐伯市で、平成12年度の案が報告として出たと思っております。そのときに中心市街地に非常に大きな商店街、いろんな計画をしておったんですけど、これだけの商業地域をもって成功するかということが大きな問題になりました。この間、それから以前からこの地域についてはいろんな角度、またいろんな方々、地元で、そしていろんな案が出て、最終的に固まった形が、私は中心市街地活性化協議会を通じてまとまった案だと私なりに思っているわけですし、またそこについては商業者等の意見も入れて、全体的な構想の中でつくっていったと。それからそれ以後、いかにこの中心市街地活性化協議会、いわゆる社会資本整備事業を使うということについては、平成18年から19年ですか、17年から18年かな、いわゆる中心市街地に対する社会資本整備事業の導入が、今までは行政主体で全部中心市街地とか再開発事業をやっていたのが、余りにも失敗例が多く、行政への負担が多いと。先ほど清家議員が言われた福岡県の黒崎地区の駅前再開発ですけど、結局、市がする、お金も市が出してあげます、補償もしてあげますということで、結局、市が29億円の債務負担をして破綻をしたから、それを投げ出さなければいけないと。そうした事例があったもんですから、私はこれをつくるときに最初から、まちづくり会社を地元がつくって、地元がやりなさい。そして、行政とすればそうした中の公共施設については地元以外は行政がやりましょうと。ただ、特に一番多かったのが、この経過の中で3億7,000万という土地を買っておりますので、それを平地で何とかいった場合、そういう形が出てきていると思います。私は、そうした今まで練り上げられた計画だということで、今まで推進してきております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 私は再提案することができないのかだけ聞いているんですから、それはわかりました。実は、前は壽屋があったから、なかなか壽屋を中心としたまちづくりという発想があったんですけど、なくなっているからね。だから、そういう面では一からゼロからスタートできる発想というのができる条件が生まれているんです。そこからまず違うと思うんです。

もう時間がありませんので最後に、この質問、正直言って最初は最後までいけるかどうか心配してたんですけど、皆さんのおかげで何とか最後までいきましたけど。ちょっとまとめとして、もう一度、農林水産業ということとさせていただきたいと思います。各部長から、それぞれ農林水産業の振興が有効だというふうなことで認めていただいています。やはり、これは市民の暮らし、佐伯のまちづくりにとってもいい連関をつくるということになるんじゃないかと私は思っています。自分が市長だったら、みんなに農林水産業を重点に予算編成してくれと言え、もうそれで済むんですけど、今、市長は西嶋市長でありますので、私はもう市長にお願いをするしかありません。

最初から、私は実は、合併してから最初から、もっと言えば旧佐伯市のときから言ってるんです。農林水産業のまちづくりをしてくれと。合併した後も、平成18年でしたか、12月議会で提案したことがありますね、市長もそのときも共感しますと答えてますけど。そういうことをやっていたら、今かなり違っていたんじゃないかと私は思っているんですよ。改めて、時間は今からでも遅くはありませんから、農林水産業を基幹としたまちづくりをやってもらうと。そうすれば農林水産業に従事している人も、商工業やサービス業、福祉関係の人も、それから皆さん方、公務員も、知識人も、そういう人もすべて、やっぱり私はメリットになるというふうに思っています。蒲江に住む人も、宇目に住む人も、上浦に住む人も、そういうまちづくりをぜひやってもらいたいなということをお願いして、さらにちょっと地域、地域によって予算の配分で、こっちにもっとふやせとか、あっちが少ない、多いだということがありますけど、そういうのがなくて、まちづくりを一つにやっていくと。そうすれば市民が一つになれる。合併してよかったというまちづくりができるということを強調して、今回の農林水産業の振興の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 私のほうから一つ、二つ、先ほど、区画整理事業の再開発、15年のときは壽屋は倒産しております。それ以降のときの平成12年からの計画があったと。それから、地域ですね、各振興局、ここには地域審議会というのを置いております。私は地域審議会に行って、特に地域審議会としてどういう事業をやるかまとめてくださいと、どういうものが要るのか挙げてくださいと。そうしないと振興局の役目が非常に厳しくなるんですよ。そうした中で地域審議会は非常に重たい立場ですので、いろんなことがまた必要になれば、うちのほうの職員もそれぞれの担当を派遣して、一体となった各地域の振興を図っていきたいということで、各地域審議会等にっております。

それから、パワーアップ事業の件については、この地域審議会が新たな形の事業として、地元で使えるという形でやっておりますので、そうした地域の活性化というのを、やはり私

は地域審議会が頑張っていたき、また議員の皆さんもそうしたアイデアも言っていただきたいと思っています。

以上です。

議長（小野宗司） 以上で、高司議員の一般質問を終わります。

これにて本日の一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、あすは午前10時から本会議を開きたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時30分 散会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第5号 6月14日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第5号）

平成24年6月14日（木曜日） 午前10時00分 開 議

出席議員の氏名

1番	後藤 幸吉	2番	後藤 勇人
3番	浅利 美知子	4番	清田 哲也
5番	河原 修仁	6番	江藤 茂
7番	河野 豊	8番	佐藤 元
10番	井野上 準	11番	兒玉 輝彦
12番	宮脇 保芳	13番	矢野 哲丸
14番	日高 嘉己	15番	矢野 精幸
16番	三浦 涉	17番	井上 清三
18番	小野 宗司	19番	芦刈 紀生
20番	下川 芳夫	22番	玉田 茂
23番	梶田 穂積	24番	渡邊 一晴
25番	清家 好文	26番	高司 政文
27番	吉良 栄三	28番	上田 徹
29番	御手洗 秀光	30番	清家 儀太郎

欠席議員の氏名

21番 高橋 香一郎

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋 泰義	副市長	塩月 厚信
教育部長	分藤 高嗣	総務部長	内田 昇二
財務部長	井上 勇	企画商工観光部長	飛高 勝則
市民生活部長	岡本 英二	福祉保健部長	飛高 彌一郎
建設部長	永田 亀男	上下水道部長	矢野 幸正
農林水産部長	坪根 大吉	教育部長	福泉 慶一郎
消防部長	安部 幸一	監査事務局長	笠村 由喜
次長兼総務課長	田村 智	防災危機管理課長	久保田 与治郎
財政課長	池田 邦行	企画課長	武田 晴美
高齢者福祉課長	山田 わか子	健康増進課長	河村 昌江
農林課長	田中 眞二	農林水産工務課長	田原 俊秀
教育総務課長	丸山 初彦		

出席した事務局職員の職氏名

局長 矢野悦三

議事日程第5号

平成24年6月14日(木曜日) 午前10時00分 開議

- 第1 一般質問
- 第2 議案質疑
- 第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案質疑
- 日程第3 議案の委員会付託

午前10時00分 開議

議長(小野宗司) おはようございます。本日の平成24年第2回佐伯市議会定例会第11日目は成立いたしました。

会議に先立ちまして申し上げます。

去る6月6日、ひげの殿下として国民にも親しまれました三笠宮寛仁親王殿下が御逝去されました。本日10時から本葬儀に当たる斂葬の儀がとり行われております。佐伯市議会として、今は亡き寛仁親王殿下の御冥福を心からお祈りいたしまして、謹んで黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立願います。

黙禱。

(一同起立、黙禱)

議長(小野宗司) 黙禱を終わります。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長(小野宗司) 日程第1、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告による質問者のうち、本日の質問者の順序を発表いたします。1番、浅利美知子さん、2番、芦刈紀生君、以上の順序で順次質問を許します。

3番、浅利美知子さん。

3番(浅利美知子) 皆さん、おはようございます。

3番議員の浅利美知子でございます。通告に従いまして、一問一答方式にて一般質問をさせていただきます。

私は今回、防災対策について、そして高齢者福祉について御質問させていただきます。まず初めに、大項目の防災対策について。小項目ア、学校施設の非構造部材の耐震対策について御質問させていただきます。

昨年3月11日に発生した東日本大震災では、学校施設にも甚大な被害がありました。被害

の状況を見ますと、建物の柱やはりといった構造体だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材が崩壊し、避難所として使用できないばかりか、児童生徒が大けがをする事故まで起きた例もありました。さらに学校ではありませんでしたが、一般の会館では、お二人の方が亡くなられ、26人もの重軽傷者が出るという痛ましい事故まで発生をいたしております。地震等災害発生時において、地域の避難所となる学校施設は、児童生徒だけではなく地域住民の命を守る地域の防災拠点として、いわば最後のとりでであります。その安全性の確保、防災機能の強化は待ったなしの課題であります。現在、学校施設の耐震化は順次佐伯市においても進められておると思います。しかし、それだけでは児童生徒、地域住民の命を守る対策としては不十分だと思えます。学校施設の耐震化とともに、天井や壁などの非構造部材の耐震化も早急に実施していく必要があると思えます。

そこで、学校施設の耐震化の現状と耐震化率をお聞かせください。非構造部材の点検を佐伯市では現在行っているのでしょうか。そして、もし行っているとすれば耐震化の状況をお聞かせをください。まず初めの質問を終わらせていただきます。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） おはようございます。教育委員会の福泉でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、浅利議員の学校施設の非構造部材の耐震化について、お答えをいたします。

まず、学校施設の耐震化につきましては、文部科学省の方針によりまして、佐伯市でも耐震化に向けて順次取り組んでおります。平成23年3月に地震防災対策特別措置法が改正されまして、まず1点目といたしまして平成27年度までの5年間、できるだけ早い時期に耐震化を完成させる。2点目が、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を推進するといった内容に、施設の整備方針、基本方針が変更されました。これに伴いまして、現在、耐震化の完了時期を少しでも前倒ししたいということで、取り組んでいるところでございます。

次に、耐震化率についてですが、本市における耐震性を確保すべき小中学校の建物、これは校舎と体育館等でございます。木造の施設も含めまして、全体で129棟でございます。このうち既に106棟については耐震性を備えておりますので、本市における耐震化率は24年4月1日現在、82.2%というふうになっております。

次に、非構造部材の点検状況と耐震化状況についてですが、学校建築物につきましては、建築基準法に基づきまして3年に1度の定期点検を行っているところでございます。23年の定期点検時には非構造部材の点検も並行して実施をいたしました。その結果、外壁等においてモルタルなどの外装材に剥離や落下の危険性がある施設が見受けられましたので、それらについては随時修繕を行ってまいりました。また、テレビや書棚、そういったところにつきましては、耐震の対策といたしまして落下及び転倒対策を十分行うよう、各学校に通知をいたしまして、指導を行っているところでございます。さらに体育館に天井材を使用している小中学校が6校あります。これらにつきましては、まずは本体の耐震化を優先的に取り組んで、その後そういった部分についての耐震化を完了していきたいというふうを考えております。今後、耐震化工事を行われる予定の体育館につきましては、校舎とあわせてそういうところについても取り組んでいきたいというふうと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今、部長のほうから御答弁いただきましたけれども、学校施設の耐震化、

計画どおりに進んでいると思うんですけども、国のほうも平成27年度までには終わらず予定というか、そういう方向で行っておりますけれども、佐伯市も恐らくそういう方向で、順次今進めていらっしゃると思うんですが、やはりこれは最優先すべきものだと本当に思っておりますけれども、佐伯市は国の方針でいう27年度までなのか、それとも早目に前倒して耐震をする予定があるのか、最終年度はいつになるのかをまずお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長

教育部長（福泉慶一郎） 議員の御質問のとおり、現在それぞれの学校の状況について対応しているところでございます。学校の統合等もございまして、そういった部分での考えられるところについては、いわゆる除外する中で、全体では27年の完成をしたいということで計画を進めております。前倒しを我々は取り組んでおりまして、いわゆる耐震診断から診断結果に基づいての建築の審査といったものを随時取り組んで、その審査会にかけながら対応しているというところでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 学校の耐震化ですね、本当に財政的な大変な部分もあるかと思うんですけども、本当に子どもたちの安全、そしてまた地域のそういう避難場所ともなるところで、本当に順次計画どおりに進めていただきたいと思います。

それでは、非構造部材の点検は、もう佐伯市は平成23年に実施をされているということでしたけれども、それぞれの学校に指導していると今、部長が答えられたと思うんですけど、実際、指導をされている部分で指導が行き届いているというか、対策をそれぞれの小中学校がされているのかどうか、そこをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長

教育部長（福泉慶一郎） 学校の安全衛生として、大きく学校事務の支援センターといったところが、そういった部分について一緒に、いわゆる教育委員会と一緒にやっていただいております。学校でできることについては、当然そこはしっかりやっていただくということで、私どもはそのように理解をして指導をしているところでございます。

3番（浅利美知子） しっかり理解をして指導していらっしゃるということは、それぞれの学校ではきちっとされているというふうに理解してよろしいでしょうか。

それでは、今、部長の中からありました、実際内壁だとか、そういう部分はしている部分があると、耐震している部分があるというふうに先ほど調べた結果、点検した結果、あると言われましたけれども、まだほかにももしかしたらそういう外壁だとか、もう老朽化でそういう部分もあるんじゃないかと思うんですけども、今後、また改めて、恐らく国のほうからも文部科学省から通達が来ていると思います。それで、改めてまたそういう対策をされる必要があると思っておりますけれども、文部科学省の通達を受けまして、さらに充実した点検をする必要があると思うんですが、佐伯市は今年度、そういう耐震化をしなければならぬようなところがあるのかどうか、今年度ですね、今現在しなければならぬところがあるのかどうか。それが今、国のほうでも防災対策に本当に力を入れております。今まではいろんな大震災を受けた後に、避難路であったり、避難所であったりとか、例えば備蓄品だったりとか、佐伯市においてもそれはいろんな意味で防災の対策は立てていらっしゃると思うんですけども、今本当に学校の非構造部材ですね、これが今、本当にしっかりできているのかというのが注目をされていると思うんですけども、今、国のほうでも平成24年度、こうい

う学校施設の非構造部材の耐震対策に係る財政支援というのが拡充されているのを御存じだ
と思うんですが、これをしっかり活用して、この対策をすべきだと思うんですけれども。佐
伯市としては財政支援の制度を利用して、今年度それを活用した耐震化をする予定はないの
か。もしあるとすれば、本当にしなければならない部分があるとすれば、速やかにこれに対
応すべきではないかと思っておりますけれども、その点はどうか。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 先ほどの答弁にもございましたように、小中学校の体育館について
は、まだ6校残っております。天井があったりとか、そういった部分がございます。ですか
ら、そういった部分については、その制度を利用して取り組んでいこうということで考えて
おりまして、これも本体工事等も当然あるわけなんで、そういった部分との時間的なスケジ
ュール等もあわせながらやっていこうというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 答弁の中で、6校ほど天井とかのそういうあれがあるということでした
ので、これも本当に実際、今回の震災でも天井が崩れたとか、そういう死者が出たとかいう
例もありましたので、早急にやる課題だと思っておりますので、こちらのほうもぜひ国のこ
ういう制度を利用して行っていただきたいと思えます。

もう一つ、これはことしの4月26日です、文部科学省のほうから通知がもう学校のほうに
もあったと思いますが、学校保健安全法第27条というのがあると思いますが、その中でそれ
ぞれの学校において整備等の安全点検の対象や項目は各学校で定められているものとなって
おりますけれども、非構造部材の重要性にかんがみたときに、各学校において非構造部材に
ついて着実に点検することを要請されていると思います、今回のこれですね。それで、佐
伯市としては、各学校の安全点検の項目の中に、この非構造部材の点検は含まれているのか
どうかをお尋ねをしたいと思います。

議長（小野宗司） 福泉教育部長。

教育部長（福泉慶一郎） 今回の4月の通知の中にどういった部分があるのかということ自体、
ちょっと私は資料を持ってないのでお答えはできません。今、教育委員会と建築住宅課の1
級建築士と一緒に点検をしているチェック項目としては、天井から照明器具、窓ガラス、外
壁とか、いろんな項目についての点検の箇所を挙げてさせていただいているので、この点に
ついては現在は、ある意味ではクリアしているというふうに考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の部長の答弁では、しっかり項目に入っているんじゃないかという
感じだったと思いますが、もしはっきりしない部分でありましたら、やはりこういうもの
もしっかり項目の中に入れていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。
この点については、しっかり本当に学校施設の耐震には、これからも力を入れてやって
いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。この件については終わります。

それでは、小項目イに移らせていただきます。避難所運営ゲームHUGについて。

東日本大震災以降、各自治体で防災計画が進む中、避難所運営の体験型訓練HUGが注目
を集めております。HUGとはHUGと書きますが、Hは避難所、Uは運営、Gがゲームの
ことで、防災対策としての効果があると言われております。HUGは迅速な対応が求められ
ている避難所運営を、図面とカードを使って模擬体験するゲームで、静岡県が開発したも

のです。6人程度のグループをつくり、学校の体育館や教室を描いた避難所の平面図に、約250枚の避難者カードを状況に応じて配置していくもので、高齢者はどこに誘導すればいいのか、また仮設トイレはどこに設置すればいいのか、適切な対応が求められています。それを参加者が意見を出し合いながら避難所の運営を学ぶことができます。このように事前にきめ細かなノウハウを身につけることが、まさに住民を守ることではないかと思います。佐伯市においても、このHUGを防災対策として活用するお考えはないでしょうか、お伺いをいたします。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） おはようございます。総務部長の内田です。HUGについての答弁をいたします。

HUGにつきましては、先ほど浅利議員のほうから細かく説明がありましたので、今後の佐伯市の対応等についてお答えしたいと思います。佐伯市におきましても、昨年11月、地域避難訓練の終了後に西上浦校区の自治委員会などに御参加をいただきまして、大分県防災アドバイザーを講師として招き、HUGといったものではなかったんですが、避難所運営訓練を実施したところでした。また、ことし11月11日にも大分県総合防災訓練が佐伯市をメイン会場にして開催され、地域避難訓練も同日に実施したいと思っております。避難訓練にとどまらず、御提案のHUGを含めた防災ツールの導入事例などの情報を収集、研究しながら、より効率的な自主防災組織に対する訓練等の支援に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 今の部長の御答弁では、このように利用して活用していきたいという御答弁だったと思いますが、それではまず具体的にどのようなふうに進めていかれるのかも、お考えがありましたらお聞かせください。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） 今現在、内閣府のほうの津波予想高14.4メートルが出ておりますが、それが今50メートルメッシュで、さらに細かく10メートルメッシュで出るのが6月中というような予定になっております。それと同時に、浸水域についても国の段階で発表するという順序になっております。それを受けまして、大分県におきましても検討を始めるといことになります。それと、ただいま自主防災組織の、今まではあったんですが、実際には活動していないという状況もありますので、再結成に向けて各地域の方に努力をお願いしております。また、今後7月に予定しております防災士の資格取得についても進めております。そんな中で、とにかく自主防災組織を一度組織をしてもらって、地域防災訓練におきましても昨年は実施率が余り高くありませんでした。ということで、津波に対する部分の認識をしていただくということで、できれば海岸地域に自主防災組織の中で自助、共助の中で避難訓練をしていただきたいと思います。その中で、防災士も育成ということになりますので、その状況を見て、十分私の方も、西上浦のほうで私も初めて去年体験をしたんですが、実際に現場でないと考えつかない状況、例えばだれが来ているのか名前がわからないというところから始めて、アドバイザーの方がガムテープでマジックで名前を書いて確認をしようと。そして、プライバシーもありますので、公民館の2階のステージのところにカーテンを引いて、そこで着がえ等ができるように、女性に対するプライバシーとか、そういう部分も考えるというような、

現場で非常に役立つというふうに考えておりますので、順序立てて、まずしっかり自主防災組織をつくっていただくと。それからのステップであろうと考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 順序立ててしていきたいと。そして、防災士の今回講習がありますね。きのうの矢野哲丸議員の質問の中で、現在101人の防災士が佐伯市にいらっしゃると。そして今回123名でしたか受講される方がいらっしゃるとお聞きいたしました。通告しておりませんが、きのう矢野議員の防災士の講習の人数を聞いておまして、実際この中にどれだけ女性の方がいらっしゃるのかなと正直気になりました。それで、現在の防災士の中の101人の中にどのくらいいらっしゃるのか。そしてまた123人、今度受けられる方の中にどのくらい女性がいらっしゃるのか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

議長（小野宗司） 内田総務部長。

総務部長（内田昇二） まだ受け付けが終わったばかりで、大変申しわけありません、そこまでの分析をしておりませんので、また数字がわかればお知らせをしたいと思います。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 女性の方の防災士、非常に大事なことだと思います。やっぱり現場において、女性しかわからない部分というのがありますので、ぜひ女性の方にも大いに呼びかけをしていただきたいと思います。

それで、今回の震災の中で一番困ったというのが避難所ですね。もう皆さんもいろいろお聞きされていると思いますけれども、避難所で本当に大変困った事例というのがたくさんありました。それで、今回、私がHUGを活用してみてもというのもその一つなんですけれども、やはり防災対策、本当にいろいろされておりますけれども、事前の対策がやっぱり8割方、私は占めるんじゃないかと思っています。訓練することですね。この間も水防訓練がありましたけれども、本当に非常に大事な訓練だと思います。そういう中で今回の避難所、ゲーム的にするものではありませんけれども、これをするによっていろんなヒントがわかると思うんです。それで、今回、防災士の方、そしてまたいろんな地域での方々が、本当にHUGをするに当たり、いろんな方も参加をしていただきたい、呼びかけていただきたいと思います。それをするによって、本当に実際の状況がつかめてくるし、いざとなったときに対策がスムーズに進むのではないかと考えております。実際これに参加された方が、だれでも避難所の運営にかかわる可能性があるということで、参加して本当によかったと。やはり多くの方がHUGの体験をするべきだと思いますというお声と、そして女性の方から、避難所運営をする立場を経験することによって、本当に自分が避難者になったときの心構えができると、そういう声もあります。ですから、本当にこれは非常に私、大事な部分じゃないかと思っています。私もこれまでに防災対策について要援護者の方だとか、避難路だとか、避難地だとか、いろんな部分で女性の意見も取り上げていただきたいと思います、そういう部分もしてきましたけれども、本当にこれがすべての人にかかわることですので、市としても各地区でもよろしいですし、小学校区とかでもよろしいかと思いますが、本当に多くの皆さんに呼びかけて、ぜひ実施をしていただいて、そしてまたこの運営には市の職員も大にかかわるかと思っています。消防の方とか、本当にたくさんの方がかかわって、これを実際、防災対策として大いに活用していただきたいと思いますので、その点はよろしく願いをいたします。

続きまして、大項目の2に入らせていただきます。

高齢者福祉について、小項目ア、介護支援ボランティア制度の導入について。2006年に介護保険の改正が実施をされ、新予防給付の導入をされました。その目的は、介護保険制度を開始以降ふえ続けている介護給付費の伸び率を大幅に抑制することだと考えます。佐伯市におきましても法改正を受けて、地域包括支援センターを中心に予防給付事業に熱心に取り組んでいることは十分認識をしております。今後、高齢化の進行で介護給付費はますますふえ、保険料の上昇は避けられないのが現状だと思っております。そこで、給付費抑制の一翼を担う目的として、介護ボランティアサポート制度の導入を提案いたします。

この制度は、高齢者の社会参加を促し、介護予防にもつなげることができます。また、住民相互による社会参加活動で地域の活性化ができます。そしてまたボランティア活動参加者がやりがいを持ち、活動へのさらなる参加意識を啓発できるなどなどあると思います。佐伯市における介護保険の認定者、利用者は年々ふえ続けているのが現状だと思います。そしてまた給付費にしても同じ状況ではないでしょうか。今後、介護保険給付の抑制については大きな課題でもあると思います。その中で、介護ボランティア事業につきましては、介護保険制度の地域支援事業として、平成19年度から介護保険特別会計予算の中で取り組みができるようになり、元気な高齢者が介護保険を利用することなく、高齢者の社会参加活動として介護ボランティア活動を行うことで、一定のポイントが付与され、そのポイントをお金に還元することで、みずからの介護保険料に充てることができ、元気な高齢者の生きがいづくりの一つとして全国的に広がっております。そこで、佐伯市におきましても、地域支援事業の一環として、この制度を導入するお考えはないのかお伺いいたします。これにつきましては平成22年だったと思いますが、井上清三議員が質問されておるとありますが、井上清三議員の質問のときには検討、研究していきたいという御答弁があったと思いますが、その後、佐伯市はどのように検討されたのかをお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の飛高です。介護支援ボランティア制度の導入についてということでお答えいたします。

先ほど介護支援ボランティア制度につきましては浅利議員のほうから詳しく説明がありましたので、市の考え方を御答弁させていただきます。佐伯市としては、元気な高齢者が社会活動を通じた介護予防、生きがいややりがいのある場として、生き生きとした生活につながるものと一定の評価をしております。しかしながら、受け入れ介護施設の選定、在宅介護の取り扱い、社会福祉協議会等で同様のボランティア活動との関連など、聞き取り調査等を行いました。現時点での導入は考えておりません。そして、先ほど平成22年度、井上清三議員から御質問がありました、その中で介護施設のほうにいろんな聞き取りをしております。現在のボランティアの状況でございます。介護施設の受け入れ状況です。ボランティアを受け入れる場合は、ボランティア3名に対して職員が1人対応しているという状況でございます。そして、2番目として、ボランティアの方が自己満足で来られる方がおりまして、いろんな面で非常に厳しい面がございます。そして、自分の趣味の場の発表の場と思って、そういう形でボランティアをされておられる方がおられるということが現状でございます。当然、こういう中で、私も調べました。そしたら、豊後高田のほうもこの制度を入れておりますので、そしてこの内容はどういう形かと思いますと、レクリエーション等の指導及び参加支援、そ

してお茶出しとか配ぜん、散歩、外出及び館内移動の補助、会場設営、芸能披露等の行事の手伝い、洗濯物の整理とかシーツの交換等、そういう形のボランティアでございます。豊後高田の場合は5,000円ということを限度に、1回が100ポイント、100円ということで、50回になるかと思えます。その中で、今、佐伯市としては、地域支援事業として介護予防事業と包括的支援事業、そしてその他事業の中で、いろんな取り組みをしております。やすらぎ支援員の派遣であったりとか、日常のサポーター、これも登録制度の中でボランティアを募集しておりますので、今のところこういう形のボランティア制度を導入すること自体が非常に厳しいという形で、現時点では考えていないということでございます。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 現時点ではできない、考えられないということでした。実際、調査をしたけれども、できる状況ではないという御答弁だったと思います。今、部長が言われましたように、豊後高田市が大分県の中では平成22年4月から始めていらっしゃる。まだまだこの制度は全国的にも非常に少ないです。まだ知れ渡っていない部分が多いのだと思います。今、部長が言われましたように、今の調査というか、そういうものは実際は介護施設ですよね、そういうところに聞き取りをされたと思うんですけども、やはりこれを行う場合、もし行くとすれば、確かに施設、対応してくださる、受け入れをしてくださる場所も確かに大事だと思います。ですけれども、やはり対象者にもニーズはあると思うんです、そういう意味です。だから、そういう調査というものであればしていただきたいかなと思います。決してこれが、今言いましたように、本当に全国的にはまだ少ない状況ではありますけれども、今少しずつであると思いますが、ふえてはいると実際思っております。その中で、例えば鹿児島県の霧島市、そこはもう実際されておりますけれども、ここは今、部長が言われましたのは、早く言うとそういう介護施設を対象に、ほとんどの県が実際されているところはそうだと思うんですけども、鹿児島県の霧島市はそういうところだけじゃなくて、介護施設だけじゃなくて、子育ての場ですね、そういうところにもボランティアを派遣するという形でされている例もありますので、そういう分もちょっと研究していただければと思っております。

やはり、佐伯市においても介護予防、きちっと私もされていると思えますし、そういう部分では何も佐伯市がやる意味はないんですけども、さらにやはりボランティアを通じて、普通ボランティアと私たちが考えますのは、本当、正直無償です。無償がボランティアだと思うんですけども、今年度、佐伯市におきましても介護保険料、たしか1,000円ほど上がりました。これからもそういう保険料が増加する可能性というのは大いにあります。そういう中で、介護保険は払っているのに利用はしていないんだと。そういう声も実際あります。また高い。また今回上がったということもあるし、そういうのもあって、少しでもそういうのに貢献して、少しでも自分のポイントを重ねて行って、そういうのに対応していきたいというのもあるんじゃないかなと思います。実際ボランティアですから、本当に奉仕の気持ちがあればとは思っておりますけれども、そういう意味で、また元気な高齢者といいますが、そういう方たちの励みにもなるんじゃないかと。また、先ほど私がメリットというかポイントを言いましたが、また社会に参加するいいきっかけにもなるんじゃないかなと思っております。

実際、部長の答弁で難しいと、受け入れも大変なんだというお話もありましたけれども、

今後、これはますます日本全県下に広がっていくと思います。その中で、ことしの4月から群馬県、ここが県下を挙げてこれを実施していこうということで、それぞれの県下の市町村に今呼びかけているという現状があります。こういう形で、本当に元気な高齢者、ますます佐伯市も今32.何%ですか、高齢化率。ますます上がっていきます。そういう中で、本当に介護給付、これを下げていくというか、いかに上がらないようにする方法はもう介護予防しかないと思っておりますので、本当にいろんな対策をしてらっしゃいますけれども、これも一つの予防対策になるんじゃないかと思っておりますので、今のところ、きょうの御答弁では難しいというあれでしたけれども、今後また検討、研究をぜひしていただきたいと思いますので、決してこれは無理だと頭から決めていただかないでほしいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。この点については終わります。

それでは、小項目のイに入ります。高齢者肺炎球菌ワクチンについてお伺いをいたします。

皆様も御存じのとおり、日本人の死因の第1位ががん、2位が心臓病、そして3位が脳卒中、そして4位が肺炎となっております。特に高齢者が肺炎にかかると重病化しやすく、年齢とともに肺炎による死亡率は上がっております。日本全国、確かに肺炎で亡くなる方は非常に大変多いかと思いますが、佐伯市においての現状はどうなんでしょうか、まずお伺いしたいと思います。そしてまた高齢者で肺炎にかかった方の半数近くが肺炎球菌であると言われております。肺炎球菌ワクチンの有効性は現在見直されております。しかし、保険適用でないために6,000円から8,000円個人負担がかかります。市民の健康増進や医療費削減の観点から、ワクチンの公費助成はできないのかを、まずはお伺いしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） それでは、高齢者の肺炎球菌ワクチンについての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、肺炎で亡くなる方が年間76名、これは平成22年度でございます。先ほど言いましたように全国と一緒に、全死亡原因中4位でございます。肺炎による死亡率は高齢になるほど増加しております。年齢で見ますと、75歳以上が88.2%を占めております。肺炎球菌はインフルエンザウイルスと並んで呼吸器感染症における代表的病原体であり、インフルエンザウイルスと肺炎球菌ワクチンによる予防が可能となっております。しかし、インフルエンザワクチンは予防接種法で定期的予防接種と位置づけられており、佐伯市でも65歳以上の方の予防接種の助成を行っておりますが、肺炎球菌ワクチンはまだ任意の予防接種であり、現在、佐伯市では助成を行っておりません。今後は肺炎の予防、医療費削減への効果等を分析し、また他市の状況等も考慮し、肺炎球菌ワクチン予防接種の助成事業の実施について検討していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） この肺炎にかかる方が非常に多いと、佐伯市でも75歳以上が88.2%でしたか、そういう感じで確かに多いわけですが、今の部長の答弁では検討していきたいというような御答弁だったと思うんですが、今この実施をされているのが全国では720の自治体になるそうです。それで、大分県下の中でもかなり多いんじゃないかと。今7市か8市ぐらい大分県下ではあるんじゃないかと思っています。今年度4月から津久見市が始められたというふうにお伺いしております。その中で、確かに財政的な負担は非常に大きいと思います。私はこの質問は前もしておりますので、本当にいかに財政的な負担が大きいかというの十

分、高齢者の人数も多いですのわかっておりますけれども、これを医療費で考えたとき、本当に還元するというか、削減効果というのは本当に大きいと思うんですね。それは十分、部長も本当に認識されていると思うんですが。私が前に質問いたしましたときに、長野県の波田町ですか、医療費の削減の件をしました。ここが実際、ワクチンを接種したことによって、本当に人数が減ってきて、医療費の削減に効果があったというのを一般質問の中で取り上げましたけれども、このワクチンは1回接種をすると5年間は有効であるというのは、もう御存じだと思いますけれども。そういう意味では、毎年受ける方が、例えば佐伯市の75歳以上は1万5,000人ぐらいいらっしゃるんじゃないかと思っておりますけれども、こういう方が毎年受けられるわけじゃないので、全額助成という意味で私も言うておりませんので、そういう意味ではどうなんでしょうか。かなりの財政に全く影響はないとは言えませんが、そういう意味では、医療費の削減を考えたら、本当に予防になるわけですから、そういう意味では取り入れてもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、その点、医療費の削減の部分から考えたとき、どのようにお考えなのかちょっとお聞きしたいと思います。

議長（小野宗司） 飛高福祉保健部長。

福祉保健部長（飛高彌一郎） 今、浅利議員がおっしゃいましたように、肺炎で入院されますと、重篤な方は約50万円かかるそうでございます。その点は把握しております。そして、大分県下の状況も調べてみました。今、10市ほど実施いたしております。今、うちの市のほうも、この部分については当然、やっぱり死亡率の上位にありますので、この点の肺炎球菌ワクチンについては前向きに取り組みを考えていきたいと考えております。ほかの市で同一人口の市とかいうのはまだ実施しておりませんので、そこら辺も踏まえて実施の方向で考えていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 浅利議員。

3番（浅利美知子） 実施の方向で考えていってくださるという御答弁でした。今、国のほうでも定期接種に向けて動きがありますので、そしてまた私が以前から言っておりました子宮頸がんのワクチンですね、そして子ども用の肺炎球菌ワクチン、そしてヒブワクチンですね、これも佐伯市では実際ワクチンをしていただいております。これもこの3種のワクチンも来年度から定期接種化に向けて進んでいくのではないかと、今そういう方向も出ておりますので、この肺炎球菌においてもそういう定期接種のほうに向けていくんじゃないかなというふうに思っておりますので、そうすると幾らか交付税措置にはなるとは思いますけれども、幾らかそういう意味で市の負担もありますけれども、やはり医療費に確かに還元されてきます。今、部長が言われましたように、1人の方が肺炎になれば、重篤化して50万円ほどのお金がかかる。確かにそれ以上かかるんじゃないかなという思いもありますので、ぜひこれは、もう部長が前向きに考えていきたいと言われましたので、ぜひ佐伯市におきましても、県下で10市が今実施されているということで、恐らく6,000円から8,000円の個人負担に対して、それぞれの市の助成が例えば3,000円だとか、そのぐらいが助成されているんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそういう方向で前向きにしてくださいという答弁でしたので、それを期待していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

きょうはこれで終わります。

議長（小野宗司） 西嶋市長。

市長（西嶋泰義） 浅利議員の高齢者の肺炎球菌ワクチン、部長のほうが私のほうに今、折衝

に入っておりまして、部長としても答弁がなかなかしにくい部分がありますので、これについては私どももいろいろ今、内部で検討していますが、できればもう9月議会ぐらいで提案をしたいと考えています。それから、以前から議員からも言われておりました水痘、またおたふくの5歳健診等についても、これも9月議会に何とか提案を考えて、今内部で検討をしていると。そこまで前向きに考えているということで御了解いただきたいと思います。

議長（小野宗司） 以上で、浅利議員の一般質問を終わります。

次に、19番、芦刈紀生君。

19番（芦刈紀生） おはようございます。19番議員、開政会所属の芦刈紀生です。6月議会、一般質問の最後となりました。お疲れと思いますが、いましばらくの辛抱をお願いしたいと思います。

佐伯市は今、田植えの真っ最中といいますか、山間部はもうほとんど終わり、今、弥生町あたりが一生懸命植えているところじゃないかと思います。農業者の皆様には大変お疲れでございまして。佐伯のお米は食味がいいということで評判です。ぜひおいしいお米を市民の皆様様に提供していただきたいと思います。教育長の御苦労により、学校給食に100%近く佐伯のお米を使っているということでございまして。今後ともよろしく願いをいたしたいと思います。

今回、私は大きく変わってくると思われまして農業振興について4項目、質問を行いたいと思います。

最初に、新規就農総合支援事業について質問をいたします。佐伯市の離農の状況、いわゆる農業をやめる状況は年々加速していると思われ、この1年で急速に増加していると思われまして。23年度も資料を見ますと、農家戸数は3,946戸のうち1,848戸が米をもう作付しないということで、農家戸数の46.8%に当たります。その面積は209ヘクタールという状況だと思えます。農地を守るために農業振興はどうするのかということで、24年度予算の中に新規就農総合支援事業が組み込まれていますが、これは国が就農前の研修期間を2年間、2年以内ということで準備型と言っていますが、多分これは県予算、県の中の予算だと思えます、と経営が不安定な就農直後、今から就農する人、また就農直後の方に5年以内、経営開始型と言うそうですが、5年間ということで最長7年間を対象に、年間最低賃金に相当する150万円を助成し、人材の確保、定着を図るということで、24年度予算、佐伯市の10名分、1,500万円が予算化されていると思えます。この予算を十分に活用していけば、若い農業者も定着し、農地の確保もできるのではないかと。何事にもこういう初めが大切とされています。そこで、1としてどのように募集をするのか、募集方法です。次に2として、準備型の研修支援はどのように普及していくのか。例えば、農業高校や中学校あたり等に説明会をもって募集していくのか。それから3として、受け入れ農家、農業大学校だけでなく研修は農業法人とか、中核農家の方が受け入れてもいいわけですが、その受け入れ農家の支援は別に農の雇用事業というのがありまして、これは受け入れ農家の方に年間120万円が支払われます。そういうものを使いますと、また非常に受けるほうも親身になってやるのではないかとされます。それから4として、農業大学校へ入学、あっせんはしているのか。していれば何人、今、佐伯市から入学しているか。農業大学校全体は何人か、佐伯市から何人か。また、その中で今度の準備型の補助金を希望している人はどのくらいいるのかをお聞きします。最後に5として、この事業を今後どのように生かしていくのかを、まず最初の質問といたします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） おはようございます。農林水産部長の坪根でございます。芦刈議員の御質問にお答えいたします。

まず、募集の方法でございますが、新規就農総合支援事業に係る新規就農者確保事業のうち、市町村の事業とされる青年就農給付金事業、これは経営開始型の募集方法については、既に佐伯市管内36会場を対象に、ことし3月に行った「人・農地プラン、地区説明会」において周知を行ったところでございます。また、対象とされる新規就農者については、現在、研修中である就農希望者を県振興局やJAおおいた佐伯事業部と連携し、情報把握に努めるとともに、面接等を実施し、就農に向けた支援を行っているところでございます。今後も周知については関係機関とも連携を図り、各部会や市報等を通じて周知の徹底を図っていききたいと考えております。

それから、2番目の支援の普及でございますが、研修支援の普及対策については、佐伯市地域就農サポート会議が主体となり、研修前の準備段階から研修、就農までのサポートを一括して行っています。このサポート会議は佐伯市、県振興局、JAおおいた佐伯事業部、農業委員会、農業者組織などで構成されており、昨年度も「イチゴ」での新規就農者1名、研修者3名についてサポートを行っており、営農へのビジョンや補助事業の計画、農業制度資金の協議など、さまざまな支援を行っております。今年度以降についても、このサポート会議を中心に、関係機関との連絡のもと、制度の普及と支援を行っていききたいと考えております。

それから、受け入れ農家の支援でございますが、受け入れ農家につきましては、新規就農者への技術指導を含め、経営面での指導や地域社会に溶け込むようにアドバイスすることが求められています。また、特に住宅・農地・機械・施設の確保等の助言が必要なことから、県の定めた就農実践研修事業の受け入れ登録農家に準じて行われることとなっています。よって、研修受け入れ農家には月額2万5,000円が謝礼として支払われるようになっております。

それから、農業大学へのあっせんでございますが、研修先として農業大学校についてのあっせんは行っていませんが、まだ若く多岐にわたる専門的な知識の習得が必要と判断された研修希望者には勧めていききたいと考えております。

それから、佐伯市からの入学者は、1年生が2名となっております。農業大学校入学者で青年就農給付金、これは準備型について2名が該当すると思われませんが、現在のところ農業大学校生全員の窓口に農業大学校がなるようになっております。給付要件や研修終了後1年以内に就農しなかった場合には返還となることから、面接等の実施により本人の意思を確認しながら給付申請を行われることと思われませんが、現在ではその確認作業中と聞いております。

最後の御質問でございますが、今後どのようなふうにかかしていかとの御質問ですが、この事業の活用についてでございますが、農業の雇用事業については県農業会議が窓口となり実施しているところですが、本市においては認定農業者等の力強い農業者を志す新規就農者及び新規就農希望者の確保は重要課題の一つであることから、今後も一層の周知を図る一方で、県振興局、JAおおいた、佐伯事業部と連携を密にし、十分なサポートを行う体制づくりに努めていききたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 今、答弁がございましたが、一つは農業大学校のあっせんはしてないということですが、ここは2年制で非常にすぐれた指導者もおりますし、すばらしい学校だと思っております。例えば高校等に説明等をしていけば、かなり希望者がいるんじゃないかと思われまので、今後そのようなことはやっていったらどうかを、まずお聞きします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 議員からの、高校へ出向いてでの説明会という御質問ですが、市といたしましては市報により周知を行っていきたくて考えておりますし、そういう高校のほうから希望がありましたら、それも勘案しながら対応できるようにしていきたいと思えます。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） まだ高校生あたりがなかなかわからないことが多いと思うんで、ぜひそういうものを説明していただければ、ある程度またふえていくんじゃないかと思えます。

それから、サポート体制があるということですが、市の職員は技術を持っていません。だから、県の職員はすばらしい技術を持っている方が佐伯にもかなりおります。ぜひ、そういうサポートしていただきたいと思えます。

それから、この事業を進める上で、何に作物を絞るのか。そうしないと就農した後、生活できなければすぐ離農してしまいます。だから、どういう作物に絞っていくかということは考えていませんか。例えば、農協の販売額を見ますと、有望なのはイチゴが1億9,300万円とか、ニラが1億900万円、それから菊が4億円、それから牛が約2億円というような形で、そういういわゆる農業所得はあるものに就農しないと、なかなかあとは就農がつかないと思えますけども、その辺は佐伯市は今後として、そういうものを定めてやっていくという考えはないですか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 農業を行う場合に、大きく土地利用型作物と園芸品目等に分かれていますが、土地利用型農業で生活を行うには広い農地が必要であるため、佐伯市には余りそぐわないと思えます。比較的産地として形成されている園芸品目を中心に県が推進しています戦略品目及び戦略品目に準ずる品目を推奨しており、佐伯市では先ほど議員も言われましたキク、イチゴを中心に、ニラ、トルコキキョウ等の推進を図っていきたくて考えています。また、農業振興を図る計画としては、毎年佐伯市農業振興計画を策定していますが、今年度から5カ年計画の策定準備に取りかかり、来年からの策定を予定しています。その計画策定に当たっては、大分県及び農協と十分な連携を図っていきたくて考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） それと、先ほど就農した後、いろんなサポートの中で資金、それから資材等のサポートもあるということですが、一番障害となるのがハウス施設等、資金だと思えます。今、佐伯市にはどのぐらいのそういう支援、資金を予定しているのか、何割とか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） ハウス等の支援でございますが、通常の県単補助事業において、戦略作物及び戦略作物品に準ずる作物の場合は、本人負担が2分の1となっております。しかしながら、今年度から新規就農者に限り、本人負担を3分の1と軽減措置を行っております。また、個人資金のない新規就農者には農業制度資金が借りやすいよう、県、農協等で構成す

る就農サポート会議において支援を行っていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） なるべく就農しやすいようにお願いします。それから、現在就農している青年でもこの資金が出るということですが、さかのぼっていつから、例えば10年前から就農して、今30歳ですけども、これの対象になりますよ、いわゆる所得が300万円以下なら対象になりますよと、そういう規定はありますか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 国のほうの要綱を見てもみますと、平成20年4月以降に農業に従事した方は、この制度が適用されるということになっております。10年前という分については、ちょっと難しいかと思われま。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 新規就農支援事業と農の雇用事業、これが併用させてもらえると非常に有利な、教えるほうももらえるし、教わるほうも研修を受けられるということであるんですが、それは兼ねられるのかどうか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 今回の人・農地プランの中には、先ほど言いました育成の部分と雇用する側の二つが大きな柱となっております。雇用の事業といたしましては、大分県農業会議が窓口となっております。あくまで農家の選択によるものです。事業の採択前での事業採用や雇用保険等を掛ける必要があり、農家の負うリスクや負担が生じますが、要望される農家もあることから、今後も周知に努めていきたいと思っております。また、新規就農者支援のうち、青年就農給付金等、農の雇用事業の併用はこれではできません。青年就農給付金は、常勤の雇用契約を締結した場合には給付の対象とはなりません。一方、農の雇用の事業では、常勤での雇用計画を締結する必要がありますので、相反する併用受給については不可能となっております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） できるだけこの事業を生かしてやっていただきたいと思いますが、この事業は農業新聞を見ますと、フランスの制度を参考にして導入していると聞きましたが、フランスは1973年から始めて、今6,000人くらい受けております。平均年齢が28.3歳、10年後の定着率が何と96%となっております。ぜひ、これをうまくやれば若い農業者がどんどんふえていくんじゃないかと思っております。ぜひ職員の皆さんは真剣に取り組んでいただきたいと思っております。以上、これで終わります。

続きまして、農業者戸別所得補償制度についてお伺いします。この制度は米等の販売価格は生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を支援し、それにより食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するとなっております。佐伯市の水田農業活性化の取り組みの中で、所得補償を含め、昨年は交付金が1億4,000万円強と一昨年に比べかなり多くなっていると思っておりますが、これは佐伯市の農村再生協議会や農林課の職員が、先ほど言いましたように、地区説明会に出向き、そういう成果だと思っております。御苦労でございます。まず、最終的に昨年の実績を教えてください。それから、その中で米の戸別補償は減反をしなければもらえません。減反してない人はかなりおります。その人たちが全部達成されるとなれば、あとのどのくらいのお金がもらえるか、交付金がもらえるか。それから、飛びますが4番目に

なるんですが、市の昨年の全体の減反は多分達成していると思います。110%ぐらいいったんじゃなかろうかと思います。交付金は個人ですともらえないが、市全体が達成しているとなればもらえるわけですね、全員がですね。だから、そういうふうに全体達成したらもらえますので、そういう制度に佐伯市は変えないか。多分難しいことはあろうかと思いますがけれども、その辺をお聞きしたいと思います。それから、戻りまして市の単独補助事業、市は麦、大豆、ソバ、菜種等に作付をすれば補助を出しています。この実績をお聞かせください。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） まず、23年度の実績でございますが、全体で延べ件数1,061件で、交付金総額は1億4,700万円となっております。そのうち米所得補償交付金の実績については3,700万円でございます。

次に、減反制度がすべて佐伯市に適用されたらという御質問でございますが、本市においては生産調整達成ルールとして、個人達成及び地区内調整による達成といたしております。これが平成25年度からめどに市内調整を導入して、再生協議会等関係機関で検討してまいりたいと思います。この市内調整が整いますれば、米の所得補償交付金につきましては6,000万円ほど伸びるのではなかろうかなと、そういう予想をしております。

それから、これは制度の見直し、4番目の分とちょっとかぶる部分がありましたので、25年に向けてその市内調整も含めて検討していきたいと。

それから、市のほうの単独事業でございますが、推奨しておりますのが単独事業として県の推奨品目に上がっております麦、大豆、ソバ、菜種等の作付でございます。昨年の実績におきましては、麦が作付面積21.8ヘクタール、とれた収穫量が5万8,640キ口、値段に換算いたしますと293万2,000円。大豆が6.1ヘクタール、収穫量が4,020キ口、お金のほうが20万1,000円。ソバが3.3ヘクタール、金額で21万5,475円。菜種が8ヘクタールで52万4,972円となっております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 市内調整をやるということですので、これにより今6,000万円ぐらいまたふえるということでございますので、大変難しいところもあると思います。ぜひ実現するようにお願いをしたいと思います。

それから、市単独補助も、これ麦はしょうちゅうの原料に、大豆は豆腐、それからソバは本匠のソバ、菜種は菜種油等、地産地消で非常にこれも足らなくなっているような状況があります。これもぜひ続けていただいて、よろしくお願いします。

続きまして、「にこまる」の推進について。佐伯市の戦後の米の種類は農林22号とかミネユタカ、クジュウ、ヒノヒカリ等、いろいろ作付されてきましたが、いろんな条件、いわゆる背丈が伸び過ぎたり、倒伏して、だんだん更新されてきたわけです。今回、ヒノヒカリも近年の温暖化に適應しにくくなっていると思います。例えば乳白が出たり、背丈が高くなったりで。そこで、ヒノヒカリと同様の食味があり、暑さに強い「にこまる」を県は推進していますが、昨年度の普及状況と今年度はどのぐらい普及したのか、今後どの程度まで普及させるのかお聞かせください。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 「にこまる」の普及についてでございますが、現在、本市においては普通作付で「ヒノヒカリ」が主力品種として作付されている状況にありますが、その割

合については92%でございます。しかしながら地球温暖化の影響で、登熟期間の高温による品質低下が問題となっていることから、耐性品種である、「にこまる」、「あきまさり」、「つや姫」の推進を行い、危険分散や品質の向上を図っているところでございます。昨年度の実績につきましては、約27.1ヘクタール、それから24年度につきましては60ヘクタールを目指しております。最終的には27年度の作付を全体の24%に当たる235ヘクタールを推進をしていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 最終的に24%に当たる235ヘクタールということですが、残りの分はヒノヒカリでいく、推進するという考えでいいんですか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

19番（芦刈紀生） 残りの分ということでございますが、これは農家のほうにいろいろ事情があると思いますので、うちとしては今申し上げましたように27年度には237ヘクタールを推進していこうと。この、「にこまる」のほうは品質、価格ともよければ、当然うちのほうも農協等を通じながら、各農家には普及していきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） たしか資料によりますと、「にこまる」のほうは重量があって、収量はいいと聞いております。食味も変わらないと。ただ、価格は今のところちょっと落ちると。でも、収量と重量の関係で、「にこまる」のほうは金額的には多くなるということでもありますので、これはぜひ、前はやっぱりクジュウとかよかったのがあったときにミネユタカですね。全部変わってきているわけですから、更新されてヒノヒカリに全部なると、そういう面がありますので、農協、県と協議していただいて、いいものは早目に更新していただければありがたいと思います。

最後に、水路の改修についてお伺いします。生産者の高齢化が進み、水路の管理、草刈り等水路の管理が非常に課題になっております。ことしも水路の維持ができなくなり、米の作付をあきらめた場所があります。約2ヘクタールぐらいですが、一部は草が伸び放題になっておりますけども、幸いにも大麦若葉と、今、甘太くんですか、その植えつけで、あとはいわゆるきれいな田畑を保っておりますけれども、そういう状況になってきております。水路もあきらめ、田んぼの近くでポンプアップする、そういう事業を考えないか、佐伯市は考えないかお尋ねします。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 用水路の改良ということの御質問ですが、本市では用水路による供給が多く、ポンプアップ式による供給地域が少ないのが現状でございます。平成19年度策定の佐伯市農村振興基本計画のアンケート調査では、高齢化要因と施設の維持管理が大変難しいというのが上位を占めており、農作業の効率化を向上させることが課題と受けとめております。その中で、ポンプアップというものにつきましては非常に電気、経費がかかりますので、できるならば現在の用水路を改良するなりして、自然流下方式が農家の方にとっては一番経費が、負担が少ないというようなことも考えております。そういう普及ができるように私どもも現場等を調査しながら、農家の方と協議を進めていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 6月6日の大分合同新聞に載っておりますが、県北では水田のそういうも

のがあって、草刈りとかができないということで、自動給水施設や管路、あるいはパイプラインの施設等が普及していくと。それを県は、これを全県にそういう事業をやっていくということで新聞に載っております。私も県に問い合わせてみましたら、どうもポンプは対象にならない。ただ、既設の水路にパイプを入れて、草刈りをしなくていいようなパイプを入れて、それは対象になるんじゃないかというお答えがございます。水路を改修しても草刈りは要りますから、そこに行かないで済むようなものをしないとだめだと思います。そういう県の事業を問い合わせて、そういうものを調べてやっていくあれはありますか。

議長（小野宗司） 坪根農林水産部長。

農林水産部長（坪根大吉） 先ほど、6月6日の新聞記事にも出ておりました、これが平成24年3月に大分県農業農村整備長期計画である大分県農業農村整備推進プランの作成を県がしております。その中で位置づけられておりますのが、低コスト生産体制の確立に向けた基盤整備を重点施策に置いております。この中に水管理の省力化を図る地下水位制御システム、それから用水路のパイプライン化及び草刈り作業の労務軽減を図る畦畔等のり面緑化工法等が挙げられております。この事業につきましては、来月7月中旬に担当の会議があると。その中でいろんな採択条件等、事業費あたりも御説明いただくのかなと思っております。その会議の後に、うちのほうも県営でやれる事業なのか、市町村でやれる事業なのか、そういうのを判断しながら、この事業に乗せられるものであれば乗せていきたいと考えております。

議長（小野宗司） 芦刈議員。

19番（芦刈紀生） 県営、市でやるかというのはございますが、今、市は有害鳥獣対策を中山間総合整備事業で取り組んでいると思っておりますが、そういう事業の中にもこういうメニューはあるんじゃないかと思われま。例えば有害鳥獣対策を始めたのは、宇目のほうが始めたんですが、このメニューを中山間総合整備事業の中に入れてもらって始めたと聞いております。だから、そういうものを要望していけば入れてくれると、可能性がります。だから、県だけじゃなくて市もそういう努力をして入れてもらえば、できる可能性がりますので、農業者を楽にして、おいしいお米が食べられるように、ひとつよろしく願いして質問を終わります。

議長（小野宗司） 以上で、芦刈議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第2 議案質疑

議長（小野宗司） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第95号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

これより、議案第95号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

日程第3 議案の委員会付託

議長（小野宗司） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

議案第95号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）につつま

しては、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託いたします。

平成24年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案付託表

議 案

番 号	件 名	付託委員会
第 9 5 号	工事請負契約の締結について(佐伯市防災情報システム整備工事)	総 務

議長(小野宗司) 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

本日はこの程度にとどめまして、18日からは各常任委員会を開いていただき、26日は午前10時から本会議を開きたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午前11時23分 散会

平成24年 第2回

佐伯市議会定例会会議録

第6号 6月26日

第2回 佐伯市議会定例会会議録（第6号）

平成24年6月26日（火曜日） 午前10時00分 開議

出席議員の氏名

1番	後藤幸吉	2番	後藤勇人
3番	浅利美知子	4番	清田哲也
5番	河原修仁	6番	江藤茂
7番	河野豊	8番	佐藤元
10番	井野上準	11番	兒玉輝彦
12番	宮脇保芳	13番	矢野哲丸
14番	日高嘉己	15番	矢野精幸
16番	三浦涉	17番	井上清三
18番	小野宗司	19番	芦刈紀生
20番	下川芳夫	21番	高橋香一郎
22番	玉田茂	23番	榭田穂積
24番	渡邊一晴	25番	清家好文
26番	高司政文	27番	吉良栄三
28番	上田徹	29番	御手洗秀光
30番	清家儀太郎		

欠席議員の氏名

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	西嶋泰義	副市長	塩月厚信
教育部長	分藤高嗣	総務部長	内田昇二
財務部長	井上勇	企画商工観光部長	飛高勝則
市民生活部長	岡本英二	福祉保健部長	飛高彌一郎
建設部長	永田亀男	上下水道部長	矢野幸正
農林水産部長	坪根大吉	教育部長	福泉慶一郎
消防長	安部幸一	総務部次長兼上浦振興局長	岡崎税
総務部次長兼弥生振興局長	山野内真人	総務部次長兼本匠振興局長	狩生早己
総務部次長兼宇目振興局長	柴田勝徳	総務部次長兼直川振興局長	山内一成
総務部次長兼鶴見振興局長	清家文明	総務部次長兼米水津振興局長	箕河原司
総務部次長兼蒲江振興局長	渡邊熊義	監査事務局長	笠村由喜

出席した事務局職員の職氏名

局長 矢野悦三

議事日程第6号

平成24年6月26日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第1 委員会の中間報告（質疑）
- 第2 委員会の閉会中継続審査の件
- 第3 委員長報告（質疑）
- 第4 討論、採決
- 第5 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 第6 議員政治倫理審査請求に基づく特別委員会設置の件
（特別委員会の設置、閉会中の継続調査、採決）
- 第7 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

- 日程第1 委員会の中間報告（質疑）
- 日程第2 委員会の閉会中継続審査の件
- 日程第3 委員長報告（質疑）
- 日程第4 討論、採決
- 日程第5 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）
- 日程第6 議員政治倫理審査請求に基づく特別委員会設置の件
（特別委員会の設置、閉会中の継続調査、採決）
- 日程第7 会議録署名議員の指名

午前10時00分 開 議

議長（小野宗司） おはようございます。本日の平成24年第2回佐伯市議会定例会第23日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 委員会の中間報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第1、委員会の中間報告を行います。

建設常任委員会に付託中の議案第73号につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） おはようございます。建設常任委員長の井上清三でございます。

本委員会が継続審査の申し出をしておる議案第73号、佐伯市都市公園条例の一部改正について、去る6月19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして中間報告を行います。

執行部から、議案第73号、佐伯市都市公園条例の一部改正については、大手前地区都市再生土地区画整理事業の実施に伴い、新たに交通広場を整備するため、大手前野外劇場を廃止しようとするものである。

この地域は、昭和34年11月14日に建設省告示第2287号で大手前上岡線の広場として、面積1,300平方メートルで計画されたわけです。大手前野外劇場は、昭和61年度から平成2年度にかけ整備したもので、事業費は、調査設計業務委託費730万円、ブロンズ彫刻制作費500万円、広場整備工事費4,964万6,000円、トイレ新築工事費793万1,000円、ポリスボックス新築工事費421万円で、総事業費は7,408万7,000円となっているとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、この野外劇場を廃止しなければ土地区画整理事業ができないのか、また、廃止したときの工事費についてただしたのに対し、執行部から、交通の利便性が悪いため、変則5差路の交差点の解消を含め、バスの導線を確認し、現在の大分バスのターミナル機能とタクシープールをこの場に整備するという考え方である。事業費については、今年度予算で交通広場整備、区画道路、国道217号交差点改良を含めて1億8,000万円計上しているとの答弁がありました。

さらに同委員から、当初予算に大分バス周辺の買収費含め約3億円、それに野外劇場関係の工事費が1億8,000万円、計4億8,000万円という計算になる。この事業を外すことはできないのか、これにより再開発への影響があるのかとただしたのに対し、執行部から、公園事業の約3億円は、用地費、再建築補償費及び工事費いずれも上限の額で予算計上している。交通広場の整備についても1億8,000万円予算計上しているが、使えるものは使い、お金をかけないようにしたい。再開発への影響については、一体的施行のため資金計画に影響があり、また、見直し等でスケジュール的に厳しいとの答弁がありました。

また、同委員から、準備組合と株式会社まちづくり佐伯が、この再開発にける熱意についてただしたのに対し、執行部から、準備組合理事長は、平成26年度完成に向け熱い思いがあると考える。まちづくり会社のスタンスは床を持つ方向で検討しており、準備組合は、まちづくり会社に大きな期待を寄せているのが現状であるとの答弁がありました。

また、一委員から、公園の野外劇場を残して大分バス側をタクシープールとして利用すれば改めて公園をつくる必要もないし、現在の公園を利用すればいいのではとただしたのに対し、執行部から、現在の大分バスのところに公園機能が必要だという考えで進めてきたので、その選択はなかったと答弁がありました。

また、一委員から、大手前の野外劇場は、花と緑の都市モデル地区整備事業の補助金交付を受け整備を行ったということであるが、建設省の告示等を受けて行った事業であり、手続的に廃止することに問題はないのかとただしたのに対し、執行部から、現時点でそこまで確認していないとの答弁がありました。

また、一委員から、本委員会が6月7日に現地調査を行ったが、非常に立派な施設で壊すのはもったいない。財政的な見地から事業費の縮小が図れるという思いがする。この施設を残し有効活用をするという考えはないのかと再度ただしたのに対し、執行部から、使えるものは使うし、残せるものは残したい、との答弁がありました。

また、一委員から、これまで何も説明を受けていないが、新しい公園事業の設計とか具体的なものができ上がっているのか。また、近隣商店、住民への周知は徹底されているのかとただしたのに対し、執行部から、公園事業は、今年度事業認可を受ける予定で、設計等はできていない。また、近隣住民への周知は、ケーブルテレビ等を活用して説明をしてきたので一定の理解はされていると考える。しかし、公園の廃止の手続をとらないと次に進めないという理解は難しいと考えるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑、答弁の後、一委員から、意見を整理するため協議会開催の申し出があり、暫時休憩し協議会を開催いたしました。

委員会再開後、一委員から、野外劇場と新しくつくろうとする公園の用地、これは表裏一体のもので切り離すことはできないということだが、この一画の中に用地買収が困難なところがあると聞く。この解決策についてただしたのに対し、執行部から、5名のうち1名の方の同意ができていない。公園事業に対しても同意いたしかねるという状況でもある。土地収用も視野に入れた中で、今後の事業の組み立てもあり得ると考えるとの答弁がありました。

これに対し同委員から、公園をつくるのに市民の土地を強制執行するというのはいかなるものか、仮に強制執行に入るとすれば時間はどのくらいかかるのかとただしたのに対し、執行部から、最短でも1年かかるとみているとの答弁がありました。

さらに同委員から、強制執行は100%収用できるという確信はあるのかとただしたのに対し、執行部から、土地収用委員会等設置しての議論になるが、県との協議では特に問題ないというニュアンスの話を聞いているとの答弁がありました。

また、同委員から、本案が継続審査になった場合、どのような影響が生じるのかとただしたのに対し、執行部から、仮に否決、継続審議ということになれば次は9月議会ということになり、平成26年度の完成は非常に厳しくなるとの答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁が交わされたのち、一委員から、継続審査の動議が提出されました。

その理由は、経費節減の観点から、野外劇場をそのまま残せないかという意見が委員の中に多いこと。国土交通省等の認可で補助金を活用してつくった野外劇場であるが、まだ一度も国土交通省との折衝をしてないこと。表裏一体であるという大分バス周辺の地権者の同意が難しいこと。準備組合とまちづくり会社の総会が月末にあり、その動きを見守りたいこと。本案は、十分審査する余地があり、また、審査を継続しなければ結論が出されない部分が大いにある。以上、継続審査についての提案理由が述べられました。

引き続き、挙手により採決した結果、挙手全員により、議案第73号、佐伯市都市公園条例の一部改正については、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 次に、経済産業常任委員会に付託中の請願第14号につきましては、会議規則第45条第2項の規定により、同委員から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、これを許可いたします。

経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長（井野上準） 皆さん、おはようございます。経済産業常任委員長の井野上準でございます。

本委員会が継続審査の申し出を行っている請願第14号、佐伯市城山頂上周辺の生態系調査を求める請願について、去る6月18日、委員全員出席のもと、委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして、中間報告を行います。

まず初めに、本請願の審査に当たり、請願者の佐伯商工会議所専務理事、寺谷参考人から

趣旨説明がありました。

第1に、県の鳥獣保護区の指定を受けているために生態系調査をしないことには伐採等何
もできない。生態系調査の期間は1年間、費用は城山頂上周辺のみであれば、およそ400万
円程度かかること。第2に、佐伯市城址に残る石垣の特徴として、本丸の石垣の角が丸くな
っていることや四段積の石垣、雄池・雌池といった貯水池が残る山城は珍しいこと。第3に、
歴史的資産として価値があるこの石垣を市内から見える状態にすることで、佐伯市観光の目
玉にし、佐伯のシンボルにしたいとの趣旨説明が述べられました。

あわせて、紹介議員からも、本請願に対する同様の趣旨説明が述べられました。

次に、本請願に対する執行部の意見を求めました。その意見の内容は、法的にいろいろ
縛りや制約があるのも事実で、関係部署との協議や検討、さらには聞き取りなど行ったとこ
ろ、生態系調査は、1回の調査費として300万円から400万円の費用がかかり、調査期間も1
年では終わらないと予想されることから、現実的には困難と考えている。

しかしながら、観光資源として考えた場合、市街地から城山の石垣が見えるようにしたい
という気持ちは当然持っている。このため、城山の保護・保全の観点から、生態系調査を行
わずに法令の許容範囲において可能とされる択伐や除伐について、現実にどの程度なのかを
改めて調査・研究する必要があること。また、関係部署が複数課に及ぶことや、今後、県や
国との協議、調整なども必要と考えており、現時点では、法令遵守の立場で取り組んでいき
たいとの説明がありました。

これに対し、一委員から昔は石垣が見えていたが、現在はほとんど見えていない状況であ
る。これは頂上付近の樹木が年月が経過し成長したことによるもので、その伸びた枝等を伐
採することについては、開発行為ではなく、通常の維持管理の範囲だと考えられる。このよ
うな観点から、生態系調査を行わずとも択伐の範囲において、石垣が見えるようになるので
はないかとただしたのに対し、執行部からは、保安林に指定されており、択伐についても当
然許可が必要であるため、所管の林業課とも協議をしながら、石垣が極力見えるよう努めて
いきたいとの答弁がありました。

また、一委員から、執行部としては、生態系調査を行わない方針なのかただしたのに対し、
執行部からは、経費がかかることや調査期間も1年以上必要となるため、法令の許す範囲内
で行うことにとどめ、生態系調査は行わないスタンスであるとの答弁がありました。

また、委員外議員から、伐採の量、面積及び本数等について、生態系調査を行わなければ
伐採は難しいのかとただしたのに対し、執行部からは、鳥獣保護の許可は必要ではなく、保
安林の立木等に係る伐採許可が下りれば可能であるとの答弁がありました。

一委員から、生態系調査をするにしても、調査する期間が1年以上にも及ぶ可能性もある。
また、請願人の見解では生態系調査をしなければ伐採できないとの見解、一方、執行部の見
解では生態系調査を行わずとも保安林の届出をすることで択伐、除伐が可能であるとするこ
れら双方の見解を考慮すると、調査を行わずともほかに取り得る手段があるか、ないかなど、
本委員会として、調査・研究の余地があるとの意見が出されたことを受け、自由討議を行
いました。

その後、同一委員から、過去に旧佐伯市において生態系調査を行っている経過があること
や昭和61年当時の城山整備懇談会の議事録等で、その後の経緯を精査する必要があること。
また、今後、石垣をどのようにしたら市内から見えるようになるのかなど、最善の方法を本

委員会で調査・研究を行う必要があるため、本請願については、継続審査としていただきたいとの動議が出されました。

継続審査に付する件について、挙手により採決した結果、挙手多数で、請願第14号、佐伯市城山頂上周辺の生態系調査を求める請願については、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、中間報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） なければ、各委員会の中間報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 26番、高司政文議員。

26番（高司政文） おはようございます。26番議員、高司政文です。

議案第73号の佐伯市都市公園条例の一部改正について、井上委員長に、ちょっと質疑をさせていただきます。

委員外議員でも出席をしてたんですけど、ちょっと審議に直接は加わってませんし、ちょっとわかりにくいところもありましたので、改めて質疑させていただきたいと思います。

3点、ちょっとお聞きします。

1点目ですが、今の委員長報告の中で、継続になった場合の影響ということで聞いた際に、執行部から、継続、否決となれば次は9月ということになり、時間的に完成は非常に厳しくなるというふうな答弁されたというふうに思いますけど、これを委員会として、あるいは委員としてどういうふうにとらえたか、その辺をまず一つお聞きします。

それから、2点目に、継続審査の理由として、今の野外劇場をそのまま残せないかという意見があるとかいろいろ幾つか述べられましたけど、これらも含め、これをクリアしたら今の13階建てマンションなどの大手前開発をそのまま続けてよいという判断でしたのかですね、その辺をお聞きします。

それから、3点目に、住民投票条例の制定に関して、何か質疑をされたのかどうかをお聞きします。

以上、3点、お尋ねします。

議長（小野宗司） 井上建設常任委員長。

建設常任委員長（井上清三） お答えします。

継続審査というふうな形の中で、9月議会というふうな答弁があったことで、ある意味では非常に厳しくなるということに対しての私含めて委員の考えというふうなことだと思えますが、御承知のように、いわゆる継続の審議の内容を申し上げたとおりに、非常にまだ審議せねばならないとか、そういった分がいろいろある中で、そういった継続に関するいわゆる影響はある、あるいはなし、そういった分も含みながらこの分については継続でやらなければならないというふうな判断したわけであって、執行部のほうが困るとか困らんとかいうことは関係なく、やはり委員会として適切な調査するのにまだ時間がかかるというふうな判断でございます。

それから、13階建て並びに住民投票条例については、この議案については、私は、間接的

には影響あるかわかりませんが、この公園の廃止という部分については、この分については、私は、余り委員会を含めて、まだふれておりませんという形で答弁させていただきます。
議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 2点目の質問。野外劇場とかね、いろいろそういうクリアしたら委員会としては大手前開発の場合いいと判断したのか。

建設常任委員長（井上清三） 今言われるように、いろいろな分をクリアされて大手前開発がオーケーだとかいうふうな議論というのは行っておりません。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） もう一回。今の答弁ありがとうございます。

厳しくなるという答弁を受けて継続ということになって、さっきの中間報告も聞いて、私も含めて議論の中では、これは委員会として時間的に9月とか延びて厳しいと言っているわけだから、もう大手前開発無理なんじゃないかということで判断したのかなというふうに思ったもんですからね、ちょっと今、確認したんですけど、その辺は、もう一回確認したいんですけど、そういう判断は委員会としてさっきおっしゃったようなところで、もう大手前がだめになるだとかいうことに質疑、判断というのはなかったですね。

議長（小野宗司） 井上建設常任委員長。

建設常任委員長（井上清三） 先ほども申し上げましたように、一応今回は、この公園の条例の廃止というふうな条件の中で、申し上げたように、まだ使える可能性もあるんじゃないか。壊すのは時期尚早じゃないかというふうな意見があるためにそういった部分があって、委員会としての大手前開発を踏まえての議論は、まだされておりません。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと、野外劇場を残すという話が出たということですけど、今まで大手前開発についてはいろんな場面で審議する機会があったんですけど、その委員会の中では、急に野外劇場を残すべきじゃないかとかいうふうなのが出てきて、今までそういう提案とか議会の中でなかったですよ。そういうのが突然という印象を受けるんですけど、さっき報告の中で、現地を委員会として見学したら、もったいないじゃないかというような意見が出たというふうなことなんですけども、そういう解釈でよろしいんですかね。

いろんな審議があってね、こうなったというんじゃなくて、現地を見て、それで委員会がそういう判断になったというふうな解釈でよろしいですか。

議長（小野宗司） 井上建設常任委員長。

建設常任委員長（井上清三） 先ほど見学含めて、そういったいわゆる公園の視察というんですかね、確認に、あるいは現場との整合性等々考えたときに、やはりまだ結論が出ておりませんが、もう少し調査する必要があるというふうに判断をして継続という形にみんなで協議したというわけです。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） それと継続の話ですけど、8月に臨時会が開かれるんじゃないかという方向に今なってますけど、委員会としては、いつまでに結論を出すというところで話がされたのか、その辺をお聞きしたいんですけど。

議長（小野宗司） 井上建設常任委員長。

建設常任委員長（井上清三） まだ具体的にいつまでに結論出すとか、いつまでに委員会を開くとかいうふうな部分は協議されておりません。

また、協議会等通じて、あるいは住民投票条例の日程等も勘案しながら、その辺の動きはあるのじゃないかというふうに私は考えております。

以上です。

議長（小野宗司） 高司議員。

26番（高司政文） 終わります。ありがとうございました。

議長（小野宗司） ほかに御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

日程第2 委員会の閉会中継続審査の件

議長（小野宗司） 日程第2、委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

建設常任委員長から、目下、委員会において審査中の議案第73号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中継続審査といたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、建設常任委員長からの申し出のとおり、議案第73号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、経済産業常任委員長から、目下、委員会において審査中の請願第14号について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中継続審査にいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

経済産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、経済産業常任委員長からの申し出のとおり、請願第14号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 3 号	佐伯市都市公園条例の一部改正について	建 設	閉 会 中 継 続 審 査

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 1 4 号	佐伯市城山頂上周辺の生態系調査を求める請願	経済産業	閉 会 中 継 続 審 査

日程第3 委員長報告（質疑）

議長（小野宗司） 日程第3、委員長報告を行います。

これより、休会中審査として各委員会に付託されました議案22件、専決処分の報告17件、請願2件、以上、計41件を一括して議題とし、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、後藤幸吉君。

総務常任委員長（後藤幸吉） おはようございます。総務常任委員長の後藤幸吉でございます。

今期定例会におきまして、私たち総務常任委員会に付託されました予算外議案2件、専決処分の報告4件、計6件につきまして、去る19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしました。その経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

まず、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本委員会の所管の部分について審査いたしました。

質疑に入り、1款、1項市民税について、一委員より、個人の特別徴収が6,300万円と大きな金額で計上されている経過をただしたのに対し、執行部より、当初予算の調定額と決算見込みの調定額の増減による補正であり、個人市民税の現年度分については当初予算で調定額23億2,136万1,000円を計上していたが、決算見込みでは23億8,826万4,000円という見込みが立って6,500万円の増加という形で計上している。また、法人市民税については、当初予算を調定額6億7,432万8,000円の99%である6億6,758万4,000円で計上していたが、本年2月末現在の収納額が5億9,044万6,000円となり、3月分の収納額を2,913万8,000円と見込んで見込み額を6億1,958万4,000円としたが、それでも、なお、予算額6億6,758万4,000円に対して4,800万円の不足が生じるため減額補正しているとの答弁がありました。

これに対して、同委員より、最終補正という形でないといけないのか、3月補正では無理だったのかとただしたのに対し、執行部より、専決の見込みを立てる時期が2月末であり、決算の最終的な予測というのが非常に立ちにくいので、こういう専決補正になっているとの答弁がありました。

また、同委員より、法人市民税の部分は、なぜ減額になったのかその理由をただしたのに対し、執行部より、法人市民税は22年度の申告によって23年度分の税額が決まることになる。22年度の景気の落ち込みにより法人市民税が下がっているとの答弁があり、これに対して同委員より、法人の倒産であるとか、そういう部分の影響と考えてよいかとただしたのに対し、執行部より、「そういうことではなかろうかと判断しております」と答弁がありました。これに対して同委員からは、「なかろうか」ではなく要因把握の徹底をお願いするとの要望が

出されました。

その他の部分では質疑もなく、採決の結果、報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第8号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたしました。

質疑に入り、一委員より、国庫補助金の離島航路補助金627万1,000円の減額と繰入金の関連をただしたのに対し、執行部より、国庫補助金は航路の赤字補てん分であり、当初1,296万円を見込んでいたが1,619万3,765円で確定し、この部分で差し引き323万3,765円の増額に、もう一つの要因としては、現在建造中の離島航路新造船の入札残が950万5,000円生じており、これらの差し引きで減額しているとの答弁がありました。

また、一委員より、10月1日の就航は予定どおりかただしたのに対し、執行部より、船舶は9月末に竣工予定となっているとの答弁がありました。

採決の結果、報告第8号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第15号、佐伯市税条例の一部改正についてを議題といたしました。

執行部の説明のあと質疑に入り、一委員より、国の法改正に伴ってということだが、これにより税負担の状況がどのように変わるのかをただしたのに対し、執行部より、今回、基準単価8,000円の個人世帯で1筆の税金の影響額としては5%上がるが下方修正により価格が下がるため、一律に5%上がるわけではない。ただ、その基準単価8,000円で5%上がったときには影響額は二百七、八十円となり、今回1年間の影響額としては103万円ほど増税になるとの答弁がありました。

そのほか委員外議員より評価替えによる影響等の質疑があるなど活発な質疑、答弁のあと、採決の結果、報告第15号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第16号、佐伯市都市計画税条例の一部改正については、執行部の説明のあと若干の質疑、答弁があり、採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第72号、佐伯市火災予防条例の一部改正については、執行部からの説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第95号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたしました。

執行部より、この工事は昭和60年に整備した弥生地区と本匠地区のアナログ式防災行政無線が26年を経過し老朽化したので今回デジタル化に更新する工事であり、弥生地区では、振興局に親局装置、屋外拡声子局は再送信子局、簡易型屋外拡声子局と合わせて49局、戸別受信機は60局の整備をする。本匠地区では、振興局に親局装置、中継局は2局、屋外拡声子局は再送信子局、簡易型屋外拡声子局と合わせて36局、戸別受信機は60局の整備をする。また、旧佐伯市に2カ所、蒲江地区に1カ所、屋外拡声子局を追加するとの内容説明がありました。

質疑に入り、一委員より、戸別受信機60局、これは今ある戸別受信機とは違う形になるのかとただしたのに対し、執行部より、今デジタル無線化に更新しているものについては、一番には屋外拡声子局が基本である。整備に当たり少ない集落をカバーする際、事業費を少なくするために簡易型の屋外拡声子局で整備している。それよりさらに対象戸数が少ない場合には、子局を建てるより戸別の受信機で整備した方が安くなるので、そうした形で対応する

のが60局になるとの答弁がありました。

また、一委員より、山間部ではよく聞き取れない部分もある。高齢化も進んでいるので戸別の受信機も考えていただきたいという質疑に対し、副市長からは、旧町村の時代はきめ細やかなサービスができたが、市内全世帯に戸別受信機を設置するとなると概算で事業費が数十億円単位になるということで要望にこたえ切れていないと思う。高齢化の進んでいる地域では戸別受信機設置の要望は強いと思うので、再度どれくらい経費がかかるかは検討してみたいとの答弁がありました。

また、一委員から、従来の設備は聞き取りにくいという声を耳にしているが、今回のデジタル化によりこれは解消されるのかとただしたのに対し、執行部からは、23年度に蒲江地区ではデジタル化を実施し、音が聞こえやすくなったという情報が入っている。デジタル化によりはっきりと聞こえるようになるとの答弁がありました。

そのほか委員より、議会報告会で出された防災FMラジオ等の活用や台風4号に対しての防災課、振興局での対応に関する質疑の後、討論はなく、採決の結果、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 次に、建設常任委員長、井上清三君。

建設常任委員長（井上清三） 建設常任委員長の井上清三でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案3件、専決処分の報告8件、計11件につきまして、去る6月19日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）についてを議題としました。

歳入では、14款、1項、4目農林水産業費県負担金の地籍調査事業費負担金について、地籍調査の実施状況と今後の計画についてただしたのに対し、執行部から、23年度は宇目の木浦、蒲江の河内、旧市内が青山と木立地区で実施している。今年度は旧市内の長良地区を計画している。25年度からは西上浦地区から実施する予定であるとの答弁がありました。

次に、歳出では、8款、1項、1目土木総務費のうち、住宅・建築物耐震改修等事業について減額理由をただしたのに対し、執行部から、当初予算では木造住宅耐震診断補助事業20件を計上していたが、申請件数が1件であったため減額しているとの答弁がありました。

また、8款、8項、2目住宅建設費のうち公営住宅ストック総合改善事業について減額理由をただしたのに対し、執行部から、アスベストの検出結果を受け、民間住宅の借上げの予算を計上していたが、居住しながら施工できる気中濃度であることが判明したことによる減額、また、工事の執行残が主なものであるとの答弁がありました。

その他、若干の質疑がありましたが、討論、採決の結果、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第7号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3

号)、報告第9号、平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)、報告第10号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)、報告第11号、平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、報告第12号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)、報告第13号、平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算(第1号)及び報告第14号、平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算(第1号)については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第74号、佐伯市手数料条例の一部改正についてのうち本委員会所管の部分について、議案第75号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について及び議案第76号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正については、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長(小野宗司) 補足説明はありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 次に、教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長(矢野哲丸) 教育民生常任委員長の矢野哲丸でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案16件、専決処分報告6件、請願2件、計24件につきまして、去る6月18日、委員全員出席のもと委員会を開会し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告申し上げます。

まず初めに、請願第16号、教育予算拡充を求める意見書採択についての請願を審査いたしました。

請願者の大分県教職員組合佐伯支部書記長小野元明さんに参考人として御出席をいただき趣旨説明をいただきました。その後、執行部からの意見も聴取し、活発な質疑、答弁の後、自由討議に入り各委員で討議を行った後、請願の内容については理解できるものと賛成討論があり、採決の結果、請願第16号は採択すべきものと決しました。

また、本請願は、関係省庁等へ意見書提出を求めることを願意としており、採択に伴う意見書案の提出について、採決の結果、全会一致で意見書案を議案として提出することに決定いたしました。

次に、請願第15号、青山地区公民館の建替えを求める請願を審査いたしました。

執行部からの意見を聴取し、その後、紹介議員の井野上準議員から請願の願意について説明をいただき、採決の結果、請願第15号は採択すべきものと決しました。

この採択いたしました請願は執行部に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することにいたしました。

次に、議案第74号、佐伯市手数料条例の一部改正についてのうち、本委員会所管の部分について、執行部から、今回、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正が、平成24年7月9日から施行され、外国人住民も日本人と同様に住民基本台帳法の適用になるとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、佐伯市で外国人登録をして居住している人の人数と今回の法改正で人数が変動するのかとただしたのに対し、執行部から、4月末現在で266人だが在留力

ードの関係で若干減るかもしれないと答弁がありました。

また、一委員から、3カ月以上なら住民票交付できるのだが、6カ月以上なら投票権も得られるのか、被選挙権はどうなるのかとただしたのに対して、執行部から、戸籍の問題、国籍の問題あるいは選挙権の問題といった部分は、今回の法改正では関係するものではないと答弁がありました。

その他活発な質疑、答弁の後、議案第74号のうち、本委員会所管の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号、佐伯市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、議案第78号、佐伯市印鑑条例の一部改正について、議案第79号、佐伯市火葬場条例の一部改正について、議案第81号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について、議案第82号、佐伯市敬老祝金条例の一部改正について、議案第83号、佐伯市子宝支援事業条例の一部改正について、議案第84号、佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、議案第89号、佐伯市スポーツ傷害見舞金支給条例の一部改正について、議案第90号、大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、議案第74号と同様に住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い条文を整備するものであり、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、執行部から、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、また、幼稚園医、幼稚園歯科医及び保育所嘱託医、保育所嘱託歯科医の年額報酬と児童生徒園児1人当たりに対しての金額をそれぞれ10%引き上げようとするものであるとの説明があり、若干の質疑、答弁の後、議案第80号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第85号、佐伯市公民館条例の一部改正について、議案第86号、佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、議案第87号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について、議案第88号、佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正については、執行部から、それぞれ指定管理の指定期間を3年間から5年間に改めるものであるとの説明があり、慎重審査の結果、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第91号、佐伯市長期総合教育計画の変更については、執行部から、地方自治法第96条第2項及び佐伯市議会基本条例第11条第3号の規定により、議会の議決を求めたものであり、佐伯市長期総合教育計画については、平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間としているが、国・県の教育施策の変化や社会情勢の変化に対応し、計画を実効性また現実性のもにすため、平成24年度から平成28年度までの5カ年を後期計画期間としてその変更を行うものである。今回、成案を作成するのに、3月1日の議会全員協議会と3月28日の教育民生常任委員会で素案を示して指摘をいただいた箇所の修正や語句の修正を行ったものであるとの説明がありました。若干の質疑、答弁の後、議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本委員会所管の部分について款を追って審査し、若干の質疑、答弁の後、専決処分の報告第2号のうち本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第3号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、専決処分の報告第4号、平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2

号)、専決処分の報告第5号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算(第4号)、専決処分の報告第6号、平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算(第1号)については、それぞれ款を追って審査をし、若干の質疑、答弁の後、それぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

最後に、専決処分の報告第17号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、執行部から、地方税法の一部改正に伴い、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を現行の3年から7年に延長したものであると説明があり、若干の質疑、答弁の後、専決処分の報告第17号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長(小野宗司) 補足説明はありませんか。

(なし)

議長(小野宗司) 次に、経済産業常任委員長、井野上準君。

経済産業常任委員長(井野上準) 経済産業常任委員長の井野上準でございます。

今期定例会におきまして、本委員会に付託されました予算外議案2件、専決処分の報告2件、計4件につきまして、去る6月18日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要及び結果につきまして御報告を申し上げます。

まず、議案第92号、佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例の一部改正については、執行部から、この条例の一部改正は来年3月末で期間満了するこの施設の指定管理の期間を3年から5年に改めようとするものであるとの説明がありました。慎重審査の結果、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号、財産の無償貸付けについて(旧河内小学校校舎の一部)については、執行部から、企業誘致により経済の活性化を図るため、株式会社エクセルテックを誘致しようとするものである。この会社は、主に金融機関のコンピューターシステム開発を手がけ、社員は150名を超えている会社で、社長は蒲江西野浦出身である。経営も軌道に乗っており、蒲江では新たな分野の仕事に取り組みたいとの説明がありました。

質疑に入り、一委員から、給排水施設、トイレなどの工事金額の見込みについてただしたのに対し、執行部から、総額で約100万円から110万円ほどであるとの答弁がありました。慎重審査の結果、議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算(第4号)のうち、本委員会所管の部分について、款を追って審査いたしました。

歳入での質疑は特になく、引き続き歳出の審査に入り、6款、3項、2目水産業振興費について、295万円の減額理由についてただしたのに対し、執行部から、県の補助金でホームページの作成を行う予定だったが、調整がうまくいかず、今年度予算に計上しているとの答弁がありました。

その他、活発な質疑、答弁ののち、討論、採決の結果、専決処分の報告第2号のうち、本委員会所管の部分については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、専決処分の報告第18号、議決事項の一部変更について(財産の無償貸付け(旧小野市中学校校舎))については、執行部から、株式会社イベントホライズンが貸し付けを受けている校舎の一部を、新たに株式会社東九州ラボラトリーを転貸の相手方として加えようと

するものである。市の緊急雇用事業で育成した人材を6名雇用する計画があり、早急に業務を開始したいとの希望があったことから、専決処分を行ったとの説明がありました。

慎重審査の結果、専決処分の報告第18号については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わりますが、報告漏れ等がありましたら、他の委員の補足説明をお願いいたします。

議長（小野宗司） 補足説明はありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 以上の各委員長報告に対する質疑を行います。

御質疑ありませんか。

（な し）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

日程第4 討論、採決

議長（小野宗司） 日程第4、討論、採決を行います。

議案第72号、佐伯市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号、佐伯市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

建設常任委員長及び教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号、佐伯市市営住宅条例の一部改正について、第76号、佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

建設常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、佐伯市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、第78号、佐伯市印鑑条例の一部改正について、第79号、佐伯市火葬場条例一部改正について、以上3件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより3件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上3件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について、第82号、佐伯市敬老祝金条例の一部改正について、第83号、佐伯市子宝支援事業条例の一部改正について、第84号、佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について、第85号、佐伯市公民館条例の一部改正について、第86号、佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について、第87号、佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について、第88号、佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について、第89号、佐伯市スポーツ傷害見舞金支給条例の一部改正について、第90号、大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、以上10件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより10件を一括して採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、以上10件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号、佐伯市長期総合教育計画の変更についてを議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号、佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例の一部改正について、第93号、財産の無償貸付けについて(旧河内小学校校舎の一部)、以上2件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより2件を一括して採決いたします。

経済産業常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上2件は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号、佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者平山和也）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

本案は原案のとおり、平山和也君に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり佐伯市固定資産評価員に平山和也君が同意されました。

次に、議案第95号、工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務常任委員長報告のとおり、原案を決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦について（候補者金田憲子）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

諮問第4号は原案のとおり、異議のない旨、答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり異議のない旨、答申することに決しました。

次に、専決処分の報告第2号、平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第3号、平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、第4号、平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、第5号、平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第4号）、第6号、平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）、第7号、平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、第8号、平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第4号）、第9号、平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、第10号、平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、第11号、平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、第12号、平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、第13号、平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会

計補正予算（第1号）、第14号、平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）、以上12件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、建設、教育民生各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上12件は、それぞれ原案のとおり承認されました。

次に、専決処分の報告第15号、佐伯市税条例の一部改正について、第16号、佐伯市都市計画税条例の一部改正について、第17号、佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について、第18号、議決事項の一部変更について（財産の無償貸付け（旧小野市中学校校舎））、以上4件を一括して議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結し、これより採決いたします。

総務、教育民生、経済産業各常任委員長報告のとおり、それぞれ原案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。

よって、以上4件は、それぞれ原案のとおり承認されました。

次に、請願第15号、青山地区公民館の建替えを求める請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第15号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第15号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第16号、教育予算拡充を求める意見書の採択についての請願を議題といたします。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、起立により採決いたします。

教育民生常任委員長報告のとおり、請願第16号を採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、請願第16号は採択とすることに決定いたしました。

審議結果
議案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 7 2 号	佐伯市火災予防条例の一部改正について	総 務	原案可決
第 7 4 号	佐伯市手数料条例の一部改正について	建 設 教育民生	原案可決
第 7 5 号	佐伯市市営住宅条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 7 6 号	佐伯市集落排水処理施設条例の一部改正について	建 設	原案可決
第 7 7 号	佐伯市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 7 8 号	佐伯市印鑑条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 7 9 号	佐伯市火葬場条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 0 号	佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 1 号	佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 2 号	佐伯市敬老祝金条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 3 号	佐伯市子宝支援事業条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 4 号	佐伯市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 5 号	佐伯市公民館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 6 号	佐伯市蒲江集会所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 7 号	佐伯市蒲江葛原郷土文化保存伝習所条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 8 号	佐伯市蒲江海の資料館条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 8 9 号	佐伯市スポーツ傷害見舞金支給条例の一部改正について	教育民生	原案可決
第 9 0 号	大分県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	教育民生	原案可決
第 9 1 号	佐伯市長期総合教育計画の変更について	教育民生	原案可決
第 9 2 号	佐伯市宇目柳瀬農村体験モデル施設条例の一部改正について	経済産業	原案可決
第 9 3 号	財産の無償貸付けについて（旧河内小学校校舎の一部）	経済産業	原案可決
第 9 4 号	佐伯市固定資産評価員の選任について（候補者平山和也）		原案同意
第 9 5 号	工事請負契約の締結について（佐伯市防災情報システム整備工事）	総 務	原案可決

諮 問

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦について（候補者金田憲子）		異議がない

専決処分報告

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 2 号	平成23年度佐伯市一般会計補正予算（第4号）	分 割	原案承認

第 3 号	平成23年度佐伯市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	教育民生	原案承認
第 4 号	平成23年度佐伯市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	教育民生	原案承認
第 5 号	平成23年度佐伯市介護保険特別会計補正予算（第4号）	教育民生	原案承認
第 6 号	平成23年度佐伯市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	教育民生	原案承認
第 7 号	平成23年度佐伯市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 8 号	平成23年度佐伯市大島航路事業特別会計補正予算（第4号）	総務	原案承認
第 9 号	平成23年度佐伯市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第 10 号	平成23年度佐伯市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 11 号	平成23年度佐伯市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）	建設	原案承認
第 12 号	平成23年度佐伯市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	建設	原案承認
第 13 号	平成23年度佐伯市生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）	建設	原案承認
第 14 号	平成23年度佐伯市飲料水供給事業特別会計補正予算（第1号）	建設	原案承認
第 15 号	佐伯市税条例の一部改正について	総務	原案承認
第 16 号	佐伯市都市計画税条例の一部改正について	総務	原案承認
第 17 号	佐伯市国民健康保険税条例の一部改正について	教育民生	原案承認
第 18 号	議決事項の一部変更について（財産の無償貸付け（旧小野市中学校校舎））	経済産業	原案承認

請 願

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 15 号	青山地区公民館の建替えを求める請願	教育民生	採 択
第 16 号	教育予算拡充を求める意見書採択についての請願	教育民生	採 択

日程第5 議案の上程（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

議長（小野宗司） 日程第5、議案の上程を行います。

意見書案第30号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、第31号、災害時多目的船の建造を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。

まず、意見書案第30号につきまして、提案者の説明を求めます。

教育民生常任委員長、矢野哲丸君。

教育民生常任委員長（矢野哲丸） 教育民生常任委員長の矢野哲丸です。

意見書案第30号について、教育民生常任委員会を代表して案文を朗読して提案させていただきます。

意見書案第30号

義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書

学校現場では、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。また、暴力行為や不登校、いじめ等生徒指導面の課題が深刻化し、障がいのある児童生徒や、日本語指導など特別な支援を必要とする子どもが顕著にふえている。

しかし、日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として26人から30人を挙げている。このように学級規模の引き下げが喫緊の課題となる中で、地方が独自に実施する少人数学級は高く評価されている。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、教育予算についてはGDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国28カ国の中で日本は最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫している。

教育は未来への先行投資であり、子どもたちがどこに生まれ育ったとしても等しく良質な義務教育を受けられることは、憲法の保障するところである。財政論を踏まえつつも、教育論の観点から次の事項の実現を求める。

記

1. 子どもたちに、教育の機会均等と教育水準を保障するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度について、国負担率を2分の1に復元することを含め、制度を堅持すること。
2. きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

大分県佐伯市議会

以上です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長（小野宗司） 次に、意見書案第31号につきまして、提案者の説明を求めます。

24番、渡邊一晴君。

24番（渡邊一晴） 24番議員、新風会の渡邊一晴でございます。

ただいま本定例会に上程されました意見書案第31号につきましては、案文を読み上げて提案の説明にかえさせていただきます。

意見書案第31号

災害時多目的船の建造を求める意見書

先の東日本大震災では、交通・通信網、医療施設等の社会インフラが完全に破壊された。こうした中で、被災地では多くの傷病者が迅速な治療を受けることがままならない状態が続いた。その背景には、病院施設も損傷を受けたこと、損傷の軽微な病院でも対応できる病床数が絶対的に少ないこと、医師や看護師も被災者であり、また、交通網も遮断されており、即時に救急活動に従事できる人数が限られていたことがその理由である。

今後このような事態に迅速かつ適切に対処するには、最先端の医療設備・機器を搭載した病院船を建造し、海上からの医療支援が行える体制を整えることが必要であることは諸外国の例を見ても明らかである。

よって、国会及び政府におかれては、次のとおり、災害時多目的船（病院船）を建造・保有し、緊急時に医療サービスを可及的速やかに提供できる体制を早急に整備するよう強く求める。

- 1．東日本大震災の経験を踏まえ、災害時多目的船を新たに建造すること。
- 2．災害時多目的船は、災害時の医療活動及び物資提供などの支援活動の拠点に加え、政府の災害対策活動の現場指揮をとる司令塔の機能を有すること。
- 3．国家軸（国内災害対応）、国際軸（国際貢献）、地方軸（離島・へき地の医療支援）の三つの大きな柱を念頭に、災害時だけでなく平時の運用方法も含めた災害時多目的船の十分な調査・検討を行うこと。
- 4．災害時多目的船の母港として国内の東西二カ所を整備することとし、西日本については大分県佐伯港とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月26日

大分県佐伯市議会

御賛同方、よろしくお願ひ申し上げます。

平成24年第2回佐伯市議会定例会追加上程議案一覧表

意見書案

番 号	件 名
第 30 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書
第 31 号	災害時多目的船の建造を求める意見書

議長（小野宗司） これより質疑を行います。

意見書案第30号及び第31号、以上2件を一括して議題といたします。

御質疑ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第31号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（小野宗司） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第31号につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

なお、委員会提出の議案は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託しない扱いとなっておりますので、念のため申し添えます。

これより討論、採決を行います。

意見書案第30号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書、第31号、災害時多目的船の建造を求める意見書、以上2件を一括して議題といたします。御意見ありませんか。

（ な し ）

議長（小野宗司） 御意見なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

まず、意見書案第30号、義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書を議題といたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、意見書案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第31号、災害時多目的船の建造を求める意見書を議題といたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

議長（小野宗司） 起立多数であります。

よって、意見書案第31号は原案のとおり可決されました。

審議結果
意見書案

番 号	件 名	付託委員会	結 果
第 3 0 号	義務教育費国庫負担制度の堅持と次期定数改善計画の実施を求める意見書		原案可決
第 3 1 号	災害時多目的船の建造を求める意見書		原案可決

日程第 6 議員政治倫理審査請求に基づく特別委員会設置の件
(特別委員会の設置、閉会中継続審査、採決)

議長(小野宗司) 日程第 6、議員政治倫理審査請求に基づく特別委員会設置の件を議題といたします。

本件は、平成24年 6月19日に議員 6人の連署により、議員政治倫理条例第 4条第 1項の規定により、政治倫理基準に違反する行為をした疑いに係る審査請求が提出されたものであります。その審査請求の要旨については、お手元に配付のとおりです。

本件については、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

調査第 6号、議員政治倫理審査請求に関する件につきましては、7人の委員をもって構成する政治倫理調査特別委員会を設置して、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることにいたしたいと思います。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(小野宗司) 起立多数であります。

よって、調査第 6号、議員政治倫理審査請求に関する件につきましては、7人の委員をもって構成する政治倫理調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中継続調査とすることに決しました。

ただいま設置されました政治倫理調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 8条第 1項の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり議長において指名いたします。

政治倫理調査特別委員会委員表

委 員			
後 藤 幸 吉	浅 利 美知子	井 野 上 準	矢 野 哲 丸
清 家 好 文	高 司 政 文	上 田 徹	

日程第 7 会議録署名議員の指名

議長(小野宗司) 日程第 7、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、兒玉輝彦君、14番、日高嘉己君、

以上の2名を指名いたします。

以上で本日の議事はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会はこれにて閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小野宗司) 御異議なしと認めます。

よって、平成24年第2回佐伯市議会定例会は、これにて閉会いたします。

午前11時23分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年6月26日

佐伯市議会議長 小 野 宗 司

署 名 議 員 兒 玉 輝 彦

署 名 議 員 日 高 嘉 己